

國史の研究各説上

昭和 七 年 六 月二十日第一刷發行
昭和二十三年 六 月十五日第十一刷發行

定價參百五拾圓

著者 黑板勝美

東京都千代田區神田一ツ橋 岩波書店內
編集者 布川角左衞門

東京都千代田區神田一ツ橋二丁目三番地
發行者 岩波雄二郎

長野市岡田町一七六番地
印刷者 田中重彌

發行所 東京都千代田區神田一ツ橋二ノ三
岩波書店
會員番號A一〇九〇〇四號

大日本法令印刷株式會社印刷・製本

とする東福寺があり、入宋の禪僧も少くなかつた、それに北京律を弘めた泉涌寺の開山俊芿の如きも、多く宋から典籍を將來してゐるのであつたが、朱子學の研究が特にこの時代の末になるまで盛にならなかつたことについては、また皇家中興運動と關聯して考察すべきものであらう。

鎌倉時代の書風

最後に書風はこの時代に入り、彼の世尊寺家の人々がたゞ樣によつて胡盧を書くといふ形式的に流れたるに對し、前に述べた和歌と同じく、兩統迭立によつてまた互に砥礪せられ、こゝに清新なる書風を生じて來たのは注意すべきことである。それが皇室を中心として發達し、後深草天皇、龜山天皇をはじめ、花園天皇、後醍醐天皇に至るまで、歷代の宸筆何れも優劣なき立派な御筆蹟であり、こゝに所謂宸翰樣なるものが起つて來たが、その間にまた宋元の書風之に加はつて居ることが認められる、そして伏見天皇の皇子尊圓法親王に至つて上代樣と宋元風とがよく融合せられたのが青蓮院流であり、世尊寺流に代つて一世を風靡することゝなつた、尊圓法親王が宋元の書風を研究せられたことは西本願寺所藏の鷹巣帖によつても覩られるであらう。

宸翰樣

青蓮院流

の對象とされてゐる。特にこの頃海上遙かに貨物を積載して商賣に從事してゐたものと考へられるものに、出羽の津輕船や、伊豆の伊豆山神船の如きものがあつた。事實に徴するも、當時行商を主とした座人の活動と相俟つて、地方に於ける市場の發展が漸次促されて來たものと見做さねばならない。

鎌倉時代の文化

猶ほ最後に鎌倉時代に於ける文學及び書風等について一瞥しよう。固より鎌倉時代の文化には復古的の精神が起つて居り、之に宋元文化の要素を多量に加へてゐるけれど、京都の文學は多く前時代から引きつゞいて來たものを尙ほ傳統的に保存したといふに過ぎなかつた。それが兩統迭立によつて公家の人々が相競ひ互に勵んだことは和歌の勅撰集にも現れてゐる、そして既に早く研究せらるべくして未だ研究せられざりし朱子學が後醍醐天皇の御代に至りはじめて盛に研究せられたのは注意すべきことである。尤も關東に於いて鎌倉の禪林では、道隆蘭溪、無學祖元等をはじめ一寧一山などの名僧によつて、宋元の文學も興隆せられたであらうが朱子學との關係は明でない、又京都を中心とせる禪林にも榮西によつて建てられた建仁寺、圓爾を開山

爲に結合された組合の發生に求むべきものであるといふのであつて、これから進んで營業の禁止解除もその本質に加はり、營業の獨占は後に至つて附加されて來た性質に過ぎないといふ結論に到達してゐる。この柴氏の所説は、今日まで座の本質を論じたものゝ中で最も進んだものであらう。

かくて前時代の末期に發生した座が鎌倉時代の史料に現れてくる狀況を觀ると、本座と新座との關係座人の間にそれ〲競爭の生じてゐたことなどを看取するに難くない、これによつて當時商工業の發展の上に前時代に異なるものゝあることは明かな事實と見てよいであらう。又座の發達は市場の歷史と併せて考ふべきものである、公家時代の事象に現れてくる市は都府の市にある店舖が中心になつたもので、地方のそれについては詳細なる資料が未だ現れてゐないが、既に前時代でも社寺に關聯して特別に市場の起された場合があつたと見え、石清水八幡宮には子日に立つ市が既にその頃存じてゐる。それが降つて鎌倉時代になると、庄園に關係した文書に、市津料とか或は市庭とかいふ言葉が現れて居り、いづれも庄園の領主や地頭御家人等の收益

第でこの以前の時代に史料が發見せられるであらうから、要するに同氏も論じて居られるやうに、座の起原の問題は事件の歴史でなく狀態の變遷にあるから、鎌倉時代の初期に既に座に關する史料の發見せらるゝ以上、その起原がその以前に遡り得ることは異論がないであらう、しかし之と同時に又その起原の時を明確に決定することは不可能と言つてよいであらう。

座の發生及びその本質

從來の所說では、公家時代の末、權門勢家の權勢の强大なる時に當り、商人工匠が職業の獨占的特權を維持せんがためにその勢力を假らんとしその保護を受けんとする目的から、或る一種の團體が形成されたのが座の起原であるとせられて來た。當時庄園の領主が權門勢家の威權を假らんがためにそれぞれ庄園を寄附して、本所領家と仰いだ時代の傾向と併せて觀察した點は如何にも尤の說と首肯させられるものがある。然るに柴氏の新說に據れば、座に關する初期の史料には座の本質として獨占とか占賣とかいふ意味が現れてゐない。座の起原を營業の獨占といふ特權を得る事に求めるのは眞實でない、座の起原は神人寄人等の行商人が稅卽ち當時の營業稅の免除を受ける

座の語原

座の語原が場席にあることに異論はない、されど之が社寺の神人等の占める座席から發生したものと限定することに於いては、或は眞相を得るに遠ざかる傾が無いとも言へない。要するに廣く座席から發生し、それが後に至り轉じて組及び組合の意味を持つやうになつて來たものと認めて差支なからう。尤も既にこの組合の意味に轉化した時代に於いても、座が店の意味を有し、その座席の語原を長く持續してゐる場合のあることも注意して置かなければならない、これらの所説は前記三浦平泉兩博士の研究によつて確説に導かれたやうに思はれる。

座の起原

座の起原は最初横井福田兩博士により室町時代にあるものと説かれたのであるが、この説は柴氏の研究の結果全く否定せられ、鎌倉時代にも明かに座の存在が認められ、更に遡つてその以前にまでその起原を求め得るとせられた。同氏の史學雜誌所載の論説には從前から發見された座の史料中鎌倉時代のものとして、三長記建久六年十二月十九日の條に見ゆる掃部寮の筵御手作新座に關するものをはじめ、その史料を網羅してある。勿論檢出の勞力次

ぐらゐに過ぎなかつたが、ついで福田德三博士は、之を西洋のギルドと比較して論せられ、その所說は同博士著日本經濟史論の中に詳にされてゐる。此等の說を論評し、更に一般の研究を進めたものが、經濟大辭書「座」の項に收められてゐる柴謙太郎氏の所說である。その後に於いては三浦周行博士の「座の起源と其語原」（法制史の研究所收）の發表があり、之に對して史學雜誌第二十八編に平泉澄博士の「座管見」といふ批評があり、更に三浦博士の「座の意義」と題する答辯が出で、續いて平泉博士の「再び座に就いて鄙見を述ぶ」といふ再論出で、之に對し又三浦博士の「再び座の意義につきて」といふ辯論が現れた。兩博士の論點は專ら座の語原と其の意義とにあつて、その本質に觸れてこれが起原等を論ずることには深く及んでゐなかつた、然るに其の後柴氏は史學雜誌第三十七編に「商事組合として座の起源」と題する論說を揭げ、同氏の前論の補訂から、この問題に關する從來の所說に對して異論のあるところを述べられ、更に座の起原に關する一の創見を發表して居られるが、その發表後目覺しい論說も出でずして今日に及んでゐる。

商業の發展及び市場の發達

座の研究

に行はれて來るやうになつた。この場合には年貢雜物等の收納を米穀或は貨幣に換算して本所領家に納付する傾向が生じて居るのであつて、この傾向には、前時代に於いて土地から生產される特有の物資をそのまゝ收益した事情と、確かに相反するものがあるといはなければならぬ。前時代の事情では貨幣の流通は增進し難からうが、この時代に於ける如上の傾向は貨幣の流通狀態を助長するものであつた。尤もこれは又貨幣の流通狀態が向上してゐたために現れて來たものとも考へなければならないかも知れぬが、この時代に貨幣の流通狀態の進んだことだけは疑はれない。

かく庄園の收納物が複雜なものから一樣化せらるゝ傾向となつたので、自然に各地に於いて生產せられた特有の物資も、その地方に於いて取引せられることになり、之に伴ひ商業の發展、市場の發達が促されるに至つた事も、當然首肯し得られるであらう。それら商人の活動を考ふるには、座の歷史を檢討しなければならない、座の研究は經濟史の問題としても最も重要なものゝ一と言つてよい、之に就いて早く說を立てたものは、横井時冬博士の「日本商業史」

ま生活の資料とし、しかも猶ほ不備不足を生ずる場合には他の物資と交換するのが、經濟生活の主要なる傾向であつた。從つて多くの庄園を領有してゐた院宮權門勢家社寺にあつても、その收益の狀態は、皆その土地から生產せる年貢米を本體とし、それに特產の物資を徵納し、又その住民から人夫役等の勞力奉仕をも受納してゐたのであり、是等大きな經濟生活を營む者に於いては、その生活上必要な物資はみづから領有する所領內から徵收するものによつて供給されるといふのが、大體の情態であつたと認められる。

然るに古武家時代に入れば、諸國の庄園に勃興した武士の勢力伸展の結果、この傾向に變化が生じて來た、そして鎌倉時代となつて、元來庄園の庄務の一部を分擔してゐるのを常としてゐた地方の武士が武威に任せて權門勢家もしくは社寺等の所領を押領するものがだん〳〵現れて來たのである。勿論これは幕府が出來るだけ制裁を加へ之を抑へて居た所であるから、その間また平和的の契約によつて庄園に居住する武士が、本所領家の收益する年貢幷に雜物等の徵納を一手に請負ふところの慣習たる所謂請所制度がまた一方

貨幣の流通狀態

宋錢の渡來

次にこの時代に於ける貨幣の流通狀態は如何であつたらうか。我が國の貨幣鑄造は、この時代以前には所謂皇朝十二錢以外に史上に現れるものはなかつた、しかし海外との通交上宋錢の渡つたものが相當にあり、これらの錢貨は我が國の鑄造貨幣と共に流通してゐたものであらう、そして公家時代には貨幣の流通程度極めて低かつたけれど、この時代になると次第に向上し、京都を中心とした所ばかりでなく、遠い地方に於いても漸次流通の程度が高まり、この時代の終末期にはその傾向が著しく加はつてゐる。

一般的經濟生活の向上

かく貨幣の流通狀態の顯著となつた傾向は、言ふまでもなくこの時代に於ける一般的經濟生活の向上發展を示すものに外ならぬであらう、そしてこゝにこの傾向に關して注意し置かねばならない事情が現れてゐる、それは土地よりの收益物たる一般の年貢の收受に一の變化を生じて來たことである。

公家時代に於ける土地の收益と生活

公家時代に於いては土地の收益は土地より生ずる物資を年貢として徵收するにあつたが、その物資はその土地から產出せるものを直接收納してゐたのである。卽ちそれ〴〵の土地から生產せる特有の物資を納め、それをそのま

た經濟的の發達に考慮を拂ひつゝ、その歩を進めねばならない。

交通商業の都市の發展

されどかく政治上の中心地といふ點からではなく、交通上又は商業上の方面から發展して來たものも諸方にある當時の都市に認められる。公家時代に專ら收益權の對象となつたものは土地であり、卽ちその年貢であつたが、古武家時代特に鎌倉時代に入れば、かゝる收益權以外のものが次第に史上に現れるに至つた。その種目は數種に上るであらうが、就中注意を惹くものに特に港灣を對象とするものがある、それは港灣を通過し或はそこに碇泊する船舶に對し、その積載する貨物に向けて賦課される一種の稅目であつたが、もしその港灣に集中する物資がそこで交易せられると、また一種の市場稅ともなるのである、それらの事象を通じて當時港灣都市の發展して來た情勢が窺はれる。

港灣都市の發展

この種の都市の著しいものは、京都を中心にしたもので、就中瀨戸内海沿岸の攝津方面、淀川の沿岸、及び琵琶湖岸等に之を求めることが出來よう、攝津の兵庫・神崎・尼崎、山城の淀、近江の大津・坂本の如き、又越前の敦賀・三國湊の如きはその代表的のものといつてよい。

現れとして觀るべきものと思はれる。

鎌倉以外の都市

鎌倉以外の地方都市として特にこの時代に發達したものは筑前の博多である。博多は早くから太宰府の門戸となり、海外に對する港灣として繁昌して來たが、この時代の末になると、九州に於ける政治の中心地であつた太宰府が衰へ、蒙古襲來以後國防上の必要から、北條氏の一族にして鎭西探題なるものが博多に駐在することゝなつたのは、博多をして古來の港灣都市たるに、更に武家政治の一中心地としての都市たらしめた所以であつた。

九州の政治的中心博多

その他新に武士の起つた地方に於いては、また博多と同じく、諸國の守護所の所在地に、それ相應の都市といふべきものが出來た事は想像に難くないが、しかし當時代に於ける武士の地位は政治的にも經濟的にも完全にその地方を支配すべきものに到達してゐなかつたのであるから、後の大名時代に見るやうな城下町といふべきものにはまだ發展してゐなかつたらしい。

城下町の搖籃期

たゞこの時代に於いても次第に武士の勢力が增大して來ると、その居館に近く後世に於ける城下町の搖籃期に屬するものが發生したことは否定されぬ、これらの研究はま

針としては、どこまでも武家政治の中心地たる施設を加へてゐたのであり、商工業都市としての發展を策した形跡は更に認められない。北條氏をはじめ幕府の人々及び諸國の有力なる武士が居住してゐた館（やかた）や、または番役のためにこゝに出入してゐたもの、住宅等の都市であつた。それらの武士屋敷以外には寺院などが建立せられたのであつて、武士の生活を中心とした一都市がこゝに成立した（鎌倉時代史論所收川上多助氏「都市としての鎌倉」參考）。

交通制度

この時代には武士が地方に於いて勢力を伸展したゝめ、庄園の領主や本所領家と彼等との間に所領問題について屢訴訟が起され、本所領家側のものが訴人として鎌倉に上ることも頻繁であつた、且つ將軍の上洛等によつてまた漸く京都鎌倉間の交通制度が整つて來た、十六夜日記などはこれについて參考とすべきものである、そしてこの間に古來の驛制に代つてこゝに宿制が發達して來たことは注意すべきもの、一であらう。また訴訟のために鎌倉に滯在するものは旅費を調進する方法として爲替を契約し、金錢の融通を計るやうなことを行つたことが東寺百合文書に見えてゐるのも、經濟生活發展の

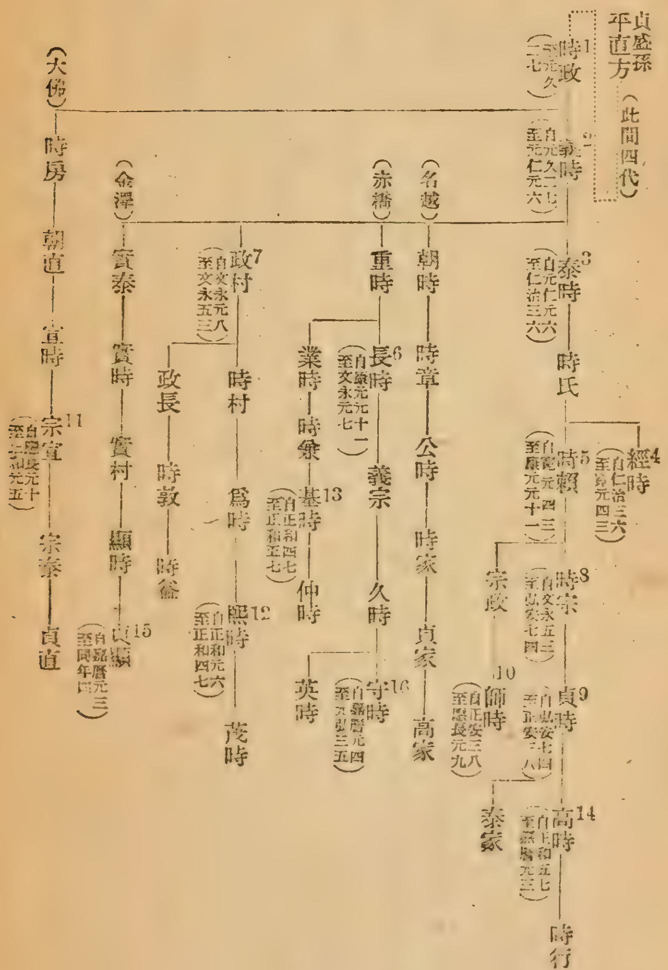
宿制

爲替

今鎌倉時代を終るに當つて特に述べなければならないのは、この時代が武士階級をしてその實力を政治的に發揮せしめたのみならず、また社會的に一大變革を生ぜしめ、經濟的にも前時代と變つた諸事象が現れて來たことである。此等の諸事象を一々こゝに考察することは出來ないけれども、その主なるものゝ二三について概説を試みて見よう。

第一にこれまで國衙のあつたところが、最早必ずしも國々の中心地でなくなり、地方に於いて新なる都市が發達して來た、その尤も著しいものに、いふまでもなく鎌倉を擧げねばならない。鎌倉は賴朝によつて幕府がそこに開かれ、武家政治の中心地として俄に發展した地で、吾妻鏡治承四年十二月の條にも「所邊鄙而海人野叟之外、素卜居之類少之、正當于此時、閭巷直路、村里授號、加之家屋並甍、門扉輾軒」と記してある。その新市街は漸次擴大せられ、大體鶴岡八幡宮の參道を中心とし、東は名越方面から、南は和賀江島、西は稻村崎、北は山内の方面に及び、相當廣い地域に達してゐる。しかもまた年月の進むに從つて京都の影響を受け、自然に京都風の市街も出現したことであらうが、幕府の方

北條氏系圖


貞盛孫
平直方（此間四代）
1 時政
2 義時（自元久二 至元仁元六）
3 泰時（自元仁元六 至仁治三六）
時氏
4 經時（自仁治三六 至寛元四三）
5 時頼（自寛元四三 至康元元十一）
8 時宗（自文永五三 至弘安七四）
宗政
9 貞時（自弘安七四 至正安三八）
10 師時（自正安三八 至應長元九）
14 高時（自正和五七 至嘉暦元三）
泰家
時行
（名越）朝時
時章
公時
時家
貞家
高家
（赤橋）重時
6 長時（自康元元十一 至文永元七）
義宗
久時
16 守時（自嘉暦元四 至元弘三五）
業時
時兼
13 基時（自正和四七 至正和五七）
仲時
英時
7 政村（自文永元八 至文永五三）
時村
爲時
12 熙時（自正和元六 至正和四七）
茂時
政長
時敦
時益
（金澤）實泰
實時
實村
顯時
15 貞顯（自嘉暦元三 至同年同三）
（大佛）時房
朝直
宣時
11 宗宣（自應長元十 至正和元五）
宗泰
貞直

ひ、ついで京都に還られた、この野武士を率ゐて仲時の東奔を遮つた御方は實に亀山天皇第五皇子五辻宮守良親王であらせられる（平泉澄博士著我が歴史觀所收「史上に湮滅せし五辻宮」參考。この時まで正成の千劒破城を攻めあぐんでゐた北條氏の軍勢も六波羅既に陷ると聞いて、皆散々になつてしまつた、そして天皇の京都御還幸まで京都に於いて六波羅及び千劒破等の敗兵を糾合し、機敏に之を麾下に集めたものが彼の野心滿々たる高氏であつた。

關東の形勢また忽ち一變した、新田義貞がその一族を率ゐて上野生品明神の社前に義兵を擧げ、武藏府中に北條泰家の軍を破つて鎌倉に迫るや、高氏の子義詮年四歳にして之に加はりしをはじめ、諸國より鎌倉攻に馳せ參ずる者多く、遠くは河内の三木俊連、遠江の天野經顯、或は陸奧の石川義光の如き人々があつた、この鎌倉攻の大規模であつたのが、もと護良親王の御計畫に成つたことは、田中義成博士の南北朝時代史に詳しく見えてゐる。かくて元弘三年五月二十二日鎌倉は勤王軍に侵入され、高時以下一族葛西谷の東勝寺に入つて自殺し、幕府の實權を握つた北條氏はこゝに滅亡した。

領地に引き歸る者多かつた、その最も有力なものが新田義貞である。

後醍醐天皇船上山行幸

この間隱岐にましませし天皇は遂に護良親王の御消息等によつて機旣に至れるを見たまひ、元弘三年閏二月の下旬行宮を脫出して、伯耆の名和長年に奉せられ、船上山に行幸あり、勤王の軍大に集まつた、そして千種忠顯をして之を率ゐ、赤松則村と共に六波羅に迫らしめられたところ、幕府また大軍を送つて六波羅を援けんとし、足利高氏、名越高家を將として西上せしめた。

足利高氏の歸順

然るに高氏は幕府に對して異圖を抱き、三河に至るや、密使を伯耆に送り歸順せんことを乞ひ奉つた、そして近江鏡宿に於いて密勅を蒙つたけれど、之を祕して京都を通過し、山陰道に進みしに、四月高家が則村の軍と戰ひ敗死するに及び、高氏急に丹波篠村八幡宮に勤王の旗を揚げ、官軍と共に六波羅を攻めた。

六波羅滅ぶ

五月七日六波羅探題北條時益は戰死し、同北條仲時は光嚴院及び後伏見・花園の兩上皇を奉じて東奔したが、近江番場の宿に着いた時、近江美濃の野武士に襲はれ、仲時以下四百餘人力盡きて蓮華寺内に自盡し（その人名は蓮華寺過去帳に記されてゐる）、光嚴院及び兩上皇はやがて伊吹山下の太平護國寺に入りたま

て推測されるが、それが眞器であつたか或はまた新器であつたかの問題と、之に連關して起るべき皇統正閏の論は更に次章に於いて述ぶるであらう。

後醍醐天皇隱岐遷幸

やがて北條氏は承久の例に倣つて天皇を隱岐に、第一皇子尊良親王を土佐に、第三皇子尊澄法親王を讃岐に遷し奉り、勤王の廷臣、或は流され或は殺され、京鎌倉しばらく小康を保つてゐた。元弘二年四月光嚴院は正慶と改元あつたが、天皇は固より之を認めたまふべくもあらず、尙ほ元弘の年號を用ゐられ、護良親王をはじめ勤王の將士また同じくこれに從つた。

勤王軍の再擧

この年五月護良親王は兵を十津川に擧げて伊勢に攻め入り、ついで吉野山に籠りたまひ、正成もまた赤坂城を復し楠木城に據り、更に爪城として千劍破城を築いだ、北條氏の大軍は吉野・楠木及び赤坂の三城に殺到し、先づ吉野を陷れたが、賊の重圍を脫して遁れたまひし親王から四方に飛んだ高時追討の令旨は如何にも有效に働いて、播磨の赤松則村、伊豫の土居通治、得能通言の如きをはじめ、所在に義兵を擧ぐるもの次から次へと現れ、翌三年閏二月千劍破城を圍んでゐた將士、また或は所領を侵略されんことを案じ、或は親王の令旨を賜はつて感激し、その

吉田定房の密告

天皇笠置に行幸したまふ

北條氏量仁親王を擁立す

密告したのは實に人々の意外とするところであつた、高時は直ちに長崎高資を上洛せしめ、僧文觀、日野俊基等を捕へて鎌倉に送らしめたが、その間に天皇の御計畫がまた北條氏に偵知せられ、討幕の事將に發せんとするに先だち、八月に入つて幕府は二階堂貞藤（入道道蘊）をして兵三千人を率ゐて京都に上らしめた。天皇は、六波羅の兵内裏を襲ひて廢立を行はんとするよし聞しめされ、二十四日の夜神器を奉じて急遽奈良東大寺に潜幸あり、次いで鷲峰山金胎寺に一夜を過されて後、笠置山に行宮を定めたまうた。北條氏は直ちに兵を遣して行宮を犯し、且つ皇太子量仁親王（光嚴院）を擁立し、また足利高氏・金澤貞冬・大佛貞直等をして大軍を率ゐて笠置山の攻擊に加はらしめた。

九月二十八日笠置の行宮は遂に陷つた、天皇は暗夜に乘じ賊の重圍を脫して楠木正成の河內赤坂城に向はんとしたまひしが、路を失つて北條氏の兵に遇ひ京都に還幸あり、六波羅に幽閉の御身とならせられた。この時內侍所は既に光嚴院に渡りしも、劍璽の二神器尙ほ天皇の御許にあり、北條氏は强ゐて之を乞ひ奉つた。天皇が遂に之を授けたまひしことは劍璽渡御記等によつ

族季長と所領について爭論を起し、遂に幕府に訴へて來たが、高資は兩人から賄賂を受けて理非裁決を明かにせず、季久、季長亂を起すに及び、嘉曆二年高時兵を遣して之を討ちしも克たず、幕府の權威と實力とは全く白日の下に曝露せられた、そしてその風聞は京都を初め諸國に傳はり、北條氏また恐るゝに足らずといふ空氣が次第に濃厚となつて來た。

後醍醐天皇の御計畫

後醍醐天皇は正中の變に一たび失敗したまうたけれど、討幕の御計畫は祕密の中に續行せられてゐたのである。時に皇太子邦良親王は一日も早く皇位に卽きたまはんとし、六條有忠を鎌倉に遣して北條氏にその旨を諭されたが、持明院統たる後伏見上皇また皇子量仁親王の立坊を望んで、同じく使者を鎌倉に下しその事を說きたまうた、そして嘉曆元年三月邦良親王薨去せられ、

邦良親王薨去

幕府が量仁親王を皇太子に立て奉ることゝなり、文保の御和談こゝに實現するや、後醍醐天皇の北條氏に對する御鬱憤はいよ〳〵加はり、討幕の御計畫更に步足を速めた。

元弘元年四月天皇と最も關係深き吉田定房がこの御計畫について鎌倉に

金澤文庫

金澤文庫は、稱名寺内に建てられ、實時以來蒐集された典籍を藏した處といはれてゐるが、同寺元亨三年の伽藍古圖には文庫の位置が明でない。尤も文庫谷といふ地名が現境内に存してゐるけれど、文庫創立の年月を明にすべき資料に乏しい、或は文庫の設立について疑問が挾まれるといふのが平泉澄博士の説である（中世に於ける精神生活參照）。しかし義堂周信の空華日工集に彼が金澤文庫に遊んで詩を賦したことが出てゐるし、應永年間鎌倉管領上杉憲實が再興して居る事實があり、文明年間こゝに釋奠を行つた事も漆桶萬里の梅花無盡藏に見えて居り、近時現れた史料によつて當時既に存在してゐたことは疑はれない。この文庫の典籍は後ち家康が江戸城内に文庫を建て古書を集めた中に多く藏されたといはれてゐる（近藤重藏著右文故事參考）。

幕府の威信失墜

さて貞顯・守時は内管領長崎高資に擁立された名のみの執權であつた、それは一方に於いて高時の隱居政治であり、他方に於いて高資の專權政治であつたことを示してゐるのである、しかも高時は高資を討たんとし却つて失敗し、北條氏の威信ますく\失墜した。元亨元年のころ、陸奥の豪族安東季久は同

金澤貞顯　**金澤實時の好學**　**稱名寺**

嘉暦元年高時二十四歳にして出家し、弟泰家代つて執權の職に就くべきところ、長崎高資專斷を以て北條氏の一族金澤貞顯を執權としたので、泰家母子は高資を討たんことを謀つた、そして貞顯は執權僅に一ヶ月にして出家し、一族赤橋守時之に代つた。貞顯は武藏金澤にその邸があり、金澤殿と稱せられてゐた、曾祖父實時尤も學を好み、はじめ六波羅探題として在洛せし間に和漢の典籍を蒐集繕寫して持ち歸つた、これが金澤文庫の起原をなすもので、現存せる同文庫本の左傳、群書治要、令義解、及び本朝文粹等に實時の奥記を有して居る。次いで孫顯時、顯時の子貞顯同じくこれを繼承し、その書寫校合を加へたものに、また顯時または貞顯の奥記等存せるものも多く今に傳はつてゐる（歷史地理五十二卷大森金五郎氏「金澤文庫追考」、八代國治博士著國史叢說所收「金澤文庫」參考）。又實時はこの地に僧性海を開山とし稱名寺を建てたが、金澤の沖に宋船が來泊した折、その齎した佛像經典佛畫佛具等を得てこの寺に納めた、その中で一切經の如き、竊損もしくは散逸に歸したものもあるが、本尊は同寺の本堂に安置しあり、宋末の木彫佛像として善い標本である。

政治を顧みなかつた間に、京都に於いては英邁なる後醍醐天皇が鋭意治を圖りたまひ、如何にもきび〳〵と元氣に滿ちた政治振であつた。

文保の御和談

然るに天皇の御卽位に當り、後伏見上皇と後宇多法皇との間に文保の御和談なるものが成り立つてゐた、それは皇太子に後二條天皇の皇子邦良親王を立て、次に後伏見上皇の皇子量仁親王を東宮とする、そしてその次はまた邦良親王の御後と量仁親王の御後とが互に皇位に卽きたまふ御約束なのである、從つて後醍醐天皇の御子孫は永く皇位に上りたまふ機會を失はれるのであつた。この御和談は北條氏の干涉によつて定められたといつてよいのであるから、北條氏を討滅することこそ、天皇の大權によつて皇位繼承の問題も定め得るのであつて、眞に天皇親政の實を擧ぐる所以であると、後醍醐天皇は潛に討幕の計畫をお進めになつた。

正中の變

尤もこの計畫は正中元年失敗に歸し、資朝、俊基は鎌倉に下り、武士土岐賴貞、多治見國長は京都に自盡し、天皇は告文を高時に賜はつて僅に事なきを得たまうたが、やがて資朝は佐渡に流され、俊基は許されて京都に歸り、この事件は一ト先ず落着した、所謂正中の變である。

遣して北條氏に内命を下し、同年十二月政を天皇に還したまひ、こゝに後醍醐天皇の親政となつて、天皇の御活動が始まるのである。

（ホ）正中元弘時代

後醍醐天皇の親政

元亨元年は後醍醐天皇の寶算既に三十四、輔佐の臣に萬里小路宣房、吉田定房及び北畠親房の三房あり、宣房は政治に練達し、六十八歳の耆宿、定房は機略あり膽力あり、しかも天皇をその家に養育し奉りし四十八歳の俊豪、親房は識見一世を空しくし、父祖以來大覺寺統を以て自ら任ぜし二十九歳の英才、天皇の親政に國民が望を囑したのも無理ではなかつた。天皇はまづ記錄所を開かれ、親ら之に臨んで訴訟を聽斷し、夙夜治を勵みたまうたが、殊に日野資朝、日野俊基の如き人材を新に登庸せられ、新興の氣運が政治の各方面に發して來たことは花園天皇の宸記にも見えてゐる。

北條氏の内訌

時に鎌倉にあつては北條氏の内管領長崎高資、高時の暗愚に乘じて專ら事を專らにし、賄賂公行して政道正體なく、幕府の最も大なる誇としてゐた公平嚴明なる政治は全く地を拂つた。しかも高時が田樂舞、闘犬などの遊樂に耽つて

んが爲めなりと貞時に告げて泰盛父子を殺したが、賴綱また政を擅にしたため、永仁元年貞時その一家を誅滅し、幕府は一時小康を得たけれど、正安三年貞時出家の後、子高時家を繼ぎ、また一門の間に內訌を生じ、北條氏の實力次第に衰退した。

蒙古襲來後の京都

持明院統と大覺寺統

これと同時に朝廷に於いては蒙古襲來以後後深草天皇の御子孫と龜山天皇の御子孫との間に皇位繼承について激しい爭が續けられた。後深草天皇の御後を持明院統と申し、龜山天皇の御後を大覺寺統と申し奉る。從つて公卿をはじめ廷臣また兩派に分れて互に相鬩むこととなり大に活氣を呈して來た。この皇統の爭は後二條天皇卽位の頃となり、遂に兩統迭立の內議が成立じなければならなかつた程にまで進んだ、そして花園天皇の後を承けて後醍醐天皇天位に上りたまふに及び、後宇多法皇院政を聽かれて刷新したまふところ多かつたことは、院廳別當として一身を捧げ奉仕した萬里小路宣房の日記萬一記によつても窺はれる。然るに元應三年恰も辛酉革命の年に當り、元亨元年と改元せらるゝや、法皇は宣房の建議を嘉納せられ、吉田定房を鎌倉に

永仁五年德政令

それに戰後の疲弊を受け、武士の窮乏がまた次第に甚しくなつて來た。中にはその所領を失つたものすら少くない、その救濟は幕府に取り實に緊急を要するのであつた、そして永仁五年遂にこれまでの德政と異なつた意味の德政令が幕府によつて發せらるゝに至つた。 この德政令は貸借關係をすべて棄捐することであつて、後に中武家時代に入つて屢〻現れたものゝ先驅といふべきものであつた。 一時は如何にも武士に都合よかつたけれど、彼等の窮乏はこれによつて全然救はれたのでなく、却つて二たび他に米錢物資を融通せしめんとするに當り、武士をしていよ〳〵窮地に陷らしむるに至り、借用證文や質劵等にも「天下一同の德政たりといふとも」その證文が效力ある旨を書き入れねばならないことゝなつて、德政令は有名無實に歸してしまつた。

時宗死後の鎌倉

如上の難問題を前にし、時宗が弘安七年四月三十四歲で卒去したのは幕府の一大不幸であつた。 時宗の子貞時年僅に十四、この年七月執權となるや、安達泰盛外祖父を以て子宗景と共に專橫を極め、內管領長崎賴綱と互に權を爭ひ、翌八年賴綱は、泰盛がその姓を源氏に改めたことを奇貨とし、これ將軍たら

縫したが、幕府をして、更に困難を感ぜしめたものは文永弘安兩役の論功行賞であつた。嘗て頼朝が平家を亡した時は、沒官領の多かつたため、恩賞を與ふることが思ふやうに出來た、また承久の兵亂にも、沒官の地によつて、有功の將士に行賞することを得た、しかし文永弘安の兩役では、中國四國及び鎭西の武士は皆有功者といふも過言でなく、名社大寺等にして祈禱を名とし恩賞を請ふものも多數に上つたのに拘はらず、たゞ外敵を擊退しただけであつて、尺寸の地だも新に獲得したのではない、しかも、幕府は初め戰功を勵ましめんがために恩賞を約束してゐた、戰後それを實行すべき時となつたのである、幕府はこゝに行き詰つてしまつた。已むを得ず撿地を行ひ、隱田を見出し、剩し得たる土地を以て充てたけれど、勿論これとても多くの將士を滿足せしむることが出來なかつた、從つて戰後の恩賞について幕府に愁訴するもの引きも切らず、凡そ二十餘年の後、永仁二年一ト先づその訴訟を打切つたが、尙ほ恩賞に洩れたもの少くなかつた、そこに幕府に對する怨嗟の聲が放たれ、幕府衰運の兆また現れた。

恩賞に就いての訴訟打切り

戰後經營の困難

つた。先づこれまで餘り海外に發展しなかつた國民を目醒めしめた、既に弘安の役が終るか終らぬ頃、朝鮮もしくは支那の沿岸に早くも海賊衆が現れてゐるのである。實をいへば元がこの後幾たびか再擧を圖らんとしたのはこの海賊衆を勦滅せんが爲めにも必要であつた、從つて時宗の大勇猛心は我が肇國以來未曾有の國難を靖んじ、金甌無缺の國體を維持するを得たのみならず、海外發展の思想を喚び起すに力あらしめたことは、永く國民の牢記すべきところであらう。併しそれよりも大きな影響は末世思想から新たに我が國民を甦らしめたことで、それが直ちに國民の自覺運動となり得なかつたにしても、やがて皇家中興時代を出現せしむる所以となつたのである。

何といつても直接に大なる影響を蒙つたものは實に北條氏であつた、北條氏は戰後の經營に於いて全く難關に突き當つた。元に對してます／＼邊海の守備を修めざるを得ないのみならず、また祈禱修法を中止することも出來ず、これらに要する經費は幕府の財政をして漸く困難ならしめ、戰後しば／＼質素を奬勵し華美を戒め、祈禱の如きもその人を選び、員數を減じ、纔に之を彌

鎭西探題北條實政が弘安の役後香取神宮に奉納した四體の一である（徑一尺九寸八分）、その文左の如し。

奉送

香取太神宮御本地四躰内

釋迦牟尼如來

右志者爲天長地久當社

繁昌異國降伏心願成就

造立如件

弘安五年壬午八月一日

佛師沙弥蓮願

［　　］朝臣實政敬白



北條實政奉納釋迦如來銅像光背銘拓本

喜びは如何なりしぞ、皆以て神明の加護と祈禱修法の感應なりとし、西大寺の思圓（興正菩薩）の如き殊に靈驗を現したと傳へられて居り、或は神風といひ、或は石清水八幡宮より鏑矢西に飛んだといひ、或は高野天野明神の神鈴鳴つて神の出陣ありし等、多く神異に歸してゐる、しかし同時に、我が將士が石築地に據つて善く防禦して上陸せしめなかつた、功績を忘れてはならない。

元尙ほ侵略の念を止めず

尤も元はこの大敗後とても侵略の事を斷念したのでなく、征日本行省や征東行省を或は置き或は廢し、幾たびか再擧を圖つた。また我が國が崇佛の國なるを見て、禪僧を使とし歸順せんことを勸めようとしたが、我が國では固より之を問題としなかつた、そして一寧一山の如きその使命を棄て、寧ろ一個の禪僧として崇信せられ、遂に我が國に留まることゝなつた。

寧一山の來朝

無論この間幕府は守備を嚴にし、元をして乘ずる機會なからしめたのであるが、祈禱修法なども引きつゞき行はれ、大に沿海防備に力を盡したことは、幕府の財政に影響し、延いて北條氏を滅亡に導いた所以といはれてゐる。

元寇の我が國に與へた影響

文永弘安兩度の元寇が我が國に與へた影響はまた他にも大なるものがあ

集に四千餘の船二百を存し、十五萬の人選り得たる者五の一に足らずと書いてあるのが正しい、近く學界に紹介されたる張百戸の碑文によつてもそれが證明せられる。尤も元の兵船がかく脆く覆沒したのは必ずしも風力の强かつた爲めばかりでなかつた、前に述べた如く、その造船に當つて餘りに誅求に過ぎ、粗製濫造のもの多かつたからでもあつた。

はじめ元の大軍鎮西を侵すの報京都鎌倉に達するや、朝野今更の如く驚愕して、祈禱修法を勵んだ、また朝廷では告文を神功皇后已下の八陵に奉られ、伊勢に公卿勅使の御發遣あり、龜山上皇は御身を以て國難に代らんと皇太神宮に祈請を凝らし給うた。これについて八代國治博士は史學雜誌第二十九篇に「蒙古襲來についての研究」を寄せ、その龜山上皇でなく、後宇多天皇ならんことを主張せられしに、龍肅氏同編に於いて之に反對され、平泉澄博士も「龜山上皇殉國の御祈願」（同誌第三十一編及び我が歷史觀）に於いて二氏の說を批評しながら龜山上皇說に左袒し、且つ龜山上皇が更に醍醐寺の通海僧正をして伊勢に祈らしめ給ひしことを考證されて居る。されば一大捷報に接した朝野の

幕府二たび元使を斬る

國に來つて牒狀を呈せしめ我が國を威赫した、幕府また命じて之を博多に斬り、以て全く彼に絕つの意を示し、更に守備を嚴重にした。

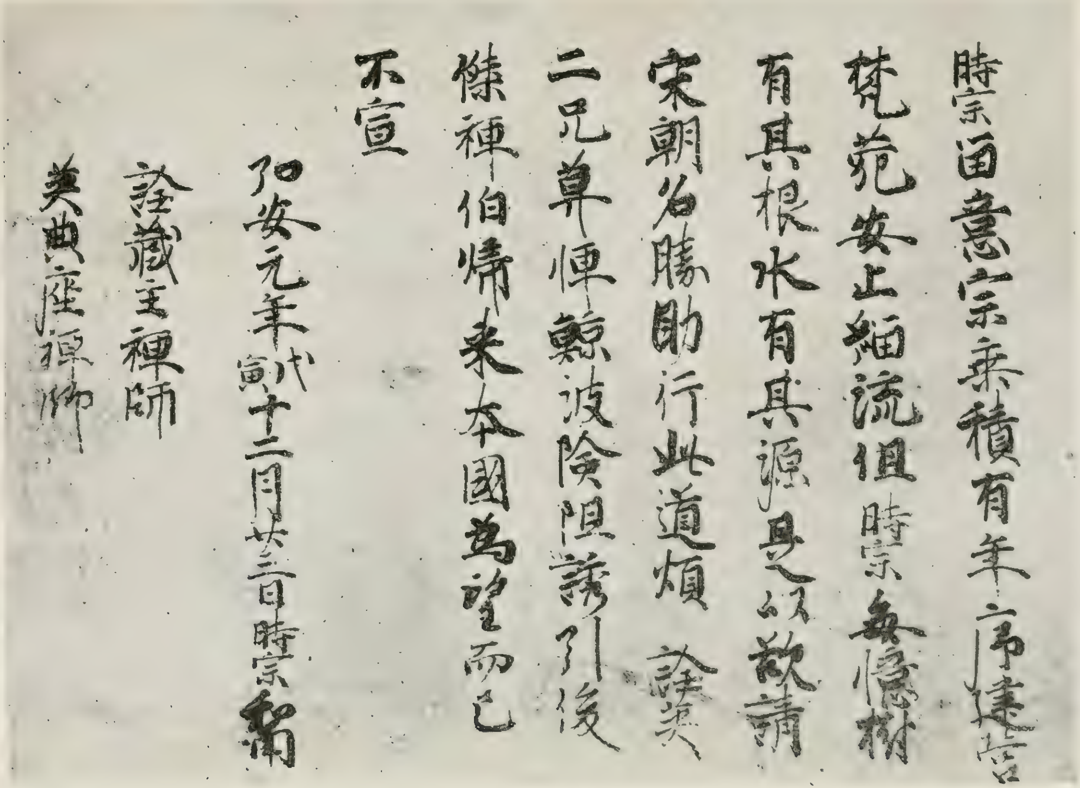
弘安の役

文永の役後朝廷に於いては異國降伏の祈禱奉幣ます／＼繁く、天下の名社大寺に命じて丹誠を抽んで祈禱を凝らしめられてゐたが、弘安三年十二月に至り、明年四月ごろ來寇せんとする內報を得るや、幕府は書を守備に任せる武士に與へて戒飭激勵を加へた。果せるかな四年五月二十二日に夏貴に率ゐられた北軍は直ちに壹岐を襲ひ、進んで筑前を侵した、我が將士は前役に懲り、敵兵を上陸せしめざるに努力し、石築地に據つて善く之を防禦した、中には夜討して敵艦に乘り移る勇士もあり、元兵遂に上陸することが出來なかつたばかりか、艦上疫病を發し、纔に持久の策を講じて江南軍の到るを待つてゐた。

范文虎の率ゐてゐた江南軍は期に後れ、七月の下旬に及んで漸く我が近海に入り、先づ肥前鷹島に據つてゐたところ、七月晦（二十九日）夜より閏七月一日の曉にかけて暴風大に起り、北軍も江南軍も賊艦多く覆沒し、二たび我が軍の大捷となつた。元史には逃れ歸るもの僅に三人とあるが、これは、癸。辛。雜。識。續。

たんとしたことも一の理由に數へらるゝであらう。またマルコ・ポーロの東方紀行に記されてゐるやうな金銀の國としても彼は食指を動かしたであらうが、忽必烈をしていよ〳〵之を決行すべく我が國に出兵せしむるに至つたのは、蓋し蒙古軍及び降伏軍の跡始末をつけんがためであつたらう、この跡始末はその國を平和に保つ上に於いて必要であり、もし我が國への遠征が成功すれば、同時に彼の野心を滿足せしめ得るのであるから、一擧兩得といふ考があつたかと思はれる。文永の役には屯田軍、女眞軍を主とし、之に高麗の軍八千を加へてゐる、弘安の役には宋の降將夏貴、范文虎をして張世傑の舊部下やら、罪を避けて宋に附いた蒙古、回々等の蠻軍を召集せしのみならず、また前役と同じく高麗軍をも參加せしめてゐるのである。

實際のところ、元の第二回來寇は非常に大仕懸であつた、全軍を二軍に分ち、一軍は合浦(今の慶尙南道馬山浦)に集合し、兵數凡そ四萬、これを北軍と稱し、一軍は楊子江を根據地とし、兵數凡そ十萬、これを江南軍と稱した。弘安二年に至り準備漸く整ひ、我が國を討たんとするや、周福、欒忠の二人をして先づ我が


時宗留意宗乘積有年序建營
梵苑安止緇流但時宗每憶樹
有其根水有其源是以欲請
宋朝名勝助行此道煩詮英
二兄莫憚鯨波險阻誘引俊
傑禪伯歸來本國爲望而已
不宣
弘安元年戊寅十二月廿三日時宗和南
詮藏主禪師
英典座禪師

弘安元年時宗が支那の名僧を誘引し來らんことを當時入宋せる詮英二師に請ひし書狀，僧無學子元が我が國に來りし因由を語るものである。

北條時宗書狀
（鎌倉 圓覺寺所藏）

圓覺寺の建立

忽必烈の意志

寺に傳へてゐる。　祖元は慶元府の人、弘安二年六月太宰府に着き、八月鎌倉に入つたが、嘗て蒙古の兵に虜にせられ、頸を刎ねられんとするに當り、從容自若として「乾坤無地卓孤笻、喜得人空法亦空、珍重大元三尺劍、電光影裏斬春風」といふ一偈を述べ、元兵遂に手を下さず作禮して去つたといふ。　この電光影裡に春風を斬る底の傑僧こゝに迎へられて、日本武士の典型たる時宗の師となつた、時宗が弘安の役に直面して蒙古に對する決心のますます強硬なる、固より其處であらねばならぬ。　祖元は時宗に「莫煩惱」の三字を書いて與へた、また時宗が血書して祈禱精誠を凝した大般若經六百卷の供養文に「一句と一偈、一字と一畫、悉く化して神兵となること、猶ほ帝釋天と阿修羅の戰ふが如けん、我が軍捷を得て魔軍は忽ち降伏せんぞ」と書いてゐる、その如何に大勇猛心を時宗に發揮せしめてゐるかゞ想見せらるゝであらう。　弘安五年圓覺寺を建立して祖元を開山としたのは、實に彼に報いたものである。

翻つて思ふに忽必烈が我が國を服從せしめんとしたのは、固よりその功名心に驅られたゝめであつたことはいふに及ばないが、我が海賊衆の來寇を絕

浦周行博士の「幕府の外征計畫」參考)。

外征計畫の中止

然るに外征計畫は遂に中止せられた、恐らくそはこが實行を見るに至らなかつた間に、元の再擧準備が前役よりも更に大仕懸なることを偵知し、時宗は我が兵を二分するの不利なるを覺つたからであらう、そして專ら九州の北岸に蒙古軍を引き受け、一歩も彼等をして上陸せしめざるに決した。

石築地築造

石築地築造の事は既に建治二年三月の深江文書に見えて居り、その高麗征伐と共に計畫せれたことが知られる、即ち博多灣の沿岸に石築地を造り、嚴重なる防禦工事を加ふることを命じ、鎭西に所領を有せるものに田一段につき石築地一寸づつの築造を課し、同年八月には略竣功することを得た。この石築地は竹崎季長の蒙古襲來繪卷に畫かれて居るが、現に今津の海岸から箱崎まで數里の間斷續して遺つてゐる(史蹟現地講演會編「元寇史蹟の新研究」參考)。

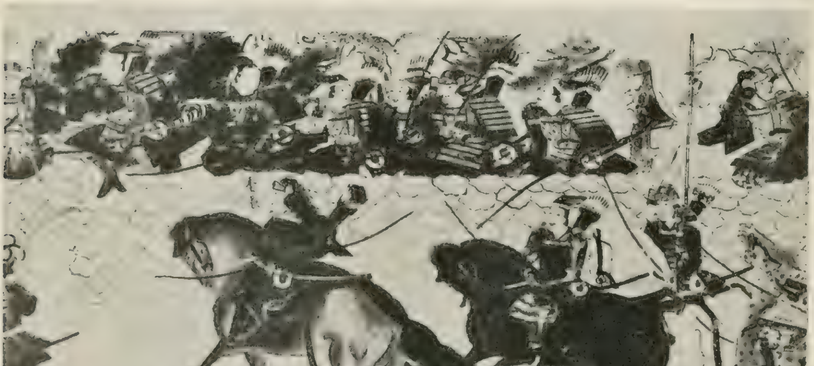
時宗と無學祖元

この間また時宗は禪僧を支那に入らしめてゐた、恐らく敵情を視察せしめて居たのであらう、そしてこの禪僧に命じて道隆蘭溪の後任たるべき人をも求めしめ、撰に入つた禪僧が實に無學祖元であつた、その折の手紙は鎌倉圓覺

上圖は文永の役に蒙古兵の放つた「てつはう」である。今の擲彈の類ではないかといはれてゐる。

下圖は弘安の役に築かれた石築地の上に將兵が警固してゐるところ。





蒙古襲來繪卷

（御　物）

時宗北條實政を鎮西探題とし弟宗頼を長門探題とす

時宗が攻守兩様の計畫

外征計畫の進捗

て武士を統べしめ、翌年正月弟宗頼を長門の守護とし、山陰山陽南海の武士を率ゐて事に當らしめた、これが鎮西探題及び長門探題の起原である。

前にもいつたやうに文永の役は我が軍の不用意さを暴露し、第二の蒙古襲來に對して大なる教訓を得、時宗は攻守兩様の準備を整へ、進んで高麗を征すると同時に、退いて博多灣一帶に石築地を築ぐ計畫を立てた。先づ外征の事は建治元年十二月議全く決したと見え、幕府より安藝の守護に與へた御教書に、明年三月ごろ異國征伐のことを少貳氏に命じた趣を述べ出師準備を促して居り、野上文書をはじめ、武雄社本紀、薩藩舊記等によつて、その着々進捗したことが見られる、殊に石清水八幡宮田中文書宮崎八幡宮神寶注文の紙背にある肥後國の御家人から出してゐる出兵の請文は最もよい資料である。例へば井芹秀重は年既に八十五に及び身歩行することが出來ないので、嫡子永秀年六十五、同子息經秀年三十八、親類秀尙年十九、孫二郎高秀年四十、皆外征の軍に從はんことを注進し、北山室の地頭尼眞阿は異國征伐として子息光重、聟久保公保、夜を以て日に繼ぎ參上せんとする趣を言上して居る（征戰偉績所收三

てつはう

げての騎兵戰であつたのに、名乘り合つても言語通せず、それに蒙古兵が密集隊をなして進退懸引に慣れた步兵戰術には武勇を誇りし九州武士も散々に敗北した。又竹崎季長の蒙古襲來繪卷によれば、彼等はてつはうといものを持つてゐた、今の擲彈のやうなものと思はれる。たゞ元が高麗に命じて急造せしめた戰艦が如何にも脆弱であり、一たび暴風に遭ひ忽ち覆沒したことが纔に我が大捷を得た所以であつた。

時宗更に防備を嚴にす

大捷の報に接した時宗は忽必烈が必ず再擧を計畫せんことを豫想した、そして先づ西國に所領を有する鎌倉幕府の御家人をすべて本國に就かしめ(薩摩二階堂文書等參考)又山陰山陽西海の守護に命して幕府の御家人のみならず非御家人をも召集して更に防備に當らしむることゝした。

時宗元使を斬る

長門國警固番

蒙古人用心番

さて元は文永の役後また杜世忠等を我が國に遣し戰後の形勢を窺はしめた、時宗鎌倉に召してこれを斬り、更に沿海諸國の守備を嚴にし、之に當れる幕府御家人の大番役を免じ、經費を節し租稅を減じて軍費に充て、また長門國警固番や蒙古人用心番を置いた、そして建治元年十一月一族實政を鎮西に下し

皇)に讓り、院政を聽き給ふこと〻なり、鋭意治を圖り、國難を掃はんと宸襟を惱まし給うた。

文永の役

元は趙良弼の報告により我が國の遂に服從しないことを看破したのであるが、實は既にその以前から戰備を修めてゐた、そしていよ〱文永十一年十月忽敦を大將とし、洪茶丘、劉復亨等を副將として、兵一萬五千人を發し、高麗の軍に嚮導せしめて、先づ對馬を襲うた、守護代宗資國奮戰して死し、賊は進んで壹岐を侵し、守護代平景隆亦衆寡敵せずして自殺した。賊兵は劫掠を恣にし、更に筑前に上陸した、少貳經資九州の武士を率ゐて之を防ぎしも、一時博多より太宰府水城の附近まで退却せざるを得なかつたが、幸にもその夜暴風起つて賊艦覆沒し、僅に事なきを得たことは八幡愚童記等に詳である。

文永の役に於ける我軍の不用意

蒙古軍は先づ文永の役に失敗した、しかし我が軍もまた餘りに不用意であつた。第一に蒙古軍兵の亂暴狼藉言語に絕し、民家を燒き、婦女を辱しめ、その殘虐さに我が將士は非常に憤慨した、我が國の武士道的戰爭は蒙古軍に全く解せられないことが知られた。第二に從來我が國では悠々と互に名乘を擧

第四回の蒙古使節

その意見を奏し、且つ守護地頭に命じ、兵を鎮西に出して要地を警備せしめ、ますます防禦準備を整へしめた。趙良弼はやがて太宰府に至り、是非とも天皇及び將軍に見えて國書を呈せんことを要求したが、少貳氏之を許さず、漸く國書の副本を幕府に上ることを得たが、此度も朝廷では返牒を出すことに傾いたにかゝはらず、時宗また之を不可とし趙良弼を追ひ却した。

蒙古は宋を滅して國號を元と改めた。趙良弼はまた第四回の使節として文永十年三月太宰府に着いたが、無論京都に入ることを聴されず、二たび空しく歸國しなければならなかつた。尤もこの折彼の目的は必ずしも京都に入ることでなく、寧ろ我が國情を偵察するだけで滿足したらしい。滯在中いろ〲の事情を調査して歸國し、忽必烈に伏奏したことが元史及び高麗史等に見えてゐる。兩國の關係はかくの如くにして風雲次第に急を告げて來た。

後嵯峨上皇の崩御

これよりさき文永九年京都に於いては後嵯峨上皇崩御あり、遺詔によつて龜山天皇の親政となつた。鎌倉に於いても十年五月に政村卒去し、義政之に代つて連署となつた、そして十一年正月には天皇位を皇太子世仁親王後宇多天

後宇多天皇

慧安東巖の和親中止の祈願

本朝文集に收められて居る。その文には、我が神國は智を以て競ひ力を以て爭ふべからざるを述べ、如何にも强硬なる態度を以て來牒に對せられ、全然彼の要求を拒絕した返牒であつた、それすら時宗は斷然たる決心を以て之を與ふることに贊成しなかつた。正傳寺所藏の慧安東巖の祈願文によれば、朝議誤つて外に洩れたと見え、慧安は和親の返牒があるとの風評に慷慨遣る方なく悲憤骨髓に徹し、たゞ神佛の加護によつて之を中止せんと、文永六年十二月二十七日から翌年三月朔日まで六十三日間祈禱を行つた、當時僧侶に至るまで如何に敵愾心が盛んであつたかゞ想像される。この祈願文の中に、蒙古が我が國に對し「一陣破却殘黨不難、先破高麗、次責日本」云々と豪語してゐたと見えて居る、三上參次博士は征戰偉績に之を日清戰役前に於ける支那、日露戰役前に於ける露西亞の態度に比擬して居らるゝ。

第三回の蒙古使節

ついで蒙古から趙良弼といふものを使として發遣したのが第三回の蒙古使節であつた、その未だ我が國に到着せぬ内に、高麗まづ牒狀を送り、蒙古軍の來り攻めんとする趣を告げてゐる。文永八年九月時宗は使を西上せしめて

北條氏の中心人物たる時宗が一大決心をなしてこそ、幕府は蒙古に對して斷乎たる態度に出づることを得たのである。

　こゝに附け加へて置くが、第一回の來牒に對し、五代帝王物語に、朝廷では返牒を與へんとせられたのを、幕府が抑へたと書いてあるのによつて、大日本史や本朝通鑑など多くその說を襲うて居る、それが近ごろ關白近衞基平の日記により、誤謬であることが明瞭になつた。

　翌文永六年また蒙古の使節は對馬に着いた、國人が拒んで上陸せしめなかつたので、彼等は塔二郎、彌二郎の二人を捕虜として歸國した、ついで蒙古は更に高麗に命じてこの二人を送り返すと共に、中書省の牒と高麗の國書とを齎らし二たび我が國に到らしめた。このたびは朝廷で返牒を與へらるゝ議があつた、そして幕府に下して意見を徵せられしに、時宗はこれを不可となし、また高麗國使を追却するに決した、彼等は太宰府に淹留すること數ヶ月、遂に志を得ずして去らざるを得なかつた。

　この第二回の蒙古來牒に對する朝廷の返牒案は菅原長成の草に成り、全文

必ずや顧問となつた人であらう、道隆が延暦寺の關係から、一時甲斐に流されて居つたのを、時宗が鎌倉に召還したことにも、この間の消息が窺はれる。

時宗に對する國民の期待

田口卯吉博士は史學雜誌第十編に「北條政村」と題し、蒙古襲來の折は時宗まだ年少であつたから、その計畫は主として政村の意に出でたと論じて居られるけれど、時宗が如何に早熟で天才的の人であつたかを知らば、田口博士の説は否定せらるべきであらう。吾妻鏡に、時宗誕生の折鶴岡八幡宮及び三島神社の夢告ありしことが載せてある、天この人を降して國難を救はしめんとするのでないかと、國民の竊に期待しゐたところであらう。弘長元年四月彼は十一歳にして既に安達義景の女を娶つてゐる、そしてこの月將軍が極樂寺山莊に小笠懸を行はれたとき、堪能の武士がゐなかつたので、時頼は時宗最も體を得てゐると言上し、特に彼を召して射らしめ、その器量を稱揚してゐるのは、この父にしてこの子ありと許すべきであらう。從つて蒙古の牒狀が初めて到來した折、時宗は必ずしも分別のつかぬ人物でなかつた、又よしや政村が執權であり、時宗が連署であつたとしても、時宗に實權がなかつたとはいへない、

ふ一首の和歌が書いてある。この和歌は我が國の萬國に卓越したことを最も率直に告白したものである、これに「末の世のすへの末」とあるのは恐らく漠然と遠い將來をいつたのでなく、蒙古襲來當時を直指したものであり、末法の世の末の末となつた今日といへども、我が國は萬國に優越した比類なき國であるといふ意味であつて、そこに最も熱烈なる國家的精神が現れて居り、擧國一致の實を擧げ得た所以が見得らるゝのである。

尤も蒙古の來牒が一時人心をして恟々たらしめたことはまた止むを得なかつた、それに天變も頻りに現れた、朝廷に於いても神佛の力を憑む外ないと祈禱奉幣等が盛に行はれた。この時に當つて時宗の決心は如何にも文字通りの勇猛精進であつて、彼はこの年三月從來執權たりし政村を連署となし、自ら進んで執權となつた、これは年僅に十八歳であつた青年氣鋭の時宗が前古未曾有の國難に當面してその一大決心を天下に示し、こゝに幕府の全責任者として立つことを明にしたのである。されど彼は決して無謀に事を行ふ人でなかつた、背後には老功なる政村に輔佐せられてゐた、道隆蘭溪の如きまた

北條氏の功罪

我が國はこゝに一大國難に當面した、上下共に國家的思想が如何に高潮に達したかは、數回に及べる蒙古の使節に對する朝廷及び幕府の態度と次に舉ぐる禪僧慧安東巖をはじめ國民の熱烈なる愛國心等に見らるゝであらう。

さきに、北條氏は三上皇の播遷をはじめとし、皇室に對し實に恐れ多い事もしたのであつた、たゞ泰時、時頼等がよく民政に心を用ゐて善政を布き、國民のための政治を行つたので、國内よく統一せられ鎌倉幕府の實力を加へた、それがこゝに外敵に向つて國威を宣揚し得る所以となつたことは、多少北條氏の罪を減ずるであらう。いひ換ふれば、この危急存亡の秋に當り、内政を顧慮するところなく、外敵に當るだけの準備が精神的にも物質的にも出來て居り、しかもまた幕府が大に武士道を奬勵し、武藝を盛にしてゐたことが試練せられる機會に遭遇したのであり、武士が主將のために働くといふ思想は進んで國家の爲めに死力を盡して忠勤を勵むに至つたのである。

東巖慧安の和歌

京都賀茂の正傳寺文書に蒙古から第二回の牒狀を齎した折、開山慧安東巖(宏覺禪師)が祈願した願文の裏端書に「末の世のすへの末まで我が國は萬の國にすぐれたる國」とい

時頼大般若經を伊勢神宮に奉納す

第一回の蒙古使節

蒙古に返牒を與へず

た宋は南方に偏在して社稷將に危からんとし、その情勢は我が入宋僧や渡來の宋僧によつて、或る點まで時頼の知り得たところであらう。彼が正嘉元年四月紺紙金字の大般若經六百卷を伊勢皇太神宮に獻つた願文に「弟子者義勇雖レ疎、治略雖レ缺、剪ニ長鯨於海濱一云々、年來存ニ報國之忠一（中略）凡厥擁ニ護國家一者、神之明德也、我朝迺在レ之、富ニ饒民黎一者經之惠力也、我朝又在レ之云々神云レ經盍レ納ニ受素念一」といつて居る、彼は既に國難に對する覺悟を有して居たのであるまいか。

忽必烈は高麗人に我が國の事情を聞き、我が國をも藩屬とせんと欲し、先づ使節を我が國に遣し、高麗王をしてその使節を嚮導し我が國に使を出さしめたのが、我が文永三年のことであつた。然るに蒙古の使節は風波に遮られて我が國に達するを得ず、高麗の使者のみ蒙古高麗二國の國書を奉じて、文永五年正月太宰府に着いた、この蒙古の國書は幸に奈良東大寺にその寫が傳はつて居る。朝廷では數日評議の後返牒を與へざるに決し、その旨を幕府に傳へられた、幕府が最初から强硬なる態度を有したことはいふに及ばぬ、新式目によれば、この年二月既に西國の幕府御家人に命じて兵備を修めしめてゐる。

幕府の海賊に對する態度

くなかつた、また時に志を得ざる九州の武士などその海岸を劫掠したこともあり、宋との貿易が順調に進み、奇珍を求めんとする傾向ます／＼加はるや、幕府が力めてこれらの海賊衆を勦討するに力めたことは、安貞元年に賭つて來た高麗の牒狀多少禮を缺ぎしに拘はらず、太宰少貳武藤資賴が使節の前で犯人を刎首したのでも推測される。されどその後海賊衆が彼の土を侵掠すること必ずしも絕えたのでなく(高麗史、東國通鑑參考)、これまで內海に跳梁してゐた彼等は次第に冒險的氣象を發揮して來た。蒙古襲來と高麗との關係については、史學雜誌第三十六編、三十七編に靑山公亮氏「弘安役と高麗」「文永弘安兩役間の倭寇と高麗の對時局策」、及び中村榮孝氏「文永弘安兩役間に於ける日麗元の關係」等の論文がある。

蒙古の勃興

土御門天皇のころ、蒙古に成吉思汗といふ英雄出で丶東西を席卷し、領土の廣き、古今未曾有と稱せらる丶程に至つたが(蒙古民族の起原については史學雜誌第十八編に白鳥庫吉博士の精細なる考證がある)、その孫忽必烈汗(世祖)の時代には高麗已に服屬して風俗に至るまで蒙古のそれとなつた程である、ま

加へねばならないのに、それら支那や朝鮮の資料が伏敵篇に多く集錄してないのは、遺憾である。三浦周行博士の「元寇に關する新研究」(史學雜誌第二十一編)、八代國治博士の「蒙古襲來に就ての研究」(同第二十九編)は上に擧げた新史料等に基づいたものであり、嘗て日露戰爭の折、戰地の軍隊及び全國各學校に頒たるゝ目的を以て史學會から出版された征戰偉績にも、三浦博士の「鎌倉時代の外征計畫」と三上參次博士の「宏覺禪師蒙古降伏祈願文」以下數篇の論文が收められてゐる、尚ほ最近池内宏博士の元寇の新研究が、東洋文庫から出版されて居る。吾妻鏡が文永三年の記事に止まり、この大事件に關する幕府の記錄を見る能はざるは誰も遺憾とするところであらう。

さて平家全盛時代に於いて清盛が宋貿易を奬勵した後、我が商人の活動漸く加はり、進んで彼土に交通したものが少くなかつた、且つ僧侶も商船に便乘して來往ますます頻繁となり、或は、宋板の一切經を持來り、或は珍しき鳥獸などを舶載したことが記錄に見えてゐる。當時朝鮮は高麗朝の後半期で、日宋間を往來する商舶の中繼所となつてゐたから、我が國人で渡鮮したものも少

將軍宗尊親王廢せらる

正良基が將軍の御息所に通じたこと發覺し、良基出奔して行方知れず、鎌倉にはまた騷動が起るかと疑はれた。北條氏遂に將軍を廢し、親王の御子惟康親王を奉じて將軍とするに決し、朝廷は止むを得ずこの奏聞に從はれた。

三歲の新將軍惟康親王

こゝに至つて宮將軍もまた藤氏將軍と同じ運命に逢着せられ、北條氏が幼冲の將軍を擁して天下に臨まんとせる政策いよ〳〵忌憚なく行はれた。

蒙古襲來

然るにこの時幕府は時賴の時代までに蓄積して來た勢力と財力とを殆んど一時に投げ出さねばならぬ一大事件に遭遇せんとしてゐた、たゞに北條氏の運命のみならず、我が皇國の運命をも賭せねばならぬ危急存亡の秋が迫りつゝあつた、蒙古襲來がそれである。

蒙古襲來についての參考書

之に關する著述で先づ讀むべきものは重野安繹博士山田安榮兩氏の共編に成つた伏敵篇である、當時の記錄古文書等多く網羅せられてゐるが、たゞ公刊後殆んど四十年、その間に發見された記錄古文書、例へば廣橋家舊藏勘仲記(岩崎文庫所藏)及び石淸水八幡宮田中文書をはじめ之に洩れたもの少くないのみならず、また蒙古が如何にして支那を征服し高麗を從へ、黑手を我が國に延ばすことゝなつたかについても研究を

祖師堂安置のものを推し、畫像では伊豆玉澤妙法華寺のそれを推す(史學雜誌第二十八編姉崎正治博士の「史料としての日蓮上人遺文」參考)。

後嵯峨天皇の讓位
後深草天皇

前にもいつたやうに、後嵯峨天皇と幕府との關係は極めて圓滿であり、北條氏もよく朝廷に敬事する態度を續けた、そして寛元四年位を後深草天皇に讓りたまひし後も、林泉の美を盡して嵯峨に御造營ありし龜山殿に於いて、風流の御遊など屢〻行はれた。又後嵯峨上皇は第四皇子恒仁親王を愛せられ、正嘉二年八月御年十歲の親王を後深草天皇の皇太弟に定め給ひ、翌正元々年十一月踐祚せしめたまうた、卽ち龜山天皇であらせられる。

龜山天皇

この御代も無論後嵯峨上皇の院政であり、新院たる後深草上皇は政治に干與せられることが出來なかつたのであるが、やがて後深草上皇、龜山天皇の兩皇統の迭立を見る情勢となり、遂に次の皇家中興時代を出現せしむるに至つた。

鎌倉では弘長三年時賴の卒した後、時宗なほ年少なりしため、北條政村執權となつてゐた。將軍宗尊親王は屢〻上京を企て給ひしにかゝはらず、飢饉や何かの理由を以て、北條氏のために沮まれ、之を果し給はなかつたところ、松殿僧

を本尊としたのはまた一の卓見であつた。彼は立正安國論を著し、一天四海皆歸妙法と稱じて盛に宣傳してゐたが、偶〻正嘉元年鎌倉に大地震があつたのを機會に、書を時賴に贈つて、幕府が念佛と禪とに歸依せるを攻擊し、若し之を處斷しなければ他國のために犯されんと諷した。日蓮宗の學徒は之を元寇の豫言なりとして居るが、小倉秀貫氏は史學雜誌第二編に「日蓮は元寇の豫言者といふを得べきか」を掲げて疑はれ、辻善之助博士もまた意見を發表して居られる(歷史地理第三十七卷參照)。しかし豫言であるか否かは兎にも角にも、彼が國難來を叫んで布敎した熱烈なる態度にその人格を發揮してゐる、彼はついで佐渡に流され、所謂四個格言を發表して他宗を否認し、こゝに愈立宗したが(史學雜誌第三十九編市村其三郎氏「日蓮上人の眞言排擊」參考)、やがて赦されて後甲斐身延山に退隱し、先づ關東地方に勢力を占めた。その眞蹟は割合に多く今日に傳へられ筆勢縱横飛ぶが如く、最もよく彼の氣象を毫端に示して居る、高祖遺文錄はその文書を集めたものであるが、現存せる原本と對照するに、取捨增減せられてゐるところが少くない。肖像は木像では池上本門寺

倉時代に於ける宗教改革の問題については史學雜誌第三十五編、第三十六編及び第三十八編に松本彥次郎氏の論文がある。

思ふに當時盛になつて來た新佛敎は、中央よりも寧ろ諸國にその地步を占めて行つたところにその特徴を觀るのである。淨土宗の如きも法然門下の上首たりし辨長は九州に、證空は近畿に、隆寬は關東にその宗風を宣揚した、そして親鸞上人が淨土眞宗を東國に弘通し、一遍上人が全國を遊行して時宗を布敎したのもまたその實例である。たゞこゝに注意すべきは、貴族佛敎たる天台眞言の二宗がこの時代に尙ほ勢力を有してゐたことで、新佛敎がこの二宗を、特に地方から驅逐して之に代るに至つたのは中武家時代に入らねばならない(平泉澄博士著中世に於ける精神生活參考)。

この間にあつて文書に辻說法に從來の諸宗を排し、熱情的傳道を以て、新に一宗を開いたものが僧日蓮であつた。彼は法華經を以て佛教の眼目となし、我等はたゞ法華經によつて救はるゝものなりと獅子吼し、これまで多くの宗派が釋迦如來なり阿彌陀如來なり、又は大日如來を本尊とせしに對し、法華經

曹洞禪

つたと思はれる、尤も道隆がその後甲州に流されたことを、高僧行實に延暦寺僧の訴によるとして居るから、その間一種の妨害運動があつたことは略ゝ推測されるであらう。ついでその後住として支那より招聘せられた禪僧が、卽ち蒙古襲來の折時宗を激勵した無學祖元(佛光禪師)であつた、後ち圓覺寺の開山となつた人で、その語錄は蒙古襲來の研究にも必讀のものである(鷲尾順敬博士著鎌倉武士と禪參考)。

當時臨濟禪と相對して異彩を放てる曹洞禪は之を我が國に輸入した承陽大師道元の人格に先づ偲ぶべきものがある、彼は貞應二年入宋、曹洞禪を傳へて歸朝し、はじめ京都に近く深草に菴居したが、やがて興聖寺に住みしも、波多野義重の請に應じ越前に下つて永平寺を開いた、そして時賴に招かれ鎌倉に行き、寺に歸つた後、時賴の寄附の帖を退け、また後嵯峨上皇の賜ひし紫方袍をも終身着けざりしが如き、その平民的性格は曹洞禪をして臨濟禪のやうに貴族的ならしめず、次第に地方に勢力を得しむることゝなり、鎌倉時代に勃興した一向眞宗や日蓮宗などゝ同じ歩みで、舊佛教の改革運動を進めてゐる。鎌

定せられてゐるが、藤綱の名は武家年代記にも見えて居るから、直ちに之を太平記の著者の案出した架空的人物とすべきかは問題である。

京都に於ける臨濟禪

鎌倉に於ける臨濟禪

こゝに今一度禪宗の興隆について述べて見たい。前に述べた榮西によつて輸入せられた臨濟禪は、九條道家の請によつて東福寺の開山となつた聖一國師圓爾以來、先づ京都に於いて公家の力により大に興隆せられたが、圓爾の門下に南禪寺の開山無關普門(大明國師)を出し、南浦紹明の門下に大德寺の開山宗峯妙超(大燈國師)を出し、後繼者また碩德多く、京都の臨濟禪林は鬱然として榮え來り、夢窓國師に至つて更に隆盛となつた。然るに時頼の執權時代に宋僧道隆蘭溪(大覺禪師)東渡し、時頼の信仰を得るに及んで、鎌倉に於ける臨濟禪また忽ち勃興した。道隆は後嵯峨天皇の寛元四年我が國に渡り、やがて鎌倉に入るや、時頼、山の内に一寺を建てゝ建長寺と命名し、彼を延いて住持とした。寺名に年號を附くることは延暦寺のいつも反對するところであり、既に建仁寺の如きも延暦寺の末寺として僅に事なきを得た程であつたのに、建長寺が年號を寺名とするを敢てし得たのは、山僧の强暴も遂に鎌倉に及ばなか

ども傳はつて居るほど、幕府の財政にも節約を加へて餘裕を生ぜしめたことは、後に時宗をして、一大決心を以て外寇に當ることを得しめた所以である。殊に彼が幕府御家人の氣風を養はんがために、頻りに武藝を奬勵し、或は將軍の近臣に相撲を演ぜしめ、或は犬追物、小笠懸など武士的遊戲を奬勵し、これを流行せしめたのは、また同じく外寇に備へしめんが爲めでもあつたらう。

時頼の出家

　時頼は建長八年に出家し、長時、政村相次いで執權となつたが、實權は矢張り時頼の掌中にあつたと推測される、いはゞ京都に於ける院政の風が鎌倉に移つたのである。

時頼の廻國說

また彼は出家後諸國を廻つて民政の得失を視察したと、增鏡、太平記、及び北條九代記などに見えて居るが、吾妻鏡には何等これに關する記事なく廻國の形跡も見えない。たゞ同書には間〻缺文があり、確かにいへない點があるので、嘗て瀨川秀雄博士大に廻國說を主張せられ（史學雜誌第二十四編）贊否の論一時學界を賑はしたことがある、思ふに當時長時、政村相ついで執權となり居たとしても、時頼は大御所として幕政に干與してゐたであらう。

青砥藤綱

又青砥左衛門尉藤綱の存在については星野恒博士史學雜誌第二編に之を否

引付衆の設置

時頼の質素及び武術奨勵

血縁者であつたのが表面の理由であつた、こゝに至つて皇子の御一人が武士の棟梁となられたことは、人心に影響するところ極めて大きなものがあつたと想はれる、後に後醍醐天皇が護良親王を征夷大將軍となされたのも、古い御代の跡を繼がれたものではあらうが、また宗尊親王の先例を追ひたまうたともいへよう。或は北條氏が宮將軍を奉じたことを以て、萬一の場合に京都に對抗せんが爲めであつたらうといふ說もあるが、恐らく幕府の威勢を示さんとしたのが主なる目的であり、皇位繼承については寧ろ傍觀的の態度を示し、巧に兩統の人々をして爭はしめ、その迭立の如き竊に北條氏の喜ぶところであつた。(史學雜誌第二編小倉秀貫氏「鎌倉六代將軍宗尊親王」參考)。

時頼は内强豪を除き外朝廷を制し、ます〳〵幕府を鞏固にすることに於いて、泰時の後を承けた偉い人物であつた。建長元年訴訟の澁滯せんことを恐れ、彼ははじめて三番引付を置き、評定衆の中から三人を拔いてその頭とし、政所の寄人五人を引付衆とし、特に訴訟審査の任に當らしめた。またその母松下禪尼の敎訓を受け、質素自ら奉じ、大佛宣時と共に殘醬を下物とした插話な

助長し來り、藤原氏の宗家が分立する形勢は早く現れて居たといつてよい、そして幕府に取つてはその分立が、皇室に於ける兩統の對立と同じく、朝廷を制御する上にも大に都合よかつたため、遂に五攝家にまで分るゝやうになつたのである(史學雜誌第八編星野恒博士「五攝家の分立を論ず」及び同誌第十七編三浦周行博士「鎌倉時代の朝幕關係」參考)。

五攝家系圖

- 忠通
  - 基實—基通—家實
    - 兼經……(近衞)
    - 兼平……(鷹司)
  - 基房(松殿)
  - 兼實—良經—道家
    - 教實……(九條)
    - 良實……(二條)
    - 實經……(一條)

(二)　宮將軍時代

宗尊親王の東下

宗尊親王が將軍として關東に降下されたのは一面に於いて北條氏の實力が如何に大なるかを觀るべく、何事もその思ふまゝになることを天下に示したものといへよう。さきに藤原氏が將軍となつたのは、兎にも角にも賴朝の

九條家の悲運

宮將軍の擁立

五攝家の分立

五攝家分立に關する本朝通鑑の說

るのである。幾くもなく道家の子一條實經攝政を罷められて、近衞兼經之に代り、久しく沈淪して居た近衞家二たび世に出づることゝなつたが、道家の末路は更に憫むべきものであつた。彼はその子良實(二條家の祖)と不和を生じたのみならず、建長三年九條堂の住僧了行房の事より一族勅勘を蒙り、翌年暴死した。それから延いて將軍賴嗣も北條氏に廢せられ、後嵯峨天皇の皇子宗尊親王の東下となり、幕府が實朝薨去以來心懸けて居た宮將軍擁立の宿望はこゝに始めて達せられた。

五攝家の分立も既にこの頃から初まつてゐる。建長四年攝政近衞兼經職を辭して弟鷹司兼平之に代るや、九條敎實、及び九條家より分れて攝政となつた二條良實、一條實經に近衞兼經と合せて五人の人々の子孫だけが、この後攝政もしくは關白となることになつた、これを五攝家と稱する。

本朝通鑑にはこの五攝家の分立を以て朝廷に對する時賴の政策に出でたといつてゐるが、實は既に平家全盛時代に於いて淸盛が近衞基通を攝政としたのに胚胎し、ついで賴朝また九條兼實を攝政に推擧してより漸くその勢を

關天皇が北條氏を討ちたまうた折に、護良親王の出兵催促に對し、高野山が容易に動かなかつたのは、この緣由があつたからと想はれる。

九條道家關東申次を免ぜらる

さて三浦氏の一件は前將軍賴經と聯絡があつたゝめに、延いて累を賴經の父九條道家に及ぼし、道家はその關東申次を免ぜられ、西園寺公經の子實氏これに代つたが、當時朝幕の關係割合に圓滿であつたことは、國家危急の重大問題たる蒙古襲來に當面せんとしてゐた時代に於いて大なる幸であつた。それは後嵯峨天皇が元來北條氏に擁立せられたまうたお方であり、大に北條氏を德とし、何事も圓滿に解決しようと力められたためであらうが、また北條氏の勢力牢乎として拔くべからざるあり、已むを得ずたゞそのいふがまゝに朝廷が從はれたからでもあつた。

後深草天皇

院廳の雜訴評定

院廳評定衆

天皇は寬元四年後深草天皇に御讓位あり、院廳を開いて政を聽きたまひしが、時賴の奏聞によつて院廳に雜訴評定を行はるゝことゝなり、西園寺實氏・土御門定通等六人を以て評定衆とせられた。これは蓋し幕府に於ける評定衆の制度を採用せられたものであらうが、之に九條家の人を加へられざるを見れば、道家の勢力頓に失墜したことを徵するに足

じく之に死んだ、この間の經過は吾妻鏡にまた名文を以て記されてゐる。かくて賴朝以來關東の豪族にして勢力のあつたものは殆んど皆こゝに一掃せられ、北條氏獨り幕府の中堅となつた、そしてこの後一族の間に多少の內訌がないでもなかつたが、幕府の滅亡に至るまで、北條氏が割合によく一致を保つことを得たのは、泰時の遺風之を然らしめたものといつてよい。

ついでに幕府と高野山との關係を簡單に述べて置きたい。高野山は白河上皇のころから殊に公家の信仰を得て、屢々御幸なども行はれたが、鎌倉時代に入り、尼將軍政子は行勇僧都の爲めに金剛三昧院を建立した、その多寶塔がいま國寶に指定せられて居る。金剛三昧院は蓋し高野山に於ける武家方の本據といふべきものであつた、安達入道覺智も高野山に上つてゐた間この院に住み、鎌倉の代表者としていろ〳〵畫策したらしく、高野山に北條氏の勢力を扶植したのは、多く彼の力であつた。從つて金剛三昧院はその領地も多くして諸院の中に勢力を有し、花園天皇の御代に於ける根本大塔修造の大勸進の如き、またこの院の長老證道上人であつた（高野山文書寶簡集參考）後ち後醍

三浦氏の滅亡

に北條氏の德とするところであつた。その後三浦氏は北條氏と重縁を結んで經時の時代まで何事もなく歲月を送つて來た、卽ち義村の女を泰時の妻とし、泰時の女を義村の子泰村の妻としてゐた、從つて北條氏は大に三浦氏を信頼してゐたのであるが、それだけ三浦氏は幕府にあつて羽振が善く、驕奢の振舞も少くなかつた、その勢力は京都の朝廷まで響いて居た程である。義村の卒去後、泰村家を嗣だが、泰村の子光村最も將軍賴經に信任せられ、その賴經を京都に送るや、別るゝに臨んで、今一度鎌倉に迎へるであらうといつたことから嫌疑がかゝり、こゝに北條氏と三浦氏との關係は漸く危殆に瀕して來た。これについては時賴も大に戒愼を加へて居たが、彼の外祖父安達景盛の子義景が泰村と權力を爭つたことは、忽ちこの問題をして急轉直下せしむるに至つた。景盛はこの時旣に出家して覺智と稱し、高野山に隱遁してゐたに拘はらず寶治元年急に下山して鎌倉に歸り、義景及び孫泰盛をして泰村を討たしむるに決し、時賴に勸めて之を實現した、そして泰村は遂に敗れ、その一族と共に退いて賴朝の廟所法華堂に入り、堂内に於いて自殺し、一族郞黨五百餘人同

頼經を奉じて時頼を討たむとする流言行はれしかば、時頼兵を集めて之に備へ搜索を嚴にした。光時は薙髮して陳謝したけれど、許されずして伊豆に流され、且つその越後の國務及び所領を沒收せられた、そして頼經もこゝに進退を決せざるを得ざるに至り、武士に護られて上京したが、後ち三浦氏の亂起るに及び、頼嗣また將軍の地位を逐はれ、藤氏將軍時代はやがて終末を告ぐることゝなつた。

頼嗣追はる

元來幕府の勢力は關八州によつて支持せられて居たといつてよい、この關八州の中でもその中心勢力は伊豆、相摸及び武藏の武士であつた、頼朝の時代にはこの三國の武士が各競うて頼朝に忠勤を抽んでその勢力も略〻均等を得てゐたが、頼朝薨後、伊豆の出身たる北條時政は漸くその爪牙を磨いて武藏、相摸の豪族に眼をつけた。先づ畠山重忠の滅亡によつて武藏武士が北條氏の下に屬し、和田義盛の滅亡によつて相摸武士また多く北條氏に歸せしも、三浦氏の一族尙ほ勢力を有し、しかも和田義盛の亂に、義村が初め義盛に加擔しながら、中途に志を變じて北條氏に應じたため、遂に義盛の失敗に終つたのは、大

幕府を支持する勢力の中心

三浦氏の勢力

りこのかたのみだりがはしさに、賴朝と云ふ人もなく、泰時と云ふものなからましかば、日本國の人民いかゞなりまし、此いはれをよく知らぬ人は、故もなく皇威のおとろへ武備のかちにけると思へるはあやまちなり」といつて居る。

将軍と執權との關係

翻つて將軍と執權との關係は如何にと觀るに、恰も攝關榮華時代に於ける天皇と攝政もしくは關白との關係であつた、そして、北條氏が必ずしも將軍の外戚でなかつただけにその情誼は寧ろ酷薄であつた。將軍が幼稚なる間こそ、北條氏は思ふまゝに振舞ふことが出來るけれど、將軍が成長すると、何かにつけて都合が惡いのであるから、之を廢して更に年少の將軍を擁立することが、北條氏の將軍に對する方針であり、常套手段であつた。それで藤原賴經は鎌倉に迎へられて後七年にして嘉祿二年はじめて將軍に任じたが、寬元二年年二十六歲にして遂に其の職を罷められて、上京することゝなり、幕府は京都に使を發してその子賴嗣の將軍宣下を奏請した。

賴嗣將軍となる

賴經はいろ〳〵の事情のため延期に延期を重ね、薙髮した後も猶ほ鎌倉に留まつてゐたが、寬元四年經時病んで卒し、弟時賴之に代つて執權となるや、名越光時、賴經昵近の士と謀り、

兵亂の善後事業は勿論、武家の式目を制して幕府の基礎を固くし、評定衆を置いて合議制を定めしが如き、彼の襟懷が如何に大なりしかを想望するに足ると共に、鎌倉幕府の政治がこの後引き續いて人望を得た所以はこゝにあるといふべきであらう。彼は實に北條氏中興の祖たるのみならず、政治家としては賴朝を師としながら、人格の點に於いて蓋し義經に私淑してゐたのではないかと想はれるほど、武家政治家としてまた前後に多く匹敵すべきものがない代表的人物であつた。その民政に注意し、武藏野に水田を開きしが如き、決して單なる武弁の一執權でなかつた、しかも彼が兄弟に對して非常に友愛の情に厚かりしこともまた吾。妻。鏡。に見えて居る。彼は僧侶の强暴なるを防止せんがために、兵仗を帶することを禁じ、之を燒き棄てしむるなど、平和政策にも心を用ゐてゐる、北條氏が陪臣を以て天下の實權を握ること久しきに及びしもの、半ば以上泰時の功に歸せねばならぬ。北畠親房は神。皇。正。統。記。に、泰時を評して、彼が驕奢を戒め公平を失はず、能く政治の大義に通ずるを賛し、北條氏が世を重ねてます〳〵盛なるは全く泰時の功なりと爲し「およそ保元平治よ

皇の御早世は端なくも皇位繼承問題を惹起し、朝幕の間に多少の齟齬を生ずるに至つた。

四條天皇崩後の皇位繼承問題

當時皇胤としては土御門、順德二上皇の皇子がおはしますのみで、四條天皇の崩後に天皇として迎へ奉るべき皇子について重大問題に逢着した。道家は順德天皇に納れてゐた女子の腹に生れたまひし皇子を位に卽け奉らんとし、公經も之に同意して、その旨を關東に傳へたところ、泰時は順德上皇が承久の兵亂に關係深くましまし〳〵た點から、道家、公經以下重なる公卿の一致せる朝議を一蹴し去り、土御門上皇の皇子邦仁親王を擁立し奉つた、卽ち後嵯峨天皇であらせられる。幕府の勢力はかく天皇策立の事にまで及んで來た、しかもこの事がかく齟齬したにかゝはらず、九條、西園寺の兩家が幕府との關係を尙ほ圓滿に持續することが出來たのは、また以てその間深く相結托して居た所以を觀るに足るであらう。

泰時後嵯峨天皇を擁立す

後嵯峨天皇の踐祚せられた後三ヶ月にして、仁治三年四月泰時は六十歲にして卒し、子經時繼いで執權となつた。泰時政を執ること凡そ二十一年、承久

泰時の卒去

しかし朝廷に於ける政治上の實權は必ずしも攝政たり關白たりし道家になかつた、寧ろ上に擧げた西園寺公經こそその人であつたといはねばならない。公經は承久の兵亂に公卿中第一の關東方として上皇に幽閉せられた程幕府と關係深い人であり、その權勢の大なる一たび彼の怒に觸るゝことあれば、朝臣一人として榮達の途を失はぬものがなかつた。その豪奢を極めたことも增鏡に委しく出でゝ居り、北山の山莊が如何に華麗であつたかを觀てもこれを想像することが出來よう。

尤も西園寺家にしても、また九條家にしても、朝廷にあつてかく榮達を極め權力を振ふことを得たのは、背後に鎌倉幕府が控へて居たからである、故に兩家といへども泰時に向つてはまた如何ともすることが出來ず、京都に於ける大小の事すべて泰時の意見通りに決せらるゝ外なかつた。然るに貞永元年四條天皇卽位の後、中宮竴子流產にて薨せられ、後堀河上皇また崩御ましゝしのみならず、關白敎實その後三年にして薨じ、後鳥羽法皇、後土御門上皇も前後相ついで崩御遊ばされたが、公家の不幸はこれに止まらず、仁治三年四條天

人の評定衆を任じ、政務に參與し訴訟の事を決せしむることゝした、この人々の補任は關東評定傳(群書類從所收)に具載せられて居る。

承久の變後の朝廷の情勢

さて翻つて朝廷の情勢を觀るに、承久の兵亂に官軍に屬した朝臣及びその子孫が逆境に沈淪したるはいふまでもないことであるが、それらの姻戚緣者たり、若しくは多少の關係を有せる人々が、力めて幕府の忌諱より遠ざからんとし、鎌倉に親密なる羽振よき公卿の人々に阿附するものも少くなかつた。

羽振よき九條西園寺二家

從つて幕府と因緣深き九條西園寺兩家の幸運は絕頂に達したといつてよい、そしてこの兩家は互に婚姻を結び、九條道家は西園寺公經の女婿を以てまた關白に復任し、その女竴子は入內して中宮となつたが、やがて皇子(四條天皇)誕生あり、九ヶ月にして立太子の式を擧げ給うた。

九條道家の榮華

されば道家の榮華は一時目を驚かすばかりで、關白職をその子敎實に讓つた後も、矢張り政治に干涉し、その身は中宮、關白、將軍、天台座主、三井長吏、興福寺別當、仁和寺御室等の父であつたばかりでなく、その室倫子まで准三宮の宣旨を蒙つたのは、御堂關白道長の昔もかくやと思はるゝ程であつた。

寺院の衆議法

幕府の評定衆

例として、之に準據し判決することゝした、それを類聚したものが、新編追加である（日本古代法典に收められ、御成敗式目追加、新御式目、貞應弘安式目などの諸書及び吾妻鏡に散見してゐる）。猶ほ植木直一郎博士の御成敗式目の研究は文獻的方面に益するところ多くまた參考すべき著述である。

實力に於いてこそ相異あれ、公家と武家とは政治的に對立せるが如く、法制的にも對立することゝなつた、その間に寺院は寺院として既に養老令でも或る點まで自治を認められて居り、平安朝時代から寺領の莊園ます／＼多くなるに伴つてまたその特有の法律が發達したことはこゝに注意しなければならぬ、その一は衆議である。叡山をはじめ、大衆徒の居たところでは一山滿寺の衆議に決したことが、東大寺文書、高野山文書その他の寺院文書によつて證明される。この衆議法と、朝廷に於ける議奏公卿の制とが果して泰時の注意に上つたか否かは不明であるが、武斷的なるべき幕府にして、從前以上に合議制を採用することゝなり、嘉祿元年十二月新に評定衆を置いたのは、實に泰時の卓見であつた。彼は先づ幕府を新築して之に移りし後、中原師員以下十一

式目の追加

げ、その他一切の沙汰を停止し、且つ守護地頭が國司領家に對捍する事を禁じ、國司領家の成敗には幕府から口入しないことを定め、武士の相續、所領の讓與など、民事刑事に關せるものは勿論、殊に惡口の事など如何にも峻嚴なる制を設け、幕府が御家人を統御するに於いてよく要領を得たものである。また訴訟については越訴、讒訴を禁ずるをはじめ、極めて常識的に規定してあり、その間武家的精神の活躍したるものが認められる、いはゞ所謂右大將家以來の先例と、これを制定した人々の經驗から作り上げられたもので、浩瀚なる律令に比し僅に五十一箇條に過ぎない簡潔なる法令は實に我が武家法の基礎をなすものである（史學雜誌第十編横山達三氏「式目に現はれたる武家主義」及び三浦周行博士の續法制史の研究所收「貞永式目」參考）。尤もこの式目の規定が甚だ簡單であるため、これに示された條項だけではいろ〳〵の場合に適用し得ないこともあつた、それらは律令の法により時宜に應じて行つたことが吾妻鏡に見えて居る、そしてその必要に應じて新に幕府から出した下知狀や裁許狀などの類を纏めて之を式目追加とし、律令に於ける格のやうに、それらを先

貞永式目の内容

あつても法家の間には表面はどこ〳〵までも律令格式を據用してゐるのであつたが、既に裁判至要抄や法曹至要抄など編纂せられて、繁雜なる律令格式は餘程簡單化された趣があつた、それと相對してこゝに制定せられたのが、關東の御家人のみに下した貞永式目である。泰時は六波羅に充てた書狀の中にその主意を委しく述べて、これによつて公家の人々を拘束しようとするのでないことをいつて居る、また嘉禎三年社寺國司領家等の訴訟がこの式目に據らぬことを、特に規定してゐる事實によつても知り得られる。しかし、幕府の公平なる裁判ぶりは、御家人ならぬものまでも之を受くるを喜んだ、そして社寺の方から進んで鎌倉に訴へ出たことも多かつた、それだけこの式目は實行力を有し、鎌倉幕府の權威はこれによつてまた保持せられて行つた。

式目の本文は群書類從又は日本古代法典に收めてある、古人の注釋書では清原環翠軒(宣賢)の式目抄など注意すべきものであらう。この式目には先づ神社佛寺を修造して祭祀佛事等を怠らぬやうにと規定し、次に守護の職分として、賴朝以來定め置かれた大番催促及び謀叛殺害人夜討强盜等の追捕を擧

すべての問題に對し、表面に謙讓の態度を示し、公明の上にも公明を期することが、彼の理想であり、後々まで北條氏の方針たらしめた。

先づその公明を期する理想は賴朝以來の判決例等に基づき、且つ久しく行はれた律令に準據し、評定衆中原師員、三浦義村、中條宗長、二階堂行村、三善康俊、矢野倫重、二階堂行盛、後藤基綱、三善康連、齋藤長定等と議し、貞永元年八月五十一ヶ條の成文法を制定したことによつて現れた、これは御成敗式條又は御成敗式目といひ、普通年に因んで貞永式目と稱せられてゐる。賴朝の開府以來たゞ習慣と先例とにより、いはゞ手心で曲直を裁斷してゐたのであるが、その所謂右大將家以來の不文法をこゝに成文法として幕府の有司に頒つたのがこの式目であり、この後すべて之に據つて幕府の行政をはじめとし、御家人に關する問題等を裁決處置することゝなつた。固よりこの成文法の出づるに至つたのは、承久兵亂後、領家地頭の關係ますます複雜となり、一ト通り規程を定めて置く必要にも迫られたからではあるが、かく武家の法律が新たに出來たことは、後の時代に至るまで多大の力を傳へてゐるのである。尤も朝廷に

執權とせんとしたが、泰時京都に在つて義時の訃報に接し、この陰謀を知るや急に鎌倉に下り、政子の命によつて執權となり、時房を連署となし、伊賀氏を退け、光宗の政所執事を罷めて所領を沒收した。そして光宗を信濃に、實雅を越前に流し、事全く平ぐことを得た。明年大江廣元年七十八にして卒し、政子また六十九歲を一期として薨じ、こゝに泰時は全く自己の意見によつて卓越した政治的手腕を發揮することを得るに至り、これより鎌倉幕府の制度をはじめ思ふまゝにその經綸を實行した。

第一に彼は北條氏が源平二氏の本宗に比較し、家柄の卑いことを自から認むると同時に、當時猶ほ門閥を貴ぶ風の盛なるを見て、北條氏自身に幕府を代表して將軍となるが如きは必ずしも天下の人心を得る所以にあらざるを看破して居た。從つて最早誰憚からずその欲する地位が得られたにもかゝはらず、侍所別當として兵馬の實權を握り、政所別當として行政、司法の實權を得て居るだけで滿足し、舊に仍つて上に將軍を戴き、位は四位、官は相摸守か武藏守名を捨てゝ實を取ることに定めたのである。しかもこの官と位とに居つて

別が出來たのはこの以後である。この論功行賞は割合に公平に行はれ、北條氏の威望をして益々盛んならしめた所以であつたが、新補地頭の中に戰勝の餘威を藉り、得分に就いて暴威を逞しくする者があり、また領家との間に紛議を生ずるものも少くなかつたから、貞應二年六月、宣旨を下されて新補地頭の得分を定め、その土地に先例あるものはこれに從はしめ、據るべき先例のないものは新に率法を定め、十一町ごとに一町の免田と、段別五升の加徴米とを與へらるゝことになつた(史學雜誌第八編拙稿「地頭得分に就て」參考)。小早川什書等によつて推算するに、この率法は本補地頭の得分に比し必ずしも多くなつてゐない、たゞ川手山手など田畠の外に領家と分けるものがあれば、本補地頭が三分一の得分なりしに對し、新補地頭は領家と折半するのが普通であつた、それが永仁元年に本補地頭も新補地頭も同じく折半を許されるやうになつたのは蓋し蒙古襲來の戰後經營上已むを得なかつた處置であらう。

新補地頭得分の率法

元仁元年義時は繼嗣を定むるに及ばずして卒去した、後妻伊賀氏密に兄光宗等と議して女婿一條實雅(能保の子)を將軍とし、伊賀氏の腹に生れた政村を

義時の卒去

そして何等鎌倉と六波羅と衝突しなかつた所以は、泰時・時房以來、執權もしくに連署となるべきものを、多くこれに任ずる慣例を生じたため、幕府は少しも六波羅に對し危惧を抱く要がなかつた。尤も六波羅探題といふのは後の稱呼であつて、當初より常置の官名となつてゐた次第でなかつた、沙汰未練抄によれば、武家では、評定の時座長の位置に居つて裁決を下すものを探題と稱じたので、鎌倉では執權・連署の二人がこの位置に居り、六波羅では南方、北方の兩人がこの位置に居つた、即ち裁判の場合などにその判決の長に當る人の座に着いたときに、その人を探題といふのであつたが、鎌倉の方では執權連署と稱してゐたが、六波羅では後に六波羅探題と呼ぶことになつたらしい。

幕府は義時追討の院宣に應せし人々の所領三千餘ヶ所を沒收し幕府の祈禱に預りし社寺及び有功の將士を賞し、領家地頭職等を與へ、この時補せられた地頭を新補地頭と稱し、從來のをこの後、本補地頭と稱する事になつた。尤も新補地頭、本補地頭の稱は必ずしもこゝに始まつたのでなく、既に以前から吾妻鏡にも見えてゐるが、新補地頭が本補地頭よりも優遇せられ、その間に區

亂後、二たび朝廷の勢力を大ならしめざる樣に、幕府の對策は着々進行した、しかも泰時が京都にあつて施設宜しきを得たのは幕府に取つて大なる幸であつた。泰時は時房と共に幕府の代官として六波羅の邸に滯在し、六波羅殿と稱せられ、こゝに六波羅邸をして小幕府たる觀あらしめ、この後北條氏は京都に對して全く枕を高くするを得るに至つた。邸は南北の兩亭に分れ、泰時と時房と相交代して政務を執り、近畿及び中國西國を管掌して、兵事及び武家の行政司法等の全權を有し、兼ねて朝廷に對する目付役となつたのである。

兩六波羅の設置

これは固より賴朝以來置かれてゐた京都守護の變形といつてよいのであるが、從來の京都守護なるものは、朝廷に對し若しくは近畿諸國に對し、その威權十分ならず、遂に承久の兵亂を勃發せしむるに至つた。これに鑑みて更にその組織を完全にし、北條氏の懿親こゝに在住して近畿以西の事をも掌らしめたため、幕府は主として力を東國の事に集中するを得て、すべての政務が敏活となつた。從つて幕府の下した御教書を鎌倉殿御教書または關東御教書と稱せるに對し、六波羅のを六波羅殿御教書又は六波羅御教書といつてゐる、

關東御教書と六波羅御教書

第八章　古武家時代の三

第四　鎌倉時代下

(八)　藤氏將軍時代

承久の兵亂は官軍の失敗に歸し、後鳥羽上皇の叡慮も遂に齟齬した、幕府の壓迫が更に朝廷に加はることゝなつたのはまた已むを得ない情勢である。藤原氏をはじめ、在廷の朝臣たゞ北條氏の鼻息を窺ひ、何事もこれ及ばざらんことを恐れ、皇位繼承の如き重大なる問題はいふに及ばず、普通の小事に至るまで殆んど皆幕府の意のまゝに動く外なかつた。その間にあつて先づ大手腕を振ひ活動した幕府の人物が實に北條泰時である。

鎌倉では執權義時が尼將軍政子の下に幕府の中堅となつてゐた、彼は機略に長じ、よく父時政の後を繼いで北條氏の勢力を盛ならしめた人である、それに大江廣元の如き冷靜なる頭腦を有せる元老政治家彼を助けて居り、承久兵

大に流行し、遂にその數を加へたことは前に表示した通りである。こゝに附け加へたいのは、この時代がまた和歌の復興期といつてよいことである。後鳥羽上皇が和歌所を置かれ、新古今和歌集の勅撰があつた、この集には如何にも清新なる歌調が現はれてゐる、そして撰者の一人藤原定家（俊成の子）が歌學に一家を成し古今傳授を起し、またこの後勅撰の事に與かつた冷泉・御子左及京極三氏の祖となつてゐるであることも特筆すべきことである。彼の日記明月記はこの時代に於ける日記の白眉であらう。

藤原定家

明月記

大佛師運慶

陳和卿と天竺樣

り、聖德太子の信仰など盛になつたことは、既に以仁王の令旨にも窺はれ、實朝の太子信仰も吾妻鏡の記事によつて知らるゝ。美術の方面に於いても賴朝の社寺崇敬がその振興に大に與かつて力があり、奈良朝時代のものなど多く修繕保存せられた。佛像の彫刻はこの時代に入つて寧ろ技巧を主とし、一木造は殆んど亡びて寄木となつて來た。その代表者は大佛師運慶・湛慶父子であり、東大寺南大門の二天や、興福寺の維摩居士像などにその靈腕を遺してゐるのみならず、運慶は後鎌倉に下りまた傑作を東國にも留めて居る(黑川春村全集所收「大佛師系圖」參考)。東大寺大佛殿の建築には宋より陳和卿を召して之に當らしめ、我が國に宋風建築が輸入された、建築史家はこれを天竺樣といつてゐる。そして禪宗の輸入と共に禪寺建築の樣式も加はり、それが次第に住宅にも影響して來た。次に繪畫に於いては宅間派の盛なる時代であるが、又藤原隆信・信實の如き肖像畫の名手を出し、妙法院の後白河法皇御畫像や、神護寺の賴朝・重盛などの畫像は當時の逸品である(內藤虎次郎博士日本文化史の研究所收「日本の肖像畫と鎌倉時代」參考)。繪卷物もその時代に入つてまた

廻せる右大將家以來の先例なるものが、鎌倉時代を通じて一種の力を有し、それが引き續いて足利氏も徳川氏も、武家政治を執れるもの丶先づ意を致したところであるとはいへ、實をいへば源氏將軍時代は將軍が幕府の主腦者であり、その將軍が公卿となつたゞけでも、何ほどこかに公家臭があり、鎌倉時代そのもの丶特色が十二分に發揮されてゐなかつた感がある、どうしても鎌倉時代の武家政治が實際的に特色を發揮したのは、虚位を擁せる將軍を戴いて實權を握つてゐた北條泰時以後の時代であるといはねばならぬ。

鎌倉の京都化

賴朝以來三代の間は、やゝもすれば和歌、蹴鞠等の流行をはじめ、京都風が鎌倉を風靡せんとして居たのは上に述べた通りである、もと京都に生れた賴朝は、京都高雄の神護寺に傳へられてゐる彼の畫像によるも、何所か京都式の相貌があるやうに見受けられる、またその下にあつて力を盡した政所や問注所の面々も、廣元といひ康信といひ、多く京都から鎌倉に下つたもので、彼等が眞に武家化するには、次の藤氏將軍時代を待たらねばならなかつた。

京都鎌倉の文化的交渉と復古

京都鎌倉の文化は相影響した、そしてその間一種の復古的思想が起つて居

時宗

舊宗派の復興

俊芿

明惠上人

武家主義

沼賢海氏日本佛敎史の研究所收諸論文參考。

この外念佛宗の一派に他阿上人の時宗といふものも起つて來たが、こゝに見逃すべからざるはこの時代前後に起つた新佛敎は既に舊佛敎のやうな宗學ではなかつた、これを信仰することによつて安心を得べきものであつて、その敎義に反する言動あれば異安心として排擊せられたのである。いはゞ我が國の佛敎は宗學的より進んで敎會的となつたといへよう。それが舊宗派にも大なる刺擊を與へ、こゝに奈良朝佛敎の復興ともなつた、宋に入つた泉涌寺の俊芿は新に北京律を興し、之に對してやがて奈良を中心として南京律が起つて來た。又明惠上人高辨は栂尾の高山寺に居り、華嚴宗を中興した、泰時も就いて道を問うた名僧といはれてゐる。印度に入つて佛跡を巡禮せんとしたが、遂に果さなかつた、彼が印度への行程を書いたものに三十六町を一里としてゐるのは、高野山町石と共に交通史の資料ともなるものである。

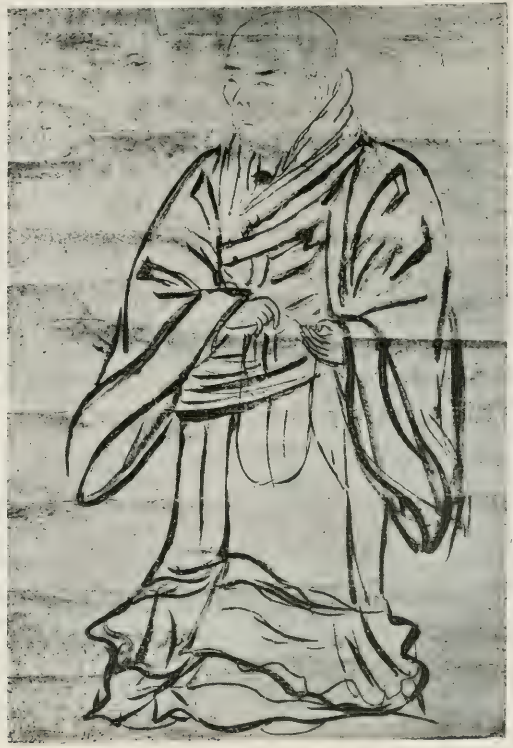
今この章を終るに臨み、更に少しく述べて置きたいことがある、賴朝の鼓吹せし武家主義、それにこの後ち北條氏が唯一の武器として武士の頭上に振り

藤原信實の子按殿の筆、鏡の御影と稱せられるもの。原本には畫像の上に賛あり。

日蓮が法蓮に與へたる法華經壽量品を讀經しつゝある畫像の一部である。



僧日蓮畫像
（伊豆　妙法華寺所藏）



僧親鸞畫像
（京都　西本願寺所藏）

遂に念佛の徒を禁じ、安樂房、住蓮房は斬罪に處せられ、源空もまた流罪となつた。彼は後ち五年にして釋され歸京したが、山門の衆徒はこの宗の日に弘まるを嫉み、ます／＼之を迫害したけれど、源空の門下に俊足多く、淨土宗は遂に一宗として獨立し、やがて鎭西派、西山派などの分派を生し、一向眞宗をも出すに至つた。源空一代の傳は京都知恩院の勅修御傳及び大和當麻寺の法然上人繪傳が最も有名であり、西本願寺の慕歸繪は皇宗中興時代のものではあるが割合によく描いてある、奥州松島の圖がこの種のものにあるのはこの繪卷を初見とする。

親鸞の一向眞宗

一向眞宗は源空の弟子親鸞によつて起され、次の藤氏將軍時代から宮將軍時代の初期にかけて世に認めらるゝやうになつたものであるが、こゝに簡單に述べて置かう。親鸞の畫像は藤原信實の子袴殿の筆なる鏡の御影といふスケッチが最もよい。彼は元仁元年教行信證を著し、はじめて教相判釋の上に立つて、從來僧侶にして肉食妻帶せる習慣を、その宗制に明にすることゝした、本願寺はもと親鸞の廟所の後であつたが、後に本山となつたものである長

教行信證

選擇本願念佛集

空也念佛と融通念佛

條兼實も源空に歸依した一人であつたことは日記玉葉に見えて居り、選擇本願念佛集の如き、源空が兼實に上つたものといはれて居る。

尤も念佛は天台宗に於いてまた既に行はれてゐた、村上天皇の頃早く空也上人によつて始められた空也念佛があり、慧心僧都源信は花山天皇の御代に往生要集を著し、融通念佛宗は良忍によつて堀河天皇から崇德天皇の御代ごろに起つてゐる。固よりこの融通念佛はまだ全然他力易行の教でなかつた、それに一歩を進めたのが實にこの淨土宗であり、こゝに念佛往生の他力宗として現れることになつたのである。初め天台宗の中にあつて別に一宗を立てなかつたが、源空の晩年に及んで、弟子安樂房、住蓮房といふもの別時念佛を行ひ、六時禮讚を誦し、念佛の行者は念佛さへ一向專修すれば、婦人と交るも肉食するも彌陀の來迎を受くるを得べしと稱し、他宗を誹謗するに至り、中には風俗を壞亂する所業のものもあつたので、源空は七箇條の起請を作つて門徒を戒め、戒行を愼ましめたが、その流弊容易に改まらず、興福寺より二たび解狀を上つて、源空等を流罪に處せられんことを奏し、いろ／＼詮議の末、承元二年

道元の曹洞宗

入り僧道元また入宋して曹洞禪を傳へ、我が國の禪宗はこの後この二派の下に隆盛を極め、これと共に宋の文物多く輸入せられた。

榮西は前後二回入宋した、第一回は高倉天皇仁安三年であつたが、禪宗を傳へたのは第二回文治三年入宋の折であつた、その渡宋には餘程苦心したと見え、筑前大泉坊にある榮西自筆の觀普賢經、法華經等の奥書によれば、數年の間出發することを得ず、筑前に滯在して居たことが知られる、且つその初志は印度に入らんとするにあつたが、路通せずして志を果すこと能はず、一時歸朝せんとしてまた難風に遭ひ、支那の溫州に吹きかへされ、はじめて虛庵敞禪師に參し、建久二年歸朝してその衣鉢を我が國に傳へたのである。

源空の淨土宗

第二に法然上人源空によつて唱へられた他力本願の淨土宗がある。南無阿彌陀佛の名號を稱ふれば彌陀の引攝を受けて淨土に往生するといふ、普通の人に解し易く行ひ易いものであつた。源平合戰以來、幾多の悲劇に浮世の有爲轉變を目擊し、現世の果敢なきを感じたものでこの宗に入つたものが少くない、熊谷直實の如き、訴訟に負けて出家し、源空の弟子となつてゐる、また九

後高倉院の院政

禪宗

榮西の臨濟禪

法皇として院政を聽きたまひ、後高倉院と申し上げる、天位に上りたまはぬ御方の院政は後高倉院が御一人である（鎌倉時代史論所收龍肅氏「承久亂」參考）。

猶ほ源氏將軍時代の重要なる事象としてこゝに述べたいのは、既に六波羅時代に多少芽を萌して居た佛教の新宗派が盛になつて來たことである。第一に平安朝時代以來天台宗に加はつてゐた禪宗が、入宋の僧侶によつて新たなる系統のものを加へ、それが遂に獨立した一宗となつた、それは先づ僧榮西によつて傳へられた臨濟禪である。榮西には興禪護國論の著があり、その京都に建仁寺を建つるに及んで、天台宗と禪宗との爭が始まつた、そしてこの爭は禪宗の勃興と關連し、榮西の建仁寺に次いで聖一國師の東福寺、東嚴慧安の賀茂正傳寺、南浦紹明の嘉元寺、夢窓疎石の天龍寺と、新しい禪寺の建立ごとに鎌倉時代を通じて問題となり、皇家中興時代に及んでゐる（辻善之助博士日本佛教史之研究參考）。たゞ當時山門の勢力が盛であり、その抗議によつて所謂達磨宗停止の宣下となり、容易に獨立を許されるに至らず、建仁寺もはじめ天台宗の一寺として僅にその創建を聽されたのであるが、次の藤氏將軍時代に

たるにあらずとて、後鳥羽上皇は使を遣して、義時以下の官職を復し、追討の宣旨を撤回せしめられた、そして時房、泰時は所在に大搜索を行ひ、官軍の人々を逮捕し、戰後の處分に着手した。

北條氏後堀河天皇を擁立す

三上皇遠島に遷り給ふ

やがて捷報鎌倉に達するや、大江廣元文治元年の先例により事書を作つて京都に送り、先づ官軍に與せる武士を斬り、卿相の主謀者たる葉室光親、中御門宗行、源有雅、高倉範茂等を鎌倉に護送すと稱して途に殺し、その他流罪解官に處せらるゝもの甚だ多かつた、且つ天皇を廢して後堀河天皇を立て奉り、後鳥羽上皇を隱岐に、順德上皇を佐渡に遷しまゐらせたのはまた永く北條氏が後世の人に議せられる所以である。また土御門上皇はもと謀に與かり給はなかつたけれど、獨り京都に留まるべきでないと仰あつて、土佐に遷されたまひしが、後一年にして阿波に遷し奉ることゝなつた。後鳥羽上皇は隱岐に坐すこと十九年、延應元年二月御年六十にして崩御あり、その間の御消息は增鏡の新島守の卷に委しく記されてゐる。後堀河天皇の父君は高倉天皇第三の皇子守貞親王、既に出家して行助法親王と稱せられた御方である、天皇踐祚の後

官軍利を失ふ

義時は弟時房、子泰時をして十萬騎を率ゐて東海道よりし、武田信光等をして五萬騎に將として東山道よりし、泰時の弟朝時等をして四萬騎に將として北陸道よりし、三道兵を分つて京都に攻め上らしめた。これは實に武家が積極的に朝廷に對し奉つて軍兵を進めたもので、これまで我が國史に先例のないことであり、國體上由々しいことゝいはねばならぬ。尤も泰時はこの事を義時に相談してゐる、義時は、もし上皇御自ら御出馬あらば旗を卷いて降れ、もし討手の大將が向つて來たら、奮進して君側の姦を除けといつたと傳へられて居る。これが果して事實であるかは確でないが、兎に角承久の兵亂によつて北條氏が逆を以て天下を取つた誹は免かれないところであり、その思想が次の皇家中興時代へと進展し行くのである。

さて美濃の官軍先づ東山道の關東勢に破られて逃げ歸り、頼みに思ひし山門も遂に應せず、朝廷の人々色を失つて兵勢頓に振はず、宇治(吾妻鏡によれば宇治川先陣爭はこの折佐々木信綱芝田兼義等のことゝなつてゐる)勢多の官軍また敗れて、武家の軍兵京都に亂入するに及び、このたびの擧兵叡旨に出で

の計畫が進めらるゝことになつて、上皇は天皇及び葉室光親・中御門宗行等と謀議し、先づ關東調伏の御祈禱などを行はれてゐた。尤もその直接の動機については、寵姫伊賀局の所領攝津の長江倉橋二庄の地頭を免ずべきを義時に命じたまひしに、義時之を奉ぜざりしによるといはれてゐるが、それは偶〻この問題が導火線となつたに過ぎなかつた。要するに頼朝以來の武家政治に對する御不平が積り積つて勃發するに至つたものである。

順德天皇は承久三年四月皇太子懷成親王(仲恭天皇)に位を讓り給ひ、關東調伏の御祈禱もいよ〳〵繁く行はれ、遂に五月に入つて城南寺の流鏑馬に托して諸國の兵を召された。先づ京都の守護伊賀光季を攻めて之を誅し、義時の官位を褫ひ、追討の宣旨を全國に下し給うたが、天下の人心既に關東を離れてゐるやうに見えてゐたのは、たゞ表面のみであつて、武家の力が尚ほ根强かつた。關東の將士は頼朝の舊恩を忘れず、尼將軍政子が激勵の一言によつて、皆死を致さんことを誓ひ、一人も反對するものがなかつた。頼朝以來の武家政治が如何に彼等に安定を與へてゐたかゞ推知される。

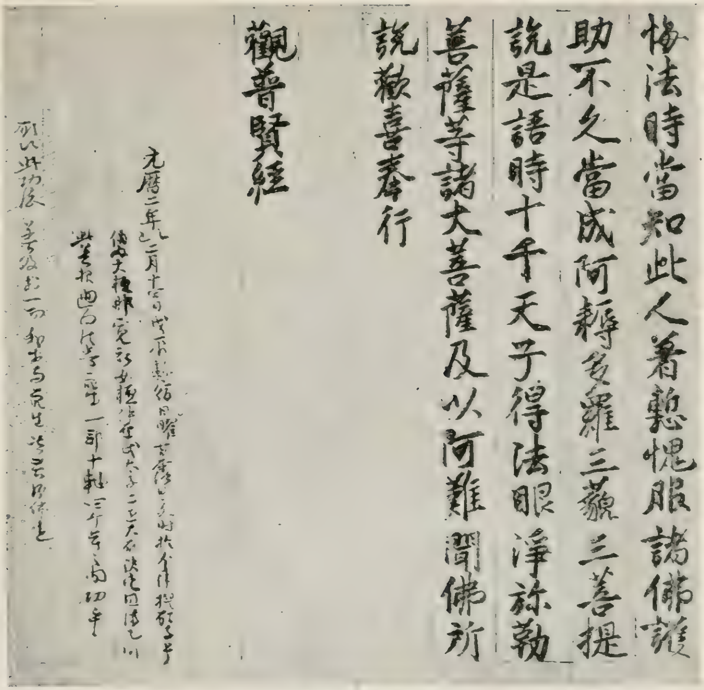
を以て關東に對せられ、鎌倉より後繼の將軍として皇弟六條宮か若しくは冷泉宮に東下あらんことを請ひしも、これを退けたまひ、九條道家の子賴經を源氏の血統として、纔に將軍たることを許された。されば賴朝在世の頃に比すれば、鎌倉と京都との關係は殆んど主客顚倒せる觀があり、上皇の久しく鎌倉に對せし御不平は遂に發して承久の變となるに至つた。

後鳥羽上皇の御計畫

上皇は天資英武、和歌文學にも達し給ひ諸藝に通せられてゐる御方であつた。院には北面の外更に西面の武士を置いて武藝を奬勵せられ、鍛工の名人を召寄せ、御自身にも刀劍を鍛へ給うた程である。また競馬・笠懸・流鏑馬なども盛んに遊戲を行はれ、狩獵、水練等の御催度々に及んだが、實朝の請ふまゝに高位高官を與へられた所謂官ヽ打ヽの如きも、實は關東討伐の御下心があつたためとも想像される。一言にしていへば鎌倉にあつては寧ろ文弱に流れて來たのに對し、京都にあつては之に反して武家風が加はつて來た。實朝の薨ずるや、或は幕府が自滅するに非るかとまで推測せられたであらうが、北條氏の態度は上皇をはじめ心ある朝臣をして遂に見遁す能はざらしむるに至り、討幕

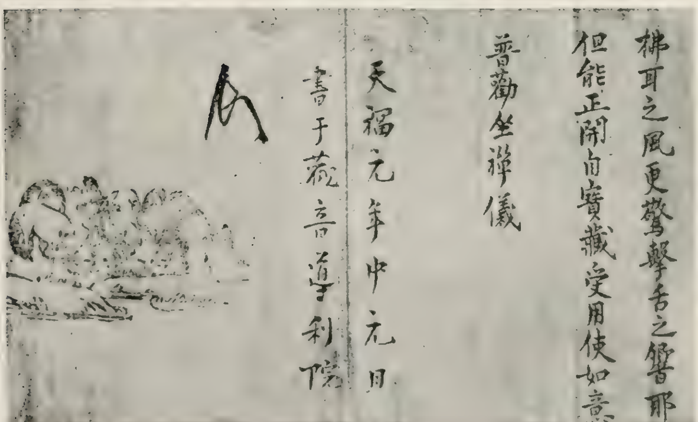
官打

討幕の御計畫



悔法時當知此人着聽愧服諸佛護
助不久當成阿耨多羅三藐三菩提
說是語時十千天子得法眼淨彌勒
菩薩等諸大菩薩及以阿難聞佛所
說歡喜奉行
觀普賢經

僧榮西筆觀普賢經
（筑前　大善坊所藏）



拂耳之風更驚擧舌之響耶
但能正開自寶藏受用使如意
普勸坐禪儀
天福元年中元日
書于觀音導利院

僧道元筆普勸坐禪儀
（越前　永平寺所藏）



藤原信實筆と稱せられる、もと京都賀茂社松下家に傳へられたものである。

後鳥羽天皇宸影

（横濱　原富太郎氏所藏）

てゐた、その歌集は金槐集と稱し、多く名歌を留めてゐる、しかしその歌によつて直ちに彼に勤王の志があつたとするは如何であらうか。吾妻鏡によれば宋人陳和卿の說により、彼は渡宋の志を立てたが遂に果さなかつた、そして頻りに官職を望み、その昇進の速なる、廣元にまで諷諫されたが、彼は「自ら子孫の絕ゆべきを知り、家門の榮達を希ふのみである」と答へ、廣元をしてまた言なからしめたと傳へられてゐる。建保六年正月權大納言に任ぜられ、二ヶ月の後左近衞大將を兼ね、十月內大臣となり、十二月更に右大臣に昇進したが、翌承久元年正月鶴岡八幡宮に拜賀の儀を行ふや、賴家の遺子公曉法師の爲めに殺された、やがて公曉も義時に討たれ、源氏將軍は三代にして亡んだ。

實朝殺さる

實朝の薨去は賴朝の薨去以上に、京都鎌倉の關係をして急轉直下せしむるに至つた。これより先き京都では承元四年十一月に皇太弟順德天皇受禪し給ひ、後鳥羽上皇猶ほ院中に政を聽かせられ、窃に關東の形勢を窺はるゝに、賴家以來屢〻幕府に內訌あり、殊に和田義盛の亂後實朝また殺され、形勢ますます京都に利あるやうに展開するのであつた、そして上皇は次第に强硬なる態度

實朝薨後の朝幕關係
順德天皇

時政牧の方の密謀

義府に於ける宿臣老將の凋落

義時政所別當と共に侍所別當を兼ぬ

尼將軍

將軍實朝虛位を擁す

ある)。しかるに時政の後妻牧の方はその女の夫平賀朝雅を京都の守護とし、時政と謀つて實朝に代へんとした、政子その密謀を洩れ聞き、時政をして薙髮して伊豆に居らしめ、朝雅また京都に誅せられて事漸く鎭靜した。

かゝる內訌が續いてゐる間に、幕府に於ける頼朝以來の宿臣老將次第に凋落し、たゞ大江廣元、三善入道善信、和田義盛、三浦義村等を殘すのみとなつた。義盛は久しく侍所別當となり、北條氏に對抗してゐたが、遂にその挑發的煽動に遇ひ、建保元年二月兵を擧げて幕府を圍み、北條氏を討つたところ、義盛に黨せし三浦義村俄に變心せしため、義盛は敗死した、そして侍所別當はこののち義時が政所別當と共に之を兼ぬることになつた。この兩職を兼ねたものが卽ち執權であり、泰時以後之に副たるものが連署であり、北條氏はこゝに文武の實體を握つたのである。たゞ實朝の母政子が簾中に政を聽いてゐた間は、義時も專橫なることを得なかつた、政子は世に尼將軍と稱せられてゐる。

實朝は將軍となつても虛位を擁するに過ぎなかつた、彼は文學を好み、萬葉調の和歌を善くして、諷詠自ら遣り、或は和歌の會を催し、或は蹴鞠の遊に耽つ

賴家をして政治に與からしめず、老臣等の評定によつて一切の事を決することとなつて、その間幕府はまた京都を顧みる暇がなかつた。

卿の局高倉兼子

されぱこそ京都にあつては、通親が思ふまゝに振舞ふことを得たのであるが、建仁二年遂に薨去し、この後は上皇に寵幸ありし典侍卿の局高倉兼子の權勢内外を驚かし、朝官の任敍すべてその推擧に出でたといはれる程であつた、實朝の薨後將軍の後繼者を得んが爲めに政子が上京した折などまた兼子に相談してゐる。

比企能員誅せらる

建仁三年八月賴家病篤く、長子一幡に總守護職と關東二十八ヶ國地頭職とを、弟千幡に關西三十八ヶ國の地頭職を分け讓ることゝなつたが、時政は一幡の外祖比企能員に實權の移らんことを恐れ、政子と議して之を誅し、一幡もまた殺された、そして千幡に將軍職を繼がしむることゝなつて、賴家は伊豆修善寺に幽閉の身となり、また北條氏に害せられた、これについては時政の詭計殆んど言語に絕し、賴家の病中既に薨せりと稱し、千幡を將軍に任せんことを朝廷に奏するに至つた、

三代將軍實朝

千幡は三代將軍實朝である(史學雜誌第一編星野恒博士の「吾妻鏡考」に、賴家死去の條に吾妻鏡が曲筆してゐることを述べて

るが、同時に彼が骨肉に對して冷酷であり、源氏の正統幾くもなくして絶えた所以である。

源通親の出現

賴朝の薨去は京都にも鎌倉にも大なる反響があつた。京都に於いては後白河法皇崩御の後、後鳥羽天皇の親政となり、關白兼實はその女任子を中宮とし、子良經を一條能保の婿として、朝幕の間に勢力があつたけれど、この間天皇の乳母範子の夫なりし源通親が、その妻の前夫能圓法師の女在子(承明門院)を養ひて後宮に納れ奉り、その腹に爲仁親王(土御門天皇)生れたまふに及び、中宮任子の寵衰へ、通親等の運動遂に功を奏して兼實の關白を止め、その黨また多く退けられしのみならず、幾くもなく一條能保薨じ、子高能京都の守護となつたが、一年餘にして早世し、一時京都に於ける鎌倉の代表者を失つた。

土御門天皇

建久九年土御門天皇踐祚あり上皇院政を聽きたまふに及び、通親の勢力ます〳〵加はり、翌年正月賴朝薨ずるや、右近衞大將を兼ね、内大臣に上り、人々源博陸と稱し、その權勢を恐れた。

二代將軍賴家

然るに鎌倉にあつては賴家征夷大將軍に任ぜられしが、母政子實權を握り、時政・義時父子背後にあつて巧みに野心を實現せんとし、

頼朝の薨去

病因となり、正治元年正月年五十三にして薨じ、子頼家嗣いで將軍となつた、そして北條氏は幕府に於ける宿將の間にあつて更に頭角を露はして來た。

武人政治家としての頼朝

今翻つて頼朝の施設したるところを觀るに、頼朝は成るべく新例を開くことを避けんとし、既に前時代に行はれしものを善く利用するのが寧ろ彼の得意であつた。守護地頭の設置にしても、また公文所、侍所、または政所などを開いたことにしても、決して彼の創意ではなかつた、先例を重んずるといふことが實に彼が施政の方針であり、この後鎌倉幕府の遵奉するところとなつた。しかも同時に平氏や義仲の人望を失つた施政を止めて舊に復した、平氏に燒かれた東大寺の再建の如きもまた彼が最も力瘤を入れたものゝ一といつてよい。殊に彼が成功した主なる理由は、武人の棟梁たる意義を確保し、且つ父祖の遺業に頼り東國を根據として、身鎌倉を出でざりしにあつたことは前にも述べた通りである。又彼は武人を統御するに獨得の才略があつたことは、吾妻鏡に散見するところである。義經が情の人たりしに反して彼はどこどこまでも意の人であつた、これが實にその天下の武士を服せしめし所以であ

く、未だ天子の詔を聞かず」といひ、必ずしも勅許を待つの要なしと主張した事が見えて居る、これは實に鎌倉武士の本音であり、頼朝が既に事實上軍事統帥權を有して居たことを證明するものである、そしてこの軍事統帥權を公家に戻さんとしたのが後鳥羽上皇の承久の變であり、また後醍醐天皇の皇家中興事業であつた。

建久元年頼朝初めて上洛し、權大納言右近衛大將に任ぜられたが、直ちに之を辭して鎌倉に歸り、從來の公文所を廢して前右大將家の名の下に政所を開いた。その征夷大將軍に任ぜられて幕府が形式的に武家政治を布くこととなつたのは、同三年三月後白河法皇が崩ぜられてから四ヶ月の後、同七月であつた。彼は翌年五月富士野に卷狩して武を練つた、曾我祐成時致兄弟が父の讐工藤祐經を殺したのはこの折の事である、吾妻鏡にその狀況が目に見るやうに記されてゐる。同六年三月頼朝は二たび西上して東大寺再建の供養に臨んだ、結城朝光が衆徒を制止して名を揚げたのはこの時のことである。やがて頼朝は京地に優遊し、鎌倉に歸つたが、相摸川橋供養の歸途落馬したのが

義經の最後

頼朝朝廷の命を待たずして發す

いものこの藤原氏あるのみといつてよい、たゞこれまで事を構ふる機會もなく、また何等の口實なしに之を討つことも出來なかつた。義經が舊縁を尋ねて秀衡に投ずるや、秀衡よく義經を推戴し、その卒するに及んで、子泰衡等に遺言して義經に背かざることを誓はしめたが、頼朝は朝廷に奏し、頻りに宣旨を泰衡に下して義經を討つべきを以てし、竊に機會を窺つた。泰衡は遂に義經を衣河の館に襲つて自殺せしめ、その首を鎌倉に送つた、その檢使の一人が義經に心服してゐた和田義盛であり、一人が義經を悲慘の境遇に陷れた景時であつた。然るに頼朝はそのことの晩きを責め、文治五年奥州追討の軍を起し、朝廷の命を待たず自ら大兵を率ゐて進發し陸奥に入つたが、泰衡はその遂に防ぐべからざるを見るや、平泉の館に火を放つて北に逃れしも、贄柵に至つて郎從に殺された。陸奥出羽二國はこゝに至つて幕府の直轄地となり、これまで、化外視された奥羽の二國も他の諸國と同じく武家制度を布かれ、はじめて日本全國頼朝の節度に從ふこととなつた。吾妻鏡には朝廷より奥州追討の事をしばらく延ばすべき旨を諭されし折、大庭景能が「軍中には將軍の令を聞

頼朝の奥州征伐

幕府の張つた追捕網を巧みにくゞつてゐた、これは義經が多く人々に同情せられたゝめであつた、仁和寺の守覺法親王は義經を招いで軍物語など聽きたまひしことをその著右記に記されてゐる。又興福寺の僧聖弘が鎌倉に召されて頼朝に詰問されたとき、盛に義經の武功を說いて之を召還せんことを主張し、頼朝をして顏色なからしめしが如きも、義經が如何に人望を得てゐたかが推測されるであらう。朝廷では九條良經の名を避け、はじめ義經を義行と改めたまひしが、やがてまた名を義顯と改めしも甲斐なく、義經が叡山の惡僧俊章等に護られ、山伏の姿になり路を北陸道に取つて陸奥に下り、藤原秀衡に頼つたのが文治三年四月であつた。義經記で有名な辨慶は、恐らく俊章その人であらう、彼はこの後も義經と京都公家との連絡任務に當つてゐたことが玉葉に見えてゐる。

義經の奥州落はまた頼朝をして奥羽を經略せしむるによい口實と機會とを與へた。元來藤原秀衡は父祖二代の富强を承けて東北に雄視し、鎌倉を壓する形勢を示してゐた。頼朝には目の上の瘤であり今や彼の頤使に従はな

九條兼實の榮達

賴朝京都守護を置く

義經の潛行

るゝこと等、幕府に好意を示せる人々を以て朝廷の要路に立たしめ、賴朝自身も豐後をはじめ九ヶ國の領國を賜はらんことを請うたのであるが、朝廷は皆之を聽許せられた。ついで兼實關白たるに及び、こゝに九條家は繁榮の基を開き、幕府との關係また次第に親密となり、賴朝の妹の夫一條能保は女を兼實の子良經に嫁したがその間に生れた道家の子賴經は、後に三代將軍實朝弑逆に遭ひ源氏の正統絶ゆるに及び、迎立せられて將軍となつた人である、又賴朝と經房との關係は史學雜誌第八編星野恒博士の「史家は時勢を知らざるべからず」に評論してある。されど賴朝は決してその與黨を朝廷に立たしむるのみで滿足せず、時政をして京都に於ける幕府の代官たらしめ、その召還後は一條能保を京都の守護となし、北條時定等洛中警衞の武士を置いて、京都は勿論、近畿の訴訟犯人の追捕等を管掌せしめた、これが後の兩六波羅の起原である。

文治二年五月行家は和泉に誅せられたが、義經は諸所に潛行し、先づ吉野から多武峯に入り、十津川に隱れ、奈良興福寺に轉じ、京都の所々、鞍馬、仁和寺、さては院宮や攝政近衞基通の家などにも潛んで居り、巧みにその蹤跡を晦まして、

るに至らなかつた。

地頭の任免

かくて地頭職は有功の將士即ち御家人に與へた鎌倉幕府の恩賞ともいへるから、地頭職を任ずるには將軍家の下文若しくは下知狀を以てするを常とし、國衙、領家等は地頭の不法について幕府に訴訟を起すを得るに過ぎなかつた。

非御家人

尤も武士であつても幕府に屬しないものがないではなかつた、國衙領や社寺領などでは幕府の御家人でないものもあつた、それらが所謂非御家人であつて、平常幕府に對する義務を有してゐなかつた、從つて鎌倉の御家人と非御家人とには幕府から與へられる特權にも相異があつたのであるが、それも、蒙古襲來後になると、殆んど同樣になつたことが、また幕府の末路を語るものであつた。

幕府の朝廷に對する威壓

義經・行家の追捕を名として、守護地頭を設置すると同時に、幕府は朝廷を威壓して朝臣任免の事を奏請した、即ち賴朝追討の宣旨を下すに關係した人々を解官配流すること、之に反對した九條兼實に內覽の宣旨を下され、氏長者となし、且つ領國を賜はること、兼實及び吉田經房等公卿十人を議奏に選任せら

地頭の所得とする爲めに徵收されたのであると考へられてゐたが(星野恒博士「守護地頭考」參考)、之を地頭の所得とせる實例は一も所見なきのみならず、十一月廿九日に奏請されたものが、既に十二月十五日には高野山の寺領內にその徵發を停めて居り(高野山文書寶簡集四十三)、翌年三月まだ一たびも收穫のない時にすべて之を廢する宣旨が下つたことから推せば、恐らく之を徵收するに及ばずして止んだであらう。尤もこの後專を兵粮米に寄せて武士が濫妨したことを吾妻鏡に擧げてあるが、關東・奧羽・九州を除いて猶ほ三十七ヶ國に及び、七月には遂に地頭職も天下一般に置くことを停めて、たゞ平家の沒官領と梟惡の輩が隱れてゐる處だけに之を置くことゝなつたのであるが、平家沒官領は兎に角、梟惡の輩の隱れてゐる處といふのが幕府のつけ目であり、口實であつて、必要があれば何時でも地頭を置くことが出來るやうになつてゐた。從前のものと別に變らなくなつた。地頭職の性質については大正十年法學論叢に於いて中田薫博士、牧健次氏との間に論爭が行はれ、翌年また史學雜誌上に牧氏と平泉澄博士と互に論難せられたが、論者の意見は遂に歸一す

地頭職は官職にあらず

兵糧米徵發

てはもと下司と稱せしものが、鎌倉時代に入つて地頭と稱してゐる、從つてこの地頭はもと地方の豪族から發達して來た武士階級の人々であり、所當の一部分、若しくは地頭名と稱する土地を得分としてゐる、六波羅時代にはそれらの地頭が多く平氏の家人となつて居たのであるから、それらの人々にして源氏に反對したものゝ居つた庄園が所謂平家沒官領であり、之を有功の將士に分ち與へた、從つて地頭の補職は幕府の家人に對し、幕府だけで行はれるのである、

尤も地頭職を直ちに官職とすべきかは問題である、或は收入を得るために下地を管掌し、莊園にあつて領家の維掌と共に所當を進濟するものであるといふ方が當つてゐるかも知れない（國家學會雜誌第二十一卷中田薰博士「地頭職は官職にあらず」參考）、たゞ文治元年に奏請した地頭は少しく上と種類を異にし、國衙領をはじめ天下一般に置かれ、兵糧米加徵といふ職掌を有して居り、その兵糧米は平氏が先きに諸源蜂起のころはじめて徵收したものと同じく文字通りに兵糧に充つる米を徵收したものである。從來この兵糧米を以て

六十六國總追捕使

つた總追捕使又は押領使などと殆んど同様なもので、いはゞその變形であつた、從つて守護を一に總追捕使と稱せし實例もあり、頼朝が六十六國總追捕使といはれたのは、武家の統領たる意義であつて、その宿臣老將の中から諸國の守護を選任する實權を有してゐるのである。

守護の職掌

守護の職掌は警察軍事に關せる任務で、平時は京都大番の催促、謀叛、殺害人及び夜討强盜山賊海賊等の追捕がその重なるものであることは、貞永式目によつても知られる、そして戰爭に際しては國内の地頭等を率ゐて出陣するのであつた。彼等は已に恩賞として多くの地頭職を賜はつた人々であるから、守護の得分としては必ずしも與へられることになつて居ないらしいが、或はまた、守護の得分を認むる説もないではない(史學雜誌第三十編三浦周行博士「守護制度の研究」參考)。

地頭

次に地頭職はもと莊園の開發地主などがその土地を寺社權門等に寄進してその莊園の管理者といふべきものになつたものである、その既に六波羅時代にあつたことは小松寺縁起によつて知られ、婦女子にして之に補せられたものも吾妻鏡に多く見えてゐる。高野山文書によれば、備後太田庄に於い

守護地頭設置に對する院宮權門領の反對

ある。彼の地頭の得分の如きも、莊園によつていろ〳〵相異があり、領家との割合など之を劃一に推定し得るものではない(史學雜誌第十三編拙稿參考)。大日本史にはこの守護地頭設置をば、國衙に守護を置き莊園に地頭を置くとあるので、莊園以外には地頭が置かれなかつたやうに見ゆるが、玉葉や吾妻鏡には莊園のみに地頭を置いたと記載してない、北條氏の如きは七ヶ國の地頭を賜はつてゐるのであつて、この時奏請した守護地頭は實に天下一般に之を置いたものである。それで院宮權門領にまづ反對の聲が擧げられ、翌年三月に兵粮米の加徵を停止し、同じく七月には地頭を平家沒官領及び謀叛人の跡に置くのみとなつたが、守護だけは尙ほ國ごとに存置されて後々に及んでゐる、尤も賴朝はこの間に義經、行家の追捕と平氏殘黨の勦滅とは、殆んど目的を達したのみならず、朝廷に對する威壓政策もまた既に遺憾なく實現することを得たのであつた。

されど守護地頭の設置は必ずしも賴朝が突如として創始したものではない、已に六波羅時代またはその以前から存在してゐた。守護は從來諸國に在

理由とし國ごとに守護を置き國衙庄園すべて地頭を補任し、且つ權門勢家庄公を論せず兵粮米段別五升を加徵し、また議奏の公卿を置き、朝臣を任免せんことを奏請した。これは賴朝が鎌倉に居ながら政權を掌握せんとして機會を狙つてゐた思ふ壺に嵌つたのである。

守護地頭については史學雜誌第二編第三編に星野恒博士その起原沿革より職掌得分に至るまで精細なる考證を連載されてゐるが、その後三浦周行博士をはじめ多くの學者によつてその研究次第に精細に入つて來た。しかし莊園の研究そのものが國史上の大問題であり、これを明確にすることは容易の事でない、古文書等に據つて見ても、地方により莊園の起原組織などが異つて居るため、研究に困難なものが多い、例へば高野山文書で備後太田庄や紀伊南部庄などの事が分かり、東寺文書で丹波太山庄、若狹多良庄、三寶院文書で筑前較橋庄、正倉院御物東南院文書や東大寺文書で伊賀鞆田庄の事など、その一班を知ることは出來るけれど、個々別々の發達沿革を有して居るから、一概に全國の莊園を論ずる譯にゆかない、たゞ纔に大體を考察するに止まるのみで

にも向はず、京都にも留まらなかつたところに、暫く安全なる境地に賴朝を避けんとせし彼の眞意が諒解せられねばならない。もし彼にして一たび關東に下らんか、鎌倉武士の彼に應ずるもの必ずや多かつたであらうことは吾妻鏡に賴朝が義經追討の爲め上洛せんとし軍士の着到を取りしに、千葉常胤以下二千九十六人の中直ちに上洛せんことを申出でたもの僅に五十八人とあるのを見ても知られるであらう。義經が都を落ちたときの光景は玉葉や源平盛衰記に見え、賴朝を贔負し、且つ容易に人に許さなかつた九條兼實ですら「次第の所行、壯士の法を亂さず、生きては譽められ、死しては偲ばるゝ」と嘆稱してゐるところに、義經の人格が窺はれるではあるまいか。かくて義經、行家は攝津に至りいよ〳〵西下の途に就かんとしたが、大物の浦で暴風に遇ひ、軍兵殆ど離散し、また引かへして踪跡を晦まさねばならなくなつたのが文治元年十一月であつた。

兼實の義經評

義經の失脚は賴朝をして武家政治の實を擧ぐるによい機會を與へた。彼は廣元の議を用ゐて時政を西上せしめ、義經、行家を追捕し平氏の殘黨を滅すを

守護地頭の補任と兵粮米の加徵

も知れぬ、しかしそれが原文でないとしても、彼の悲痛なる心情がよく綴られてゐる。やがて義經の所領二十四ヶ所は沒收され、悲慘なる運命は次第に彼に迫つた。

源行家

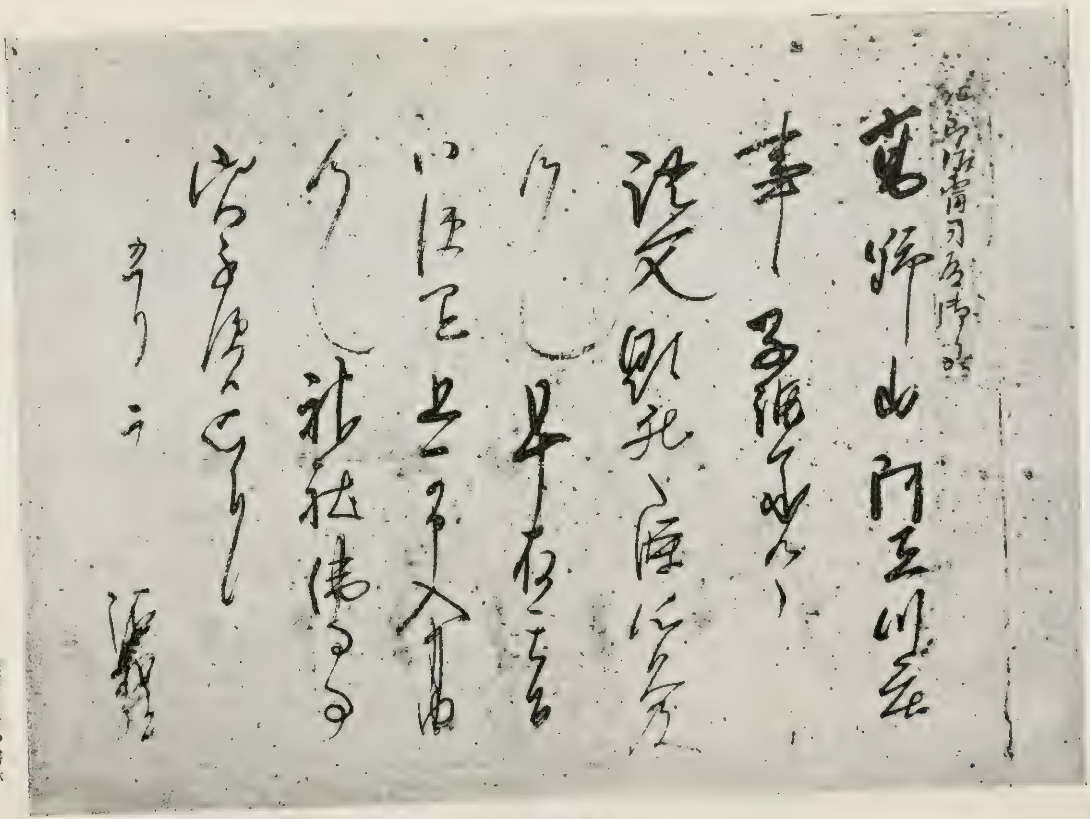
その最後の運命に義經を陷らしめたものは實に行家であつた。行家は賴朝と合して賴朝と合はず、義仲に走つて義仲に離れた人である、しかも情に脆き義經は懷に飛び込んで來た窮鳥を見捨つることが出來なかつた。この時にも景時の讒言が相當に賴朝の心を動かした、そして遂に賴朝をして義經を殺さんと決心せしめ、土佐房昌俊は命を受けて上洛し、義經を六條室町の亭に襲うた、こゝに問題は急轉直下して義經を全く死地に陷れたのである。

院廳一味の策動

賴朝に反對する院廳一味の策動があつたらしい、義經も遂に引き入れられたやうである。義經が賴朝追討の宣旨を請ふに至つたのは、恐らくその爲めであつて、之を奏請せねばならぬやうに拔き差しならず仕向けられたのであらう。それは後に賴朝が日本一の大天狗が他にあるといつた事でも推測される。しかもこの時義經が、九州の地頭に、行家が四國の地頭に補せられ、鎌倉

討の大將を止められて京都に留まらざるを得なかつたのである。しかし平氏追討の將を承はつた範頼が平氏の軍に後を斷たれて困憊したため、賴朝は二たび義經を起たしめざるを得ないことになつた。しかも義經がその死力を盡して屋島に壇の浦に大捷したのは、後白河法皇の御威に預つたゞけ、それだけまた賴朝に呪はれた、この時賴朝の眼には義經が一大敵國のやうに映じて來た、義經はそれを覺らなかつた、彼はこの大捷の報告を受取る兄の喜悅の如何に大なるかを夢み、兄の不興もこれによつて散ずると想つて居たのが、全く裏切られた、そして賴朝の左右にゐた老猾なる時政、冷靜なる廣元は義經を庇護しなかつた、奸佞なる景時は更に溝を深からしむるに力めた。

義經が京都に歸り平時忠の女を娶つたのも賴朝には不快の一であり、壇の浦戰捷後一ケ月にして義經は賴朝から勘當を受けた、彼は鎌倉に下つて辯解せんとしても、腰越より内は入れられず、僞はらざる告白を廣元に贈つて賴朝に通せんことを請ひ、空しく京都に引き上げざるを得なかつた。この告白文は有名なる腰越狀である。吾妻鏡にも之を載せてあるが、或は原文でないか



寶簡集卷三十三に收めてある、義經自筆の書狀として現存せるはたゞこの一通のみである。元曆元年彼が一の谷合戰後京都に滯在して近畿の事を成敗せし折のものにかゝる。

源義經書狀

（高野山　金剛峯寺所藏）



源頼朝畫像（藤原隆能筆と傳へる）
（京都　神護寺所藏）

頼朝の猜疑

義經の心情

後白河法皇の恩寵

さきに錄に宇治川、一の谷の兩戰によつて義經の聲望が遽に高かくなつたことは殆んど武勳なき頼朝の猜忌心をそゝり、殊に梶原景時の讒言が極めて有效に働いて義經に對しいよ〳〵頼朝をして義經を疎隔せしめた。元來頼朝は度量もあり氣魄もあり武士の統御に妙を得てゐた、そして武士の棟梁たる實を示するに於いて、兄弟といへども何等の手心を加ふべきものでないと信じてゐた、そこに彼が鐵の如き人格が現れてゐる。然るに義經は頼朝を肉身の兄として餘りに多く信頼し、宇治川、一の谷の戰に、合戰の功を立てたことを、頼朝が心から喜んでくれるとのみ思つてゐた、彼には源氏の再興と父義朝の妄執を晴す。ことの外に何等野心がなかつたのである。それで範頼が參河守に任じ從五位下に敍せられ、他にも敍任の恩命に接したものありしに拘はらず義經が幾たびか官途の推擧を頼朝に申出でゝ毫も顧みられなかつたことは、義經にどうしても諒解せられなかつた、その折に後白河法皇の恩寵が頻りに加はり、彼は辭するに辭せられず、遂に頼朝の推擧を待たずして撿非違使左衛門尉に任せられたことは、頼朝の猜忌をして更に大ならしめ、直ちに平氏追

屋島合戰
壇の浦合戰

二月十八日その手兵を率ゐ、大風を冒して渡邊を發し、直ちに阿波に渡り、長驅屋島の背後に出で、曉霧の間に内裏を燒いて平軍を海上に逐ひ、遂に三月二十四日長門壇の浦に之を殲滅したことは前章の末に述べた通りである、恐らく義經得意の絶頂であつたらう。

（ロ）源氏將軍時代

公文所問注所及び侍所。

賴朝はさきに兵を東國に擧げ、次第に勢力を得たるにかゝはらず、根據を鎌倉に定めて敢て動かず、公文所（別當中原廣元、後に大江と改む）問注所（執事三善康信、後ち出家して善信入道といふ）を開き、侍所別當和田義盛所司梶原景時を置いて、少しも京都の制肘を受くることなく武家政治を行ふ基礎を固めてゐたところ、今や平氏は滅亡した、鎌倉幕府は朝廷に對して大に勢力を發展せねばならない時となつたが、これに好い機會を與へたのは賴朝義經兄弟の不和であつた。史學雜誌第六編に池田晃淵氏の「賴朝義經の不和に就いて」といふ論文が公にせられてゐるが、義經が賴朝と不和になつたといつて、義經の武士道的人格を疑ふのは當らない。

義仲戰死す

出で戰ひしも、忽ち破られ、勢多の兵に加はらんとして近江に入り、越前に下らんとしたが、また範賴の軍に破られ、遂に粟津の原に戰死した。

一の谷合戰

義仲が京都にあつて暴威を振つて居た間に、屋島にあつた平氏は、大に勢力を回復し、播磨の室津に源行家を破り、進んで攝津の一の谷に城廓を構へ、將に京都に攻め上らんとしてゐた。義經は京都に入つて休養もせず、直ちに兵を進むることゝし、範賴をして正面より進んで生田の森に向はしめ、自ら丹波に大迂回して先づ三草山に平軍を破り、鵯越の險を冒して、背後より一の谷を攻め、また大に平氏の軍を破り、平氏は二たび四國に逃れざるを得なかつたのが元曆元年(壽永三年)二月七日であつた。やがて義經は京都に凱旋し、附近に於ける平氏の餘黨を平らげ、暫く京都を守護してゐたが、後白河法皇の殊遇は却つて彼を禍して賴朝の不興を蒙り、範賴獨り平氏追討の大將として中國に下つた。然るに知盛巧みにその退路を絕ち、範賴の軍は豐後に入つて兵糧も殆んど盡きてしまつた。賴朝は已むを得ず文治元年(壽永四年)正月また義經を起たしめた。義經は死を決して出陣した。彼は急遽京都を發して攝津に至り、

庸愚の大將であつたが、義經は二十六歲の青年でありながら、軍神ともいふべき武將であつた、しかもその初陣に於いて百戰百捷の旭將軍に當るのである、彼がこの場合に於いて如何に苦心したかは想像に餘あるであらう。義仲・平氏の連合未だ成らざるに先ち、また義仲が根據地たる北國に歸らざる前に、何としても兵を進めなければならぬと義經は壽永二年十一月近江に入つて京都の情勢を窺ひつゝ、義仲の軍の一部隊を破つて之を威赫し、京都と北國との連絡を絕つた、そして範賴の軍は瀨多に向ひ、義經の軍は、義仲が兵を河内に出して、その手兵寡少なるに乘じ、元曆元年（壽永三年）正月急に宇治に出でた。この時宇治の合戰に佐々木高綱・梶原景季先陣爭をしたことは源平盛衰記に出でゝ居り、有名な話になつて居る、尤もそれは承久合戰に於ける宇治川先登の爭（吾妻鏡に見えてゐる）から作り出されたといふ說もあるが、この二人が勳功を顯したことは同じく吾妻鏡によつても知られる、また源平盛衰記の記事には、當時水馬術の如何に進んで居たかを見るべきものがある。宇治川の合戰は義經の勝利に歸し、彼は急に京都に迫つた、義仲は殘兵を率ゐて六條河原に

義仲平家と結んで賴朝を討たんとす

を討たんとして備中まで下つたが、行家が法皇の信任を得て反對に立たんとする報を得て、彼は急に京都に歸つた、そして彼の亂暴なる行動は法皇また如何ともなし得たまはず、窃に賴朝を招いで義仲を除かんとせらるゝに至り、院の近臣によつて激發せられた義仲の怒は遂に法皇御所法住寺殿の燒討となり、自ら院の厩別當に任じ、攝政以下の更迭解官を敢てし、平氏と結んで賴朝を討たんとした。この時義仲の亂暴は餘程甚しかつたと見え、九條兼實をして「一塵のもの存する能はず、尊貴といへども涙を拭はざるはなし」と嘆せしめて居る。元暦元年(壽永三年)正月義仲が征夷大將軍に任せられたのは、たゞ彼れ旭將軍最後の花を飾つたやうなものであつた。

天下三分の形勢

かくて、賴朝は東に、義仲は中央に、平家は西にあつて天下を三分した形勢であつた、そして義仲は賴朝に對抗する必要から平氏と和せんとし、平氏も京都回復の爲めに一時義仲の請を容れんとし、賴朝に取つては重大なる機會に遭遇したのであるが、彼は後白河法皇の招に應じながら、自ら上洛せず二弟範賴・

範賴義經の上洛

義經に義仲追討の事を命じた。範賴は和田義盛などに愛想をつかされた程

皇及び建禮門院と共に三種神器を奉じて兵庫から海に浮んで九州に向つた。その前日後白河法皇は平氏の手を逃れて窃に延暦寺に御幸あり、義仲の軍に投せられたので義仲は法皇を奉じて行家と共に京都に入り、法皇の院宣を以て平氏二百餘人の官爵を削り、義仲は昇殿を許されて京都を守護することゝなつた。

後鳥羽天皇立ちたまふ

前章に述べたやうに、安德天皇西幸したまふや、九條兼實の議によつて新天皇を立てられる事となり、院宣を以て後鳥羽天皇踐祚あらせられた。この時

義仲の人望失墜

義仲は以仁王の御子北陸宮を立てんと主張せしも、遂に用ゐられなかつたのが先づ彼の不平とするところであつた、それに部下の亂暴狼藉また甚しかつたのみならず、彼は寧ろ率直粗野の武人であつたゝめ、公卿の間に評判宜しからず、朝野の人望を失ひ、豫期の通り勢力を保持することが出來なかつた、そして先きに賴朝に離れ義仲を賴つて來た行家とも隙を生じて來た。それに平氏がだん／＼勢力を恢復し、太宰府より引かへして讃岐の屋島に據り、山陽南海二道を從へて勢力を張り、義仲の軍を破つた。義仲は法皇の命を受けこれ

義仲兵を擧ぐ

義仲は爲義の子帶刀先生義賢の二子で、孤兒となり木曾山中に育てられてゐた、以仁王の令旨を奉じて兵を起し、越後に侵入し、城長茂を敗つて國府に入り、ついで越中、加賀、越前を平げ北陸道に勢威を張つた。元來義仲の父義賢は賴朝の兄義平に殺され、賴朝の一族に對して多少の舊怨を抱いて居たといはれる。從つて義仲は初めから源氏の嫡流を以て任ずる賴朝の下に屬せずして獨立の行動を取つてゐた。それに先きに賴朝に接近してゐた行家が、領地の事から賴朝と不和を生じ、千餘騎を以て義仲に合したので、賴朝大に怒つて義仲を討たんとしたところ、義仲は今や源氏相互の間に事を構ふるの不利なるを見て、子義高を鎌倉に送り、一時的ながら辛うじて事なきを得た。

義仲叡山に至る

斯くて北陸道に成功した義仲は將に京都に迫らんとし、壽永二年五月平氏の將維盛、通盛、忠度等を礪波山に破つて加賀から越前に入り、直ちに長驅して近江に進み、七月二十二日に叡山に陣していよ／＼京都に迫つた。宗盛はその敵すべからざるを知つて急に都落の議を決し、九州に下り再擧に出でんとし、一門の第宅に火を縱つて七月二十五日の夜京都を發して西に走り、安德天

平家の都落

りとも幕府代表者には一の家人に過ぎないといふ頼朝の態度と、義經が餘りに善く戰に長じ、威望の大なりしを見たる頼朝の猜忌とによつて、遂に二人の間に越ゆべからざる溝を生ぜしむることゝなつた。

當時東國には常陸の志太義廣、佐竹氏の一族があり、尚ほ頼朝に從はないものもあつたが、間もなく討滅されて、關東はすべて頼朝の下に服した。時に義仲は信濃上野を徇へ、越後に出でゝますます其の勢を加へたが、近江には山本義經起り、延暦寺、奈良、吉野、熊野の僧徒等亦平家に反抗し、行家は美濃・尾張に據り、平氏の根據地とも云ふ可き九州、四國に於いてすら兵を擧ぐるものあり、東西騷然たる形勢を呈した。清盛は通盛、知盛等をして軍を出し、先づ近江、大和に向はしめ、重衡は南都を攻めて興福寺、東大寺を燒き鎭壓を試みたけれど、諸國の擾亂却つて甚しくなつた。この危急の際に、清盛は熱病を患つて養和元年閏二月四日に薨去した、その臨終に當つて「一日も早く墓前に頼朝の首を懸くるのが何よりの供養である」と遺言したが、この遺言も、清盛の後を繼いだ宗盛その器でなく、遂に實現することを得なかつた。

東國騷然

清盛薨ず

が、奸佞なる景時を任用し、侍所所司の如き重要なる地位に居らしめた因緣であつた。頼朝はやがて伊豆より安房に渡つて上總に出でたが、千葉常胤、平廣常等來り應じ、武藏を經て相模に入り、十月には源氏と舊緣深き鎌倉に居舘を定むることになつた。清盛は東國の形勢日に非なるの報に接し、先づ頼朝を討たんとして維盛等を東下せしめた。頼朝また兵を率ゐて西上し兩軍駿河の富士川岸に對陣せしが、甲斐から南下して頼朝に投じた武田信義の一隊が平軍を夜襲せんとしたるに、水鳥の騷ぎ飛び立つ羽音を聞いて、平軍忽ち總崩れとなり、兩軍の對戰を見るに及ばずして維盛等は京都に引き上げた。

頼朝鎌倉に館す

義經が奧州から馳せ上つて頼朝と黃瀨川の陣に遇つたのも此時であつた、平治合戰の後義經は七歲のころ鞍馬寺に預けられたが偶、源氏の系圖を見、はじめて源氏を再興して義朝の亡魂を慰めんと思ひ立ち、金賣吉次に伴はれて奧州に下り、藤原秀衡に寄つて居たところ、頼朝の擧兵を聞いて、秀衡の許を逃れ出で、こゝに兄弟の會見となつたのは如何にも劇的光景であつた。然るに義經は自ら源氏の御曹子であり、頼朝の弟として行動を續けた、そして兄弟た

義經頼朝を訪ふ

頼朝義經二人の態度

頼朝は武人よりも政治家

の捕虜となつたのを、淸盛の繼母池禪尼によつて救はれ、伊豆に流罪となつたのは、虎を野に放つやうなものといはれてゐた。彼は沈勇なる性格を有し幼少の頃から人々に囑目され、武人としてよりも寧ろ政治家としての素質に富んでゐたのが、鎌倉幕府の創立者となり得た所以であつた、たゞその性猜忌の心深かりしために、二弟範賴・義經をして數奇の運命を享けしめ、源氏將軍も僅に三代にして亡んだのである。初め伊東祐親に寄り、後ち北條時政に賴り、竊に京都の形勢を窺ひ、月に三たび京都より消息を通せしめて時機の至るを待つてゐた。以仁王の令旨を賜はるや、彼は源氏再興の機到れりとし、時政と謀つて先づ山木判官兼隆を襲ひて軍の血祭としたが、その折馳せ集まつた恩顧の武士佐々木兄弟をはじめ一人づゝ閑室に招いで「御身だけを特に憑みとするから相談するのだ」といつて激勵した、しかも眞實の相談相手はたゞ時政のみであつたと吾妻鏡に書いてゐる。

賴朝は兼隆を討つた勢に乘じ兵を集めて相模に進んだが、大庭景親に石橋山に邀撃せられて大敗した、この時梶原景時の爲めに僅に死を免かれたこと

正成を推すべきであらう、この三人は全然權勢を望むやうな政治家でなかつた、何等一點の野心が彼等の胸中に措かれてゐなかつた、そしてこの三人はそれぞれの時期に我が國史の舞臺に活躍して居るのである。義經はこの時代の劈頭に於いて、時宗はこの時代の全盛期に於いて、正成はこの時代の幕が將に閉されんとする正中元弘時代より皇家中興時代にかけて。

(イ)　諸源勃興時代

諸源の勃興

治承四年五月以仁王の擧兵は晴天霹靂一世を驚かした、王の密謀は早く發見され、忽ち失敗に終つたけれど、諸國の源氏に下された令旨は燎原の火の如き勢を以て、これまで雌伏して居つた源氏及び源氏の恩顧を受けた人々に行き渡つた、それはこの遊說の任に當つた源行家の力でもあつた、行家は兵に揃く雄に雄なる人なのである。賴朝はこの年八月伊豆に於いて、義仲はこの年九月木曾に於いて、その他の源氏また諸國に兵を擧げた、清盛はそれらの報に接し、殊に賴朝の擧兵を聞いて地團太踏んで憤慨した。

清盛の憤慨

平治合戰の後賴朝は父義朝と共に東國に下つた、その途中美濃の國で平氏

兎にも角にも鎌倉時代は古武家時代の大部分であり、その中心をなすものである。剛健質實なる武士が尙ほ多くあつたゝめ、武士道の精華もこの時代に於いて最もよく花咲いてゐる、室町時代以後になつても所謂英雄や豪傑は出たであらうが、最早武士道の權化ともいふべき人物は寥々曉天の星の如きものであつた。元來我が國に於ける武士道は公家時代に於いて爛熟した貴族の墮落に反對の比例を以て養成助長されたものである、前九年役後、三年役兩度の合戰の如き、いはゞその試錬であつた。律令が有名無實に近づくだけ、武士相互の制裁はこの武士道に賴る外なかつた、武士として生存する以上、不文律の武士道が彼等の社會に於ける道德法律の基準であつた、これらに關する說話は今昔物語集などにも收められてゐるが、それが六波羅時代から鎌倉時代に於いて吾妻鏡や、平家物語、太平記の類に殊に多くの實例が遺されて居ることを注意しなければならない。

先づ家に對する武士道の花役者として源義經を推すべく、國に對する武士道の代表者として北條時宗を推すべく、君に對する武士道の權化として楠木

鎌倉時代始まる

を置かなかつたものが實に源頼朝であり、彼が鎌倉に幕府を開いて武家政治を樹てたことによつて、こゝに鎌倉時代は始まるのである。

鎌倉幕府の特色

かやうに鎌倉時代への進展を考察するのは固よりその一面觀に過ぎないであらうが、少くとも京都を離れて政治の中心を或る一地方に置いたことは、鎌倉幕府の最も重大なる特色であり、後に足利氏は之に倣はんとして果さゞりしも、德川氏は江戸に幕府を開いて三百年の長い間その實權を持續することが出來た。それに今一つの特色として觀るべきものは鎌倉幕府の主體者が地方武士の總帥であり、所謂御家人制の上に絕對の命令權を有して居た事である、卽ちそれらの武士を公家から劃然と切り離してしまひ、官途の如きも幕府の推擧がなければ之を受けてはならないことにした、そして公家に對しては幕府の利害に關する以外、すべて傍觀的態度を取り、且つ公家の間丘にその勢力を牽制せしめ互に相爭はしめる政策に出でゝゐた。この傍觀的態度と牽制的政策はまた實に鎌倉幕府の成功した所以であるが、後には却つて幕府が自己破滅を招く運命に遇うた所以でもあつた。

平治合戰後二十年

達部となり、公卿となつて、自ら頽唐氣分に捲き込まれてしまつた、しかも有職に於いて、儀禮に於いて公家の人々に一籌を輸した彼等は、猶ほ上皇の左右に時めいた人々や、攝關家を繞つて榮華の昔を夢みてゐた人たちに引きずられて行つた、平氏は木乃伊取りの木乃伊となつたやうなものである。

どうしても公家に代つて時代を支配するには、中央の頽唐社會から全然離脱しなければならなかつた、中央の頽唐は一たびこれに近づけば直ちに中毒の憂目に遇ふほど濃厚であつたのである。幸にも地方には中央文化が左まで浸潤して居らず、尚ほ古來の剛健質實なる風を存じてゐたのみならず、莊園の發達によつて經濟的にもまた實力を加へてゐた、これを代表したものが弓馬の家と稱せられた武人であり、その棟梁として清和源氏と桓武平氏とがこゝに現れた。然るに最初に公家の地位に代つた平氏は忽ち公家化してしまひ、殘るところは平治合戰の後繞に死を免れた源氏の遺孽であつた彼等は皆地方武士の間に二十年の歲月を送つて、中央の頽唐氣分から遠ざかり中毒に罹らずに居ることが出來た。その最後まで踏み留まつて出來るだけ中央に身

第七章　古武家時代の二

第三　鎌倉時代上

平家は餘りに不用意なりき

平安朝時代の後半期に、大宮人が豪華な生活に日を送つて居た間に、新に擡頭して來た武士階級は最早たゞ公家の人々に驅使さるゝを甘んずるものでなかつた、初め權門勢家によつてその地位を高めんとしたものも、遂に權門勢家の間に起つた問題に對して、解決者たる地位にまで進んだ、それが保元の合戰であつた、そしてこの合戰の後、中央に於ける新勢力として、源平二氏のいづれが先頭に立つかを運命づけたのが實に平治合戰であつたといへよう。しかし優勝者となつた平氏は餘りに不用意に中央に腰を下したゝめに、頽唐し切つた京洛の空氣に忽ち中毒せざるを得なかつた。これまで北面の武士か、撿非違使か、もしくは公卿の人々の侍所に詰めて居たものが、殿上人となり上

安德天皇御入水

平氏一門の花々しい最後

寶劍海に沈む

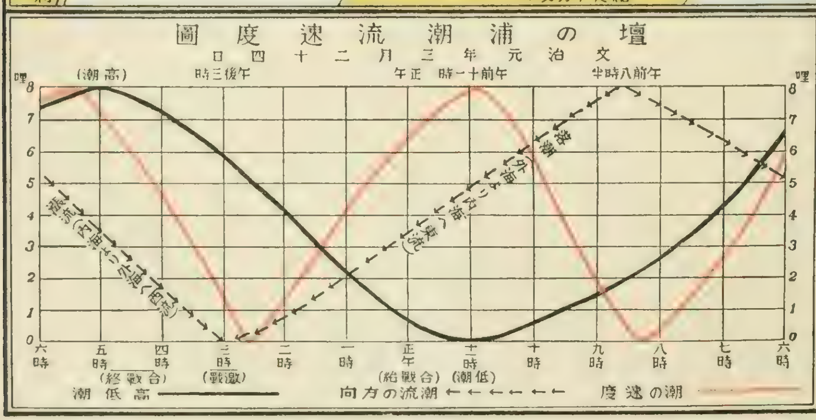
午後四時ごろであつたらう。吾妻鏡によれば、清盛の妻二位尼は劍璽を奉じて海に沈み、按察局は天皇を抱き奉つて入水し、知盛以下一の谷屋島の合戰に生き殘りし平氏の人々は、宗盛父子が捕虜となつた以外、皆、花々しい最期を遂げた。神鏡神璽は義經の努力によつて京都に還御ありしも、寶劍が深く水底に沈んで遂にその所在を失したのは如何にも遺憾のことであつた、この後晝御座の劍を以て寶劍に代へられたことは栗田寛博士著神器考證に委しく見えてゐる。後世に至り、安德天皇は潛かに戰場から落ちさせ給うたといふ説出で、御陵と稱するものも諸所にあるけれど、未だ一も信憑すべき資料が發見されてゐない、こんな傳説は義經や豐臣秀賴などにもあるのであるが、史實としてはみな否定しなければならない。



壇の浦海戰圖(一)
文治元年三月二十四日正午より午後二時半頃に至る
豊浦
串崎
干珠島
滿珠島
北水道
中央水道
南水道
壇ノ浦
門司崎
田ノ浦
下ノ關
門司
彦島
本村
縮尺十万分の一



壇の浦海戰圖(二)
文治元年三月二十四日午後二時半頃より四時過に至る
豊浦
串崎
干珠島
滿珠島
北水道
中央水道
南水道
壇ノ浦
門司崎
田ノ浦
下ノ關
門司
彦島
本村
縮尺十万分の一



壇の浦潮流速度圖
文治元年三月二十四日
(高潮)
午後三時
午前十一時
正午
午前八時半
浬
0 1 2 3 4 5 6 7 8
落潮(外海より内海へ東流)
漲流(内海より外海へ西流)
六時 五時 四時 三時 二時 一時 正午 十一時 十時 九時 八時 七時 六時
(合戰終)
(激戰)
(合戰始)
(低潮)
高低潮
潮流の方向
潮の速度

海戰は小さい和船で主に弓矢の合戰であつたから、一時間八哩の速力ある頃は無論のこと、潮流が餘程緩漫になつた時でなければ開始し得られぬのであつた、從つて潮流の方向如何によつて勝敗が決するといつてもよい。この日之を利用するについては義經も知盛も細心の注意を拂つた、そして地の利を得てゐた平軍によつて開戰されたのが正午近いころであつた（拙著義經傳參照）。時に潮流は西から東に流れ、東軍は次第に滿珠干珠の島の方へ壓迫された。いつも義經が先登に立つのを知つてゐた知盛は、特に御座船として徵發した宋船から、天皇を他船に移しまゐらせ、義經を欺いて討ち取るべく計畫した、幸に田口成能が義經に內應したゝめ義經はこの策に乘せられなかつたけれど、全く苦戰に陷つた。しかし彼は何としても勝たなければならないのである、絕體絕命の極、これまでの海戰に見ざる新戰法を發明し、平軍の水手梶取を射伏せて軍船の操縱を困難ならしめて、形勢はこゝに一變した。それにまた潮流が方向を轉換して來た、東から西へと潮流が速力を加ふれば加ふるほど、源軍に有利となつた、そして平軍は遂に壇の浦に壓迫されて、全滅したのが

海戰の新戰法

が、こゝにも居たたまらず、また九州に下つて下關と門司關の前方にある彥島を根據地として本營を構へた。

固より義經は平氏が水軍に於いて一日の長を有してゐることを善く知つて居ただけに、水軍の組織については京都を出發する時から非常に苦心し、熊野方面からも船舶を徵發してゐた程である、そして四國から、瀨戶內海の島々を從へて長門に至り、干珠滿珠の島まで進んで行くと、平軍は知盛に引率されて豐前田浦の海上に出動してゐるのであつた、所謂壇浦海戰はこゝに始まるのであるが、實は壇の浦は最後に平軍の壓迫された地點である。

元來この附近は他の海岸とは潮汐の現象が全く異なつて居る、潮流は普通に一日二回の干滿があるのみで、潮流もこれと關連してゐるのであるが、この瀨戶では潮流の速力必ずしも干滿と一致しないのみならず、一日四回の干滿があり、潮流の最も急なる時には一時間凡そ八哩に及ぶのである。こゝに挿入せる壇浦海戰地圖にはこの戰のあつた文治元年三月二十四日戰爭の始まつた前後からその終結を告げた頃までの潮流表をも加へて置いたが、當時の

く戰死し、重衡は捕虜となり、宗盛・知盛等僅に天皇及び神器を奉じて逃れ、また屋島を行宮としたこれが壽永三年（元暦元年）二月のことである。後ち重衡は東大・興福の二寺を燒いた罪に問はれ奈良坂に斬られた。

義經頼朝の不興を蒙る

義經は一の谷の戰捷後京に留まつて居たが、この時既に頼朝の不興を蒙り、平氏追討の大將にも任ぜられなかつたのに、範頼は一旦鎌倉に歸り、やがてこの年八月京都に入り追討使として西に向つた。彼は忽ち知盛の策戰に引きかゝつて背後を斷たれ、遂に豐後に入つて進退維れ谷まつた、そして壽永四年（文治元年）正月頼朝は已むを得ず二たび義經を起たしめざるを得なかつた。

屋島合戰

義經は死を決して直ちに京都を發し、攝津に下つて軍船を準備しつゝあつた折しも、一夜暴風あり、彼は急に風波を冒して少數麾下の精騎と共に阿波に渡り、長驅屋島に出でゝ曉霧に乘じ火を縱つて行宮に押寄せ、平軍周章して海上に浮んだ間に、忽ち内裏を燒き拂ひ、海と陸と源平二氏の合戰が始まつた、那須余一が扇の的を射たことや、佐藤嗣信が義經に代つて討死したことなど、この合戰に於ける有名な物語となつてゐる。遂に平軍は敗れて志度浦に退きし

三勢力の平衡を破つた義經

己れに利あらざる報に接し急に歸京して猥藉を極め、強ゐて賴朝追討の院宣を請ひ、且つ法住寺殿を燒き、法皇を五條内裏に移し奉り、攝政基通を罷めて師家を代ふる等、殆んど清盛以上の行動に出でた。　この時法皇の密勅は既に賴朝に下つてゐたが、賴朝は矢張り自重して身鎌倉を離れず、二弟範賴。義經をして義仲を討たしめた。　かくて平氏を代表する宗盛は西國、中國、四國にかけて活動し、賴朝は奥羽を除いた東海東山二道の大部分を從へ、義仲は北陸道から近江畿内地方を勢力範圍とし、三人の勢力は殆んど伯仲の間にあつた、この三者の平衡を打破した人こそ實に義經であつたといへよう。

義仲亡ぶ

一の谷合戰

義仲は形勢の非なるを見て、平氏に和睦を申込んだのが、恰も平氏が攝津一の谷に城を構へ、京都に入らんと計畫して居た折であつた。　その和議未だ決せざる間に、義經は急に宇治から京都に攻め入つて、義仲は脆くも粟津が原の露と消え、勝ち誇つた關東軍は直ちに息もつかずに一ノ谷に迫つた。　範賴が東門に向つてゐる間に、義經は丹波三草山に大迂回し鵯越から一ノ谷の背面を衝いて平氏の不意に出でた、そして城忽ち陷り、通盛忠度以下平氏の人々多

西同時に二天皇まし〳〵、皇統正閏の論は既にこの時に起るべきであつたが、幸にこの後平氏が二年に足らずして亡びたため、八釜しい論爭を生ずるに至らなかつた、この場合賴朝が後鳥羽天皇の踐祚に至るまで尙ほ治承の年號を用ゐてゐたのは注意すべきことである(平泉澄博士我が歷史觀所收「賴朝と年號」參考)

太宰府の行宮

さて安德天皇は平氏の一門に奉ぜられて西下し、一時太宰府を行宮とし給うたが、豪奢の京都生活に慣れたる人々が僻遠の地九州に詫住居をするのであり、殊に建禮門院をはじめ婦人たちが都戀しさに堪へかねたことは無理もなかつた。もし平氏にして太宰府を根據とし、賴朝の如く自重してここに虎踞して居たら、悲慘なる運命は急に來なかつたであらうが、一日も早く京都を回復せんとして幾くもなく九州の地を見捨てたことは確に失策であつた。

平氏の東上

彼等は義仲の力未だ西に加はらない間に、四國に出で、讃岐の屋島に行宮を營んで南海山陽兩道を從へ、やがて義仲の軍を備前の水島に破つた。

義仲の狼藉

義仲は自ら進んで屋島を攻めんとして備中まで下つたところ、京都の形勢

平氏の都落

後鳥羽天皇神器なくして踐祚の初例

た、そして宗盛の如き無能の人が畿内近畿の總管となり、父に代つて一切の事を處辨することゝなつたのは平氏の末路を語るものであつた。やがて通盛等北國に下つたが、壽永二年四月に至り大擧してまた義仲を伐ち、五月越中の礪波山に大敗して逃げ歸り、義仲は七月近江の坂本に至り、京都に迫らんとする氣配を示した。時に源行家は大和路から、足利義清は丹波路から京都に攻め入る噂もあり、もし鎭西の糧道を絶たれたならば、京都の防戰六ヶしからん、寧ろ天皇・法皇を奉じて西下するに如かずと、宗盛は都落の準備に取りかゝつた。法皇は早くも之を知りたまひ、延暦寺に御幸あつて、義仲の軍に投せられた、宗盛大に驚いて急に六波羅の第に火を放ち、天皇及び三種の神器を奉じ、擧族京都を出でゝ海に浮んだ、たゞ賴盛が嘗てその母池禪尼の賴朝を助命した因縁を憑み、獨り京都に留まつたのは如何にも見苦しい行動であつた。

後白河法皇はやがて京都に還御あり、天下一日も主なかるべからずと、九條兼實の建議によつて高倉上皇第四の皇子尊成親王(後鳥羽天皇)を立て、また院政を行はれた、神器なくして踐祚ありし初例である(兼實の日記玉葉參考)。東

重衡東大興福の二寺を燒く

頼朝鎌倉に根據を置く

清盛薨ず

あり、清盛は遂に高倉上皇の御病身を口實とし、後白河法皇の院政を請ひ奉ること、再三にして漸く聽許を得、まづ京都附近の騷亂を鎭壓せんとし、通盛、知盛等を大將軍として近江に向はしめ、山本義經を破つたが、その勢を以て重衡は南都を攻め、東大、興福の二寺を燒き、朝廷と藤原氏とに最も關係の深い寺院も一朝にして多く烏有に歸した。殊に東大寺の如き、僅に正倉院、鐘樓、三月堂等の數宇を殘すのみ、聖武天皇勅願の大佛殿は灰燼となつて了つた。

この間頼朝は自重して鎌倉を出でず、先づ關東諸國を從へ、ついで新亭を造つて之に移つた。それは千葉常胤の獻策によるといはれてゐる。卽ち頼朝は武家政治の中心たる幕府の基礎をこゝに置いたのであつて、一漁村に過ぎなかつた鎌倉もこれより殷賑なる都となり、京都と並び稱せらるゝこととなつた。然るに義仲は北國にあつて越後の城長茂と抗戰し年を過してゐたが、その勢力を得るや、餘りに成功を急いで、一路京都に入らんとしたのは寧ろ輕率であつた。

養和元年正月、高倉上皇崩ぜられ、清盛もついで閏二月に熱病を病んで薨じ

義仲北陸道を徇ふ
山本義經の擧兵

に破られ、僅に身を以て免かれしも、安房に渡り、平廣常、千葉常胤等の豪族來り屬するや、忽ち勢を得て武藏相摸に入り、源氏と舊緣ある鎌倉に居館を搆へ、進んで駿河の富士川に至りしが、平氏は維盛を大將とし、九月の末に京都を發し、また富士川の西岸に着いた。時に源氏の將武田信義夜に乘じて平軍の背後を襲はんとせしが、これに驚き飛んだ水禽の羽音を聞いて、平軍は大兵至ると誤まり、戰はずして潰走した。淸盛は大に怒つて「不覺の恥を家に貽すもの」と、維盛の入京を許さなかつたといふことである。賴朝の弟義經が遠く陸奧から兄を尋ねて黃瀨川宿に來り會したのはこの時であつた。吾妻鏡にこのあたりの事を面白く書いてある（拙著義經傳參考）。

富士川に於ける平氏の敗退は諸國の源氏に大に氣勢を加へた。信濃に蹶起した木曾義仲は進んで北陸道を徇へ、源行家は尾濃の間に起つた。そして山本義經は近江に在つて南都と連絡を通じ、延暦寺の惡僧もその軍に投じ、園城寺に遁れ籠つて、座主の制止すら聞き入れなかつた。京都に於いては、平氏の威望既に盛時を過ぎ、後白河法皇に對し奉る淸盛の態度について非難するもの

つたことは、玉葉に詳しく出でゝ居る（史學雜誌第十四編大森金五郎氏「福原遷都に就きて」、同第十五編淺井虎夫氏「大森學士の福原遷都に就てを讀む」、「同訂正」歴史地理第八卷大森氏「福原遷都追考」及び神戸市史參考）。殊にこの遷都については、平氏以外の公卿に反對者が多かつたのみならず、舊都となつた京都の人々も騷ぎ出し、また延暦寺も舊都に還幸あらんことを請ひ奉つた、それに頼朝をはじめ諸國の源氏兵を擧げ、その追討に兵馬多端の折柄であり、清盛は強ゐて新都を建つることが、却つて人望を失はんことを恐れ、陰陽道の勘文に舊都がよいとあるのを幸に、この年十一月大嘗會を新都で行ふことが不便であるといつて、遂に京都に還幸せられた。

京都還幸

頼朝の擧兵

さて以仁王の令旨に應じた源氏では、伊豆の源頼朝、信濃の木曾義仲を第一に推さねばならぬ。頼朝は義朝の第三子、伊豆に流竄の身となつて以來二十年、窃に京都の形勢を窺つてゐた、王の令旨到るや、妻の父なる北條時政と謀つて累代恩顧の家人を聚め、この年八月兵を蛭ヶ小島に擧げ、軍陣の血祭りに平氏の一族山木判官兼隆を誅したが、やがて平氏の將大庭景親のために石橋山

賴政園城寺に入る

係したること發覺し、彼は夜に乘じて園城寺に入り以仁王に合した。然るに延暦寺約を變じて來援せず、園城寺また危く、王及び賴政等は遁れて興福寺に向はんとして宇治に至りしに、追討使知盛、重衡等に追ひつめられ、王は流矢に中つて薨じ、賴政等また討たれてその擧兵は失敗に終つた（史學雜誌第五編三浦周行博士の「以仁王擧兵私考」參考）。

擧兵の失敗

以仁王の擧兵は忽ち落着した、そして興福寺が王に同意し奉つた證據十分なりとし、平氏は之を討たんと企てた、たゞ同寺が藤原氏の氏寺であるため藤原氏公卿の反對せんことを恐れて、直ちに決行するに至らなかつたけれど、園城寺といひ、興福寺といひ、かく平氏に反抗の態度を示したことは、平氏に多大の不安を感ぜしめた、それが恐らくこの年六月清盛が天皇、法皇に請ひ奉つて、攝津の福原に遷都を決行した主なる理由であつたらう。

福原遷都

福原は元來清盛の別莊地であり、一門の人々も邸宅を持つてゐた、この遷都には取り敢へず清盛賴盛の邸を皇居とせられたが、如何にも規模の小さい處で條里の計劃も出來ず、隨從の公卿にして宿すべき家のないものがあり、到底皇都たるに適しなか

清盛と頼政

頼政は攝津源氏頼光の後で、武勇の譽れ高く和歌にも秀でゝ居た。詞花集以下新續古今集等の勅撰集に收められた歌五十九首に及び、その歌集は群書類從に收められてゐる。彼ははじめ平治の亂に信頼に黨して戰つたが、その形勢の非なるを見るや、遽に清盛に應じたゝめ、源氏として獨り榮えてゐた。そして清盛は治承二年特に奏請して從三位に昇敍せしめた程、彼に好意を表して居たのである。然るに頼政は平氏の全盛餘りに人も無げなる有樣を見るにつけ、高倉天皇の庶兄で親王の宣下もなく沈淪して居られる以仁王と申す御方を勸め奉り、平氏追討の令旨を諸國の源氏に下したのが、四月九日恰も上皇が京都に御還幸の日であつた。

以仁王の令旨

延暦、園城、興福の三大寺も之に應じたが、その準備いまだ整はざる間に、五月十五日事露はれ、清盛福原より上洛して以仁王を土佐に流したまふ宣旨を請ひ奉り、頼政の二子兼綱等を追立使としたところ、兼綱は父と共に擧兵の事に加擔してゐたのであつた。王は早くも遁れて園城寺に入られた。

以仁王園城寺に入りたまふ

清盛は頼政が擧兵の謀主たるを知らず、彼を大將とし、宗盛・頼盛等を副へて園城寺を攻めしめたが、發するに臨んで頼政がこの密謀に關

國書及び染革沙金を贈られ、清盛は劒兵器等を贈つて返禮とした。この年十月清盛が經ヶ島を兵庫の輪田泊に築いたのも、矢張り日宋貿易と關係があるといへよう(猶ほ兵庫については史學雜誌第五編星野恒博士の「兵庫築港考」及び神戸市史參考)。これが次の鎌倉時代に入つて更にまた發展するのであるが、當時博多に宋人が居住して居たことは博多聖福寺文書に見え、壇浦合戰には安德天皇の御座船として宋船を利用してゐる。

(ロ) 諸源勃興時代

前にもいつたやうに、清盛は安藝守に任せられてから、その幸運の扉が開き初め、嚴島神社の尊信殆んど氏神同様であつた。治承四年の春彼はこれまで先例なき高倉上皇の御幸を仰いで、この神社に參詣した(群書類從所收の嚴島御幸記幷に平家物語參考)。然るに還幸後端なくも高倉宮以仁王によつて諸國騷亂の烽火が揚げられたのは、平氏の人々に全く意外であつた。清盛は歸京するまで何等の用意もなく、またその事の發覺した後も、源頼政が擧兵の謀主であることすら覺らなかつたのは如何にも迂濶千萬であつた。

勝賀筆屏風十二天像の如き、その逸品といふべきであらう。建築の事は次の時代に入つて東大寺の再建の條に述べよう。

兵庫港の修築

日宋の貿易

　日宋の貿易が活潑になつたことは、山槐記、平家物語などにも見えてゐるが、それについて先づ清盛が安藝の音戸の瀬戸を開鑿して船舶往復の便を圖つたといふ説は地質的調査の結果によれば誤傳であるらしいが、この説の起つたのは清盛が瀬戸内海の航路の上に如何に心を用ゐたかを知るべき所以であるが、元來平氏が中國、四國から九州にかけて勢力を有してゐたことは正盛・忠盛以來のことであり、清盛が引きつゞき宋との貿易奬勵に力を盡したのも、たゞに珍奇なる外國品を求めんが爲めのみでなかつた、要するに消極退嬰の時代から目覺めて積極進取の時代に入つたのである。當時宋の商船が多く來往せしは榮西が兩度之に便乘して支那に入つたのでも知られるが、その宋船は當時博多の港既に淺くなりし爲め灣口なる今津に碇泊してゐた。高倉天皇承安二年九月、宋の明州の刺史が書及び信物を奉るや、朝廷ではその辭無禮なるを以て却けようといふ議もあつたけれど、やがて同三年三月に法皇は

泣不動緣起　一卷　京都清淨華院
桑實寺緣起　二卷　土佐光茂筆　近江桑實寺
*道成寺緣起　一卷　紀伊道成寺
大江山緣起　二卷（一名酒顛童子繪詞）　松浦伯爵
大江山緣起　三卷　傳狩野元信筆　鳥取池田侯爵家藏
清涼寺緣起　五卷　傳狩野元信筆　京都清涼寺
西行物語繪卷　四卷　俵屋宗達筆　毛利公爵
東照權現緣起　五卷　狩野探幽筆　下野日光東照宮

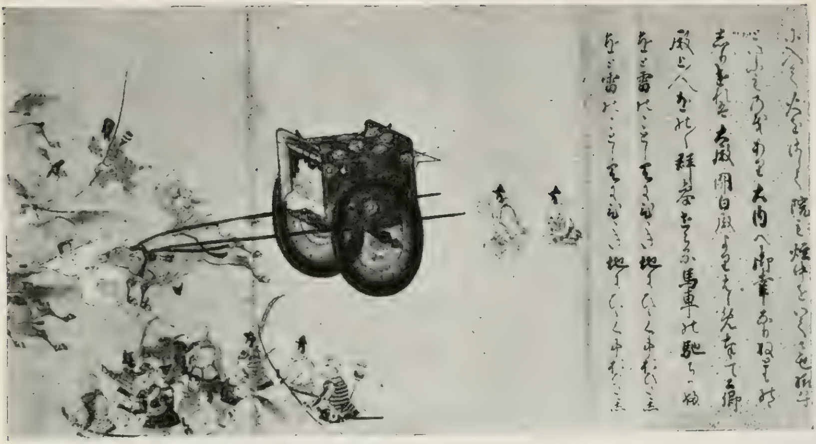
この時代に入り、宋の文化が繪畫等にも影響し、新時期が現れるやうになつたのはこゝに特筆しなければならない。その佛畫に於ける代表者は醍醐寺の珍海已講であつて、その粉本が醍醐三寶院の寶庫に傳はつてゐる。又米國ボストン博物館に珍海修補の旨の裏書ある法華曼荼羅圖が襲藏されてゐる（平子尚氏「佛敎藝術の研究」「珍海已講」參考）。宅間派の繪畫も、その描線をはじめ宋風の感化を受けたもので、次の時代の初に屬するものではあるが、東寺の宅間

善信上人繪傳	三卷	傳淨賀筆	京都西本願寺
弘法大師繪傳	六卷	傳土佐行光筆	高野山地藏院
弘法大師繪傳	一二卷	傳光信筆	京都教王護國寺
土蜘蛛草子	一卷		東京帝室博物館
融通念佛緣起	二卷	傳寂濟 行秀 行廣 光國 永春 行光筆	京都清凉寺
山王靈驗記	二卷	傳六角寂濟筆	京都蓮華寺
慕歸繪詞	一〇卷	藤原久信 藤原隆章 藤原隆昌各筆	京都西本願寺
佛鬼軍繪卷	一卷	傳一休和尚筆	京都十念寺
矢田地藏緣起	二卷	傳有康筆	京都矢田寺
譽田宗廟緣起	一卷	傳光信筆	河內譽田神社
神功皇后緣起	一卷	傳光信筆	河內譽田神社
天神緣起	三卷	土佐光信筆	京都北野神社
清水寺緣起	三卷	土佐光信筆	東京帝室博物館
*福富草子	二卷	傳伊豫守隆成筆	京都妙心寺春浦院
百鬼夜行繪卷	一卷	傳土佐光信筆	京都大德寺眞珠庵

長谷雄卿草紙　一巻　傳惟久筆　細川侯爵
破來頓等繪卷　一巻　傳惟久筆　尾張徳川侯爵
*雪見御幸繪卷　一巻　東京美術學校
*枕草子繪卷　一巻　淺野侯爵
荏柄天神縁起　三巻　土佐行長筆　前田侯爵
聖徳太子繪傳　一巻　常陸上宮寺
*法然上人繪傳　四八巻　傳土佐吉光等筆　京都知恩院
法然上人繪傳　四八巻　傳土佐吉光筆　大和當麻寺
異本天神縁起　二巻　（法性坊繪傳）　大阪武藤山治氏
頬焼阿彌陀縁起　二巻　鎌倉光觸寺
*後三年合戰繪卷　三巻　傳飛驒守惟久筆　鳥取池田侯爵
奈世竹物語繪卷　一巻　讃岐金刀比羅宮
*伊勢新名所歌合繪卷　一巻　傳土佐行相筆　伊勢神宮徴古館
男衾三郎繪卷　一巻　傳土佐行相筆　淺野侯爵
*石山寺縁起　七巻　傳高階隆兼筆　光信　隆光　二巻文晁補　近江石山寺

鑑眞和尚東征繪傳（永仁）	五卷	蓮行筆	大和唐招提寺
＊一遍上人繪傳（六條道場本）	一二卷		京都歡喜光寺
一遍上人繪傳（藤澤道場本）	一〇卷	傳粟田口隆光筆	藤澤清淨光寺（明治四十四年燒失）
淨土五祖繪傳	一卷		鎌倉光明寺
一遍上人繪傳（四條道場本）	二〇卷	傳土佐行光筆	京都金蓮寺
住吉物語（殘缺）			大村伯爵
駿牛繪卷（殘缺）			東京帝室博物館
＊春日權現靈驗記	二〇卷	高階隆兼筆	御物
法相宗祕事繪詞	一二卷		藤田平太郎男爵
松崎天神緣起	六卷		周防松崎神社
＊東北院職人藝歌合繪卷	一卷		京都曼殊院
駒競行幸繪卷	二卷		三條公爵　岩崎小彌太男爵
拾遺古德傳	九卷		常陸常福寺
拾遺古德傳（殘缺）	一卷		常陸無量壽寺
直幹申文繪詞	一卷	傳土佐光顯筆	姬路酒井伯爵

能惠法師繪詞	一卷	傳土佐行長筆	京都廣隆寺
*將軍塚繪卷	一卷	傳鳥羽僧正筆	京都高山寺
過去現在因果經(建長)	二卷	法橋慶忍筆	東京根津嘉一郎氏　益田孝男爵
阿字義傳	一卷	(これは或は繪卷物といふべきものでないかも知れぬ)	藤田平太郎男爵
*西行物語繪卷	二卷	傳土佐經隆筆	尾張德川侯爵　蜂須賀侯爵
*當麻曼陀羅緣起	二卷	傳住吉慶恩筆	鎌倉光明寺
*平治物語	三卷	傳住吉慶恩筆	ボストン博物館　岩崎小彌太男爵　雲州松平伯爵
馬醫繪卷	一卷		横濱河杉信男氏
*隨身庭騎圖	一卷		大倉喜七郎男爵
天神緣起	二卷	傳土佐行光筆	京都北野神社
*山王靈驗記	一卷		靜岡日枝神社
十二因緣繪卷	一卷	傳爲繼筆	東京根津嘉一郎氏
蒙古襲來繪卷	三卷	傳土佐長隆筆	御物
善信上人繪傳	五卷	傳淨賀筆	伊勢專修寺
*天狗草子	五卷	傳土佐行光筆	東京帝室博物館　東京根津嘉一郎氏　久松伯爵　前田侯爵

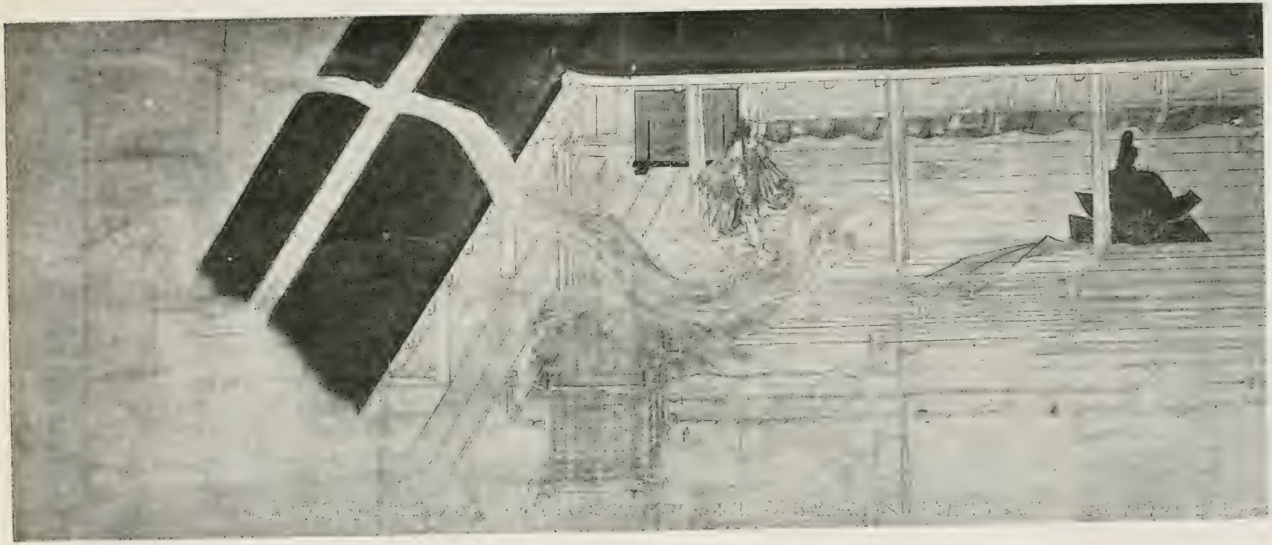




平治物語繪卷（六波羅行幸の卷の一部）

（ボストン博物館所藏）

鎌倉時代以前の繪卷物として最も精彩あるもの、この條は中卷加持の卷物使清涼殿に參上して復命し奉るところである。



信貴山緣起
(大和　朝護孫子寺所藏)

*信貴山緣起　三卷　傳鳥羽僧正筆　大和信貴山朝護孫子寺
*鳥獸人物戲畫　四卷　傳鳥羽僧正筆　京都高山寺　益田孝男爵（殘闕）
*伴大納言繪詞　三卷　傳土佐光長筆　小濱酒井伯爵
*寢覺物語　一卷　傳藤原隆能筆　橫濱原富太郎氏
*地獄草子　四卷　傳土佐光長筆　橫濱原富太郎氏　益田孝男爵　岡山安住院
*餓鬼草紙　二卷　傳土佐光長筆　岡山河本乙五郎氏　岡山曹源寺
*病草紙　一卷　傳土佐光長筆　名古屋關戶守彥氏　橫濱原富太郎氏
*粉河寺緣起　一卷　傳鳥羽僧正筆　紀伊粉河寺
*華嚴緣起　六卷　傳鳥羽僧正筆　京都高山寺
吉備入唐繪詞　一卷　傳土佐光長筆　ボストン美術館（小濱酒井伯爵舊藏）
*紫式部日記繪卷　四卷　傳藤原信實筆　蜂須賀侯爵　名古屋森川勘一郎氏　藤田平太郎男爵　久松伯爵
*北野天神緣起　八卷　傳藤原信實筆　京都北野神社
*三十六歌仙繪卷　二卷　傳藤原信實筆　佐竹侯爵舊藏諸家分藏
*繪師草子　一卷　傳藤原信實筆　御物
*華嚴五十五所繪卷　一卷　奈良東大寺

合戰の模樣、地獄の光景などを繪巻とすることが流行して來た。 また同時に朝儀の參考に資用せし年中行事繪巻も現れ、後白河天皇がこれを畫かせられて御賞翫になつたことは古今著聞集に見えて居り、時に裁判の爲めに、訴訟の事實を目のあたり見るが如く說明するために作つたものとして、又同書の記事に見えてゐるのがかち繪と稱するものである。 固より繪巻物の作成時代を鑑定するには詞書と繪畫と兩方から硏究しなければならぬが、筆者の名が正確に分明したものは六七種に過ぎない、その極盛期は蓋し鎌倉時代であつて、室町時代には既に衰微期に入つてゐるといへよう。 また當時の繪巻物はその題材が古くても、多く之を畫家の時代のものとして描寫してあるから、風俗などの硏究にはこの點を注意せねばならぬ、河內譽田神社所藏の神功皇后緣起に室町時代の武者が繪かれてゐるなどよい一例である。

繪巻物一覽表 (*のあるものは一部又は全部の複製あるもの)

*過去現在因果經　六巻　(奈良朝時代)　京都上品蓮臺寺　京都醍醐報恩院　久遠寺　東京美術學校　益田孝男爵

*源氏物語繪巻　四巻　傳藤原隆能筆　尾張德川侯爵　益田孝男爵

扇面法華經

れに次いで待賢門院以下の奉納といはるゝ駿河久能寺の法華經、それから厳島神社の平氏納經、鎌倉時代のものでは武藏慈光寺の法華經（久能寺經以下みな巻子本）といふ順序になるが、また大阪四天王寺、大和法隆寺及び二三富豪の所藏に扇面法華經と稱するものも傳はつてゐる、もと扇形の粘葉本であつたのを切り離したもので、今尙ほ粘葉本のまゝ完全に存したものが東京帝室博物館に襲藏されて居る、その下繪には木版に彩色を加へたものも交つてゐる。その他鎌倉時代にかけての寫經に消息經（消息の紙面に薄く胡粉を置いて、その上に經を寫したるもの）、素描經（素描の人物繪などを描いた紙に經を寫せるもの）などの類があり、その多くはまた法華經であつた。

繪卷物

猶ほこゝに繪卷物の流行について述べて置きたい。その起原に就いては奈良朝時代に寫された過去現在因果經によつても、その傳統を支那に引いて居るのであるが、攝關榮華時代に至つて三寶繪の如き（詞書は源爲憲の作で、今東寺及び名古屋關戸氏に藏せられてゐる）、詞書と繪と交互に收める巻子本が出來た、そして次第に寺社の緣起或は宮廷風俗、源氏物語、榮華物語の類、さては

海上の大鳥居と好對照を爲し、山水の美と相待つて輪奐眼もあやなるものであつた。現在の社殿は當時の遺構ではないが、その様式猶ほ多く存してゐる。

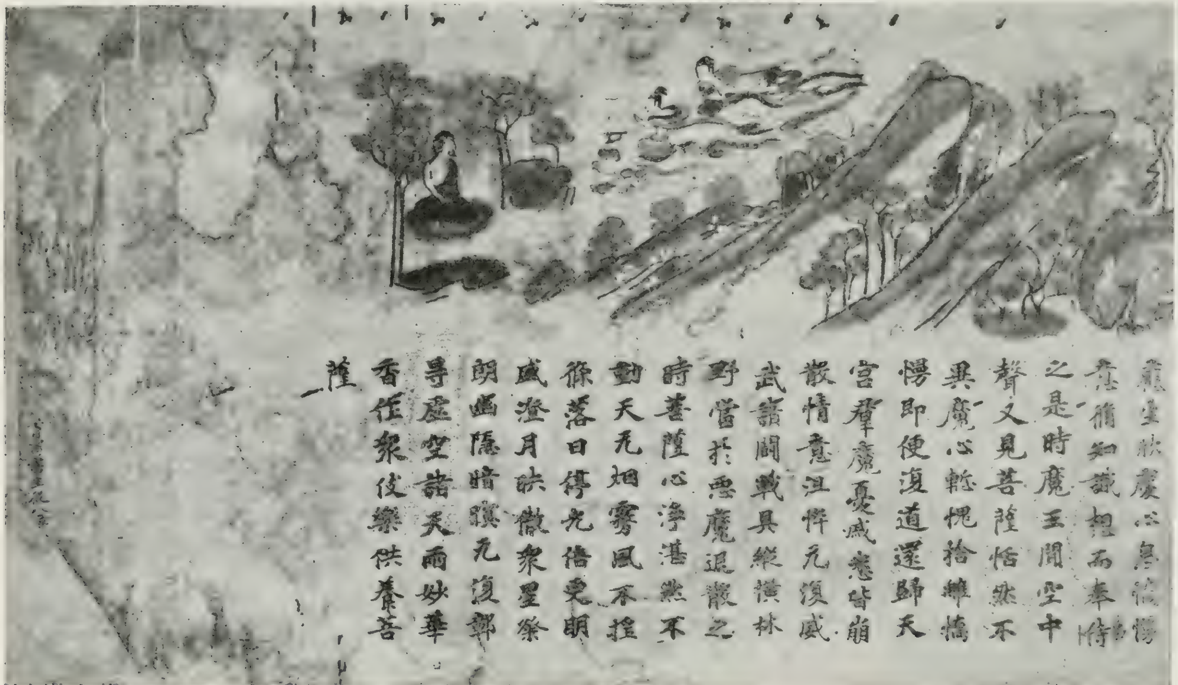
嚴島奉納の法華經

またこの神社に所藏せる寶物には丹心を籠めた平氏の奉納品が多く、中にも清盛、賴盛をはじめ一門の人々によつて書寫せられた法華經はすべての點に於いて精巧を極め、各卷その意匠に變化があり、軸といひ、用紙といひ、はた下繪といひ、善盡し美盡したものである。

法華經の書寫

序でに述べて置くが、法華經の書寫は我が國に於いて古い時代から行はれてゐた。正倉院文書にも奈良朝時代に千部の法華經を書寫したことが見えて居るのであるが、その信仰の功德については、日本靈異記をはじめ、法華驗記や今昔物語集などにも多く説話が傳へられて居り、攝關榮華時代以後特に信仰を表はす方法として、出來るだけの技巧を極め、下繪等をはじめ、裝幀にまで心を用ゐてゐる。その料紙には精妙なる金銀砂子切り箔野毛散しの斐紙や、支那輸入の文様紙があり、中には優雅なる下繪を施してゐる。現存せるもので最も古いと推定せらるゝのは、上野精一氏所藏の粘葉本法華經一帖であり、こ

下段釋文を記し、上段本文に相當する繪を掲げるもの。寫本と繪卷との合成である。其格調雄健豊麗古雅、
　是等の日出いづれのものなるかを識別するに難いか、幸に軸の卷紙に四月廿日畫生從八位＿＿＿とあるによつて、その我が國人の手に成れると知ることが出來る。



過去現在因果經
（京都　醍醐寺報恩院所藏）



平家奉納法華經（嚴王品）
（安藝　嚴島神社所藏）

意外の榮進に醉へる平家の一門

の武將たりしにも拘はらず、尙ほ關白基房に凌辱を加へたことがあつたのは、當時平氏の勢力が如何に大なりしかを推すに足るであらう。全體一時の幸運によつて分外の榮達を遂げた者が卑賤の昔を忘るゝは有り勝ちのことである、平氏の人々も公卿となり殿上人となるや、藤原氏に劣らぬ榮華に耽るやうになつた、重盛が燈籠大臣の名を得たことも、或は御堂關白の昔を夢みるものと云へるではないか、彼等が忽ち公家化して詩歌管絃の遊興を事とし、たゞ風月を樂しんで日を送つた間に世運は動いてゐたのである。

美術及び貿易

この時代に於いて、こゝに敍べて置きたいのは美術及び貿易に關することである。攝關榮華時代以來優美さを以て勝つた美術に、宋風藝術の影響が漸く目立つて來て、當時盛になつた貿易と新美術との關係が如何に密接であるかゞ窺はれるのみならず、武家の剛健なる時代趣味も將に加はらんとしてゐたことは、安藝嚴島神社の建築に先づ現れてゐる。嚴島神社は淸盛が嘗て安藝守に任ぜられたときからその家運が開け始めたためか、平氏一族の尊信は殆んど氏神以上であつた、そして彼が信心を凝らして新たに造營した社殿は

重盛の病名

ゐるが、中山忠親の山槐記に據れば、その熊野に詣でた以前既に不食の病に罹つてゐたことが知られる。左にその文を抄出しよう。

治承三年五月廿五日の條

前内大臣正二位(年四十二)依病出家(于時嚴親入道太政大臣現存)。日來不食云々。二月。東宮御百日出仕。其後籠居。三月被參熊野。申後世事云々。於精進屋食事頗復例之間。及吐血。其後又不食。遂日枯槁。

同六月廿日の條

入道内府(重盛)辰刻許絶入。頃之被蘇。出家之後不食。雖似事宜。此間猶殊重云々。或人云。使之間仆被絶入。及二時云々。

安徳天皇

清盛が後白河法皇を鳥羽離宮に移し奉つた後、翌年二月高倉天皇は位を安徳天皇に讓られ、こゝに高倉上皇の院政となつた、そして清盛は外戚を以ていよいよ思ふまゝにその勢力を振つた。そして一族皆朝廷に立つて權貴並ぶものなく、清盛の弟賴盛は中納言に昇り、經盛、教盛は參議となり、子重盛は内大臣、宗盛は右近衞大將、知盛は參議となり、一門の公卿十六人、殿上人三十餘人の多きに及んだ。

平家一門の榮華

平時忠が平氏の榮華を評し「此の一門にあらぬ者は、男も女も尼法師も人非人なり」と放言したことは有名な話になつてゐる。重盛が溫厚

清盛上皇の親近三十九人の官職を褫ふ
清盛法皇を鳥羽離宮に移し奉る

儀があつた。固より清盛は外祖を以て政權を執ると共に、院政を天皇に移さんとし、早く御讓位あらんことを望んでゐたのであるが、後白河法皇が倘依然として院廳に萬機を決したまひ、これに對抗せられたのは、頗る清盛の焦慮するところであつた。時に清盛の長子重盛は、平治の亂にも大功があり、溫厚なる武將として當時に重んぜられた、清盛また重盛を憚り、法皇に對し奉るにも重盛存生の間は何事なく經過してゐたが、治承三年七月重盛の薨後、その領國越前を收公せらるゝや、法皇と清盛との關係は將に破裂せんとした。然るにこの事以上に清盛をして怒らしめたのは、基實の室盛子の死後、法皇が基實の遺領を子基通に分與したまはず、關白松殿基房をして總領せしめられた事である。清盛はこの年十一月急に福原の別業より上京して、法皇の親近三十九人の官職を褫ひ、基通を關白內大臣とし、基房を備前に流し、且つ法皇を鳥羽離宮に移し奉り、一時高倉天皇親政の世となつた。その一時ながら高倉天皇の親政であつたことは、山槐記に載せてある綸旨によつても知られる。

重盛の薨去については、源平盛衰記に彼が死を熊野に祈つたことを載せて、

鹿ヶ谷の會合

安德天皇立太子

て居たのであり、彼は詐つて成親の寃罪なるよしを法皇に奏し、法皇は忽ち成親を復官せしめられた。時に西光の子藤原師高加賀介となつてまた暴威を振ひ、叡山の末寺たる白山の衆徒と相爭つた、そして衆徒大擧して上京し、叡山に依つて勅裁を仰いだので、師高を處罰せらるゝ旨を延暦寺に仰せ下され、衆徒は一時納得したけれど、その後西光の辨疏を納れて、何の沙汰もなかりしため、叡山の衆徒二たび激昂し、また神輿を奉じて嗷訴するに及び、朝廷勅使を延暦寺に遣し、師高等を流罪に處し、事漸く落着した。之が爲めに成親・西光等は出鼻を挫かれた姿になり、左近衛大將を望みし成親も、重盛、宗盛に超えられて志を遂せざりしより、窃に平氏を倒さんことを謀り、法勝寺執行俊寛も之に加はり、鹿ヶ谷に集まつて密議を凝らしてゐた。然るにその謀議平氏に洩れて、治承元年六月西光は斬罪に、成親、俊寛は流罪に處せられたが、この事件はまた後白河法皇に連つて居たので、法皇と清盛との間こゝに至つて全く疎隔してしまつた。

治承二年高倉天皇の皇子(言仁親王)降誕あらせられ、後一ヶ月にして立太子の

したまふに及び、清盛ははじめて事實に於いて皇室の外戚となる第一歩を印したのである。されど當時猶ほ上皇に政治上の實權があり、治天の君と稱せられたまひし後白河上皇の前にあつては清盛も大に羽翼を張る譯に行かない、どうしても高倉天皇の親政となし、もしくは更に皇太子踐祚の後ならでは、完全に皇室の外戚たる實を擧ぐることが出來ないことを知つた、そこに後白河上皇と清盛との衝突が遂に避くべからざることゝなつた所以がある。然るに清盛はもと一個の武弁であつたのに、彼をしてかく急激に政治的勢力を得しめたのであるから、藤原氏の人々が上皇の左右を繞つて清盛に反對する情勢を煽つたのも當に然るべきことであつた。それがまた上皇と清盛との關係を緊張せしめて遂に一大破裂に導いて行つたのである。

後白河法皇と清盛

成親一件

嘉應元年十二月延暦寺の僧徒が權中納言藤原成親の暴狀を嗷訴して來た。成親は元來後白河法皇の寵臣であり、法皇は之を罰するに忍びがたかりしも、寺僧少しも承伏しなかつたために、遂に成親を備中國に流し給ふことゝなつたが、院の北面西光法師はもと成親と親しく、また成親によつてその勢を振つ

藤原基實の遺領二分

併し平氏が第二の藤原氏となるには、また藤原氏そのものゝ勢力を挫かねばならなかつた、よしや清盛に武勳ありとも、天皇の外戚となるには、それだけの資格を作り上ぐることが必要であつた、これが清盛をして院と藤原氏とを利用してまた巧みにその地位を高めて行つた所以である。先づ藤原氏との關係をいへば、その仁安元年七月基實薨ずるや、弟松殿基房代つて攝政となり氏の長者に任ぜられたところ、基實の室盛子は前にもいつたやうに、皇太子憲仁親王を鞠養し奉り、准母となつてゐたことから、後白河上皇は基實の所領を盛子に讓り、然る後皇太子に及ばしめんとし給ひ、清盛も同じく基房に傳ふることを欲しなかつたため、上皇と藤原氏と平氏との間に一大波瀾が生じ、容易に解決に達しなかつた。幸に五條邦綱の斡旋によつて、所領を二分し、その一分を基實の子基通に附することゝなり、纔に落着を告ぐることを得たのであるが、こゝに藤原氏の勢力が二分されて、平氏方と平氏方にあらざるものとにされて了つた。

仁安三年二月高倉天皇踐祚あり、清盛の女徳子を法皇の御子として中宮と

威を殺がれたことも、藤原氏が近衛・松殿及び九條の三家に分れて、後ち鎌倉時代に五攝家の分立となりし第一歩をなせしも、實に平氏が新興の勢力たる武家として手を下せしが爲めであつた。この時代以後は院の勢力も藤原氏の勢力も寺院の勢力も、全く武家の勢力に壓せられて來たのである、最初に敢然としてそれらの抑壓に着手したことが平氏をしてその運命を犧牲とせしめた所以ともいへるであらう。

清盛の昇進及びその勢力の發展

（イ）平家全盛時代

清盛は平治合戰に於ける功績によつてその官位の昇進如何にも目覺しきものがあり、その勢力また忽ち朝野を壓することゝなつたばかりか、彼が如何にその勢力を加ふるに努力したかは上に述べた通りである。永萬元年六月二條天皇位を六條天皇に讓らるゝや、翌年仁安元年十月、憲仁親王を皇太子に定め給ひ、清盛はまた皇太子の外戚といふ關係を有するに至り、この年十一月內大臣に任ぜられ、三ヶ月の後には太政大臣となり、一族皆榮進して、こゝに六波羅時代が展開した。

からざる時勢の要求に應じて現れたものは平氏の武家政治である。たゞ久しく繼續した公家時代を承けたのであり、直ちに制度の根本的改革まで進む餘裕もなく、たゞ藤原氏の政所政治を摸倣するが如く見え、別に武家政治を標榜しなかつたけれど、その實は既に武家政治の要素を具備して居り、武士階級をその地盤とし、その勢力によつて平氏はこゝに政治的中心となることを得たのである。更に委しくいへば、源氏といふ武家の一棟梁が倒れて、平氏だけが武士階級の代表者たることを得てその傘下に新勢力が集中せられ、三十餘の知行國と、五百餘箇所の莊園は、遂に平家の左右するところとなり、その實力が如何に大なりしかを想はしめる、そしてその莊園の下司たり地頭たるものが、平氏の下に集まつた武士そのものであつた。高野山寶簡集に收められてゐる備後太田庄の文書に見えた下司太田光家はその一例である、また平貞能の如き平氏の御家人を領國の國守に任じ、守護の實權を與へてゐたことも、後に頼朝の採用したところである(史學雜誌第二編、第三編星野恒博士「守護地頭考」參考)。その他叡山・興福寺をはじめ強暴を逞うしてゐた寺院が半ばその勢

るが、前に述べた妻の妹滋子の腹にお生れになつた憲仁親王が盛子の猶子として養はれ給ひしより、清盛はその關係からも官位の昇進等に甚だ都合がよかつた。

地方豪族の主從關係

尚ほこの保元平治の時代に入れば、地方の豪族は實際において武家の棟梁の下に全く主從關係を結ぶについて、最早何等顧慮する所なき態度を取るやうになつた。無論前きに述べた如く、それ以前から家人郎等と主從關係がついてゐたにしろ、中央に於ける問題が武力によつて解決したことは、長い間に作り上げられて來た主從關係をば、武家をして一層明確にし得しめたものであり、それを朝廷でも認めなければならないことになつた、卽ちこの後平氏は自ら家人に對する絕體權利を有してゐたものであり、それが明確となつてこそ始めて思ふ樣に勢力を公家の間に發揮するに至つたのである。

第二　六波羅時代

平氏の武家政治

藤原氏の攝關政治が上皇の院政に移り、上皇の院政がまた他に移らざるべ

三十三間堂の造營

門院滋子)を後白河上皇に納れて居る、その腹に憲仁親王がお生れになつた、後に高倉天皇と申上ぐる御方である。上皇は多年の御宿願によつて千手觀世音一千體の御堂を造らんと思しめさるゝや、その旨を奉じて之を造立したのもまた清盛であつた。長寛二年十二月供養あり、御堂の名を蓮華王院と稱せられたが、俗に三十三間堂といつてゐる。かくてこの時代は清盛が大に飛躍せんとして非常の努力を拂つた時代であり、上皇と天皇との御不和を利用し、彼は次第にその地位を高めて行つた。

藤原氏の無力

此の間藤原忠通は關白の職にあつたけれど、固より後白河上皇に政治上の實權が歸してゐたのであり、たゞ空名を擁してゐたに過ぎない、そして忠通薨じて後はその子基實がまだ若年であつたゝめ、たゞ氏長者の名の下に朱器臺盤を己の物とし、殿下の渡領を支配してゐたに過ぎず、辛うじて舊勢力たる地位を保つてゐるに止まつた。これがまた清盛に頼らねばならぬ樣な情勢に進んで行き、清盛は藤原氏をも遂にその勢力の下に置くやうになつた。彼はその女盛子を基實の夫人となし、こゝに藤原氏の外戚たる地位を得たのであ

したもの甚だ多かつた。表面にこそまだ現れなかつたけれど、既に平治合戰以前から恐らく上皇と天皇とは良好なる御間柄でなかつたらしい、かの信賴に加擔した經宗、惟方が少納言入道信西を排斥せんとしたのは全く天皇の親政を望んだからであつた。政治は天皇の親政なるべしと、上皇の御政務を不可とする旨を述べ、戰後間もなく上皇の逆鱗に觸れ流罪に處せられたのを觀ても、略、諒解せられる。愚管抄にその邊の事情を述べて「世をば院に知らせまゐらせじ、うちの御沙汰にてあるべし」といつたことが載せてゐる「うち」とは天皇の御事である。又そののち天皇を呪咀したものがあつた、その主謀者が上皇の近習資長であつたことも、御二方の間に不快であらせられた事情のあつたことを知るに足るであらう。

清盛は巧みに御二方の間に游泳した、愚管抄に「清盛はよく／＼つゝしみていみじく計らひてあなたこなたしけるにこそ」とあるやうに、二條天皇に朝夕御奉公申しながら、亦よく後白河上皇に伺候してゐた、彼の經宗・惟方を上皇の命によつて捕縛したのも實に清盛その人であつた。清盛はまた妻の妹(建春

第一　保元平治時代

保元平治時代に於ける大體の經過はすでに前章の末に述べて置いた。武家の棟梁たりしものがこれまで僅に院の北面に候するか、もしくは藤原氏の爪牙たるに過ぎなかつたものが、皇位の繼承及び攝關の爭奪に、その解決の鍵を握るに至つたことは、我が國史に於いて重要なる一事象といはなければならない、これが古武家時代の初發期としても、また保元平治時代を考察しなければならぬ所以である、しかも源平二氏龍虎相鬪ひ、一は殪れ、一はいよ〳〵勢を加へて六波羅時代へと進むのであるが、こゝにはしばらく平治合戰以後先づ主として二條天皇の御代に於ける情勢を説くに止めよう。

保元合戰から平治合戰にかけて淸盛が入道信西と結托して義朝を抑へ、彼をして無慘なる運命に陷らしめたことは如何にも目覺しかつた、しかし淸盛が二條天皇の御代に勢力を公家の間に扶植するのは、なほ容易なることではなかつたが、たゞ後白河上皇・二條天皇の御間柄の快くなかつたことは彼に幸

倍に增加してゐる、たゞに大社舊寺に傳へられてゐるばかりでなく、名家舊族にも襲藏してゐるものが少くない。　神社では山城の賀茂別雷神社、石淸水八幡宮、大和の春日神社、下總の香取神宮、常陸の鹿島神宮を初め、諸國各地に散在し、寺院では京都の仁和寺、東寺、醍醐寺、高山寺、靑蓮院、曼殊院、妙法院など、大和では東大寺、法隆寺、近江では園城寺、石山寺、紀伊では高野山、とにもかくにもその草創がこの時代以前又はこの時代にかゝれるもので嘗て兵火等に罹つたことがあるか、或は非常に荒廢せざる限り、全國に亙つてこの時代の古文書を藏しない所はないといつてよい。　又舊公家では近衞家、九條家などを初めとし、舊攝家淸華の家々、官務、外記の諸家、或はその家に保存してなくとも、圖書寮又は內閣文庫、岩崎文庫などに入つて居るものが多い（廣橋家のは今岩崎文庫の架藏に歸して居り、壬生家のは今宮內省圖書寮の所藏となつてゐる）。　舊武家では毛利家、島津家、相良家、吉川家、小早川家など諸舊藩主を始め、二階堂氏、小鹿島氏、小松氏（禰寢氏）、入來氏等の古文書など主として中國から九州にかけて多く今日に傳へられてゐる。

それらはすべて伴信友の史籍年表か、小泉安次郎氏の日本史籍年表に讓つて置くが(總説補助學「記錄の研究」の條參考)中にも藤原頼長の台記、九條兼實の玉葉、中山忠親の山槐記、平信範の兵範記、京極定家の明月記、吉田經房の吉記をはじめ、愚昧記、猪隈關白記、岡屋關白記、平戸記、吉續記、民經記、兼仲卿記、公衡公記、室町御記、玉蘂、萬一記などそれらの白眉であらう。又當時の編著では本朝世紀、愚管抄、百錬抄、今鏡、增鏡、歴代皇記、帝王編年記、簾中抄、一代要記の類があり、今鏡、增鏡、古事談、續古事談、古今著聞集、十訓抄の如きも參考としなければならない、また續史愚抄は後世の編纂であるが、百錬抄と共に座右に備ふべきものである。武家の側では吾妻鏡を第一に推すべく、保元物語、平治物語、平家物語、源平盛衰記、承久記、承久合戰記、太平記、梅松論、保暦間記、等必ず參考しなければならぬ(總説「國史の編纂著述」の章參考)。

併しこの時代に入つて更に根本的研究を加へようとするならば、どうしても古文書に賴る外はない、莊園及び武家に關係あることを調べる場合に於いて特にその必要を認むる、しかもその數は割合に稀少なりし前時代に比して

鎌倉時代の小分け

第三鎌倉時代は頼朝が以仁王の令旨を奉じて擧兵した前後に始まり、やがて鎌倉幕府の創業となり天下兵馬の實權が之に移つた時代である、この時代は更に五つの小時代に分たれる。先づ安德天皇の御踐祚から平氏が滅ぶるまでを諸源勃興時代とし、(ロ)安德天皇の崩御、平家の滅亡以後、承久合戰までを源氏將軍時代とし、(ハ)承久合戰の後、後深草天皇の建長四年三月將軍頼嗣が廢されるまでを藤氏將軍時代とし、(ニ)建長四年三月將軍頼嗣廢せられ、やがて宗尊親王を將軍に迎へ奉つてから、後宇多法皇が院政を後醍醐天皇に還したまひし元亨元年十二月までを宮將軍時代とし、(ホ)元亨元年十二月後醍醐天皇の親政から、元弘三年五月北條氏の滅亡するまでを正中元弘時代とする。

古武家時代の研究資料

この古武家時代はまた公家武家の對立時代であるから、その研究資料は公家と武家とに分けて述べる方が都合がよいであらう。公家の側で根本史料として最も必要なのは實記をはじめ記錄の類である。殊に公家の日記はその全盛時代といつてよい、それらの原本も割合に多く今日に傳はつて居る。

第二　六波羅時代（六條天皇―安德天皇）

（イ）平家全盛時代六條天皇―高倉天皇）

（ロ）諸源勃興時代（安德天皇）

第二六波羅時代はこれまで平家時代といはれてゐる時代であつて、六條天皇から安德天皇の御代まで、平氏がその六波羅邸に政治の中心を置きて政治の實權を執つてから、一族滅亡するまでをいふ、その間（イ）平氏一門が榮華を極めた高倉天皇の御代までを平家全盛時代と稱し、次いで（ロ）安德天皇の御一代、諸國の源氏が勃興した時代を諸源勃興時代と稱する。

第三　鎌倉時代

（イ）諸源勃興時代（安德天皇）

（ロ）源氏將軍時代（後鳥羽天皇文治元年―仲恭天皇承久三年）

（ハ）藤氏將軍時代（後堀河天皇承久三年―後深草天皇建長四年）

（ニ）宮將軍時代（後深草天皇建長四年―後醍醐天皇元亨元年）

（ホ）正中元弘時代後醍醐天皇元亨元年―元弘三年）

術が我が國の建築繪畫彫刻に影響し、禪宗や朱子學の傳へられたのも、また主としてこの時代の事である。たゞこの古武家時代の主要なるものは鎌倉幕府の創始後であるから或は上に列擧した史的事象にして、保元平治時代に未だ表面に現れて居ないものがあるとするも、その萠芽は少くとも既に生じて居たのである。

或はこの古武家時代から次の中武家時代までを合せて中世といふ人もないではない。併し古武家時代と中武家時代とには内容に確然たる區別があり、その間に皇家中興時代の介在せる以上、これを同じ名稱に一括して呼ぶことは妥當でないのみならず、必ずしも我が國史に西洋史の時代稱呼を用ゐねばならぬ理由はない。

古武家時代の區分

古武家時代を左のやうに區分する(總說「時代史と特別史」の章參照)。

第一　保元平治時代(後白河天皇―二條天皇)

第一保元平治時代はいふまでもなく公家時代の終末期であり、古武家時代の初發期といふべきものである。

萬葉集時代勘文を始とし萬葉集に關する研究を試み、史學雜誌第三十一編橋本進吉氏「法橋顯昭の著書と守覺法親王」參考）、また類聚古集の如きものも世に出で、ついで慈鎭和尚、源實朝等の作歌の雄渾なる風調があり、新古今和歌集に清新の氣が溢れてゐるのも、當時に於ける萬葉集崇拜の賜であらう、そして律師仙覺の萬葉集抄とト部懷賢の釋日本紀とは蓋し古典研究の劃期的のものである。

布教的佛教の勃興

また宗教に於いては、研究的若しくは祈禱的なりし舊佛教に對し、新に布教的もしくは民衆的の佛教が勃興し來り、朝野の尊信渇仰を得てゐた天台眞言の二宗に代つて淨土宗。一向眞宗または法華宗の如き日本的新佛教が現れたのは實にこの時代の特色であつた。

武士道

我が國に於ける武士道がこの時代に花咲き實を結んだことは、またこの時代の重要さを示してゐるのであり、平氏一門と北條氏一族とが一門一族擧つて滅びた劇的の史實はこの時代以外に見ることが出來ない。

國民思想の旺盛

また日宋の交通が盛になつて、宋朝の文明が輸入せられ、國民思想更新の門出をなすに至つたのもこの時代を研究するものゝ忘るべからざることであり、かの宋風の美

得を與へ、やがて莊園の濫立となつた。そして、上代に於ける土地私有制が、再び全國に擴がり行き、國司制の如き、遙任となり、知行となつて、何等莊園制と擇ぶなき性質のものとなつた。

武士階級の擡頭

この間にあつて漸く勢力を得たのが所謂武士階級である。大寶令の兵制壞れ、兵農二に分るゝに及び、武力あるものが次第に頭角を現はし來つて、まづ隱然と地方に於ける勢力の中心となつた、そして次第に中央に進出して次第にその翼足を伸展せしむる機會を生じたのが、實に平安奠都時代の終に撿非違使廳が設置された以來であつた。やがて攝關新置時代から攝關中停時代を經て攝關榮華時代となり、上皇實權時代となれる間に、兵馬の實權が源平二氏に歸するに至り、彼の保元平治の合戰に大功を立て、巧みに中央に活躍した平氏はこゝに政治上の新勢力として現れた。

萬葉集研究の復興

和歌道に於いて、萬葉集が多く講ぜらるゝに至つたのはまた此の時代前後からである。柿本人麻呂の御影供が鳥羽天皇の御代六條顯季によつて起されたのはいふに及ばず、壽永のころ法橋顯昭が袖中抄・日本紀歌註を著し、且つ

も「鎌倉殿天下の權を分たれしことは平淸盛武功によりて身を起し外祖の親をもて權勢を專にせしによれり」といつてゐる、これによつて見ても、保元以後を武家時代とすることは決して新に說をなすわけではない。保曆間記の如きも、主として皇家中興時代のことを記述せんがために著されたものであるが、筆を保元平治に起してゐるのは、その著者が武家時代の初をこゝに置いたからであらう。

復古的思想と律令制度

律令制度の崩壞

猶ほ文化史的に觀察するも、旣に時代精神に復古的の思想が起つて居り、律令制度の頽敗に堪へ得ざる反動が次第に現れて來たことが注意される。大化の改新以後盛んに唐の文明が輸入せられて支那制度の模倣となり、律令格式の時代を現出したけれど、我が國民はすべて之を實行し得るものでなかつた。幾くもなく制度の一部は改められ、一部は改めらるゝに至らざるもまた實行せられず、且つ社會の進歩に適應する能はずして空名に歸したものが少くなかつた。彼の班田收授の制の如きも實行困難となつて遂に失敗に歸し、旣に奈良朝時代から非常の勢を以て增加した墾田は土地公有主義に一大障

初にあつては舊勢力が尚ほ自ら維持せんと力めるのであり、或る點まで公武對立の時代が先づ出現せざるを得なかつたのが古武家時代である。固より次の時代に入つても尚公家の勢力にして全然認むべきものがないではない、否一時公家が武家を支配した皇家中興時代も現れたのである。

古武家時代の中心は鎌倉時代

尤も古武家時代の意義が明確に現はれ、その本質の鮮明なるは之を鎌倉時代に待たねばならない、その以前は寧ろ鎌倉時代に入らんが爲めの段階に過ぎないといふ方が妥當であるかも知れぬ。從つてこれまで鎌倉時代以前を以て公家時代の一部であるかの如くに見て、平安朝時代に入れて居る人も多いのであるが、しかし平氏がその本質に於いて武家である以上、その政治がたとひ公家政治の形式を取つてゐたとしても、これを武家政治でないとは考へられぬ。何といつても武家にしてはじめて政治の實權を握つたものは平氏であり、上皇實權時代から保元平治時代を經て六波羅時代に入つて來たのである。いはゞ公家から政權を奪ひ、賴朝をして更に完全なる武家政治を開かしむる道を開いて吳れたのは實に平清盛であつた。新井白石の讀史餘論に

古武家時代の出現

第六章　古武家時代の一

上來述べ來つたやうに公家時代は隋唐文化によつて爛熟し切つた末に全く社會を崩壞せしめてしまつた、しかしその社會は幸にも主として貴族や官僚の社會であつて、わが國民の間に猶ほ健全なる分子の存在したことに、更に新しい時代に入つて國民生活の安定を得た所以である。その健全なる分子はいはゆる武士道により規律づけられ、隋唐文化に多く溶すること能はなかつたもので、弛廢した律令政治の間に次第に實力を養成し、遂に公家階級の外に於いて新分野を造り出し、新勢力を樹立するに至つた。たゞ死刑が三百五十年も行はれなかつた程根强い平安朝文化が勢力を持つてゐたのであるから、その新勢力がよし現はれたとしても、それが直ちにすべて文化の各方面に於いて公家階級に代ることは出來なかつた。元より政治の局に當ることになれば、各方面に切り込んで行かうとするのは當然なことではあるが、その最

に歸り、謀計を以て上皇をその六波羅の第に迎へ奉り、子重盛、賴盛等を遣して大内裏を攻めしめ、信賴、義朝の軍を誘ひて大に六條河原に戰ひ遂に之を破つた。信賴は仁和寺に逃れて斬られ、義朝は竊に東國に下りて尾張に至り、郎等鎌田正淸の舅内海庄司忠致に賴つたが、正淸は忠致の異心あるを覺つて義朝に告げたところ、今はこの首打てとの義朝の言に、正淸は主の首をうち落して、自害し相果てた。この義朝最後の條は愚管抄に據ることゝした。平治物語とは異つてゐる。かくて信賴、義朝に黨せし人々皆罪に處せられ、平治の合戰はこゝに一段落を告げた。

大功ありながら、位は五位、官は左馬頭に過ぎず、不平鬱勃、常に平氏の下風に立てるを慨し、如何にもしてその家聲を挽回せんとして居つたが、信西の勢力盛なるを觀て、之に依つて平氏に拮抗せんと考へ、その女を信西の子に嫁せんことを請ひしに、信西は義朝と姻を結ぶことを好まず之を拒絕したのみならず、後日に至つて淸盛の女を納れたので、義朝はまた大に信西を慍み、こゝに端なくも信賴、義朝の二人をして相結托せしむることゝなつた。また二條天皇と外戚の關係ありし大炊御門經宗や、天皇の乳母の子にして、信賴の叔父に當れる藤原惟方も天皇の親政を望んで居り、同じく信西を除かんとして信賴に黨した。

信賴義朝の結托

平治元年十二月淸盛が子息等を伴ひて熊野に詣でたのは信賴、義朝をして兵を擧げしむるによい機會であつた。彼等は先づ院の御所に火を放ち、上皇、天皇を奉じて內裏を占領した。この時信西は逃れて大和の田原に至り、穴を掘つて隱れて居たが、追捕の士に發見せられて殺され、ついで首を獄門に懸けられた、そして一時信賴等は思ふが儘に振舞つた。淸盛は報を得て急に京都

平治合戰

大臣頼長の台記によれば頼長の爲めに經書を講じたことがある。彼は保元の合戰後、天皇を輔翼し奉り、後三條天皇の先例に倣つて記錄所を再興し、自ら寄人の一人と爲り、身を以て改革に當つた。保元二年五畿七道諸國に課して大內裏を造營し、且つ內宴、相撲節會等を再興する等、新政の觀るべきもの少くなかつた、その如何に材幹ありしかは大內裏造營を僅々二年にして成功したのでも明かであるが、子俊憲、貞憲、成憲等また才學あり、各抽任せられて一時信

二條天皇

西の勢力は凄じいものであつた、ついで保元三年天皇御讓位、東宮守仁親王(二

後白河上皇の院政

條天皇)受禪遊ばされしが、萬機は上皇に決し、三たび院政の世となつた。

藤原信頼と信西との軋轢

然るに上皇の寵臣權中納言藤原信頼は信西の勢力あるを嫉み、信西はまた信頼を變臣なりとて之を抑へんとし、互に相軋轢してゐたが、偶〻信頼自ら近衞大將の闕に任せられんことを請ひしに、信西之を阻止して其望を遂げしめず、

清盛の昇進

信頼は竊に報復の機を窺つて居た。時に平清盛の妻の妹滋子は上皇の內侍を以て寵を蒙り、その緣に繫がる清盛また次第に寵任せられて太宰大貳となり

義朝の不平

從三位に進み、その子息も殿上人の列に入りたるに、源義朝は保元の合戰に

坂に至り流矢に當つて薨じ、爲義、忠正等また出でゝ降り、保元合戰は忽ち平穩に歸した。これらの事情については兵範記最も據るべく、愚管抄や百錬抄また保暦間記など參考とすべきものである。保元物語も一讀すべき書であるが、面白く記述せんとしたが爲めに多少實を失つてゐる、上に擧げた爲義の獻策が爲朝の言となつてゐる如きその一例である。

嵯峨天皇以後例なき死罪

爲義、忠正は一時死一等を減ずべきかとの議もあつたが、少納言入道信西の意見によつて斬罪に決した、實に嵯峨天皇以後凡そ三百五十年に近い間例のない死罪が行はれることになつたのであり、また以て時勢の變を觀るに足るであらう。時に淸盛は、日ごろ忠正と不和ではあつたが、罪人のやうに斬首されるのを見るに忍びないと奏請して生害せしめた。朝廷ではまた義朝に命じ遂に父爲義、弟賴賢等を生害せしむることゝなり、義朝はこゝに先づ淸盛に一籌を輸せる觀があつた。

少納言信西の活動

保元合戰の後非常に活動した人は、少納言入道信西である。彼はもと藤原通憲といひ後白河天皇御乳母の夫で、博學多才、特に刑名の學に長じてゐた、左

をはじめ、公卿をして誓書を捧げしめ、且つ兵を集めて上皇に備へ、頼長の入京を遮らんとせしが、頼長は巧みに宇治の邸から上皇の白河殿に參院した。上皇はかゝる情勢となつた以上、寧ろ自立しようとの御内意を洩されしに、頼長も攝關たらんとする欲望から之に贊成し、密に武士を募つたところ源爲義は子頼賢、爲朝等を引具して參院し、平清盛の叔父忠正もまた加はつた。然るに爲義の嫡子義朝は父爲義と不和なりし爲め内裏に馳せ參じ、清盛は父忠盛が殊に鳥羽法皇に引汲せられ、その身も美福門院の眷遇を蒙つてゐたので、また同じく參内した。源氏は父子兄弟相分れて戰ひ、平氏は叔姪相分れて爭ふことになつたのである。

崇德上皇武士を募りたまふ

白河殿の軍議に爲義は「一ト先づ關東に御幸あつて時節を待ちたまへ、もしそれが叶はずば内裏を襲つて勝敗を決せん」と提議せしも、頼長が「今は無勢なれば、大和あたりの兵到るまで兵を動かすを待たん」と阻んで、一時躊躇せし間に、内裏では義朝の獻策に出でたる夜襲に決し、火を放つて白河殿を攻め、崇德上皇の軍全く敗れ、上皇は捕へられて讃岐に流されたまひ、頼長も逃れて奈良

崇德上皇の軍敗る

家に對する思想の變化

北面の武士平清盛等起請祭文を上る

本家は傳統的に地位と財産とを有するにせよ、必ずしも支流の人々にまで恩惠が及び難くなつた。それは大きな家族でも同樣であつた、藤原賴通に所領が傳はつても、弟教通に讓られたものが多くなかつた。それだけ既に大氏族大家族としての存在を必要とする思想も減じてゐた、一族の結合力、一家としての固成力が弱くなつたのも已むを得ないかつた、それが保元の合戰に活動した人々の上に現れてゐる。無論純然たる小氏族制又は小家族制となるのは鎌倉時代を經過してからの事であるが、これらの一族一家が相分れて先づ政治的問題と結付いたのは、また實に保元合戰であつた。

保元元年七月鳥羽法皇は崩御になつた。御病の間も崩後に如何なる事が起るであらうと人心恟々たるものあるを觀て、萬一の變あらんことを慮りたまひ、法皇は北面の武士平清盛等十人に起請祭文を書かせて、美福門院に進めしめられてゐた。崇德上皇は法皇の崩御を聞しめし、弔問の爲めに院御所に御幸ありしに、人々遺詔と稱じて入れ奉らず、上皇大に怒つて還御あらせられた。朝廷に於いても事態の容易ならざるを察し、關白忠通、內大臣德大寺實能

面白からぬ關係の起るを常とするが、それと同じことが藤原氏にも現はれて來たのである。

忠通は賴長に文書內覽を讓つた後も尙ほ關白として參內し、いよ〳〵賴長と相反目してゐたが、近衞天皇の崩御によつて形勢は急轉直下した。美福門院は天皇の崩御を以て崇德上皇及び賴長の呪咀に出づるとなし、忠通と共に鳥羽法皇に奏し、これまで勢威のあつた賴長も忽ち內覽を罷められて疎外され、後白河天皇の踐祚についても、法皇はたゞ忠通と御相談になつたばかりであつた。

後白河天皇

されば忠通は後白河天皇の御代となつて、また關白となりその地位を恢復したるに、賴長は之にひきかへ氏長者を罷められた。彼は鳥羽法皇を離れて、こゝに崇德上皇と親しい關係を結び、只管機會を待たざるを得なかつた。

賴長崇德上皇と結ぶ

大家族制の分裂崩壞

この場合に尙ほ一つ考察したいのは、古代から續いて來た大氏族制及び大家族制の分裂崩壞といふ問題であり、氏族制と家族制との間に大きな溝が出來て來たことである。大氏族は藤原氏といひ源氏、平氏といひ、または橘氏といひ、同じ一族の間に於いても亦互に利害を異にするものがあつた。たとひ

藤原氏の父子兄弟關係

藤原氏の院政化

た。久壽二年近衛天皇崩ぜらるゝや、崇德上皇は當然御子重仁親王の踐祚を見んことを期待せられたるに、鳥羽法皇は上皇の同母弟なる後白河天皇を立てられた、これは院政の實權が父上皇にあることからも、鳥羽法皇に取つて必要であつただけに、崇德上皇の大なる失望であり、重仁親王が天位に上られ、政務を視たまはん上皇の期待は全く裏切られた。

しかるにこの鳥羽法皇崇德上皇御父子の關係と同樣のものが藤原氏にもあつた。忠實は前に白河法皇の逆鱗に觸れ、御在世の間失意の境遇にあつたが、その長子忠通が温厚陽柔なるに對し、二子賴長は如何にも進取的な覇氣ある人であつたので、彼が忠通と不和であつたゞけ、また賴長を愛して居り成るべく賴長の官位を早く進めんことを望んだ。彼が近衛天皇の皇后に賴長の養女多子を立て、また忠通の關白職を賴長に讓らしめようとしたのもその爲めであつた、そして遂に賴長に氏長者を與へ、重代の朱器臺盤を忠通より渡さしめ、且つ文書內覽の宣下を奏請した。忠實の態度は藤原氏がその家を院政化したものとも見られよう、院政は天皇が成人されると、上皇と天皇との間に

る外はなかつた。公家階級は長い間平和なる時代を享樂し過して、上皇實權時代に入つたのであるが、全然爛熟し切つて最早彼等自身では解決がつかなくなり、久しく勢力を地方に扶植して來た武士を憑んで最後の爭を何とかしなければならなくなつた。尤もこの時代までは武將としてまだ源平二氏の對立といふ思想は起つてゐない、たゞ源平二氏の人々は上皇又は藤原氏に個人的の因緣を有してゐたゝめに互に各々その因緣ある方に屬したのに過ぎぬ、よし一方に平家が引着けられ、他の一方に源氏がひきつけられてゐても源氏と平氏とは初から各一族を基準として相戰つたのでなかつた。

保元合戰と源平二氏

保元合戰の起りについては愚管抄などにその間の顚末を述べてあるが、少くとも今一たび鳥羽上皇の院政にまで溯つて、之を考察しなければならぬ。

院政と皇位繼承

鳥羽上皇の中宮待賢門院璋子のお腹に生れたまうたのが崇德天皇であり、女御美福門院得子のお腹に生れ給うたのが近衞天皇であらせられた、そして鳥羽法皇の御意志によつて崇德天皇が無理に位を九歳の幼帝近衞天皇に讓りたまひしことは、鳥羽法皇と崇德上皇と御仲違あらせられた所以の一であつ

ことは實に悲しむべき事象であつた。これは元來院政政治が攝關政治の變形であり、公私混淆の政治であつて、放縦なる政治が院廳を續つて行はれたゝめともいへる、しかも藤原氏が榮華の惡夢から覺め得ずして、同じ道を辿つて行つた、しかも武家の人々が曳きずられて自ら顧みる暇なく、その渦中に投じたのは、却つて中央政界に進出する所以であり、その實力を發展せしむることになつて、古武家時代の門が開かれたのである。いひ換ふれば公家時代が長く續いた間に隋唐文化の積弊が重なり重なつて、あまりに享樂的なる社會を造り上げ、倫理綱常も全く紊れてしまひ、その間に出來上つた大きな障物が破裂するに至つたのが保元の合戰であつたといへよう。しかしこの合戰は亦た新しい時代に入る曉鐘であり、保元から平治にかけて我が國に力強い古武家時代を作り出す基礎を造つたやうなものである。それについては後章に述べんと思ふが、こゝに猶ほ數言を費せば、公家の人々は地位と財産とを肉親の間に爭ふ程たゞ〳〵利己的になつてゐた、そしてこの爭を最後に解決し得たものは地位でもなく財産でもなく、公家そのものに缺乏してゐた武力に賴

頼長氏長者となる

月遂に氏長者を奪つて頼長に與へ、且つ頼長に文書內覽の宣下を奏請し、藤原氏相傳の莊園及び朱器臺盤をはじめ、宇治の別業平等院すら頼長に讓與した、そして忠實忠通父子の間はこゝに義絕の姿となつた、いはゞ、山兩將に至らんとして風樓に滿ち、この御代を經過したのである(台記。久安六年九月及び百練抄、愚管抄等參考)。

第九　保元平治時代

保元の亂と應仁の亂

保元平治兩度の合戰は頽廢した公家時代の淸算を試みたものであり、同時に公家が政權爭奪の問題を武家によつて解決せざるを得なかつたことを示したものである。上に述べたやうに皇室と藤原氏とそれ〴〵親子兄弟の不和が甚しくなり遂に破裂したのが保元の亂である、その類似を他の時代に求むればたゞ應仁の亂あるのみといつてよい。たゞ應仁の亂にあつては將軍家及び管領家の相續問題を中心とし、皇室は最早利害相關せぬやうになつてゐるのであるが、保元の亂にあつては皇室が寧ろ主動的中心であらせられた

台記

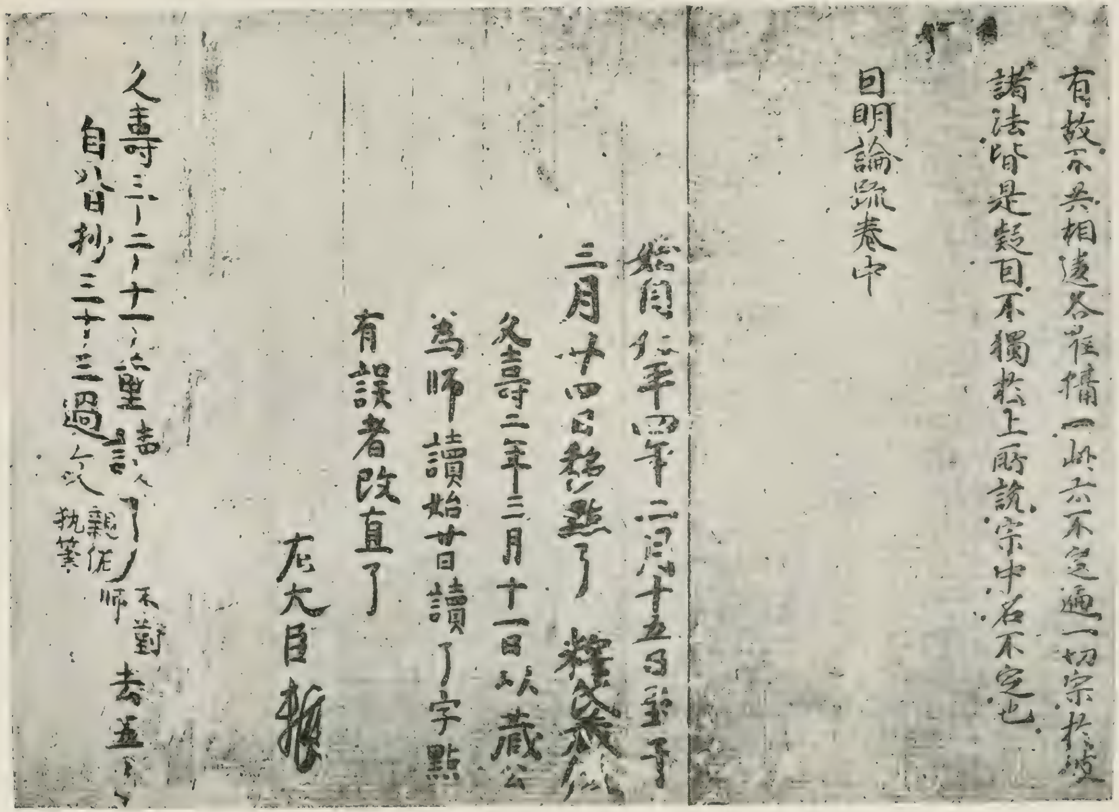
美福門院得子

近衞天皇

學問を好んで經史及び因明に通じ、支那より多く書籍を購入し、書庫の東西に棚を設け、陽棚陰棚と名づけて居つた、その日記台記は實に當時に於ける記錄の白眉と稱すべく、その中には、彼が一歩も人に假借せざりし性格の躍如たるものがある。又彼は一生和歌を詠まなかつたと傳へられ、その書風の如き、忠通が優雅なる上代樣の名手であつたのに反し、彼は時流を脫して宋風を慕ひ、如何にも雄勁であつたことは、因明論疏の奥書によつても知られる。

猶ほこゝに見遁すべからざる御方は鳥羽上皇の寵幸厚かつた美福門院得子であらせられる。上皇はその腹に誕生ありし皇子(體仁親王)を崇德天皇の皇太弟とし、永治元年天皇に强ゐて位を讓らしめられた、即ち近衞天皇にまします。賴長は藤原公能の女多子を養ひ、女御に納れたが、忠通ももと美福門院の養女であつた藤原伊通の女呈子を養ひ入內せしめんとしたので、賴長、父忠實と共に鳥羽法皇に請ひ奉り、遂に多子を皇后に冊立した。呈子はやがて中宮になられたけれど、忠通の關白はたゞ空位の如くであつた、しかも忠實は屢〻關白を賴長に讓らんことを迫りしに、忠通これを聽かざりしより、久安六年九

滅後は圓融寺の學僧で特に因明に長じた人である。左
大臣藤原頼長之に師事し、その講を聽いた時の本即ち
これである。頼長が儒學に長じてゐたのはこゝにいふ
に及ばないが、佛學にも造詣あつたことが之によつて
も知られう。且つその書風の宋風を帶びたる。以て彼
が時流の人にあらざるを思はしめる。


有故不共相違各在攝一此亦不定遍一切宗於彼
諸法皆是疑因不獨於上所說宗中名不定也
因明論疏巻中
始自仁平四年二月十五日至于
三月廿四日移點了　藏俊
久壽二年三月十一日以藏公
為師讀始昔讀了字點
有誤者改直了
左大臣（花押）
久壽三年二月十一日重讀了　不對
自昔抄三十三遍今以親從師執筆

僧藏俊及藤原頼長因明論疏奥書
（久原文庫所藏）

崇徳天皇

た、そしてこゝに父子の間にまた疎隔が生じて來た。保安四年崇徳天皇御踐祚の後も、猶ほ白河法皇の院政であつたが、大治四年法皇崩じたまひ、鳥羽上皇の院政となるや、また忠實に詔して内覽せしめ、泰子を入内せしめて皇后とせ

上皇の立后

られ、やがて高陽院の院號を賜はつた、上皇の立后は未曾有の事である、忠實忠通父子の間はます〳〵反目を加へた。

崇徳天皇と鳥羽上皇及び關白忠通

それに崇徳天皇と鳥羽上皇との御父子の間がまた快くましまさなかつたばかりでなく、天皇と關白忠通との御關係も内々不協であらせられた、それは天皇が忠通の女を中宮とし給ひしに拘はらず、他に寵愛の女房があり、重仁親王その腹に生まれ給うたことから、後宮の常として、中宮との御間柄面白くなく、延いて天皇と忠通との御間柄にも及んで來た。

忠通賴長兄弟の不和

また忠實忠通父子の間が不和であつたと同時に、忠實は二子賴長の殊に學に長じ故實に通じて居るのを愛して忠通に代らしめんとし、賴長また自らその才學を負み、忠通と政權を爭つたことが、父子兄弟の軋轢をして次第に甚しきを加へしめ、何時かは大破裂を生ずべき形勢に進んで行つた。

賴長の性格

賴長は世に惡左府と稱せられてゐるが、

鳥羽天皇

白河法皇と忠實

忠實忠通父子の不和

言を以て內覽の宣旨を賜はり、後ち關白右大臣となつたが、嘉承二年鳥羽天皇踐祚の後攝政に任ぜられた。白河法皇は忠實をしてその女泰子を入內しめ女御とせんとし給ひたるに、忠實はこれを固辭し奉つたので、法皇は、忠實がもと子忠通に配せんとして居た藤原公實の女璋子を猶子としたまひ、寵姬祇園女御に養育せしめ、永久元年入內せしめられた、後に待賢門院と申すお方である、忠實の失望また想ひやらるゝ、やがて皇子(崇德天皇)御降誕一の宮と申し奉る。然るに法皇の熊野御幸の留守に、泰子の入內に就いて忠實が鳥羽天皇に內請したことが、還御の後忽ち法皇の叡聞に入つて逆鱗甚しく、法皇は忠實の關白內覽を止めて閑居せしめ給うたところ、除目の場合に關白なくては儀式を行ふことが出來ないため、忠通に內覽の宣下があつたけれど、內覽氏長者は父兄より讓らるべきものであり、父罪を被りてその子關白たる先例なしと、忠通の言上により、已むを得ず、忠實の閑居を御免になつた。この時忠實の心中では、忠通が父の再任を奏請するであらうと期待して居つたのに、それに及ばなかつたのみならず、後ち忠通が自ら關白となつたのを如何にも不滿に思つ

反して居た、例へば源氏が骨肉相食むだのに、平氏は一族相親しんで、互に扶持することなかつた、その亡ぶるや、頼盛一人を除くの外は、擧族海に浮んで死生を一にしたなど、頼朝が義仲・行家を亡ぼし範頼・義經を殺し、一家孤立援なきに至れると好對照をなしてゐる。また源氏は累代學問よりも武略に富んでゐたのに、平氏は寧ろ治才に長じ、如何にも悧巧に立廻つて、先づ上皇實權時代に勢力を扶植したのである。

皇室と藤原氏との關係

さてこの間皇室と藤原氏との關係は如何なりしかといふに、藤原氏は實權から離れたとはいへ、矢張り立后といふことがその家には最も重大な問題であり、これによつて攝政もしくは關白となり氏長者となることを得るのであつた。師實の次にはその子師通關白となつたが、堀河天皇に皇子なかりしより、師通は白河上皇の異母弟輔仁親王を皇太子に立て奉らんことを内奏せしに、上皇は輔仁親王を立てゝは院政の上に支障を生ずるので、師通の議を悦び給はず、御間柄もまた疎遠となつたが、幸ひに第一皇子宗仁親王(鳥羽天皇)御誕生あり、やがて皇太子となり給うた。是より先き師通は薨じ、其子忠實權大納

藤原忠實の擯除

平家の勢力西國に進展した

す院中にも羽振がよかつた、そして山陰山陽地方の國守に任ぜられ、當時源氏が骨肉相爭つた末、義家の孫爲義が家を嗣いで纔に檢非違使に任ぜられてゐたのに反し、平氏は忠盛に至つて鳥羽院の昇殿を許され、上皇の執事として院の御領を支配するなど、二氏の地位は全く顚倒したやうに見えた。長秋記には忠盛が院御領肥前神埼庄に下り、また筑前博多にあつて宋人と交易の利を營んだことも見えて居る。平氏の勢力が西の方に延びたのは必ずしも清盛を待たなかつた、當時既に源平二氏が我國の武士を大體二分して支配する形勢を示してゐた（史學雜誌第十六篇大森金五郎氏の「源平兩氏の分布と其相互間に於ける關係」參考）殊に忠盛が崇德天皇の保延元年に西海の海賊を平定したことは、彼が聲望を大にした所以の一であつて、その海賊が實は沿海地方の豪族であり、その平定された海賊は平氏の家人郎等となつたのである、忠盛が備前、美作、播磨等の國守たりし間に、如何に平氏の勢力を瀨戸内海に進展せしめたかゞ推測せられるであらう。

源平二氏の對照

源平二氏はその旗の色が白、赤と分れて居るやうに、すべての點に於いて相

平正盛忠盛父子の擡頭

いて漸く勢力を回復して來たのは留意すべき事象である。さきに平貞盛は源經基と共に將門を討つてその名を揚げたけれど、經基父子のやうに藤原氏の下にあつてその家を盛にする機會を得なかつた。また一時勢力を有した餘五將軍平維茂の如きも、その子孫振はず、攝關榮華時代を通じて平氏の人々は多く沈淪して、源氏と拮抗することが出來なかつた。然るに、この時代に入り、伊勢平氏を稱せし正盛は、貞盛より三代の後であつたが、白河上皇の引援によつて源氏を壓する形勢を示した。その根據地は伊賀、伊勢の地方であつた、正倉院御物東南院文書及び東大寺文書にも伊賀國の東大寺領に關し正盛及びその子忠盛の關係文書が多少傳はつて居る。白河上皇は藤原氏の爪牙たる源氏に對抗し得る武士を求めて平氏の人々を得られた、そして源平二氏をして互に相制せしむることが、朝廷として尤も都合がよかつたのみならず、それだけ院政を力あらしめ得た觀があつた。

義親の亂暴

　義家の子義親が配處にあつて國司に抗し亂暴を極めたとき、その征討の任に當つたのが實に正盛であつた、彼は出雲に下り義親を斬つて歸京し、ますま

轉藏され、また民間にも少數散在してゐるものありといへ、猶ほ多く中尊寺の經堂にも保存され、北畠顯家筆の中尊寺供養願文の寫と共に一見せねばならないものである。中尊寺及び附近の毛越寺等の事に關しては、吾妻鏡に文治五年賴朝奧州征伐の條に委しく見えてゐるが、同書にはまた、佛師雲慶（運慶とは別人である）が佛像を造るために三等の供養を基衡に要求し、流石に富强を誇つてゐた基衡も中等で御免を蒙つたことが載せてある、また以て當時佛像を造るに鉅費を要せしを觀るべき好資料であらう。

義家義綱の爭

寛治五年義家が弟義綱と爭ひ、將に戰はむとするや、朝廷は義家が隨兵を從へて入京したり、百姓が田畠の公驗（卽ち證文）を義家に寄附することを停められた、これまた義家の勢力が朝廷を恐れしむる程に大きかつた一證たると共に、もと藤原氏の爪牙として得意なりし源氏がこの時代に入つて不利なる立場になつて來たことも見られるであらう、彼等は東國地方に於いてこそ成功したれ、こゝに早くも一抹の暗影が投げかけられた。

桓武平氏の沈淪

清和源氏がかく一族の間に不和を生じつゝある間に、桓武平氏が京都に於

の首級を途に捨てゝ空しく上京した。剽健なる東國の將士は前九年の役といひ、後三年の役といひ、義家の下に從ひ、戰場に死を共にして來たのである、その平氏たり藤原氏たり、將た源氏たるを問はず、皆義家と主從の關係を結んで了つた、そして東國に於ける源氏の基礎は遂に拔くべからざるものとなつた、それがまた實に賴信以來義家にいたるまで、相ついで武士道的人格によつて築き上げた成果である。

東國武士と源氏との關係いよいよ親密となる

藤原清衡は後三年役の後鎭守府將軍に任ぜられ、子基衡、孫秀衡三代の間陸奥の平泉に館し、富强を極めて東北に雄視した、そしてその富力によつて京都の文化がこの邊陬にオアシスのやうに一時鬱然として輿つた。建築に於いても宇治の平等院と共に誰にも思ひ出さしむる中尊寺がある、基衡が京都から佛工を迎へて功を終へた佛像の數々、多く散逸してゐるけれど、一字金輪の像をはじめ觀るべきものの少くない、殊に三代の遺骸を安置せる金色堂は幸に鎌倉時代に於いて將軍惟康親王の命によりその覆堂を設けたためよく今日に保存されてゐる。紺紙金銀字の一切經も紀伊の高野山や河內の觀心寺に

奥州藤原氏の富强と中尊寺

金色堂の覆堂

朝廷私鬪なりとして追討官符を下さず

至り、一族の間に爭訂を生じた。義家陸奥守となり入國するに及び、彼の威力を以て一旦その爭も平靜に歸したけれど、後幾くもなく眞衡の弟家衡は一族藤原清衡、吉彥秀武と爭ひて義家の仲裁を聽かず、遂に義家に抗して相戰ひ、叔父武衡の來援を得て出羽金澤の柵に據つた。義家怒つて之を攻めたが、功を奏し得ず、義家は一と先づ軍を國府に旋し、朝廷に奏じて追討の官符を請うたけれど、朝廷においてはこれを私鬪なりとして聽許されず、義家は一時大に苦境に陷つた。時に弟新羅三郎義光は撿非違使であつたが、兄の危急を聞き、官を棄てゝ馳せ下り、兄を助けて武衡に當つた。また賴義以來恩顧を蒙つた東國の武士もだん／＼加はつて來た。義家は剛憶の座を分ち設けて之を激勵したと傳へられてゐる。かくて彼は漸く兵勢を回復し、軍起つてから三年の後、寛治元年遂に武衡を斬つて、この亂を平ぐることを得た（史學雜誌第二十編三浦周行博士「後三年役に關する新研究」參考）。

　さて義家は捷を奏して將士の恩賞を請うたところ、朝廷では矢張り之を私鬪として顧みられず、遂に恩賞にも預ることを得なかつたので、止むを得ず賦

後三年の役

頭角を現してゐた源平二氏の人々であつたことも略々推量されるであらう。もし神輿や神木に一本の矢でも立つたらば最後、武士は朝命によつて防戰したにも拘はらず、忽ち罪を蒙つて遠流せらるゝやうな憂目に遇ふのであつた。そこに朝廷の威權がます／＼輕くなつた所以があり、それだけ武士の勢力をいよ／＼助長せしむることゝなつた、寺院の横暴はかくてまた武士勃興史と重大なる關係を有することになるのである。

武士の勃興については前時代を承けて猶ほ少しくこゝに述べねばならない。藤原氏が爪牙として用ゐし源氏は日本一の武者と呼ばれた源義家に至つて全盛時代に達した、東國の武士が多く彼に信服し、朝廷の力を借らずして後三年役の如き大亂を平定し得たのは、實に義家にしてはじめて實現し得たといつてよい。この後三年役の起りはまた源氏と地方豪族との關係を觀るに足ると共に、その東國に深く根據を有するに至りし徑路を考察すべき事象であつた。さきに前九年役に賴義義家父子が安倍氏を亡ぼすや、清原武則功によつて鎮守府將軍に任ぜられ、安倍氏の故地を併せ有したが、その子眞衡に

放氏

多武峯と清水寺

武士をして悪僧の嗷訴を防がしむ

かけた。殊に興福寺の背後には有力なる藤原氏があり、興福寺の主張を貫徹せしむるためには關白をはじめ一同出仕せぬといふ威嚇を朝廷に試みしむるに至つた。若し藤原氏の人で興福寺に不利な態度を見せたら、忽ち放氏と稱して一門擯となるのであるから(史學雜誌第十一編松本愛重博士「放氏考」參考)朝廷でも斷然たる處置を行ふことが出來なかつた、この嗷訴は室町時代までに及んでゐる(天狗草子といふ繪卷にも惡僧の繪が出でゝ居る)。

前にも一寸いつたやうに山門(延暦寺)の嗷訴は寺門(園城寺)との勢力爭ひに端を發し、圓融天皇の天元以來屢行はれたものである。白河天皇の永保元年戒壇設立の事から園城寺を燒き、暴戻言語に絶する振舞を行つたこともあるが、延暦寺の末寺たる大和多武峯が、興福寺との間に爭論を生じ、興福寺の爲めに攻め燒かれたので延暦寺はまた興福寺の末寺たる京都の清水寺を攻めて報復する、そして互に我儘の事を言ひ募り、少しく氣に食はぬことでもあれば、直ちに起つてこゝに嗷訴を實行するのであつた。朝廷では止むを得ず武士をして之を防がしめらるゝ外なかつた、その任に當つたものは、京都にあつて

惡僧

し、所謂惡僧として叡山や興福寺その他の寺々に居たのである。これを普通に僧兵といつてゐるが、當時の記錄によればすべて惡僧といつてゐるのである。この惡僧はまた轉じて武勇の僧といふ意味にも用ゐられて來た、中には自ら惡僧某と名乘るものさへあつたことは源平盛衰記に見えてゐる、恰も海賊といふ言葉が後に海軍を意味するやうになつたのと同樣といへよう。

延曆寺園城寺の爭と惡僧

大乘戒壇を園城寺にも建てたいといふに對し、延曆寺は攝關榮華時代から之に反對してゐた、その爭がこの時代に入つていよいよ烈しくなつて來た、そして兩寺の葛藤は各兩寺に屬せる惡僧をして互に寺院を焚掠せしむること數度に及んだ。かやうに惡僧は大きな寺院になくてならないものになつた、

山法師と奈良法師

その最も勢力を有せしものが實に延曆寺の山法師と興福寺の奈良法師とである。一たび不平のことがあれば、延曆寺は日吉七社の神輿を、興福寺は春日明神の神木を奉じて京都に亂入し、朝廷に嗷訴して理が非でもこれを、押し通さんとするのであつた。もし裁許を得ない時には神輿又は神木を捨てゝ去り、朝廷をして處置に困ましめ、遂に彼等の主張を聽許せねばならぬやうに仕

究。參考)。辻博士の研究によれば、叡山の僧侶が刀劍を帶せしことは良源僧正に始まるといふ說に、從來の學者多く從つたものであるが、それは室町時代の山家要記淺略や、文明元年南禪寺の僧景徐の慈慧大僧正良源傳にはじめて見えるのみで、甚だ信據し難いものである。京都廬山寺に現存せる天祿元年良源僧正の起請に裹頭法師の坊法者を禁制し、兵仗を持つて僧房に出入し山上を往來する僧侶を捕へて朝廷に進めたことなどあるのは、却つて之を打消す資料にこそなれ、良源が之を始めたといふは當らない、寧ろその當時には既に良源をしてこの制條を出さねばならない程この種の僧侶があつたことを反證するものである。僧侶得度制の弛廢、地方政治の紊亂及び兵制の破壞は、醍醐天皇の御代既に早く現れて居り、三善清行の意見封事にも、屠兒の如き僧侶が多かつたといつてゐる。それに寺領等に於いても自衛のために武力を必要とするに至り、僧徒自身が武裝して起つたものがあり、しかもこれらには課役を免かれんが爲めに何等戒業に熟せずして僧形となれる浮浪の徒を集めたところが少くなかつた、そしてこれらの徒輩が大寺の威を藉りて武具を帶

これを六勝寺と稱じ、こゝに皇室の御氏寺とも申すべきものが出來た。また時に位を堀河天皇に讓りたまはんとするや、鳥羽院を建てられ、近習地下の人まで家地を賜ひ宛も遷都の如しと扶桑略記に見えてゐる。かく費された用途の各方面に多かりしため、賣官賣爵盛に行はれ、堂塔宮殿を造進すれば、成功といつて加階したり、國司に新任せられたり、または重任せしめられた。朝廷の紀綱は、こゝに紐を弛め、風俗は華美に赴き、田樂など禁裡、仙洞まで翫ばれてゐた（群書類從所收大江匡房の傀儡子記、藤原明衡の新猿樂記等參考）。服裝の如き、從來の萎裝束は強裝束となり、服制にも一時期を劃するに至つた。強裝束は花園左大臣有仁に始まるといはれて居る。

成功

　この時代に南都北嶺の横暴がます／＼甚しくなつた。平安奠都時代以來朝廷の尊信を得た延曆寺や、藤原氏の氏寺たる興福寺など武力を以て暴威を振ふに至り、寺院もまた武家的要素を加へて來たのは武士の勃興と共に研究せらるべきものである（日本歷史地理學會の日本兵制史竹岡勝也氏「平安朝の寺院と僧兵」、辻善之助博士續日本佛教史之研究及び大屋德城氏日本佛教史の研

南都北嶺の横暴

中御門上皇	土御門内裏北殿	下御所
櫻町上皇	櫻町殿(舊下御所)	
桃園上皇＊	櫻町殿舊下御所、	
後櫻町上皇＊	土御門内裏北殿	櫻町殿
光格上皇＊	櫻町殿	

白河上皇の院政

白河上皇は御在位の折より政を聽き給ふこと既に久しく、藤原氏の人々も全く雌伏し、御心のまゝに任せ給はぬものは、たゞ雙六の采と、鴨川の水に、山法師ばかりなりと宣ひしよし傳へられ、何事も憚るところなく、叡慮によつて決行せられた。その二三を擧ぐれば、第一、寺塔佛像の造立が盛であり、丈六の像だけでも百二十七體に及んだといはれてゐる、御幸も、高野に四度、熊野に八度といふ頻繁さで、御晩年には佛法歸依の餘りに殺生禁斷の命を下され、却つて人命を絶つが如き極端に走つた。又關白道長の法成寺に倣はれ、新に法勝寺を建てたまうたが、つぎ〳〵に建てられた堀河天皇の尊勝寺、鳥羽上皇の最勝寺、崇德上皇の成勝寺、近衛天皇の延勝寺及び待賢門院璋子の圓勝寺と合せて

六勝寺

後光嚴院　伏見殿　菊亭（今出川殿）　室町殿　柳原殿

後圓融院　中園殿　小川殿

後龜山上皇*　大覺寺殿（小倉殿）

後小松上皇　東洞院殿

後花園上皇　東洞院殿　室町殿

正親町上皇*　下御所（後に櫻町殿と號せし地）

後陽成上皇　下御所（同上）

後水尾上皇　土御門里內北殿（中宮御所）　下御所　修學院離宮　岩倉離宮　伏見宮貞致親王第　一條教輔烏丸第　一條內房一條烏丸第　女御房子曹司（土御門內裏北殿）　關白鷹司房輔第

明正上皇*　前中和門院舊地　岩倉離宮　日野資慶烏丸第　鷹司兼熙第

後西上皇*　近衞基熙今出川第　八條宮長仁親王第　凝華洞

靈元上皇　土御門里內北殿　下御所　一條大納言兼香烏丸第

東山上皇　今出川殿北方　凝華洞

禪林寺松下殿

後宇多上皇　二條殿　萬里小路南殿　同冷泉殿　同北殿　二條高倉殿　伏見殿新宮　萬里小路西殿　二條高倉殿　今林殿　大覺寺殿　常磐井殿

伏見上皇　二條高倉殿　冷泉富小路殿　常磐井殿　持明院殿　今小路殿

後伏見上皇　二條富小路殿　冷泉富小路殿　常磐井殿　今小路殿　持明院殿　六波羅館　近江太平護國寺

花園上皇　土御門殿　持明院殿　六波羅館　常磐井殿　近江太平護國寺　六條殿　石清水　東寺　萩原殿

光嚴院　近江太平護國寺　持明院殿　六條殿　石清水　東寺　押小路烏丸第　八幡陣　河内東條城　大和賀名生　河内天野金剛寺　伏見殿　小倉殿　丹波常照寺

光明院　土御門殿　持明院殿　八幡陣　河内東條城　大和賀名生　河内天野金剛寺　伏見殿　宇治殿　南山城　大和長谷寺

崇光院　持明院殿　八幡陣　河内東條城　大和賀名生　河内天野金剛寺

六條上皇*　藤原邦綱京山第

高倉上皇　正親町第　藤原京平重衡第・平頼盛第　八條坊門櫛笥第　平頼盛六波羅第

後鳥羽上皇　二條殿　高陽院、鳥羽殿　京極殿　水無瀬殿　宇治新御所
　五辻殿　大炊御門殿　隱岐國

土御門上皇*　大炊御門京極殿　高陽院　土佐國　阿波國

順德上皇*　大炊殿　佐渡國

後高倉院　高陽院　一條殿

後堀河上皇*　冷泉富小路第　冷泉萬里小路第　大炊御門西洞院殿

後嵯峨上皇　二條富小路殿　冷泉萬里小路殿　二條高倉殿　禪林寺殿（白川殿）
　二條萬里小路殿　三條坊門殿

後深草上皇　冷泉萬里小路殿　三條坊門殿　冷泉富小路殿　六條殿　富小路殿
　持明院殿（室町院宮）　常磐井殿　土御門殿

龜山上皇　押小路殿　龜山殿（嵯峨殿）　禪林寺殿（下御所）　常磐井殿　[illegible]殿
　萬里小路冷泉殿　近衛家基第　萬里小路大炊御門第（元皇居）
　四條西行萬里小路第　三條萬里小路殿　大炊御門高倉殿

一條上皇*　一條院

三條上皇*　枇杷殿　藤原道長高倉第　三條院

後朱雀上皇*　東三條院

後三條上皇*　藤原教通二條第　源高房大炊御門第

白河上皇　大炊殿　鳥羽宮　六條宮閑院　高松院　白川殿　室町殿(泉殿)
三條烏丸第　春日殿

鳥羽上皇　三條烏丸第　白河殿　三條東洞院宮　三條西殿　春日殿
白河北殿　法金剛院東新宮　鳥羽宮

崇德上皇*　三條東洞院宮　三條烏丸第　鳥羽田中殿　讃岐國

後白河上皇　高松殿　三條烏丸第　藤原顯長八條第　鳥羽殿　法住寺殿
三條室町宮　七條殿　山科御所　八條坊門烏丸第
福原京平教盛第　平重盛六波羅第　平賴盛六波羅第
叡山圓融房　近衞基通五條第　六條殿(大江業忠六條西洞院第)
白河押小路殿

二條上皇*　二條院

つた。今左に嵯峨上皇からはじめて仙洞御所の一覽表を擧げる。

仙洞御所一覽表

仙洞御所一覽表

御讓位の天皇が太上天皇と稱せられたまひしことの明かに國史に見えてゐるのは、奈良朝時代に入つてからのことである、太上天皇の尊號は淳和天皇から嵯峨天皇に上られたのが初であらう。また安倍安仁を嵯峨院の別當とされたのが院司を置くことの國史に載せてある初である。＊は院政を行ひたまはぬ上皇を示す

嵯峨上皇＊	嵯峨院　冷然院
淳和上皇＊	西院(淳和院)
清和上皇＊	染殿院　清和院　粟田院　棲霞觀　圓覺寺
陽成上皇＊	二條院　冷泉院
宇多上皇＊	東三條院　朱雀院　仁和寺　宇多院　亭子院　六條院　中六條院
醍醐上皇＊	右近衛府曹司
朱雀上皇＊	朱雀院　東二條院　仁和寺本院
冷泉上皇＊	冷泉院　朱雀院　鴨院　東三條第
圓融上皇＊	堀河院　圓融院
花山上皇＊	元慶寺　花山院

策である。藤原氏が攝政又は關白として實權を執つた場合には、他族を滅ぼしたり、同族の間に軋轢があつても、皇室は上にあつて儼然たるを得たが、上皇實權時代には直ちに皇室の御爭として現れ、尊嚴を傷づくるやうになつて來たのは悲しむべきことであつた。崇徳天皇、近衛天皇の兩代に亙る鳥羽上皇の院政が終るや、後白河天皇と崇徳上皇との間に御爭を生じ、遂に保元の亂となつた所以はこゝにある、院政が朝權回復のために起つたに拘はらず、忽ち藤原氏と、同様に他人に實權を奪はるゝに至つた所以もまたこゝにある。

尤も院政はこの後六波羅時代、鎌倉時代に於いても行はれたのであるが、既に實權は多く他に移つてゐた、そして後宇多法皇が政を後醍醐天皇に讓したまひて後、一時皇家中興時代に天皇の親政を見たけれど、室町時代に入つて、後小松上皇、後花園上皇が院政を行はれ、徳川時代には、後陽成天皇位を後水尾天皇に讓つて後また政を聽きたまひ、後水尾、靈元、東山、中御門、櫻町五上皇も引きつゞいて院政あり、寛延三年櫻町上皇崩じたまふに及んで永く廢せられるのであるが、固よりそれらは既に全く政治上の實權から離れた院政に過ぎなか

學識ある有用の人材を擧用するには、院司として任命するのが最も都合がよかつた、これが院廳政治なるものゝ現れた所以であるが、院廳政治の弊もまたこゝに存してゐた。

院廳下文と院宣

院廳下文は攝關家の政所下文に當り、院宣は長者宣及び攝關家の御教書と同等もしくはそれ以上の效力を有し、この後は宣旨、官符等が主に儀式的の場合にのみ用ゐらるゝこととなつた。院宣の最も古いものは朝野群載に收めてある大江匡房の奉じたものを初見とする。院廳の職制は職原抄などに委しく見えて居るが、前にもいつたやうに、院司或は寄人は恰も藤原氏がその政所に敏腕の人を集めて居つたのと同樣であつて、大抵當時の學才あり有職に通じたものを網羅した、それは院廳下文に連署してゐる別當以下通判の歷名を見ても分明である。

北面の武士

また院廳に北面の武士を置かれたのは藤原氏が侍所を置いてゐたのと同樣であつた。

院政の弊

上皇實權政治はかく一の變態政治であつた。從來外戚たりし藤原氏に代り、父君又は祖父君に當らせらるゝ上皇が政權を掌握したまふのであるから、若し誤まつて失政があれば、累を皇室に及ぼすことゝなるのは止むを得ぬ次

この院政を御始めになつたことについては、古來いろ／＼の說があるけれど、その實、攝政家または關白家の政所政治が上皇の院廳に移つたといふに過ぎない。從來は外戚たる祖父にあつた政治上の實權が、この後は多く天皇の父君、もしくは祖父君たる上皇に歸し、總べての事を裁決したまふことゝなつた。いはゞ天皇はたゞ朝廷の儀式のみを掌りたまひ、政治上の主權は全く上皇に移つたのである、故に所謂〻治天の君〻とは天皇を指し奉るのでなく、院政を行はるゝ上皇の御事であつた。然らば何故に天皇の親政とせず、皇位を讓られて後、上皇の御身を以て政治を聽きたまうたかといへば、先例などが特に八釜しくなつてゐた恆例臨時の年中行事をはじめ、宮中の儀式典禮が如何にも繁雜なるもの多く、簡易に政治を行ひ難きのみならず、人才を登庸するに於いても甚だ不便であつた。例へば朝廷にあつては大臣、大中納言もしくは參議などの公卿が集まつて議定するのであるが、これらの人々は多く高い家門に出で、必ずしも事務に練達してゐたものゝみでなかつた、從つてもし政治を敏活簡捷にしようとならば、此等の人々に一任すべきものでないばかりか、材幹

守等を大臣とせられ、恐らく政治の實權を握られた樣に見えるのであるが、まだ具體的に、實權が上皇にあることを認むるまでに行かなかつた、いひ換ふればば院政の機關が形式的に具備するに至らないのであつた。上皇が實權を握りたまふことに定まつたのは、實に攝關家の政所同樣の政務が院廳に於いて執行せらるゝに至つた白河上皇からのことである。

白河天皇

白河天皇は今鏡にあるやうに、御氣象父天皇に似させ給ひ、最早外戚の權勢など顧慮せらるゝことがなかつた。父天皇の崩後は萬機みな親裁に出で、前代以來の賢相名臣之を輔翼し、善政甚だ多かつたが、應德元年皇后賢子崩ぜられ引き續き同二年十一月皇太子實仁親王また薨じ給ひて後、同三年十一月といふに、第二皇子(堀河天皇)に讓位せらるゝや、こゝに院廳を開いて親から萬機を院中に總べられ、天皇は虛位を擁し給ふことゝなつてからは、後三條天皇中興の政治は弛廢して來た、そして次の鳥羽天皇、崇德天皇まで御三代の間は、その院政であり、ついで鳥羽上皇の院政に及んだのであるが、遂に保元の亂となり平治の合戰となつて天下の形勢また一變した。

院廳の開始

後の三房

天皇を輔佐せし萬里小路宣房、吉田定房、及び北畠親房を後の三房と稱したことが臥雲日件錄に見えて居る。それに天皇は博士よりもその才學優れさせ給へりと稱せられたまひしほど英明の御方であらせられ、質素自ら率ゐ、剛健嚴明の御氣象を以て朝廷の紀綱を張らんとし給うた。

宣旨斗

彼の宣旨斗の如き、果して天皇が新に量法を制定せられたものか、なほ疑問の餘地があるにせよ、天皇が精確なる斗量を造らんとしたまひしことは事實であらう、愚管抄には淸涼殿の庭に於いて砂子を入れて、之を撿せしめられたのが延久の宣旨斗であると見えてゐる(史學雜誌第一編菅政友氏「宣旨斗考」參考)。

後三條天皇の御讓位

天皇は在位四年にして御位を皇太子(白河天皇)に讓らせられ、太上天皇を以て猶ほ萬機を親裁せんとし給ひしに、御讓位後僅に五ヶ月にして崩御せられた。

院政の始

尤も院政なるものは必ずしもこの時に始まらんとしたのではない、既に奈良朝時代に於いても、孝謙天皇に於ける聖武太上天皇、淳仁天皇に於ける孝謙上皇が政治に干涉せられた形跡を十分に認むることが出來る、また攝關新置時代に於いても嵯峨上皇は仁明天皇の御即位後その信任し給へる冬嗣、三

れたことがあり、それについては前に略敍して置いたが、藤原氏が政權を擅にするに及んで、地方の豪族を引緣してます／＼その數を增加した、そして元來輸租地であつた莊園が次第に不輸租地となつて來た、また朝廷の諸省寮なども之を有してその收入とし、これを保といつてゐた(栗田寛博士の莊園考及び史學雜誌第三十四編川上多助氏「平安朝の莊園政策」及び史林第十一編同氏「平安朝時代莊園の組織」參考)、かくて國司の管轄すべきところ幾くもない有樣となり、北畠親房の如きも、中古となり莊園多く立てられ不輸の所が出來たので亂國になつたと神皇正統記に慨嘆して居る。

藤原能信の輔導

　後三條天皇の親政については東宮にましませし頃より輔導の任に當りし能信の力最も多きに居ることを忘れてはならぬ、そして御卽位の後藤原氏の權力を抑ふるのが、改革の上に先づ必要とせられ、之に拮抗し得べき地位と材幹とを有せる人物を任用せんとしたまひ、その選に入つて登庸されたものが村上源氏の一人源師房であり、大江匡房、藤原實政等の如き少壯の學者であつた。後ち匡房と師房及びその子俊房を前の三房といひ、後醍醐天皇の御代に

人物の登庸

前の三房

関白の實權を收めらる

莊園の整理

ことを免されてゐる。或は記錄所の事業が十分に成功し得たかは問題であるにせよ、その設置は具體的に天皇の親政を確實にし、關白もたゞ員に備はるのみとなつた事を明徴にしたといへよう。關白敎通が興福寺の南圓堂を造營せんとするや、國司の重任を請ひしも許されず、春日の神威も失せ果てぬるぞといつて退出し、藤原氏の公卿皆座を立つて去つたことがある、天皇遂に已むを得ず之を許したまうたけれど、之によつても關白の實權旣に衰へたことが觀られる。また皇太子の妃として賴通の子師實の女を納れよと敕命あり、賴通これを拜して感泣したるが如き、藤原氏が旣に曩昔の勢力を有してゐなかつたことを知るに足るであらう、しかもその師實の女といふのが、實は村上源氏たる顯房の女を養つて子としたのであつた。

記錄所の沿革については三浦周行博士の續法制史の研究に「延久の記錄所」があり、八代國治氏の「記錄所考」(國學院雜誌第九編)には各時代に於ける記錄所の事が詳に考證せられて居るが、後には記錄所を設けらるることが天皇の親政を意味するやうになつた。莊園は醍醐天皇の御代一たびその整理に當ら

今鏡に委曲を盡してある。

後三條天皇

新立莊園の停止

記錄莊園劵契所の設置

後三條天皇は東宮にましますこと二十餘年、夙に藤原氏が政權を擅にし、私福を營めるを慨せられ、地方制度の紊亂既に甚しく、その禍源が莊園激增にあることを看破したまひ、まづ改革の鋒を之に向けさせられた。延久元年二月勅して、寛德二年以來新立の莊園及びその年以往にても立劵の分明ならぬものはすべて停止すべしと仰せ下され、閏十月にははじめて記錄莊園劵契所（略して記錄所ともいふ）を開いて、諸國から莊園の劵契を召し上げられ、その眞僞を鑑査して、それ〴〵之を處分せられた。この記錄莊園劵契所に於ける事業が如何なる程度まで行はれたかについては多く資料を有しないが、石淸水文書、史學雜誌第十編三上參次博士の「後三條帝の莊園處分に關する官符」及び第十二編星野恒博士の「後三條天皇の莊園處分に關する文書に就いて」參考や高野山寶簡集等によつてもその一斑を知ることが出來よう。たゞ藤原氏には累代積んで來た威福が猶ほ存じてゐた、天皇の英斷を以てしても多少の手加減を用ゐ給はざるを得なかつた、愚管抄によれば、賴通だけ特に劵契を徵する

尊仁親王の立太子に頼通の望絶ゆ

られた。後朱雀天皇は寛徳二年後冷泉天皇に御讓位あり、禎子内親王の出なる尊仁親王を皇太子に立て奉らんとの思召であつたが、頼通は遮つて之を止め奉り、當時御踐祚の折、立太子ある例なるにも係はらず、暫くその事を延期せんとしたが、頼通の弟能信、天皇に奏し、御卽位の際、遂に親王を東宮に立てたまひ、頼通が天皇の外戚たらんとする望こゝに絶え、彼は壺切の寶劍をば、藤原氏の出でない御方の守り刀とすることが出來ないといつて、皇太子に上らなかつた程煩悶した、そして又やがて二女寛子を入内せしめ、その腹に皇子の御出生あるを待つて次の皇太子とし奉らんとし、齡既に古稀を過ぎながら尙ほ關白を辭せずして後冷泉天皇の御代を經過した。その間弟左大臣敎通もその女歡子を女御として後宮に納れたので、頼通はまた若しや歡子の御腹に皇子出生あらんかと、頻りに氣を揉んで居たが、寛子の腹にも遂に皇子の御誕生なく、治曆四年彼は關白を敎通に讓つて宇治に引き籠つた。この年尊仁親王御受禪あり、醍醐天皇以來はじめて、攝政または關白の女の出ならぬ御方が天位に上らるゝことになつた、卽ち後三條天皇であらせられる。この邊の消息は

から六波羅時代へ、六波羅時代から鎌倉時代へと進んで行くのである。

第八　上皇實權時代

政權の推移

藤原氏の全盛は御堂關白道長に至つて極まつた、そして道長の薨後その子孫は最早安んじて榮華を貪ることが出來なくなつて來た、後朱雀後冷泉兩天皇の御代は將に新時代に入らんとする準備期といふべく、實に後三條天皇が改革を行ひ給ふに都合よく發展せしめ來つた時代である。藤原氏累代の立后外戚政策は一頓挫を生じ、春日大明神の神威も、南圓堂の冥護も、はや今日を限りとばかり思はれた、よしや攝政關白が置かれてゐても、それはたゞ因襲的に北家正統の人々が之に任せられ、氏の長者たり、藤原氏の總領としてその位地を保つのみであり、政治の實權は他に移つて行つた。

藤原氏立后外戚政策の頓挫

まづ立后外戚政策の頓挫したことから述べよう。道長の長子關白頼通は初め一條天皇第一の皇子敦康親王の御女嫄子を猶子とし、後朱雀天皇に納れて皇后に冊立し奉つたところ、その御腹に生れ給へる御方は皆皇女であらせ

都博士大日本美術史及び古文書時代鑑等參考）。

攝關榮華時代の繪畫彫刻及び建築

今こゝに攝關榮華時代を中心として美術の方面を一瞥しよう。先づ攝關中停時代に於いて繪畫に巨勢金岡といへる名手があり、今その實物を見るよしもないが、蓋し書道に於ける小野道風であつたらう。また村上天皇の御代に建てられた醍醐寺五重塔はその柱繪の佛菩薩像と共に、今京都府に於ける最古の建築であり、ついで一條行成の書に比すべき傳慧心僧都の阿彌陀如來二十五菩薩來迎圖（高野山巡寺八幡講所有）、本尊は申すに及ばず、紫雲の間にとりどり音樂を奏してゐる菩薩の優婉なる相貌と悠揚なる態度、正に攝關榮華時代そのものを現してゐるかのやう、實に莊麗の極致である。また佛像にあつてはこの時代に入り塑像、夾紵像（乾漆）及び金銅像が殆んどなくなり、精妙典雅なる木像が、特にその傅彩に於いて卓越してゐる、もし平面的に觀るならば直ちにそれが當時の佛畫となるのである。

宇治平等院と陸奥中尊寺

これがまたやがて宇治平等院に現れ、陸奥の中尊寺に現れ、また大佛師定朝（黑川春村著大佛師系圖參考）の阿彌陀本尊となつて、更に安阿彌の如き逸すべからざる名工を出し、上皇實權時代

恵信僧都筆と傳へらる、もと延暦寺にありしもの絹本着色、攝關榮華時代に於ける佛畫の最大傑作たるのみならず、我が國に於ける佛畫の白眉である。



阿彌陀如來二十五菩薩來迎圖
（高野山　巡寺八幡講所藏）



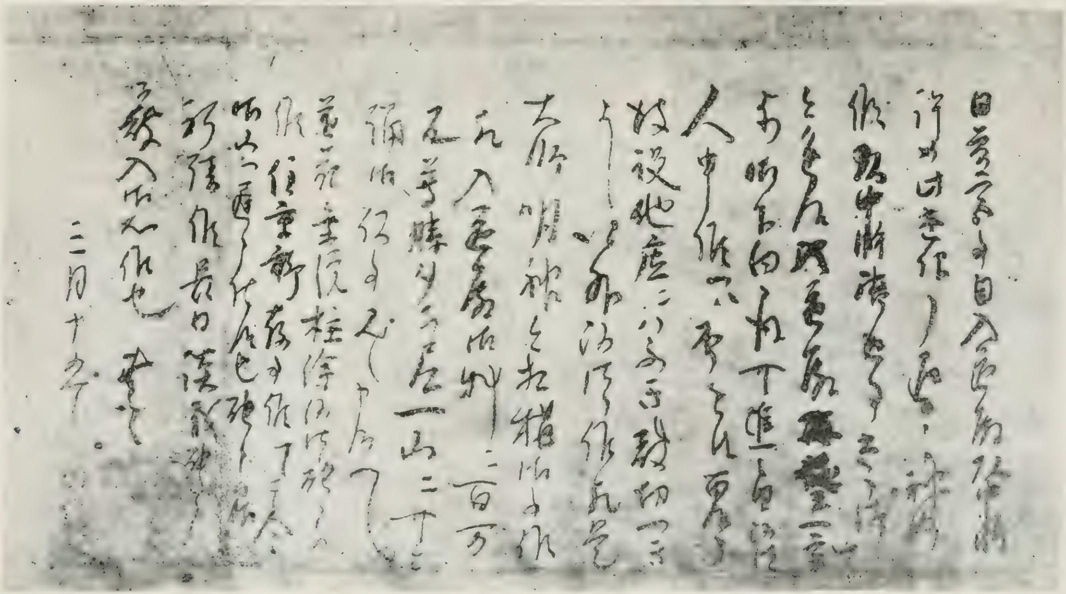
村上天皇天暦六年落慶せる五重塔の心柱に繪かれた曼陀羅の一部である。

京都醍醐寺五重塔柱繪

賞簡集第二十三巻に收めてある。世に西行の書と傳へられてゐるものは多いが、その眞筆とすべきもの或はたゞこの一通のみといつて可い。

日前宮事、自入道殿(平清盛)、頭中將(樋口定能)許如レ此謂仰了、返ゝ神妙候。頭中將御返事書うつして令レ進候。入道殿安藝一宮より御下向之後、可レ進之由、沙汰人申候へハ、本をば留候了。彼設他庄ニハふき被レ切べきよし、以外沙汰候歟。是大師明神令ニ相構一御事候歟、入道殿御料ニ百萬反尊勝タラ尼一山ニ可レ令レ誦御、諸事又〳〵申候べし、蓮花乘院柱繪沙汰能ゝ可レ候。住京聊存事候て、下向御山へ遅ゝ仕候也、能ゝ可ニ御祈請一候。長日談義能ゝ可レ被レ入ニ御心一候也、謹言

(治承四年)
六月十五日　　　　圓位



西行法師消息
（高野山　金剛峯寺所藏）

上皇實權時代以後の上代樣

集二卷を以て白眉とすべく、其料紙には丁子の汁で葦手繪が描いてある。

序でに上皇實權時代から鎌倉時代の初にかけて有名なる上代樣の書家を擧ぐれば、まづ堀河俊房、藤原忠通、冷泉朝隆、九條兼實、同良經及び前に擧げた世尊寺伊行等に指を屈すべきであらう、俊房の筆蹟では宮內省圖書寮、伏見宮家及び前田侯爵家等に藏せられてゐる水左記の原本を推す外ないとすれば、その筆と傳へられてゐる宇治平等院の扉は蓋し別人のものであらう。忠通の書は近衞公爵家、九條公爵家に、朝隆のは御物及び高野山寶簡集等に存して居る、寶簡集にはまた西行法師の消息一通を收めてゐる、之に據れば世に西行の書と傳へられたものは大抵別人の筆である。兼實の書は九條公爵家・前田侯爵家等に藏せられ、良經の書は奈良興福寺の理趣經を第一とし、九條公爵家にも藏せられてゐる。全體を通じて上代樣は優麗と氣品とを兼ね、平清盛の如きも相當に善く書いて居る、從つてその名未だ詳ならぬものに多く觀るべきものあり、御物古今和歌集及び倭漢朗詠集、近衞公爵家の和漢集、西本願寺所藏の三十六人集の如き、それらの白眉であり、殊に假名書きに名筆が多い（小杉榲

三蹟

世尊寺流

證大師諡號勅書に楷書の眞蹟を傳へたるのみならず、今原本の所在を失するも、浪華帖の消息數通及び文化十年上梓の野公新樂府帖二帖は、また行草の如何に流麗なりしかを觀るべき標本である。道風に次いでは藤原佐理、四條公任、一條行成の三人、一條後一條兩天皇の御代に出でゝゐるが、世に道風、佐理、行成を三蹟と稱し、平安奠都時代の嵯峨天皇・橘逸勢・空海の三筆に對せしめて居る、古筆手鑑には此等の人々に擬した筆蹟が多いけれど、確證あるものが甚だ少い。佐理の自筆は高松松平伯爵家所藏の詩懷紙を最も珍重すべく、御物及び雲州松平伯爵家、若州酒井伯爵家所藏の消息も有名である。四條公任の自筆は三條公爵家所藏の北山抄稿本を推すべく、一條行成の書は高松宮御所藏の白氏文集に越ゆるものなく、名古屋關戸守彥氏所藏の消息一通また稀覯のものである、或は京都本妙寺所藏傳行成の書も眞に近きやうに思はれる。行成の子孫は相繼いで能書家を出し、世尊寺氏を稱して鎌倉時代の末まで書道を以て朝廷に奉仕してゐる。二條天皇の御代伊行はじめて夜鶴庭訓抄といふ入木道に關する書を著してゐるが、彼の眞蹟は福岡子爵家所藏の倭漢朗詠

一條行成の筆と稱するもの世その數多きも、この書を以て楷摸とすべきもので、これはその奥書の部分である。

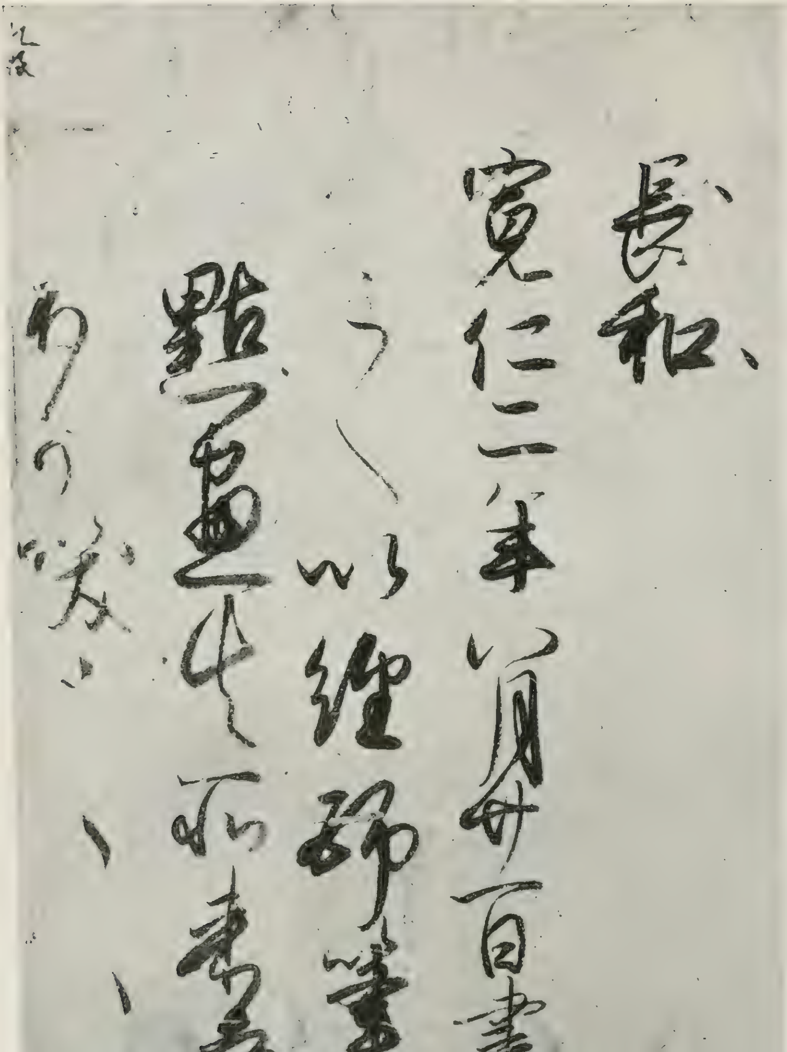
長和

寛仁二年八月廿一日書

之以經師筆

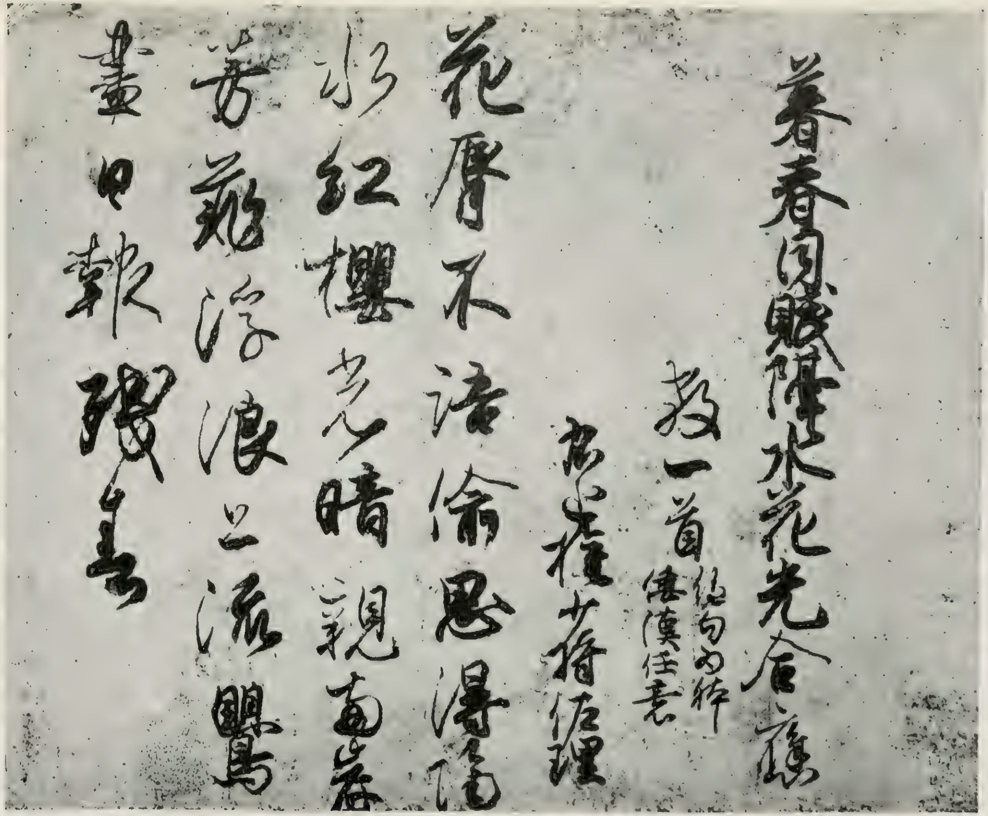
勘書失所來者

不可咲々々々



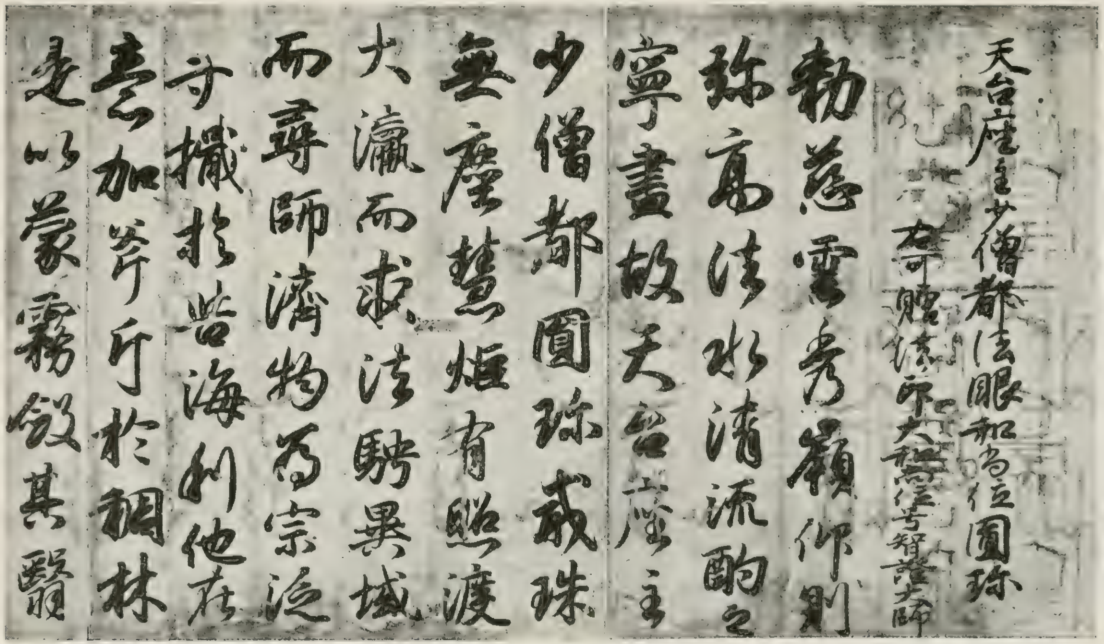
一條行成筆白氏文集奧書

（高松宮家御所藏）



佐理の書として、また本邦に於ける最古の詩懐紙として稀覯のものに屬する。

藤原佐理筆詩懐紙



延長五年十二月二十七日の勅書の初の部分である。もと園城寺に傳へたもの、御物延長屏風土代と共に道風筆蹟の雙璧と稱せられてゐる。

小野道風筆智證大師諡號勅書

（北白川宮御所藏）

は和漢全く其趣を異にするに至つた、蓋し道風の書は羲之に出でゝ羲之を摸せず、典雅温潤の間に雄勁と莊重とを兼ね、實に本朝の筆蹟に劃時代的のものとなつてゐる。

菅原道眞及び紀貫之の書

尤も入木道(書道)では、空海の後身が菅原道眞であり、道眞の後身が道風となつてゐるが、不幸にも道眞の筆蹟は今一も傳つてない、彼の長谷寺緣起の如きも後世のものに屬し、その眞蹟ではない、宇治左大臣賴長の台記に、道眞の書と稱するものを鑑して、是は神筆である、生前の筆蹟に似ずといつてゐるのに據れば、當時既に眞筆の少かつたことが推測される。

高野切

また紀貫之の筆として古筆家が尊重せる高野切の古今和歌集は今第五、第八、第二十の三卷を完存する外、皆切れ〳〵になつて古筆手鑑に收められてゐるが、貫之の時代まで溯らしむべきものではない、又御物なる桂本萬葉集(卷四殘簡)にはもと貫之自筆の奥書があつたと稱せられて居るがまた固より確でない。たゞ前田家本の土佐日記に京極定家の摸寫した一部分があるけれど、それとて僅にその書風を想望せしむるに過ぎぬ。

小野道風の眞蹟

然るに道風の書は幸に御物延長屛風詩土代(印刷局出版の朝陽閣集古に模本が收めてある)、及び北白川宮御所藏の智

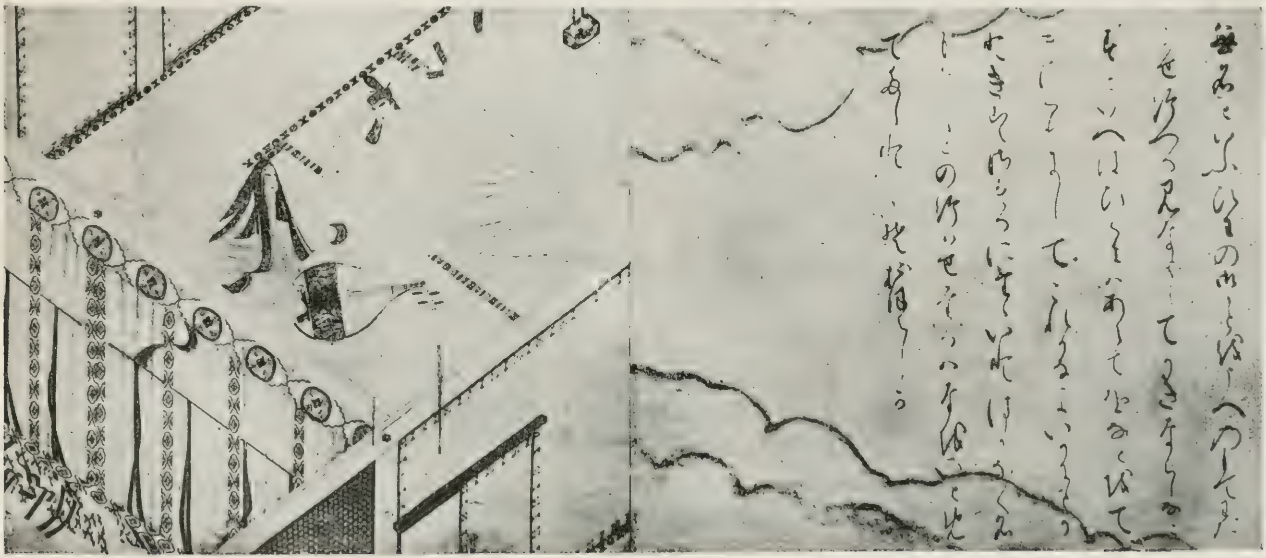
閨秀歌人

男子の婦人化

小野道風上代樣

源。抄は長慶天皇の御撰としても一讀すべきものであるが、普通には北村季吟の湖。月。抄。が、枕草紙の註釋書たる同著枕。草。子。春。曙。抄。と共に行はれてゐる。その他當時の才媛として聞えたるものに大貳三位、辨の局(共に紫式部の女)、和泉式部(大江雅致の女)、小式部(和泉式部の女)、赤染衛門(赤染時用の女)、右大將道綱母(藤原倫寧の女)、小大君(重明親王の女)相摸(源賴光の女)などがあるが、多くは閨秀歌人に過ぎなかつた、たゞ赤染衛門は榮。華。物。語。の作者として傳へられてゐるが確でない。想ふに婦人がかく文化を支配せしは、また男子を婦人化したことを示すものであり、宮廷の如きも花に戲れ風月に遊ぶ處となり、何等氣力なき時代が現れてゐる。藤岡作太郎博士の國。文。學。全。史。平安朝篇は當時の和歌假名文等を評論した良著である。

次に當時の書風を考察するに、醍醐天皇延喜の初め頃までは多少日本化したところがあつたにせよ、猶多く唐風を帶びてゐた、延喜四年の書寫にかゝる伊勢神宮文庫所藏の顧野王玉篇の如きその一例である。然るにその御代の末に小野篁の孫道風を出し、所謂上代樣の和風はじめて現はれ、これより書風



枕草子繪卷
（東京　淺野侯爵家所藏）

攝關政治と婦人

攝關政治は攝政又は關白の女を後宮に納れ、外戚として政權を執るのであるから、それだけ婦人に勢力が加はつたのであり、同時に文學にも教養ある婦人を多く出した、そして藤原氏が是等の才媛をその左右に集めて誇るやうになるのも當然の歸結であらう。いはゞ女子を中心として榮華に耽る享樂時代であり、女性的文化が多くの方面に力強く働いたがこゝに閨秀文學の全盛を見た所以でもある。これを代表するものは上東門院の紫式部(越前守爲時の女)、東三條院の清少納言(清原元輔の女)であつた。

源氏物語と枕草子

紫式部にその日記と共に大著源氏物語五十四帖があれば、清少納言には名篇枕の草紙があり、源氏物語は艶麗の文を以て、當代に於ける貴族社會の消息を描寫し、藤原氏榮華の實情目に睹るが如く、枕の草紙は輕妙の筆を以て機智到るところに溢れ、寸鐵人を刺すが如きものあつて人情世態の微を穿つ、實に假名文體國文の双璧と稱すべきものである。源氏物語の古寫本では大阪平瀨三七雄氏の河内本が有名であり、東山御文庫に北畠親房卿傳來の寫本がある。またその注釋としては古く河海抄の如きあり、風土記の逸文などまでも引用せられてゐる、そして仙

たものを出したが、和歌は一時の感興を諷詠に寄するものであつて、文學と稱すべきものとは思はれて居なかつた、鎌倉時代に編せられた古今著聞集などにも和歌と文學とを區別してゐる。されど萬葉假名が廢れて草假名となり、短歌の流行と共にその思藻を假名文體國文によつて言ひ現すことゝなり、前の攝關中停時代既に竹取物語の類世に出づるやうになつたが、それらはまた早く奈良朝時代に於いて我が國に輸入されてゐた支那小說遊仙窟(これも國語で讀まれてゐた)などに傚つて我が說話物語の類を面白く書くことになつたのであらう。又漢文體國文が男子の間に行はれたので、假名文體國文は自ら婦人の用とせられたが、さりとて男子に假名文體國文が書けなかつたのではない、紀貫之は土佐日記を著し、また古今集序や大井河行幸記をも作つてゐる。しかしこの時代に入つて假名文體國文は漢文體國文の衰頹を嘲るかのやうに急に發達した思ふまゝに當時の宮廷語を以て文を行り、この時代以後また殆んど匹敵するもののなき大作名編が世に現れた、しかもその著者は有爲の男子にあらずして閨秀の才媛であつた。

藤原榮華時代の國文

觀的となつて來た、後冷泉天皇の永承七年が恰も佛教の末法時代に入つたのはまたこの後、所謂末世思想を漸く濃厚ならしむることになつたのである。

先づ當時の國文を觀よ、前代のやうな漢文體國文の大家は最早現れ得なかつたといつてよい、この時代の漢文體國文は多く辭句の末に拘泥してたゞ對句聯句などに苦心するのみに過ぎなかつた、或は創作でなく、古來の秀句を集めて文を成したものも少くなかつた、そして將。門。記。の如き陸。奥。話。記。の如き和臭を帶びた漢文體國文が眼立つて現れて來た。

漢文體國文と假名文體國文

元來我が國文は歸化人によつて輸入せられた漢文體のものを我が國語で讀んで居たのである、その漢文體國文を作るには相當に漢文學の才がなければならず、また思藻を練つて筆を下さねばならなかつたから、奈良朝時代でも實用のものには萬葉假字を交へた文章が行はれてゐたことは正。倉。院。文。書。に多く實例がある。それに漢文學を修め習つたものは殆んど皆男子であり、光明皇后や宇智子内親王の如き婦人の御方が之を善くせられたのは寧ろ特例であつた。尤も古。今。集。以後勅撰集の時代となれば婦人にもまた短歌に長じ

源平二氏の勢力東西に相對す

的環境がまた彼等を强勇ならしめてゐる。然るに上にいつたやうに源氏は東國に根據を有することになつた、平氏は將門、忠常等の叛亂に祟られて東國に勢力を失つたが、次の時代に入つて西國に發展する機會を得た、そして源平二氏の勢力が東西相對するに至つたのは我が國史に於ける偉觀である。それだけ、東國に勢力を有した源氏が如何に陸戰に長じたかは、長門本平家物語が齋藤別當實盛をして如何にも面白く之を物語らしめてゐる(史學雜誌第三十七編西岡虎之助氏の「騎兵制の發達と武士」第四十編「武士階級結成の一要因として觀たる牧の發展」及び從川種郞博士の著兒玉黨等參考)、また平氏が伊勢熊野邊より中國、西國にかけて勢力を有し、しかも九州を一族の領國とするに及んだことは、後に擧族海に浮んだ所以である。

猶ほこの時代が我が文化史に重大なる位置を有する所以は、前に少しく述べて置いたが、日本的趣味ますます加はつて、こゝに假名文體國文の隆盛を觀るに至つたことであり、同時に從來輸入された隋唐文化の頽廢時代となつたことである。思想の傾向は積極的でなくて消極的であり、人生觀も次第に悲

弟宗任、則任等の降人を免し、宗任の如きは義家の家人となつて信任せられてある。なほこの合戰については藤田精一氏の「前九年役と後三年役」といふ講演が奥羽沿革史論に載せてある。

武士の勃興と地理的環境

こゝに今一つ略述したいことは武家の勃興と地理的環境の關係である。奈良朝時代の末に、兵農二分して弓馬の家が起つたのは騎兵戰術時代となつたことを示したものであるが、これに最も必要なるものは良馬であり、馬の牧場を餘り遠くない地點に有しなくてはならない。類聚三代格・延喜式によれば、我が國の牧場は牛馬の牧に限られ、西國の方にも馬の牧場がないではないが、武藏・上野・下總・信濃・甲斐に最も廣い馬牧があつた、それから陸奥にかけて東國に良馬の產地が多かつた、これに對して瀨戶內海を中心とした地方から九州にかけて、交通の上に大切なものは船舶であつた、西國人が船の操縦に卓越してゐたことは、恰も東國人が乘馬に巧であつた、と好一對である、陸軍が東國に、海軍が西國に發達したのも當然といはねばならない。蝦夷征討が長年月の間續いたことのみが必ずしも東國武士の强かつた所以ではない、その地理

東國の馬と西國の船

のはかゝる舊緣があるためであつた。

安倍賴時の反復

安倍賴時は初め賴義の威名に恐れ一たび降參したが、その子貞任屢法を犯し、賴義之を鎭守府に召して鞫問せんとしたるに、賴時その子の罪せられんとするを見て命を奉じなかつたため、賴義急に兵を進めて賴時を襲うたが、賴時父子よく防戰し、年を越えて平定するを得なかつた。賴義の任期は滿ちて了つた、次の國守に任命せられた人は安倍氏を怖れて赴任しなかつた、そしてまた已むを得ず、賴義が重任して之を討つことゝなつた。その後賴時は一族富忠に殺されたが、貞任驍勇、殘兵を收めて善く戰ひ賴義反つて破れ、數騎を以て纔に國府に歸ることを得た程である。

賴義淸原武則の來援により安倍氏を滅す

然るに出羽の豪族淸原武則來つて賴義を援くるに及び、賴義兵勢を回復し、進んで厨川柵を圍んだ、そして山を掘り湟を埋め、村屋を毀ちて、雜木と共に所々に積み、暴風の日火を放つて漸く之を陷れ、貞任を虜にするを得たが、この時賴義が貞任の武勇を惜み之を免さんとしたのを觀ても、その人物の優にやさしい、如何にも武士に心服される人格が想望せらるゝ。賴義は武則に諫められて遂に貞任を殺さしめたけれど、その

家人郎黨として東國に發展する基礎を築き上げた、そして前九年後三年の兩役を經て、源氏の勢力はいよ〳〵深く東國に根づけられた、これは當時に於ける武士の結合が、必ずしも同じく源氏たり平氏たるが故にあらずして、武士道的關係に成りしことをよく示してゐる。

前九年の役

當時陸奥には國司を置くと共に鎭守府將軍をして之を鎭せしめてゐたが、俘囚の長にして强豪を誇りし安倍賴時の如きは、國司の權力微弱なるに乘じ、或は隣郡を劫略し、或は貢租を横奪し、少しも國守の命に從はなかつた。國司は飛驛してこれを京都に言上した、そして賴信の子賴義が陸奥守兼鎭守府將軍に任ぜられ、其子義家と共に賴時を討つことになつたのが後冷泉天皇の永承六年であつた。この兵亂は凡そ九年間連續したので、後三年役に對して前九年の役といはれてゐる、陸奥話記は最も良い史料である。吾妻鏡には相摸鎌倉に石淸水八幡宮の若宮が勸請せられたのも賴義が下向の折であつたと傳へてゐる、伊勢神宮領相摸大庭御厨の文書から成つてゐる天養記には賴朝の父義朝も鎌倉に住んでゐたと記してある、賴朝が後ち鎌倉に幕府を開いた

忠常頼信に降る

坂東八平氏

く東國に於ける地方政治の闕陷に乘じて現れたものといへよう。朝廷から檢非違使平直方等に命じ、兵士二百人を率ゐて之を勘問せしめ、官符を東海東山二道に下されたが、直方等は勘問を遂げずして兵を進め、却つて忠常に破られた、そして忠常の勢日に猖獗となり、上總から安房に侵入し、安房の國司は京都に逃げ上つた。事こゝに至つては有力なる武將に之を追討せしむる外に途がなかつた、朝廷は遂に頼信を起用することゝなつた。彼が長元四年その任國甲斐に下向し、やがて戰場に向はんとするや、忠常は降參した頼信の武勇が如何に當時の武士を服せしめたかを推すに足るであらう。頼信はやがて恩賞を蒙つて鎭守府將軍となり、降人たる忠常を家人とすることを許された、この忠常の例こそこの後坂東武士の追ふところとなつたもので、源氏が勢力を東國に得た所以またこゝにあつた(大森金五郎氏の武家時代の研究「平忠常亂の研究」參考)。蓋し坂東諸國は早くから桓武平氏の勢力ありしところで、所謂坂東八平氏あり、常陸及び兩總、兩野等から武藏、相摸、伊豆あたりまで平氏の一族により占據されてゐた。それが頼信に至り、源氏はこれら平氏の人々を

見えて居るのによるも、中央政治の情實によつて行はれてゐたことが推知せられるであらう、尾張國解文については小中村淸矩博士の「尾張國解文略說」（陽春盧雜考所收）、川上多助氏の「尾張國解文に就きて」（歷史地理第四十四卷日本農民史）を參照するがよい。かく藤原氏が地方の政治に無頓着であり、國守の暴政に向つても寛容なりしことは、地方政治の頽廢が旣に膏肓に入つたことを示すものであり、有力なる百姓にして疲弊の結果浪人となり、盜賊などに變ずるものも少からず、爲めに社寺の莊園に於いては壯丁を備へて自ら衛るものがあり、國衙また之に倣ひ、こゝにも武士がその力を進展した。

社寺の莊園及び國衙領の武士

いはゞ地方は或點まで無政府の狀態であつたのを、武士の力により纔に安定してゐたに過ぎない、豪族のますく地方に勢力を得た所以またこゝに存する、日本文化史平安朝中期（西岡虎之助氏著「地方の文化」の章、及び綜合日本史大系平安朝上（川上多助氏著「地方政治の紊亂」の章等にはよく之を論述してある。

平忠常の亂

また國守もしくは介にして任滿ちても猶ほその地を去らず、後任の官吏に對抗するものが多かつた、平忠常の如き、實に前上總介であり、その叛亂は全

したことは更に一層その勢力を加へしめた所以である。即ちこれらの武將一たび地方に下れば、名門として武士の統領となるのであつて、武力と財力とが纏められて恐るべきものとなつた。前時代に起つた將門・純友の兵亂は實に武士勃興の烽火であるといへよう。

地方政治の紊亂

後一條天皇の長元元年平忠常の亂は源賴信をして武勇の名を著さしむるに最もよい機會であつた。この叛亂は一方に於いて地方政治の紊亂を示すと共に、他方に於いて武士の勢力が既に强大になつたことを示せるもので、天慶の將門により一たび東國に勃發したもの、二たびこゝに演ぜられたのである。前にも述べたやうに、當時國衙の事務は地方の豪族から成れる留守所の官人によつて行はれて居た、もし偶々赴任したる國守あれば、それは私利を謀るためであつた。

尾張國郡司百姓等國守を彈劾す

一條天皇の御代永祚元年尾張守藤原元命の暴政に對し、國內の郡司百姓等が連合して彼を彈劾した解文(名古屋市眞福寺にその古寫本がある)は最もよくこれを物語つてゐる。これによつて元命は國守を罷められたけれど、長德元年四月には上卿に代つて吉田祭を行うたことが日本紀略に

源氏と諸國の武士

源氏は世〻武勇の將を出し、滿仲の子賴光・賴信、賴信の子賴義、賴義の子義家・義綱・義光と、上皇實權時代の初めごろまで、或は平忠常の亂に、或は前九年後三年の兩役に武勳赫々殆んど武士の統領たる觀あるに至つた。

武士道

彼等が有してゐた家人や郎等は實に地方武士の錚々たるものであつた、そして主從關係が結ばれたのは全く武將の剛勇と人格とに引つけられ、心から服從を誓つて、また自身の剛勇と人格とを修練せんためであつた、こゝに武士道が發達したのである。されば主君の爲めには死も避けないといふのが家人郎等の心理であつた、しかも彼等は地方に於ける莊園の開發地主であり、また領家たる權門勢家の代理者もしくは下司として莊園の支配者であり、下地を管掌してその經濟的勢力を增進してゐた。なほ國司制の弛廢、地方政治の紊亂の餘に現れた野盜海賊そのものが多くこの武士階級の人々であり、それらが武將に鎭壓せられて歸順するといふのはその實家人郎等になることを意味するものであつた。從つて地方的に武將の勢力がます〳〵發展したのもまた當然であり、中央の權門勢家がその苟安を貪らんがために彼等を引汲

等に繁衍し、吉野朝廷の忠臣菊池氏の如き實にその後裔であるといはれてゐる(刀伊の入寇については池内宏博士の研究が史林第十一卷に載せてある)。

こゝに攝關榮華時代に於ける事象として注意すべきものは實に武士の勃興及び寺院勢力の發展である。前にも述べたやうに紀綱漸く弛び、京都をはじめ盜賊多く横行し、總に武士の力を借つて之を追捕し得たのであるが、その武士はもと地方の莊園に巢を喰つたものであり、藤原氏が政權の爭奪と享樂の耽溺とに心を奪はれ、政治も下僚に任せて顧みざりし間に、武士勃興の防ぐべからざる勢が釀成せられた、そして、同時に南都北嶺等寺院の勢力また大に發展し遂にこれを制する能はざるに至らしめたことは特筆しなければならない、原勝郎博士の日本中世史第一卷はこれらの問題を中心とし、當時の日記記錄等に據りて、形勢の推移を敍述したものである。先づ盜賊の追捕をはじめ、地方に於ける擅斷など多くは武士によつて行はれ、その勢力が次第に增大して來た。この間藤原氏は清和源氏の一族を引援して侍所に詰めさせ、これを股肱爪牙として用ゐつゝ、詩歌管絃の宴遊に月日を送つてゐたが、その清和

氏著大日本商業史、木宮泰彦氏著日支通交史等參考）。又朝鮮では新羅既に衰へ、宇多天皇の御代に弓裔なるもの泰封國を建て、甄萱また後百濟國を興し、半島は二たび三國に分れたが、幾くもなく延喜十八年王建高麗國を建て、朱雀天皇の承平六年に全く統一の業を成した。この間後百濟は屢〻我が國に入貢を乞ひしも許されず、ついで王建も同じく使を遣したけれど、我が外交方針は朝鮮に對しても消極主義を執つて通交を許さなかつた。

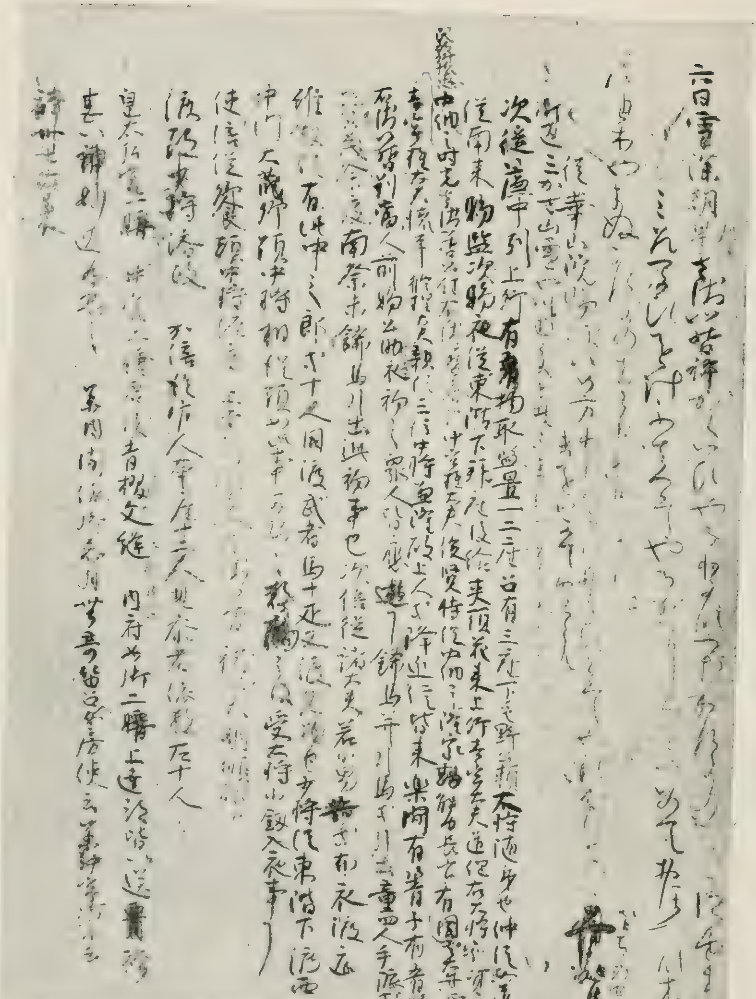
朝鮮との關係

刀伊の賊

一條天皇の長保元年高麗の賊一たび西海を犯し、太宰府の兵討つてこれを退けたが、後一條天皇の寛仁三年三月、黑龍江の東西兩岸に占居してゐた女眞族で、當時契丹に屬せし刀伊人が船五十餘艘を以て先づ對馬を掠め壹岐に寇し、ついで筑前を侵したのはこれまでにない外寇であつた。幸に太宰權帥藤原隆家眼疾を病んで筑紫に下つてゐたので、直ちに兵を發して防戰し、遂に大風に乘じ追擊して之を却くることを得たが、前に純友征討に功ありし小野好古の後なる大藏種材もこの時戰功を立てた一人であつた、その子孫が後に筑前の原田氏、秋月氏等有力なる家となつてゐる。また隆家の子孫も肥後、肥前

氣づかなかつたのは、憐むべきものであつた。

こゝに少しく當時に於ける外國關係の事象を挿入する。支那にあつては村上天皇の天德四年宋の太祖が五代の末後周を承けて全土を一統した、この後も日支の間には公の通交こそなけれ、支那の商船は多く我が國に往來し、僧侶の入宋、また絶えなかつた。僧奝然は圓融天皇の天元五年に渡宋し、五年の後、一條天皇の永延元年に歸朝した、その將來せる釋迦如來像は今山城清涼寺に安置してある(西岡虎之助氏歷史地理第四十五卷「奝然の入宋について」參考)。また同じく長保四年に入宋し、後一條天皇の長元七年に彼土に寂した僧寂照は圓通大師の號を宋より賜はつた(史學雜誌第三十四篇、西岡虎之助氏「入宋僧寂照に就いての研究」參考)。その他次の時代に入つて後三條天皇の御代には僧成尋宋に渡り、その著參天台五臺山記は彼我の交通等を研究するにも大に參考となるものである。たゞ當時の日宋交通は如何にも消極的で、我が國人にして私に海を渡ることが禁せられてゐた、後冷泉天皇の永承二年筑前の人清原守武が罪に問はれて佐渡に流されたのはその一例である菅沼貞風



藤原榮華時代の代表的人物關白道長の日記である。現存せる日記の原本中最古のものであらう。

御堂關白日記

（東京　近衛公爵家所藏）

御堂關白記

に埋めた鍍金の經函は後世發掘せられ、今吉野藏王堂の寶物になつてゐるが、優麗なる文樣に毛彫の銘記を有せる、精巧なものである。當時の美術文藝はまた實に道長を中心とした王公貴族の豪華生活の間に發達したといふべきであらう(御堂關白記の原本の大半は今近衞公爵家に傳へられて居る)。

後朱雀天皇の御英明

道長の薨後、後朱雀天皇、後冷泉天皇の二代は頼通についで弟教通關白となり、引續いて猶ほ榮華を誇つてゐたのであるが、後三條天皇の御代となつて後ち、忽ちその權力を抑へらるゝに至つたのは何故であらう、それは第一に英明なる後朱雀天皇の御力であり、第二に藤原氏の消極的態度であつた。從來後朱雀天皇の英明は餘り多く世に知られてゐないが、公卿の裝束の袖が以前よりも大きく成つたのを世の費へと御覽ぜられ、右大臣實資を召して、御談合の上、實資を閉門せしめて服裝の過差を止めたまひし一例によるも、流石に後三條天皇の父君であらせられると拜し奉る。然るに藤原氏はたゞ惰性的に運命の弄ぶまゝ榮華に醉つてゐた、そしてその威權が天皇の外戚たるといふ點にのみ存することを覺らず、また一族の間に分離の情勢が現れてゐたことを

思へば」といふ一首の和歌に彼の得意さが想ひやられる。小右記にはこの歌を載せ、更にまた、道長の德帝王の如く世の興亡たゞその心にありとまで評してゐる(共に寛仁二年六月の條)。

道長は寛仁三年入道して法成寺を造營した。それから彼は御堂關白とも、また法成寺入道關白とも稱せられてゐる。法成寺供養の盛なりし有樣は彼の顯榮豪華を最もよく説明するものであるが、それは他の事蹟と共に、之を大鏡や榮華物語に讓り、こゝには萬壽四年十二月その薨去の折病氣の祈禱が目を驚かすばかりであつたこととの片鱗を記すに止めよう。先づ天下に大赦し、調庸の未進を免じ、度者一千人の詔が下つたのみならず、上東門院彰子は諸寺に壽命經二萬六千卷を轉讀せしめ、中宮威子は金光明經を讀誦せしめ、賴通は萬僧供養を行ひ、且つ法成寺の供僧一百人を會して不動眞言一百萬遍を誦し、觀音經を轉讀せしめた、また天皇も親しく病を訪ひ給ひて、法成寺に封五百戸を寄せ、南都北嶺の僧一萬人を會して祈禱せしめらるゝ等、これまで例のないことであつた。道長が嘗て吉野金峯山に詣で、紺紙金字の法華經を納めて、山中

道長攝政を子頼通に讓る

條天皇)に讓りたまひ、道長はじめて外祖父を以て攝政となつたが、彼の驕奢は實に父祖に過ぎたといはれてゐる、翌年三月長子頼通に攝政を讓つたけれど、猶ほ實權はすべて掌中にあり、その間如何に專横なりしかは廢太子一件によつても窺はれるであらう。

廢太子一件

さきに一條天皇の叡慮により、後一條天皇の皇太子に、三條上皇の皇子敦明親王を立て給ひしに、皇太子の御母は小一條濟時の女、その妃は兼通の子顯光の女であつたから、道長が敦明親王の天位に上らるゝを望まなかつたのは固より當然であつた。 三條上皇崩じ給ふや、彼は俄に皇太子を冷遇し奉つた、そして皇太子自ら進んで辭讓し、小一條院と稱せられたまひ、道長は天皇の同母弟敦良親王(後朱雀天皇)を皇太子とし奉り、その宿望を達した。日本紀略によればこの時道長の石淸水詣は宿願を遂げんためであつた。 それにも拘はらず、彼が小一條院に女寛子を納るゝに及び、その關係こゝに一變し、遂に親密となつた次第は大鏡や榮華物語等に見えて居る。

望月の歌

その他道長の女姸子は三條天皇の中宮、嬉子は後朱雀天皇の中宮であり、彼の詠と傳へられてゐる「この世をば我が世とぞ思ふ望月のかけたることのなしと

道長の全盛時代となる

全盛時代に入つた。伊周は後に召されて大納言の上に列し、封一千戸を賜はつて准大臣（また支那風に儀同三司ともいふ）となり、隆家も本官に復せられたけれど、伊周兄弟は最早中央の政權に何等の勢力を有しなかつた。尤も道長は一條天皇、三條天皇二代の間たゞ左大臣として文書内覽であり、關白の宣下がなかつたけれど、彼の三十一歳から五十歳までの活動期に當り、一家の威福はすべてこの間に成つたといつてよい。まづその女彰子を納れて一條天皇の中宮とし奉つた、卽ち上東門院であらせられる、寬弘五年その腹に皇子敦成親王誕生あり、天皇は皇后定子の出なる敦康親王を立てんとし給ひたれど、道長如何でか之を默過せんや、忽ち異議を挾んで之を沮んだ、そして翌六年陰陽法師が中宮皇子及び道長を呪咀した事から、また伊周の朝參を止め、やがて敦成親王を三條天皇の皇太子に立て奉り、彼が外戚としての資格は立派に備はつた。

三條天皇

寬弘八年六月、一條天皇御不豫にましく〱、皇太子居貞親王（三條天皇）に讓位あり、天皇は五年にして御眼疾のため長和五年正月位を皇太子敦成親王（後一

道兼は前にいつた通り、兼家の内命を受け、首尾よく花山天皇に遜位せしめ奉つたことを自負し、父兄を蔑如する擧動も少くなかつたため、却つて父の忌むところとなり、官位の昇進遲々であつたが、道隆攝政となるに及び、漸く右大臣に昇進した。長德元年二月道隆病を以て職を辭するや、道兼はその後任たることゝ信じてゐたのに、道隆その子内大臣伊周をして權りに關白の事を行はしめた。道兼大に怒つて天皇に内奏し、強ゐて關白たらんことを望み、四月道隆薨ずるや、葬送後三日にして伊周に代つて關白に任ぜられたが、その後七日にして薨じ、世に七日關白といつたと公卿補任に見えてゐる。この後暫く太政官の雜事は先づ道兼の弟道長に觸れて奉行せしむることになつて、伊周遂に關白に復任せられず、道長やがて權大納言より右大臣に進み、氏長者となるや、伊周大に憤り、叔姪の間吳越も啻ならぬやうになつた。明年七月道長左大臣に任ぜられ、その威權ますます赫々たりしに、伊周は偶、婦人の事により、誤解のために弟隆家と共に花山法皇に矢を射かけ奉り、ついで東三條院詮子を呪咀したため、伊周は太宰權帥に、隆家は出雲權守に貶せられ、いよいよ道長の

道隆道兼兄弟の不和

七日關白

道長伊周の不和

伊周隆家の貶謫

るであらう。大鏡にその事が載せてある、また兼家の如何に豪華であつたかは彼が東三條第を清涼殿に擬して人々から僭上と評せられたことでも察せられ、その六十賀の宴の如きも希代の盛況であつたと傳へられてゐる。

道隆の擢關

兼家は一條天皇の正曆元年病を以て攝政を辭し、長子道隆をして代らしめた、道隆ついで關白となり、長女定子を納れて女御とし、次女を東宮の妃とし、その威勢は淑景舍を己の宿直所とし、天皇をこゝに遷し奉つた程である。皇室と藤原氏とはかくその住所まで一處になつてしまつた、公私の區別もなくなり、藤原氏の子弟など後宮に宿泊するものあるに至り、淫蕩の風宮中に滿ちてゐた。

宮中の淫蕩

固より公家の人々に淫蕩の風があつたのは、必ずしもこの時代に入つてからのことではない、しかし公卿殿上人にして宮中の女官と慇懃を通せねば面目がないとまで一般に思はれる程であつたのは、當時の情態が略ゝ推測されるであらう、その間にあつて、我が國女流文學家として源氏物語の大編を出し、しかも貞節にして淑德ある名媛紫式部を出してゐるのは、群鷄の間に一羽の鶴が遊んでゐるやうな心地がする。

成として頼忠に代り攝政たらんと兼家を苦心せしめた所以であつた。寛和元年弘徽殿女御忯子(兼家の弟爲光の女)逝去せらるゝや、御哀戀遣る方なき天皇の御有様に、兼家の二男道兼父の意を受け、この世の樂み夢まぼろしの程なり、皇位もよしなしなど、天皇に遁世の御志を催さしめ奉り、自ら御出家の御供せんと誘ひ奉つて、遂に二年六月二十二日の夜半、天皇は大内裏を出でさせられんとし、暫し案じ煩ひたまふを、道兼は劒璽既に東宮の御方に渡されたり、このまゝには濟むまじと、遂に花山院に天皇を導き奉り、御落飾畢るを見屆けて逃げ歸つた。この時源滿仲は兼家の內命によつて御潛幸を遠くから守護し奉つてゐたといふことである。

花山天皇の遜位

かくて道兼の詭計功を奏し、一條天皇は御踐祚になつた、そして兼家はこゝにはじめて宿昔の本望を達して攝政となり、やがて三宮に准せられ、その女超子の出なる居貞親王を皇太子とし、忌み憚ることなく專橫を極めた。この後兼家一家のものが如何に彼の威勢を藉り、傍若無人の振舞ありしかは、その孫隆家が皇太后詮子や前關白頼忠に無禮を加へたことによつても推測せられ

兼家の專橫と豪華

兼通の昇進これより著しく、直ちに内大臣となり、尋で關白に任ぜられ、中一年を經て太政大臣となつたが、弟兼家との軋轢ます〳〵甚しく、貞元二年兼通病にかゝり自ら起たざるを知り、職を辭せんことを上表するや、兼家の不弟を惡み、急に出仕して除目を行ひ、兼家の右近衞大將を貶して治部卿となし、賴忠をして二たび關白たらしめた後數日にして薨じた。その如何に相反目して居つたかゞ想像せられるであらう。

賴忠兼家の女の入内

兼通は勢威を以てその女の外すべて入内を拒んで居たところ、彼の薨後、賴忠まづ女遵子を圓融天皇の後宮に納れ、兼家も女詮子を入内せしめて之に拮抗することゝなつた。ついで賴忠は太政大臣に進み、兼家は右大臣に任ぜられたが、天元元年詮子が一條天皇を生み奉るに及んで、賴忠の下に雌伏してゐた兼家の勢力は遽に賴忠を凌がんとするに至つた。

花山天皇

されど次の花山天皇は伊尹の女懷子の御腹に生れたまうた御方であり、懷子の兄中納言義懷が近臣藤原惟成と共に實權を執つて善く天皇を輔佐し奉り、賴忠尚ほ關白職に留まつて居た。それが一日も早く皇太子(一條天皇)に皇位を讓らしめ奉り、自ら外

上掲の系圖によれば、忠平の嫡子實賴の子孫が一二代にして衰へ、師輔の子孫のみ如何に繁榮を極めたかゞ見られるであらう、しかも兼通と兼家と相爭つた末に兼家の勝利となり、その後兼家の四男道長が女を三天皇、一前太子に納れ、外戚として藤原氏の全盛時代を出現せしめてゐるが、後三條天皇の御代に入り、天皇の外戚たる能はず、藤原氏をして自ら春日の神威を疑はしむるに至つた所以が諒解されるであらう。

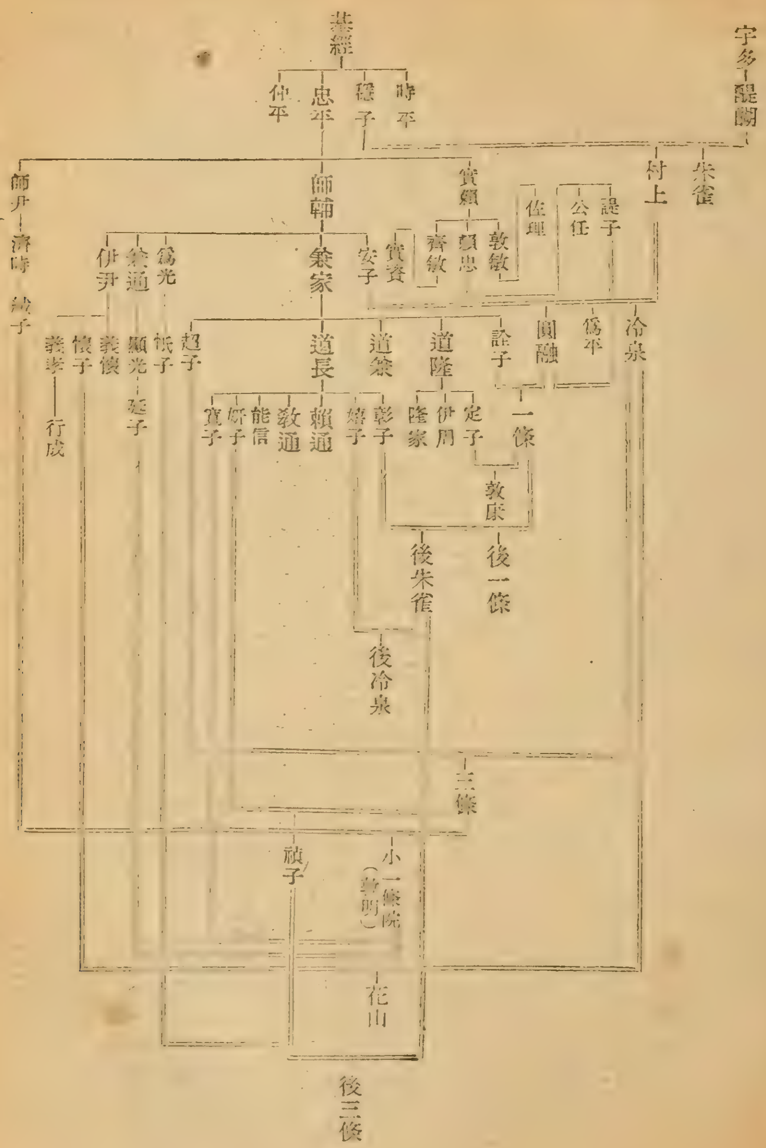
圓融天皇

さて冷泉天皇は御病軀なればとて、安和二年八月位を皇太弟圓融天皇に讓らせられ、圓融天皇の御代天祿元年實賴薨ずるや、右大臣伊尹が攝政となつたのは皇太子（花山天皇）の外戚であるためであつた。その後ち三年にして伊尹薨ずるに及び、順序としては實賴の子賴忠右大臣として關白の宣下あるべき筈なるに、大納言兼家は師輔の愛子であり、天皇の信任を得てゐたので、兄兼通を超えて内大臣となり關白たらんことを計畫した。

兼通兼家兄弟の爭

然るに兼通は嘗て村上天皇の皇后安子から、關白職は兄弟の順を違ふるなと遺言を乞ひ請けてゐた、そして已に兼家に內定して居たのを、急に變して賴忠を關白に任せられた。

皇室と藤原氏との關係系圖



れ、實力ある武士が之を帶びて、中心人物となつてゐたが、それらの武士を從へたものが遂に武家時代を出現せしむるに至つたのである。

藤原氏の内訌

上に述べたやうないろ〳〵の史的事象が現れてゐる時代に於いて、旣に藤原氏の本宗となつた北家の人々は安和の變以來廟堂また恐るべき抗爭者なく、たゞ榮華を夢みつゝ日を送るのであつたが、その間忽ちまた兄弟相鬩ぎ、叔姪相爭ひ、一家の内互に權力を奪ひ合ふ醜い時代が現れてゐる。彼等は女子を入内せしめ、その出なる皇子を天位に卽け奉つて、自ら天皇の外祖父となり、攝政または關白として政權を專にするのを理想としてゐた。攝政となり關白となれば、同時に氏の長者となり、朱器大盤等藤原氏傳世の重器をはじめ所謂殿下の渡領たる鹿島香取の兩神宮、春日神社、興福寺等を管し、すべて藤原氏に附屬してゐる財產を得るのであるから、經濟的にも之を爭はねばならなかつた、そこに彼等が榮華に耽る資源が見出されたのである。左にその政權爭奪の大體を述ぶるに先だち、この時代に於ける皇室と藤原氏との關係を系圖によつて示すであらう。

殿下の渡領

次いで栗田寛博士の大介考補遺があり、更に國學院雜誌第九卷に山本信哉博士の考證もある。

撿非違使に地方武士を用ふ

第七　撿非違使に多く地方の武士を採用することになつたのもこの時代から特に目立つて來た。三善清行の意見封事にも六衞府の尫弱なるを論じて居るやうに、兵衞衞門の官人は延喜のころ既に追捕の任に堪ふべくもなく、諸國より京都に入り込んで來る武士が多く兵衞又は衞門となつたが、次第にその中の武勇者を撿非違使として採用し、盜賊の追捕などに當らしむることになつた、平將門の如きは撿非違使たらんとして志を得ず京都を去つたと傳へられてゐる。

地方武士の進出

これが實に地方武士の中央進出であり、權門と結びつくのに最もよい因緣を生じて勢力を發展した所以である。平忠常の亂に際し、先づ追討に向つたものは撿非違使右衞門少尉平直方であつたが、直方はその根據地を伊豆の北條に有し、子孫は後に北條氏として鎌倉時代に活躍してゐる。

地方に於ける撿非違使押領使及び總追捕使

又撿非違使は京都以外の地方にも設置せられ、既に文德天皇の頃にその事が見えてゐ、この時代に入るとまた押領使や總追捕使などの職をも地方に置か

物が任敍せられてゐる實例もある。それで准三宮といふのは三宮に准じて親王、攝政を始め、公卿等に年官年爵を賜はることである、後には僧侶にまでこの制が及んだ(八代國治博士の國史叢說所收「年給考」參考)。これは國司遙任の一面であり、また實に領國知行制になつたもので攝政または關白の如き、或る國を領國とすることになれば、その意のまゝに國守を任じ、國守は京都にあつて廳宣を出すのである。たゞに攝政關白のみならず、上皇の御領國も出來た、また公卿にも賜はつた、公卿がその子を國守となし、廳宣の端に公卿自ら袖判を加へたる例も後には散見する。鎌倉時代の初め大寺などにも特に賜はつた實例は、彼の東大寺大佛殿再興の場合に周防國を賜はつたことが玉葉や吾妻鏡などに見えて居り、源賴朝はその領國として九箇國を有し、それらの國々の守護に補した御家人を同時に國守に任じてゐる、名は國衙領であつても、その收入の點からいへば何等莊園と擇ぶところがないのである。この領國の國守を大介ともいひ、留守所に下す廳宣には奥に大介某朝臣と署記することになつてゐる。猶ほ大介については中山信名の大介考が最も古く世に出で、之に

成功

は造營の功によつて重任となるものも多かつた、之を成功と稱して居る、これも既に三善清行の意見封事に指摘してゐるところであるが、この時代から次の上皇實權時代にその弊害益々甚しくなつた。

地方制の荘園化

領國知行制

年官年爵制

かく國司の遙任が盛に行はれたことはまた一面に於いて地方制の荘園化を意味するものであつて、朝廷が本家、國守が領家、留守所が雜掌といふ關係になるのである、從つてこゝにまた領國知行制なるものも生じた。この領國なるものは、藤原不比等薨去の後、生前の大功を思しめされ淡海公に封せられたのが蓋しその起原をなすものであらう、それは一ヶ年分近江國の公廨を賜うたのであるらしいから、固より一時的のものといつてよいが、延暦の頃に至りまた年官年爵の制が起り、親王の任國守の如きまた一代を限り國守の得分を以てその要用を支ふるものであつた。除目秘抄に三宮(皇后皇太后及び太皇大后を合せ稱す)の年官年爵を定めて、爵一人、内官一人、掾一人、目一人、史生三人とあるが、それは官爵の任敍より得べき位田及び公廨等がその任敍の人に入らずして三宮に入るのであつて、或は和歌浦波や、敷島大和などいふ假名的人

如き、菅原道眞の如き、また紀貫之の如き、皆國守として任國に赴き治績を擧げた有名なる人々である。然るに攝關榮華時代に入れば、自ら任國に赴かず、京都にありながらたゞ國司としての公廨を取り、目代を出して國衙在廳の官人を監督せしむるものが多くなつた。源氏物語に揚名介とあるのは實に遙任の國守を指したもので、今昔物語集には傀儡師を目代としたものがあつたことを載せてゐる。從つてこの後國衙を留守所と稱し（史學雜誌第八篇伊東尾四郎氏「留守所考」參考）國守は京都から所謂廳宣を留守所に下して朝廷の命令を傳達し、自分の指令を下してゐたのである。これについて委しく說明せんには勢ひ國司制の變遷を述べねばならない、それは暫く史學雜誌第八編に發表されて居る喜田貞吉博士の「國司制の變遷」に讓つて置くことにしよう、また法制類纂にも小中村清矩博士の「國司郡司の始末」にその大體が述べられてゐる。いはゞこの時代には國司はたゞ俸祿を得るための名目に過ぎなかつたのである、地方の豪族を在廳官人に任じ、彼等が如何なることをしようとも敢て關するところでなかつた、しかも國司にして勢家に引援し、或は物を獻じ、或

國司の遙任盛に行はる

れを有職といひ、武家のそれを故實といふやうに呼び別けられてゐるが、いづれにしても能く之に通じて居なければ公事を勤むることが出來ないことになり、また年中行事祕抄や雲圖抄など、典例もしくは指圖を擧げ示した參考書も編述されてゐる。猶ほ年中行事には上に擧げたもの丶外に神祇官年中行事があり、東宮年中行事があり、それ〴〵行事の式書が出來て居るのであるが、多少時代によつて變遷を生じ、後醍醐天皇の御作になつた建武年中行事（壺井義知は北畠親房卿に之を修撰したものであるといつて居る）、及び後水尾天皇勅撰の年中行事などもある。この後水尾天皇年中行事が續群書類從に、貞觀儀式が増訂故實叢書にある外、上に擧げた公事に關せるものは皆群書類從に收められて居る。

第六　國司の遙任が盛に行はれたのもまたこの時代からであらう。國司の遙任は既に奈良朝時代の末ごろにその萠芽を見たのであり、三善淸行の意見封事にも前時代に早く行はれて居つたことが見えてゐる。しかしその頃まではその身任國に赴くものが猶ほ少くなかつた、紀夏井の如き、藤原保則の

必要のため日記の貸借など行はれたことが散見して居る、此等の日記から同一事件を類聚して、儀式等の先例を一目瞭然たらしめたものが、所謂部類記である。

部類記

又一年間に亙つて行はれる朝儀は、もと朝廷から頒下された式に據つてゐた、即ち内裏式(群書類從及び增訂故實叢書に收めてある)は宮中に於ける諸禮儀式行事で、弘仁十二年藤原冬嗣等勅を奉じて修撰したのを、天長十年清原夏野等の斟酌取捨したものであり、新儀式(今第四第五の二卷のみ存して居る)は朝廷に於ける臨時の儀式を定めたものであつた、殊に貞觀儀式は清和天皇の御代に成り、精細を極めたものであるが、この時代に入りはじめてこゝに年中行事なるものが出來た、そしてそれが九條年中行事と小野宮年中行事とに分れてゐることは注意しなければならない。

年中行事

九條年中行事は師輔に出でた九條流のもので、小野宮年中行事は實賴の孫實資(小右記の著者)の撰で、小野宮流のものである、即ち家により多少公事の作法を異にし、臨時恒例の儀式もさきに定められた官撰のものに必しも準據しないことゝなり、その間また所謂家傳や祕說等を生ずるやうに至つた。

家傳祕說

後ち武家の時代に入れば、公家のそ

家格の一定

その家格高からざりしに拘はらず、或は才學を以て、或は勳功を以て樞要の地位に昇任したものもあつたが、藤原氏は他族を排斥するに全力を傾注し、皇族といへども敢て假借するところなく、こゝに至つて全く同氏以外に人材登庸の門を塞ぎ、顯要の地位は殆んどその一族を以て獨占した。そして同時に攝政及び關白は藤原氏の一門であつても必ず北家の正統に限られ、その他の人々には之を競望する權利なしとせられた。家格はこゝに一定し、また二たび氏姓制度の變體ともいふべき官職世襲制が起つた。されば儒家にあつても皆その學を子孫に傳へ、家々によつて各々家傳秘説を有し、乎古止點の如きすら菅家點、江家點と分れ、儒書と紀傳とまたその點を異にしてゐる。

公事の先例を重んず

第五　公事の先例を特に重んずるやうになつたのもまたこの時代からといつてよい。前に總說「補助學」の章や「國史の編纂著述」の章に叙述したやうに、

日記の流行

公家の日記が盛に行はるゝに至つたのは、宇多天皇の御代ごろからと見てよいのであるが、それは日々の行事より朝廷に於ける儀式等に至るまで一々之を記し、後日に於ける公事の參考に供したもので、中右記などを見ても、かゝる

ないやうに人材を網羅し、こゝに公私混濟の政治が行はれたのである。後に平清盛が太政大臣となつてもその六波羅第で政所政治を行つたのであり、源賴朝の開いた鎌倉幕府も全くこの政所政治を摸し、更に之を整頓したものに過ぎない。その政所下文は官宣旨と同じ樣式に屬するものであるが、別當家司が文書の奧に連判の連署を加へて居る、又御教書は奉書といふ樣式に屬し、別當もしくは家司の主なるものが攝政もしくは關白の旨を奉じて出すものである。後には臨時の大事件もしくは儀式的の場合に下文を出し、普通の場合には多く御教書を以て命令することになつてゐる。

政所政治は公私混濟政治

第四　朝廷に於ける官職がまた世襲となつた。大化の改新まで續いて居た氏姓制度は世官世職で、祖先以來の職を大事に勤めたのであつたが、その以後は、地方の郡司に譜第の人を任用した外、考選を以て出身せしむることに改められ、たゞ皇族名門の人々が要路に立つたといつてよいのである。旣に奈良朝時代に於いて吉備眞備の如き、平安奠都時代に於いて和氣清麻呂、坂上田村麻呂もしくは伴善男の如き、また攝關中停時代に於ける菅原道眞のやうに、

官職の世襲化

せられ、御成長の後も垂拱して成を仰がるゝのであつたから、藏人は敍位任官などの場合に出される消息宣下(詳しくは群書類從に收めてある官職難儀を見よ)と、臨時の儀式などに下される宣旨とに傳宣の任に當るに過ぎなかつた。

消息宣下

攝政家又は關白家の政所政治

第三　政治は攝政又は關白によつて決行せられ、その政所下文や御教書が天皇の宣旨に代ることゝなり、いはゞ政所は太政官に代つて政を行ふ所となつたのである、たゞ特に大事件があつた時に陣議または仗議(もと近衞陣のあつたところで大臣納言などが集まり議定するのを、陣儀または仗議といふのである)を行ふに過ぎなかつた。從つて朝廷は恆例臨時の公事や、儀式などを行ふ式場であり、宮中は詩歌管絃の遊樂場であつたといつて殆んど差支ない有樣となつた。尤も政所は、既に奈良朝時代から公卿及び三位以上の家にあつたもので、その役人は即ち家司である、然るに藤原氏が攝政または關白たるに及び普通の家司の上に別當又は執事が置かれ、當時朝廷にあつて徽廉の聞えあるものをそれらの職に補し、辨官の人々などその選に入つてゐるものが多い、また檢非違使にして之を兼ぬるものもあり、政所政治を行ふに何等差支

官宣旨と御教書

て下せるものが官宣旨となり、宣旨を以て下せるものが攝政家又は關白家の御教書となつた。類聚符宣抄によれば、村上天皇の御代までには、太政官符、太政官牒を以てせしものが、その後多くは官宣旨となつて居る、この官宣旨は太政官符、太政官牒の二樣式を合せたもので、被管のものにも被管でないものにも太政官から下し得たのであり、太政官符や太政官牒のやうに請印の手續も要せず、事務上には大に簡便になつたけれど、それだけ、朝廷の威嚴を減じた嫌がある。その端には「左辨官下」又は「右辨官下」とあり「左辨官下」とあるのが普通であるけれど、追捕流罪など凶事の場合にはみな「右辨官下」とする、これはもと左辨官が民部、式部、中務、大藏の四省を管し、右辨官が刑部、兵部、宮內、治部の四省を管し、自然右辨官は凶事に關係することになつてゐるので、辨官がたとひ左辨官の人であつても、凶事の場合には「右辨官下」と書くことになつた。尤も最初の間は諸國に下す場合など「官符追下」と附け加へ、急要な事件であるから先づ官宣旨を下すことを明にしてゐたが、それも後には書かぬやうになつて了つた。またこれまで天皇の旨を奉じて施行した宣旨は、天皇が大概幼沖であら

の軋轢であり、一門の間に於ける政權爭奪の泥合戰である。

大鏡に「世の衰ふる事もその御代よりなり」とあるが如く、攝關榮華時代は既に公家時代の衰微期に入つたといつてよい、奈良朝時代から平安朝時代に入つて整頓した朝廷の典禮儀式等も漸く行はれざることゝなつたのがまたこの頃からの事である、その徵證は多く當時代の事象の上に現れて居る、その主なるものについて左に述ぶるであらう。

院號の初

第一　院號の始まつたは實に冷泉天皇からである、神皇正統記に「この御門(冷泉天皇)より天皇の號を申さず」とあり、御生前に於ける緣故の地に因みて、ただ院號を奉るのみとなつて、支那風の諡號も日本式の尊號も廢せられた、これ一面に文物の消極的に墮したことを示すと共に、また律令制度が次第に行はれなくなつたことを見るべきものであらう。支那風諡號の復古したのは德川時代に入つてからである。

支那風の諡號廢す

第二　公文書に於いても、從來太政官符、太政官牒(太政官よりその被管の官廳へ下すものが太政官符で、被管でないものへ下すのが、太政官牒である)を以

つた、關白兼家がその東三條第に宴を開いた時に、賴光が鞍馬三十疋を以て大臣以下に分ち獻じ、宴を盛にしたのを見ても推測されるであらう。多田庄については坪井九馬三博士の實地踏査の結果がその著史學研究法に載せてある。俗に「多田の滿仲は武士の始まり」といふ、滿仲は武士勃興史に於いて中央の舞臺に活躍した最初の人物であつた。

安和の變

安和元年から二年にかけ何となく京都の人心恟々たるものがあつた、左大臣高明反を謀るとの流言もその間に生じた、滿仲は武藏介藤原善時等と共に、右大臣師尹に密告し、高明が天皇を廢して女婿爲平親王を立てんとする計畫あることを訴へ、且つその黨與の名をも擧げた、そして高明は俄に太宰權帥に貶せられた。滿仲等の密告が師尹の使嗾に出でたことは大鏡の著者が既に觀破したところである。

源高明太宰權帥に貶せらる

藤原氏はこゝに至つて他族排斥に全く成功した、安和の變以後この時代に於いて、藤原氏以外の人にして朝廷の要路に立つもの殆んど一人もなしといつてよいやうになつた、この後に起るものは藤原氏の內部に於ける兄弟叔姪

べたやうに、地方譜第の人々がこの後多く源平藤橘四氏のいづれかを稱するに至りしは如何なる徑路を有せるかの問題である。彼の平安奠都時代に編纂された新撰姓氏錄には五畿內だけでも數々ありし舊氏姓が、この時代に入れば四五の特例はあるであらうが、殆んど亡びでしまつた。それら舊氏姓の諸氏が源平藤橘四氏のいづれかを冒すに至つたとすれば、後に群雄爭覇時代に於けるやうに、系圖に疑ふべきものがないとはいへない、然らば淸和源氏の出自についても、この方面から更に廣く研究せらるべきではあるまいか。

源氏が勢力を得たについては、經基が巧みに藤原氏と結託したことから發展し來り、子滿仲に至つて更に成功したのは、その富力と、武力とによつたのである。彼は攝津の多田庄に根據を有して、この地に虎踞し、長子賴光以來攝津源氏と稱してゐた。また賴光の弟賴信、賴信の子賴義、孫義家、その子義忠、義忠の孫義成の五人は相繼いで河內守となり、こゝに河內源氏が起つた。賴信、賴義、義家三代の墓は現にその館趾と稱する同國壺井通法寺の舊域にあり、附近に壺井八幡宮が祭られてゐる。當時源氏の富有なるは實に驚くべき程であ

名族の地方に於ける勢力

この告文が原本でなく鎌倉時代の寫なので、果してこの分注の文が無條件に採用せられ得べきかも問題であり、且つこれまで正確なるものと信せられてゐる大鏡以下の諸書に清和源氏と稱せることが、如何にして發生したかをも同時に解決しなければならぬ。尤も星野博士は陽成天皇が基經の爲めに廢せられた御方であるが故に、天皇を祖とすることを避けて、貞觀の聖主に溯りたるならんと、反覆論辯、その極めて正確なるべきを推考せられたが、外に陽成源氏として系圖を有する諸氏があるのを如何に解すべきか、また大鏡に「此御末ぞかし今の世に源氏の武者の族はそれもおほやけの御かためとこそはなるめれ」とあるのを、全く後人の攙入と認めて差支ないであらうか、それに年齡の上から經基を貞純親王の子とするよりも元平親王の子とする方が都合よしとする星野博士の考も、經基の事蹟がもつと正確に闡明せられない限り、直ちに左祖し得らるべきものではないであらう。

たゞこゝに考慮すべきは、源平二氏、または藤原氏、橘氏などの名族のみが如何にして地方に於いても勢力を得るに至つたかの問題であり、また前にも述

子滿仲に至ります〳〵藤原氏との關係が密接となり、源氏は全く藤原氏の爪牙として活動するやうになつたのである。攝關榮華時代はかく一方に於いてまた武士の棟梁が勢力を中央に扶植しはじめた時代でもあつた。

清和源氏の系統についての異説

經基は清和天皇の第六皇子貞純親王の子、孫王として源氏を賜はつた人であると傳へられ、世に六孫王と呼ばれてゐる、普通にこの流を清和源氏と稱する。これについては嘗て異説を生じ、史學界の問題となつた、それは石清水八幡宮田中文書の告文部類に收めてある源頼信告文案に、その先祖が陽成天皇の皇子元平親王から出たと分注してあるのに起るのであつて、これまで大鏡・吾妻鏡もしくは尊卑分脈などをはじめとし、經基が清和天皇の御孫であると記してあるのに對し、こゝに新説が提出された。

陽成源氏説

星野恒博士は史學雜誌第十一編に、この告文部類に基づき「六孫王は清和源氏に非ざる考」を公にせられたが、偶〻大森金五郎氏の平忠常に關する論文「平忠常追討の地理」（歷史地理第一卷）に頼信に關した事ありしに對し、星野博士はまた史學雜誌第十二編に「六孫王は清和源氏に非ざる考追考」を掲げて、盛に陽成源氏説を主張された。されど

卽位式を行はせたまはざるに、天皇の御病瘂を名として急に守平親王を皇太弟に冊立した。高明は醍醐天皇の皇子で源姓を賜はり、西宮左大臣と呼ばれ、西宮記の著者としても有名である。朝儀典故に通曉し、藤原氏に一敵國の感あらしめてゐた。實賴等が先づ守平親王冊立の擧に出でたのは實に高明を排斥せんが爲めで、その間の事情は大鏡の記すところ最も要を得てゐる。

源高明

西宮記

爲平親王の德望と高明の閱歷とは、たゞ實賴等をして立太弟の成功のみに晏如たらしむることが出來なかつた、彼等は先きに時平が菅原道眞に向つて行ひし密策を再演し、こゝに安和の疑獄を羅織した。その傀儡となつたものが源滿仲である、これ藤原氏がその股肱として源氏を引きつけ、以て自家の政權爭奪に利用した初めであり、また源氏が藤原氏に賴つてその勢力を扶植する發程であつた。滿仲の父經基は承平天慶の亂に始めて史上に現れた人物であるが、夙く藤原氏に結託して歡心を得るに力め、その家を盛にせん事を謀つて居たのであり、將門が賊名を受くるに至つた事にも一半の責がないではなかつた。彼は攝政忠平の信用を得て次第に藤原氏に接近して來た、そして

藤原氏と源氏

藤原氏の榮華一百年

隋唐文化の爛熟時代

第五章　公家時代の三

第七　攝關榮華時代

冷泉天皇は村上天皇の後を承けて康保四年五月、皇位に上りたまひ、藤原實賴攝政となつた、これより後冷泉天皇の御代に至るまで凡そ一百年の間は實に隋唐文化の爛熟時代であつて、藤原氏が天皇の外戚として攝政關白となり、政權を獨占し榮華を極めてゐた、そして兄弟叔姪の間に攝關爭奪戰があり、一門の衰兆また釀成せられて行つた。

されどこの時代の初に於いては尙ほ彼等が枕を高うする能はざるものがあつた。元來村上天皇の皇后安子は實賴の弟師輔の女であらせられ、その御腹に冷泉天皇の外に爲平、守平の二親王が生れたまうた、順序からいへば兄君であり父天皇の御鍾愛もある爲平親王が皇太弟に立ち給ふべきであつたが、親王の妃が左大臣源高明の女であつたゝめに、關白實賴等は冷泉天皇がまだ

天暦の治

た。されば この御代は天暦の治と稱せられて延喜の御代と共に聖代といはれ、凶歳ごとに御祈禱や御修法が行はれ、囚人の放免なども度々に及んでゐる、たゞ前の御代から引きつゞいて强盜夜盜など屢京都附近を横行し、紀綱の頽廢次第に甚しくなつた。

率分堂の庭に草を生ず

嘗て天皇南殿に出御あり、當時の政治を老いたる下部に尋ねたまひしに、主殿寮に松明多く用ゐられ、率分堂の庭に草が生じたと言上した。彼の菅原文時の意見封事(本朝文粹及び群書類從に收む)は僅に三條に過ぎないけれど、三善清行のそれと相並ぶべきものと評されてゐる。

禁中歌合の始まり

また延喜聖代の後を承けて詩歌管絃の御遊なども盛んであり、はじめて禁中で歌合が行はれた(名古屋眞福寺所藏の本朝詩合參考)。文人には大江朝綱、大江維時、菅原文時、橘直幹の如きあり、天皇もまた詩を善くしたまうた。

和歌所

梨壺五人

短歌はます〳〵流行し、和歌所を置いて、源順、大中臣能宣、清原元輔、紀時文、坂上望城等を寄人とし、萬葉集を訓點せしめられ、禁中の梨壺(昭陽舍)にあつて、後撰和歌集を撰ばしめられた、この人々を梨壺五人と稱して居る。百人一首で有名なる壬生忠見、平兼盛なども當代に於ける歌人の錚々たるものであつた。

将門を討たしめられた。幸にして忠文の未だ到らざる間に、貞盛及び下野押領使藤原秀郷は将門の兵少きに乘じ、之を下野に破り、将門退いて下総猿島郡に力戰したけれど、遂に敵せずして射殺された、ついで興世王また上総に於いて誅せられ、純友もまた翌年誅に伏し、東西の兵亂こゝに平定した。嘗て織田完之氏國寶將門記を著し、将門叛賊の寃を雪がんとせられたが、たとひ彼に一種の俠氣があり、その已むを得ずして起ちしに同情すべきものありとはいへ、彼が僞宮を營み百官を命せしなど國體上宥すべからざる罪である、また之を當然とせし思想が當時の社會にあつたとすれば、支那文化の如何に深く我か國民に浸潤したかゞ推知される。

将門純友の亂平ぐ

天慶九年四月、皇太子(村上天皇)御受禪遊ばされ、忠平は關白として天皇を輔佐し奉ることゝなつたが、天暦三年歳七十にして致仕し、ついで薨せし後その子實頼、師輔相並んで左右大臣に任ぜられてゐたが、この御代の終に至るまで十七年の間は「いみじき御榮華ぞかし」とある大鏡の文の如く、全くその一家に政權を收むる時代に到達しながら、遂に關白に任ぜられず、天皇の親政であつ

村上天皇

に謀叛したと奏上した。將門はこれに對しその實なき由を辯疏して漸く事なく濟んだけれど、藤原玄明なるもの常陸介藤原維幾に反抗して國を逐はれ、下總に走つて將門の許に投ずるや、將門彼を援けて常陸に入り、國府に迫つて維幾を捕へ、印鑰を奪ひ本鄕に歸つたが、貞盛はまた維幾に黨してゐた、そして將門と親しかつた興世王が「一國を取るも誅せられ、八國を取るも誅せらる、進んで坂東諸國を虜領せよ」と將門に勸めたことは遂に東國をして兵亂の衢たらしむるに至つた。將門は先づ下野、上野の國廳から國司を逐うて印鑰を奪ひ、八國の國司を任命し、一女巫の言によつて自ら新皇と稱じ、下總の亭南に僞宮を營み、大臣以下文武百官を定めた、その補任しなかつたものは曆博士のみであつたと傳へられてゐる。これは天慶二年十二月のことである。

藤原純友また叛す

將門はまた書を攝政忠平に送つて護等と爭鬪せし以來の事情を訴へた。この折も折、純友また二たび勢を得て伊豫の國府を襲ひ財物を掠奪した。飛報に接せし朝廷の驚愕一方ならず、天慶三年正月小野好古を山陽道追捕使となし、源經基と共に純友を討たしめ、また參議藤原忠文を征東大將軍に任じて

常陸大掾源護及び伯父常陸大掾國香と戰ひこれを破つた。ついで護及び平良正、良兼及び貞盛(國香の子)等また將門を討たんとせしに却つて敗れ、護は之を朝廷に訴へた。護及び將門は京都に召喚されたが、將門辯疏して輕犯に准せられ、やがて恩典に浴して承平七年五月國に歸ることゝなつた。然るに將門が上京してゐた間に良兼は兵備を修めて重ねて將門を襲ひ、その後勝敗相半したが、朝廷に於いては地方の政務に對する處置如何にも緩漫に流れ、加ふるに朝議反覆、或は將門の訴ふる所によつて良兼を捕へしめ、或は良兼の訴によつて將門を追捕せしむるなど、去就に迷ふべきこと多かつた。遂に同年十一月將門追捕の官符を坂東諸國に下され、貞盛また上京して將門の罪を訴へしため、貞盛をして將門を討たしめられたけれど、將門の勢力大にして兵を進むることが出來なかつた。

その頃武藏權守興世王、武藏介源經基は足立郡司武藏武芝との間に國務の爭を生じ、將門これを和解せしめしに、偶〻武芝の部下が經基の營を圍んだ、經基は、將門が興世王と相議して己れを討たんとするものと疑ひ、將門、興世王と共

承平天慶の亂

從來純友・將門が東西相應じて叛したといふ說もあつたが、二人の間に何等聯絡のなかつたことは將門記によつて明である。東國に於ける將門の叛亂は純友のそれの如く單純なるものでなく、實に武士勃興史に數頁を費さるべき重要性を帶びてゐるのであつて、中央に志を得ざりしものが地方政治の闕陷に乘じて次第に活動し來つた徑路を觀るに足るのである。卽ちそれらの人々は多く國司となつて土着し、地方に勢力を有せし武士を從へ、或は一族の間に、或は他族との間に互に軋轢を生じ、兵を交へて爭ひ鬪つても、朝廷の威力最早之を制御し得なかつたほどの實情を暴露した。將門の叛亂は實にその一好例である。將門記（承德二年書寫のものが名古屋市眞福寺に藏せられてゐる、それを摸寫した植松茂岳の刊本があり、また群書類從にも收められてゐる）は將門の叛亂に關し最も重要なる史料といふべく、今昔物語集はこれをはじめ武士の勃興に關せる事情を知るべき多くの說話を傳へてゐる（大森金五郎氏の武家時代の研究第一卷所收「平將門叛亂の研究」參考）。

將門の叛亂の概說

將門は下總の豐田相馬兩郡に勢力を有してゐたが、承平年中私怨を以て前

朱雀天皇即位藤原忠平攝政

群盜京畿に出沒す

暴露してゐる（本朝文粹及び群書類從に收めてある）。清行は普通にキヨツラと讀むが、キヨユキとよむのがよいといふ說がある。

延長八年醍醐天皇御讓位あり、朱雀天皇八歲にして即位したまひ、藤原忠平をして政を攝せしめられた。忠平は宇多天皇第一の皇女均子內親王に配して特に朱雀院の西對で婚儀を擧げしめられた人で、時平の薨後累進して遂に左大臣に昇つたが、如何にも溫厚なる政治家であつたと傳へられてゐる、しかし威福は既に藤原氏に集まり、この時廟堂に立てるもの、その一門以外の人僅に三四人に過ぎなかつた、しかもそれらの人々は所謂伴食の納言であり參議であつて、殆んど勢力なく、藤原氏は父子兄弟相並んで政權を執り、朝廷の紀綱は漸く弛んで來た。京畿に群盜出沒するも、撿非違使の追捕その甲斐なく、まして地方は國司制次第に紊れ、承平四年には西に伊豫大掾藤原純友任滿つるも歸らず、海賊の首魁となつて沿海を刧掠せるあり、一時紀淑人によつてそれらの海賊を綏撫し得たけれど、天慶二年また純友の再擧と時を同じくして東に平將門の叛亂起り、武士の活動始めて史上に現れて來た。

今その書亡び、後に弘仁、貞觀の格と併せて類聚した類聚三代格に之を見得るのみである。前に述べた莊園の研究なども亦之に據つて闡明し得るものが多い。式は官府の章程、所掌の細目等を定めたもので、前にもいつたやうに當時社會の狀態、諸國の產物、文化の程度などもまた略〻窺はれる。例へば祝詞、案上案下の官幣に預れる神名帳、歷代の山陵をはじめ、諸國牧場の名まで巨細洩すところがない。殊に弘仁、貞觀の二式は交替式の外たゞその殘缺もしくは逸文を存せるのみなるに、延喜式の全文が今日に傳はつてゐるのは、大幸といはねばならない。

公家時代の衰微期に入らんとする分水嶺

かくて延喜の聖代は實に隋唐の影響を受けた我が文物が整美を極めた絕頂といつてよい。しかしまた同時に將に公家時代の頽廢期に入らんとしてゐた分水嶺であることをも知らねばならぬ。その實質を檢討するとき此等の文物は或は時代の粉飾に過ぎないではないかとさへ思はしめるものがあつた。

三善淸行の意見封事

延喜十四年醍醐天皇が特に諸臣に命じて政治に關せる意見を上らしめたまひしに對し、三善淸行の奏上したる意見封事十二條は忌憚なく當代の實情を

作者部類

版になつて居る作者部類が重寶である。

和歌の勅撰はかく初めて延喜の御代に行はれたが、假名文體の國文は僅に

假名文體の國文

その萌芽を見たる位で、竹取物語が實にその現存せる最初のものと傳へられてゐる。又紀貫之の古今和歌集の序もこの種の序文の嚆矢であり、彼の土佐日記。またこゝに特筆せらるべきものであらう、しかし何といつても假名文體國文は攝關榮華時代を最盛期とするのであるから、改めて次章に述べよう。

當時の文學者

ついでに當時の文學者を擧ぐれば、前時代を承けて猶は多く輩出し、都良香、島田忠臣、菅原是善、同道眞、橘廣相、三善清行、紀長谷雄等みな詩文に秀でた人々で、都良香が羅生門の鬼と詩を和した話など江談抄に見えて居る。彼等が多く門戶を張つて相爭うたことは、阿衡一件を惹起するに至つた所以の一であり、道眞の左遷も半ばその爲めであつた。此等の人々の詩文を集めたものに、扶桑集(延喜天曆ごろの詩集)がある、之を一讀すれば前時代に比し、日本的となつて來たことが諒解せらるゝであらう。

延喜格式

第四に延喜格式は三代實錄と殆んど同時に編纂されたものであるが、格は

十三代集

續拾遺和歌集　廿卷　弘安元年　御子左爲氏撰
新後撰和歌集　廿卷　嘉元元年　冷泉爲世撰

以上十代集と併せて十三代集ともいふ

玉葉和歌集　廿卷　正和二年　京極爲兼撰
續千載和歌集　廿卷　元應二年　冷泉爲世撰
續後拾遺和歌集　廿卷　正中二年　御子左爲藤同爲定撰
風雅和歌集　廿卷　（貞和二年）　花園法皇御撰
新千載和歌集　廿卷　（延文四年）　御子左爲定撰
新拾遺和歌集　廿卷　（貞治三年）　御子左爲明（四季六卷）頓阿法師撰（賀―雜十四卷）
新後拾遺和歌集　廿卷　（永德三年）　御子左爲遠同爲重外四人撰
新續古今和歌集　廿卷　永享十一年　飛鳥井雅世撰

二十一代集

以上十三代集と併せて廿一代集といふ

また新勅撰和歌集以下新續古今和歌集までを十三代集ともいふことがある

勅撰集和歌の索引

この勅撰集に收められた和歌の索引は渡邊文雄氏等の國歌大觀が最も善く出來て居る、二十一代集の和歌をすべて合せ載せ、之に五句索引を附してある。また作者の名を調ぶるには、八代集だけは、北村季吟の八代集抄と共に活

で及んでゐる、今左にこれを表示しよう。

勅撰和歌集一覧（年は撰進奏覧にかく）

古今和歌集	廿巻	延喜五年	紀貫之外三人撰
後撰和歌集	廿巻	天暦五年	大中臣能宣源順外三人撰
拾遺和歌集	廿巻	長徳年間	花山天皇御撰（四條公任撰の說あり）
以上三代集といふ			
後拾遺和歌集	廿巻	應徳三年	藤原通俊撰
金葉和歌集	十巻	大治元年	源俊頼撰
詞華和歌集	十巻	仁平年中	六條顯輔撰
千載和歌集	廿巻	文治四年	藤原俊成撰
新古今和歌集	廿巻	元久二年	堀川通具京極定家外三人撰
以上三代集と併せて八代集といふ			
新勅撰和歌集	廿巻	天福二年	京極定家撰
續後撰和歌集	廿巻	建長三年	冷泉爲家撰
以上八代集と併せて十代集ともいふ			
續古今和歌集	廿巻	文永二年	冷泉爲家外四人撰

勅撰和歌集一覧

三代集

八代集

十代集

後朝廷の方針は略〻これに基いてゐるといふことが出來よう(史學雜誌第三十四編川上多助氏「平安朝の莊園政策」參照)。

國史編纂の最後

新國史

第三に從來政府事業として行はれて居た修史は、醍醐天皇の御代に至り日本三代實錄を以て打止めとしたやうなものである。村上天皇の御代に藤原實賴等が勅を奉じて新國史を撰んだが、恐らく遂に完成しなかつたであらう、その一部は本朝世紀に收められてゐる。それで普通には醍醐天皇の御代に國史の編纂止んで和歌の勅撰起ると稱するのである。

萬葉調の和歌廢る

六歌仙

勅撰和歌集の初

和歌は攝關新置時代に入り、萬葉調の長歌が如何に拙劣になつたかは、續日本後紀仁明天皇の嘉祥二年三月興福寺の僧が天皇の寶算四十に滿ちたまふを賀し奉りしものを見ても證明される、そしてこの間に三十一字の短歌は次第に流行し、在原業平、大友黑主、小野小町、僧正遍昭、文屋康秀、喜撰法師の如き所謂六歌仙の名手を出して居るが、攝關中停時代には紀貫之、凡河內躬恒、紀友則、壬生忠岑などの歌人輩出し、この四人はじめて勅を奉じて古今和歌集を撰集したのが、實に勅撰和歌集の初である。 この後ち和歌の勅撰は室町時代にま

たやうに、平安奠都時代から攝關新置時代に及んでは既に班田收授制が圓滑に行はれなかつたのに、かく莊園が次第に多く發生し、土地の兼併がます／＼盛に行はれると、地方の人民にして權門勢家と結び國司の壓迫から逃れんとするものまた現れ、莊園濫立の傾向更に甚しく加はつた。

この實狀に對して宇多天皇は早くもこれが矯正の策を講じたまひ、度々勅を下して、公私を問はず王臣家の土地獨占を防ぎ、院宮權門が地方人民と結託するを禁止されたが、その御精神を繼承し給へる醍醐天皇は、延喜二年三月前の班田復活と共に莊園整理の勅を下したまうた、卽ち院宮王臣家が公私利を共にすべき山林藪澤池沼を獨占するを禁じ、又悉く寛平九年以後の勅旨田を停め、諸國人民が中央の權貴と結び國司に反抗して、納租其他の義務を回避することを戒め、且つ院宮勢家にして地方の山野を占め、人民の私宅を借りて庄家と號し、租稅を納めざるものを禁斷された。勿論この延喜の莊園整理案が如何程成績を擧げ得たかは之を詳にする事が出來ない、しかしこれは實に莊園整理の先驅をなすものであり、後三條天皇の莊園政策に見られる如く、この

至つて、土地國有の基礎は既に完全に崩壞し、こゝに莊園なるものが起ることとなつた（國家學會雜誌第二十卷中田薫博士「日本莊園の系統」參考）。

莊園の起源

尤も莊園は既に大化以前から引續いた神社の神地などをはじめ、子孫に永く傳ふることを得たる大功田などにも起源を有してゐるが、墾田は實にその主要なるものであり、土地制度に一大變革を生さしめたものである。殊に寺院幷に權門勢家は盛に空閑地を開墾してこれを占有し、又朝廷に於いても桓武天皇の御代以來、諸國の山野空閑地荒廢田等を皇族等に頒つて開墾せしめられたものが多かつた。それに本來不輸租田としては、公田に准せる神田、寺田等の類のみであつて、皇族をはじめ有力なる社寺自身の開墾により、若しくは人民から田地を買ひ、或は寄進によつてその領有に歸した莊園は、規定の田租を納めなければならなかつたところ、漸く不輸租田の範圍が擴張される傾向を生じ、權門勢家又は有力なる寺院など特殊の理由を申し立てゝ、その田地を不輸租とせらるゝものが多くなり、各種の不輸租田が現れて來た、そしてそれらの莊園は全く國司の支配以外に立てるものであつた。しかも上に述べ

不輸租の莊園

いても十九年を過ぎて天長五年幾にこれを行つたぐらゐであり或は校田しても班田が行はれずして、その成績を擧ぐることが出來なかつた。かく班田收授制の實施が圓滑に行はれないことになると、口分田が漸次人民の私有財産たる性質を深めて來るのであつて、こゝに必然的に土地兼併が發生したといつてよい。醍醐天皇は殊にこの點に大御心を注がれ、延喜二年三月班田收授の勵行を命じ、承和元年の一紀一班の制に據り、諸國に命じて十二年ごとに一回校田を言上し、官裁を待つて班給せしむることゝしたまひ、この年を以て計班の初めとして之を實行せしめ、もし空しく班年を經過するものあれば法によつて罪すべき事を告げしめられた（類。聚。三。代。格巻十五參考）。

墾田三世一身法

土地の永久私有

大化改新以來、朝廷に於いては固より土地國有主義を以て進まれたのであるが、一般人民殊に豪強の者には土地私有の熱止むべきものでなく、既に文武天皇、元明天皇の御代に於いてこれを禁斷した程であつた。しかし一方に土地開墾を奬勵して、元正天皇の養老七年墾田の三世一身法を定め、更に聖武天皇の天平十五年に墾田の數を制限されたとは云へ、土地の永久私有を許すに

北野天滿宮

年に至り託宣あり、はじめて京都に北野天滿宮の祠が建てられ、朝野の信仰ますます加はつた、天滿天神の勅號は一條天皇の永延元年に始まつたと外記日記に見えてゐる。冤罪を受けた人々が祟の恐れから神に祭られた例は淳仁天皇・早良親王(崇道天皇)をはじめ少くないが、人臣にして官幣を受け、國家の崇祀と國民の尊信と二ながら厚きは、道眞を以て第一人とすべきであらう。これについては北野天滿宮の所藏傳藤原信實筆の天神緣起繪卷をはじめ、周防松崎天神社所藏のものや鎌倉荏柄天神社舊藏(前田侯爵家現藏)のものなど參考すべきものである。

班田收授制の復活と莊園の整理

醍醐天皇が積極的に實行せんとしたまひしことの主要なるものは實に班田制の復活及び莊園の整理であつた。大化改新の一大精神たる班田の制は全國に實施するに當つて種々なる困難が伴ひ、だん〲圓滑に行はれなくなつて、既に桓武天皇の延暦二十年に、畿内の班田は六年ごとの校班を改めて十二年に一度行ふ事に定められた。

班田收授制の實行難

尤も七年の後大同三年には舊に復し、やがて弘仁元年に班田收授が行はれたけれど、その後また實行難に陷り、畿内に於

忠誠なる人格者に多大の同情が集中してこそ道眞が神として永く祭らる る所以がある、これを單に當時の迷信のみに歸すべきではない。道眞薨去の翌年四月に雷紫宸殿に震し、七・八兩月に亙つて毎日雷雨あるや、世の人々道眞の祟となし、五年八月安樂寺に廟堂を建てたのが、今の太宰府天滿宮の起りである。ついで道眞を陷れた藤原菅根も藤原時平も共に薨じ源光も狩獵に出でゝ暴死し、皇太子保明親王また薨去せられたのみならず、京都に屢〻火災などがあり、いよ〳〵以て道眞の祟となし、延長元年追つて本官に復し正二位を贈り、左遷の詔書及び外記文書等道眞に關したものを燒かしめられた。その後保明親王の御子慶頼王を親王とし皇太子とせられたるに、二年にして薨じたまひ、時平の子女みな相次いで死去したが、同八年には雷また清涼殿に震し時平の一味たりし藤原清貫、平希世等も震死したので、當時祟を恐れてゐた頃にあつて、これを道眞の靈に歸するは當然のことであらう、天皇は道眞の官職を復しその子孫を優免したまひしが、時平の弟忠平の如き、その大臣となるや、また大に安樂寺の廟所に崇敬を加へたと傳へられてゐる。朱雀天皇の天慶五

間の口實を與へ、親王を皇太子に立てんとする陰謀ありと密奏するに及んで、延喜元年正月彼は遽に太宰員外權帥に左遷せられた(菅公論纂參考)。

しかし之を以て直ちに天皇を非難し奉るは當らない、天皇の道眞に對したまふ御信任はかゝる讒間の乘ずべきものなかつたと拜察する。それにも拘はらず道眞の貶謫せられたのは、一時道眞をして要路の外に避けて、藤原氏や源氏の不平と激烈なる學閥の爭から遠ざかり、その身を安全の地に置かしむることが、道眞の爲めであり、また延いて皇家の爲めであつたからであらう。若しこの場合、鎌足以來の名族にして勢威ありし藤原氏の中心人物たる時平を罪し、皇族賜姓の人源光を貶し、その黨與を一掃したまはんには、餘りに由々しき騷亂を來す恐があり、道眞はこゝに於いてかその寃を忍受し、天皇も涙を呑んで彼を筑紫に逐りたまうたのではあるまいか。道眞太宰府に下るや、天を恨まず、人を恨まず、門を閉ぢ客を謝し、文墨に託して自ら遣り、日ごとに恩賜の御衣を捧持して寵眷を偲び奉つてゐたが、延喜三年二月病んで配處に薨じた、當時の人々が如何に同情したかは想像に餘りあるであらう。

菅原道眞貶謫せらる

の天子醍醐天皇を輔翼し奉るに最も適當なる人物として、宇多上皇の顧命を受けた所以であつたらう。天皇が皇太子に立ちたまひ、また御元服の日皇位を繼ぎたまひしも、皆上皇が道眞に謀議して決行せられたのであり、天皇に對し奉る道眞の忠誠と共に、道眞に對する天皇の御信任日に加はり、道眞は禁中の内宴毎に預らざることなかつたといはれてゐる。從つて時平をはじめ藤原氏の不平はいふに及ばず、他の儒家の人々また彼を嫉視した、また皇族にして姓を賜はりし、中納言源光の如き、彼の下風に立つことが、如何にも不平滿々であつたが、昌泰三年宇多上皇密に天皇と議せられ、先づ天下の政を決して後奏すべしとの内諭を道眞に賜ふや、彼は固辭して受けなかつたけれど、この内諭のあつたことを洩れ聞いた時平・光等は相結んで遂に彼を陷れんと謀るに至つた。尤もその地位が危い淵に臨んでゐたのは、既に當時の人々にも豫感せられて居たのであり、三善淸行の如きは、書を彼に贈つてその反省を求めてゐる。たゞ彼は上皇の顧命と天皇の御信任とに酬いんが爲めに、留つてゐたのであらうが、彼がたま／＼女を皇弟齊世親王に納れてゐたことは、時平等に讒

延喜の御代

さて醍醐天皇は父天皇の御期待大なりしだけの政績を擧げたまうた天子であらせられ、進んで莊園の整理に着手せられた程、積極的の御方であつた、そして日本三代實錄の修撰、延喜格式の修定、古今和歌集の撰進なども行はれ、燦然たる文華がこの御代に現れてゐる。天皇が寒夜に御衣を脱して民の疾苦を思ひやり給ひし御仁慈、常に溫顏臣下の直言を求めたまひし御聖德、後世延喜の治を稱し、聖帝と申し奉る。もと伏見宮家に傳へられ、今御物として東山御文庫に藏せられてゐる宸翰は、如何にも立派な御手跡である。

聖代の一不祥事

然るにこの聖代に菅原道眞の貶謫といふ一の不祥事が起つた。道眞は橘廣相に次いで、宇多天皇が藤原氏に對抗せしめんがため特に登庸せられた當時學德一世を蓋うた人で、その編纂に成れる類聚國史の如き、我が史學史に於いて重要なる位置を占むるものであり、且つ彼の國體觀をも窺ふに足るものである。嘗て讚岐守の任終つて歸京せんとするや、國人皆涕泣して之を送つたことにその人格が偲ばれるのみならず、史學雜誌第三編に久米邦武博士も論せられてゐるやうに、如何にも溫厚なる政治家であつた、それが恐らく少壯

世終つて北宋となつてからは宋船の博多・敦賀等に來往するものまた次第に多くなつた。

ついでに渤海國との關係をこゝに述べよう。渤海は奈良朝時代の初めに當つて、大祚榮なるものゝ今の吉林省あたりに起つて國を成し、その領土は滿洲一帶から咸鏡北道の地に及び、肅愼・扶餘の舊種を從へ、且つ、高麗の故地を併せて自らその後と稱した。我が和銅六年唐の玄宗が祚榮を渤海郡王に封じて後はじめて渤海國といひ、祚榮の子武藝、聖武天皇の神龜四年に高仁義等を我が國に遣したのがその第一回の朝聘である。然るに仁義等は蝦夷に虜殺せられ、高齊德等數人纔に入朝することを得たが、我が國からも送使を任じ、その王に國書及び物を賜うて、之を優遇された。この後凡そ二百年通交が絕えなかつたのは、蓋し一は以て新羅を牽制せしめ、一は以て唐との使聘に聯絡を取らしむる必要があつたからであらう。その最後の使聘は醍醐天皇の延喜八年であつたが、ついで延長五年契丹に滅されて東丹國と稱するに至り、また一たび使を我が國に遣せしも却けられ、彼我の關係全く止んでしまつた。

菅原道眞上表して遣唐使を止む

宇多天皇の寛平六年に菅原道眞を遣唐大使とし、紀長谷雄を遣唐副使に任ぜらるゝや、恰も僖宗から昭宗の代にかけた唐の衰世であり、非常の困難を凌ぎ、多大の犧牲を拂つてまで、危險なる支那海を往復して彼の文化を輸入する必要は最早我が國になかつた、文學の如きまた必ずしも彼の下にあつたのではない。道眞は唐の凋弊甚しきを說いた在唐の僧中瓘の書を得、上表して公卿博士に可否を論定せしめられんことを請ひ、遂に遣唐使の事は沙汰止みになつた、そしてこの後ち支那の商船に便乘して僅に彼土に入れる僧侶があつたのみで、我が國の文物藝術はこれより一層日本的となり、漢文の如きも大に和臭を帶びたが、書道などまた所謂上代樣と稱する和樣を生じた、異制庭訓往來には和漢異二其閫域一と評してゐる。

支那商船の來往

醍醐天皇の延喜三年に唐人で羊や鵞鳥を獻ずるものがあつた、その後四年、唐は亡びて五代の時代に入つた、京都青蓮院所藏の熾盛光法の奧書によれば、この年と延喜十三年とにも支那の商船が來朝してゐる。この後は北方に於ける契丹が支那に侵入したゝめ、たゞ呉越あたりから我が國に通交するに過ぎなかつたが、村上天皇の天德四年、五代の

常嗣を大使とし、小野篁を副使とし、同三年七月太宰府を出發することゝなりしに、暴風の爲め第一船第四船は肥前國に、第二船は同國松浦郡の別島に漂着し、第三船は難破して僅に十數人の生存者對馬島に漂着したに過ぎず、一ト先づ大使等も京都に歸り、更に太宰府に命じて使船を造らしめた。ついで明年七月また發途せしに、再び風浪に遭ひ、第一第四の船は壹岐に、第二船は値嘉島に漂着した、そして翌五年またやがて三たび進發せんとするや、常嗣が篁の坐乘した第二船を第一船として駕するに及んで、篁大に怒り、病と稱して留まり、西道謠を作つて遣唐の役を諷刺した。この謠嵯峨上皇の叡覽に入り逆鱗甚しく、勘發遣唐使の任命あり、篁はやがて隱岐國に竄謫の身となるに至つた(續日本後紀、及び水鏡參照)。かくて大使常嗣等は使命を果して同じく六年八月歸朝したが、その持ち歸つた唐物を伊勢皇大神宮に奉つたり、又宮市といつて建禮門前に幄を張り內藏寮の官人や內侍等が交易した。尤も天皇は篁の才學を愛でたまひ、翌七年に至り篁赦されて本位に復し、後ち參議に昇任して文德天皇の御代に薨去した、世に野相公といつてゐる。

遣唐使の廢止

宇多天皇の御代に於ける主なる史的事象の一として述べたいのは遣唐使の廢止である。天智天皇の御代に支那との國交が復舊した後、歷代しば〳〵遣唐使を發遣したまひ、これによつて唐の文化が多く我が國に輸入されたことは上文第三章に述べた通りである。航路は北路南路の二に分れてゐたが、當時造船術未だ發達せず、遠洋航海に慣れなかつたのに、奈良朝時代以來新羅我に服せざりし爲め、屢南路を取り、風波のため覆沒して彼の土に達し得ぬこともあつた、幸に使命を果すことを得ても、藤原淸河の如く、遂に歸朝の機を得ずして彼の國に客死せしものもあり、凡そ二百年の間非常に高き價を拂つてゐたのである（萬葉集遣唐使關係の歌參考）。その使節には名門にして文學の才あるものを選任し、出來るだけ一行の人々を優遇した、或は物を賜ひ、或は一時限り位に敍せられ（借正五位下などいふ位を有するものも國史に見えて居る）、乘船にすら位を授けられたことがある。

藤原常嗣と小野篁

桓武天皇の延曆二十三年發遣せられた藤原葛野麻呂の一行は首尾よく使命を全うしたが、仁明天皇の御代に於ける遣唐使は端なく一の紛擾を生じた、續日本後紀によれば、承和元年藤原

醍醐天皇

敦仁親王の立太子は天皇が道眞とたゞ二人でお定めになつたのである、恐らく基經の女溫子に皇子誕生の事なく、時平の勢力未だ多く展びざる間に早く之を決せられたのであらう。やがて彼は寛平七年に中納言に任じ、左大辨春宮亮侍從式部大輔を兼ね、ついで、春宮權大夫に進み、九年六月に權大納言兼右近衞大將となつて、大納言兼左近衞大將たる時平と相並び政治に參した。

寛平御遺誡

翌七月天皇位を皇太子(醍醐天皇)に讓りたまうた、この時大は治國の要道、人物の任用より、小は宮中に於ける火の用心に至るまで委曲に新天皇に示したまひ、殊に道眞を以て正論の人となし、朕の忠臣にあらず、新君の功臣なりと顧命せられた、この御書が有名なる寛平御遺誡である(群書類從に收めらる)。從つて引つゞき醍醐天皇の御代にもまた天皇の親政が行はれた。朱雀村上二天皇の御代となつて、時平の弟忠平が攝政又は關白になつたとはいへ、その薨後また之を任せられずして村上天皇の御代を終つたのは、圓融天皇以後必ず攝政もしくは關白を置くやうになつたことゝ劃然たる區別がある。今この期間を攝關中停時代と稱する。

これを辯せしも決せず、天皇は遂に阿衡の詔を改め、廣相の出仕を止められ、且つ基經の女温子を納れて女御とし、僅に基經の心を解きたまうた。これについては政事要略にその表文をはじめ、關係資料が收められてゐる。

基經薨去の後關白を置かず

阿衡一件はかくて基經の勝利に歸したが、彼は寛平二年十二月上表辭職して後、幾くもなく翌年正月薨去した、そしてこの後また關白を置きたまはなかつたことは、こゝに天皇親政の御理想が實現し得たものとしなければならない。

菅原道眞の登庸

天皇が廣相の代りに登庸したまひし人物は實に菅原道眞であつた。道眞は參議是善の子、父祖以來儒家の名門であつた、既に讃岐守として聲名あり、その上京中に阿衡一件に關せる世論の紛々たるを聞き、書を基經に送つて直言した、これが或は天皇の知遇を得た所以の一であつたらう。寛平三年三月藏人頭に補せらるゝや、上表して之を辭せんとし、この職多く藤原氏、源氏の人を任ずる先例でありその儒家の位にあらざるを述べたるも許されず、寛平五年敦仁親王皇太子となりたまふや參議左大辨に任じ春宮亮を兼ぬるに至つた、

任用せられた。廣相はもと文章生より出身し、才學もあり、文章を善くし、既に五十前後の齡に達し、朝臣の間に重きを成してゐた。然るにこの時代に入つて、學閥の爭既に激しくなつて居り、延いて天皇と基經との間に一大問題を惹起したのが所謂阿衡一件である。それは基經を關白に任じたまふについて、第二度の詔に「卿は社稷の臣にして朕の臣にあらず宜しく卿に委するに阿衡の任を以てすべし」といふ句があつたためで(阿衡は殷の名臣伊尹に賜はつた最高の官である)、嘗て基經の家司たりし紀傳博士藤原佐世(すけよ)がこの詔書を見て、「公は攝政を停めたまひしか、阿衡は位高きも職掌なし」と、基經に告げ詔書の作者廣相を非難したところ、基經は「然らば我は用なき身なり」と、直ちに辭表を上り敢て官奏を視ず、政務こゝに停滯した。基經が天皇の卽位を喜んでゐたか否かは暫く措き、かく天皇に疎外せらるゝが如き詔書を賜はり、しかもその詔書が橘氏たる廣相の手に成つたことは、基經をして激怒せしめた、その紛糾を來したのは寧ろ當然の情勢であつた。天皇乃ち諸博士をして阿衡の職掌について勘進せしめられたが、皆基經を憚つて佐世と大同小異の說をなし、廣相

高子の出なる貞保親王、及び基經の女であつた女御佳珠子の出なる貞辰親王があらせられた、もし彼にして外戚の權を振はんとならば、それらの皇子の中から迎立し奉らなければならない、その外清和天皇には姓を賜はらぬ親王が五人の多きに及んでゐられたのである、基經が光孝天皇を迎へ立て奉つた所以は天皇の聰明にして慈仁にましませし御聖德に推服してゐたためであつたといはねばならない。また光孝天皇が崩御に臨んで源の姓を賜はつてゐた定省親王(宇多天皇)を皇太子とされたことも、天皇の叡慮に出でたとはいひながら、また基經が旨を奉じたゝめに實現したこととしなければならない。若し大鏡の傳ふるところ果して事實であり、融が自ら薦めたとすれば、基經が彼を排斥した理由は他に求むべきであらう。

宇多天皇の御英明

されど宇多天皇は基經の想像して居たより以上の英明な御方であらせられ、天皇親政の實を擧げんとして、御即位の後先づ藤原氏に拮抗し得べき他氏の人を物色せられしに、皇族から出て居る源氏に人物なく、當時名族の一人であり、且つ父天皇以來登庸せられてゐた參議左大辨橘廣相を、その股肱として

橘廣相の任用

宇多天皇

賀茂臨時祭の初

光孝天皇と基經

光孝天皇は崩御に先だつ二刻、第三の皇子定省親王を皇太子と定めて後晏駕あり、定省親王天位に卽きたまうた、卽ち宇多天皇であらせられる、また亭子院天皇とも申し、出家したまひてのち、寛平法皇とも稱し奉る。御卽位後賀茂臨時祭を始めたまうた、それについては世繼物語に同明神託宣の事が載せてある。天皇が先きに源氏の姓を賜はつて臣下に降られたにかゝはらず、父天皇特に望を屬せられ、入つて皇統を繼ぎたまふについて、賀茂明神の冥助を仰ぎたまひし爲めであつた。

固より外戚を以て政權を執ることは藤原氏の前後一貫した政策であつた、それにも拘はらず皇位の繼承に對し基經は如何にも公平の態度に出でゝゐる。さきに陽成天皇皇位を去られ光孝天皇が迎へられたまひし時のことを大鏡に、近い皇親の方がなかつたので、源融が陣座で自ら推擧したけれど、基經は賜姓の人卽位の例なしとて之を排斥したといつてゐるが、彼が融を排斥したのは賜姓の有無によつたのでなく、光孝天皇を策立したのは近い皇親のお方がない爲めでもなかつた。實は淸和天皇の皇子に基經の妹であつた女御

攝關新置時代を終らんとするに臨み、平安奠都時代からこの時代にかけて普通に弘仁時代もしくは貞觀時代といはれてゐる美術工藝をこゝに一瞥しよう。前にもいへる如く、漸次日本的趣味に向つて來た藝術に、新に盛唐藝術を加へた奈良朝時代のものは、こゝに平安奠都時代からこの時代に入つて、更に密教神祕と晩唐藝術とにより、雄健と遒麗とを兼ねて進められ行き、圓熟したのである。その晩唐の傑作にして我が國に將來せられたものでは、眞言七祖畫像(空海將來、京都東寺所藏)、木彫五大虚空藏菩薩像(安祥寺慧運將來、東寺觀智院安置)が今遺つてゐる、之に對して東寺の十二天畫幅、高野山の赤不動尊畫像の如き、又河內觀心寺の本尊如意輪觀世音木像、大和室生寺の諸佛像の如きは、實に我が國の名工が苦心の餘に成つた當時代の代表的繪畫や彫刻であらう。たゞ平安宮の輪奐既に見るよしもないのは遺憾であるが、室生寺の金堂や五重塔が南大和の一溪谷に尙ほ立つてゐるのは幸といはねばならぬ。

第六　攝關中停時代

程度に過ぎなかつた、それが平安奠都時代に入れば、神は既に佛寺の守護者として仰がれて來た、最澄・空海等は佛寺を國家鎭護の道場たらしむると共に、同じく國家鎭護の力を有すると信じられた神社と親密なる關係を有せしめたのである。これは神社側から觀ても奈良朝時代以來猶ほ曖昧に附せられてゐた神佛關係を解決するに於いて歡迎せられたことであつたらう、そして終にその落ちつくべきところに落ちついたのが、本地垂迹説であり、こゝに神佛一致の思想が立派に出來上つた。しかしこの本地垂迹説はもと佛教側で考へ出されたものであるだけに、どこ〳〵までも佛本神迹、佛主神從であつた、從つて神社をして佛教化せしめ、やがて僧侶に神社を支配する勢力を有せしむるに至つたのも當然である。彼の氏神及び氏寺の如きもこれに影響されて同じ道程を辿り、これまで個々別々のものであつたものが相結合した、藤原氏の氏神たる春日神社と同氏の氏寺たる興福寺との關係の如きその一例である。又この後大般若經や法華經を寫し神社に奉納したものゝ多きについても、之と關連して注意すべきことであらう。

神佛の相互關係

てゐたが、はじめて反省雜誌に喜田貞吉博士は當時尙ほその出現したといふ確證なきを論ぜられ、更に辻善之助博士によつて史學雜誌第十八編（また日本佛敎史の研究所收）に精細なる研究が發表された。固より奈良朝時代に於ける神佛の關係は宇佐八幡大神の上京にも之を認め得られようが、まだ本地垂迹とまで發展した思想は形作られて居なかつたのである。本地垂迹とは、神が佛の垂迹であり、佛が神の本地であるといふのであつて、大日如來が天照太神の本地であれば、天照太神は大日如來が我が國に迹を垂れたまうたのであると說く。こんな考は最澄・空海の時代にもまだ出て來なかつた、たゞ地主神や鎭守神として佛寺に神社を勸請するに過ぎなかつた、それがこの本地垂迹の說までに進んだのは恐らく攝關新置時代に入つてからのことで、大安寺の僧行敎が石淸水八幡宮を宇佐から勸請したことを以て、その時に擬すべきであらうといふのが辻博士の說である。如何にも首肯すべき考察であり、今はそれが略〻定說になつてゐる。

思ふに奈良朝時代にあつては、神は佛によつて煩惱を解脫せんことを願ふ

野澤十二流

南都六宗衰ふ

本地垂迹說の實現に至る徑路

ち益信の廣澤流は仁和寺を、聖寶の小野流は醍醐寺を中心とし、やがてまた分れて野澤十二流となり、更に幾多の法流を生じてゐる。

天台·眞言の二宗がかく發展するに從ひ、奈良朝時代に盛なりし所謂南都六宗は漸く勢力を失ひ、法相·三論の二宗纔に國家佛教たる地位を天台·眞言の兩宗と爭ひ得たるに過ぎなかつた。尤も眞言宗の僧侶は東大寺の戒壇に於いて受戒したのであるから、南都佛教との關係も割合に密接であり、東大寺の如き、もと主として華嚴·三論の叢林たりしものが、また眞言宗の下風に立つ觀を呈するに至つた。それは醍醐寺の開山聖寶僧正が、嘗て東大寺に學びし折、留宿してゐた東室南房を東南院と稱したのに起るのであつて、眞言宗の僧侶ここに止住し、相繼いで東大寺別當となり、遂に全寺を管掌するやうになつた。これと同じく諸國の國分寺なども次第に天台眞言二宗のいづれかに屬することとなり、この二宗は地方にも勢力を進展せしめたが、こゝにこの二宗の與隆と伴ひて忘るべからざるものは、實に本地垂迹の說である。

本地垂迹なるものはこれまで普通に最澄·空海の時代に始まつたといはれ

東密と台密

蓋し山寺二門に分裂せしめた所以であつたらう。東寺を中心としたる眞言宗の密教を東密と稱するに對し、天台の密教は台密と云はれてゐる。

空海門下の英材

眞言宗に於いては空海附法の弟子數十人に及んだ、孔子の顏回にも比せらるべき智泉は早く世を辭したけれど、實慧・眞雅・眞濟等の高弟、皆皇室權貴の恩寵を受け、文德天皇の如き深く眞濟に歸依せられ、惟喬、惟仁兩親王の所謂東宮爭ひには、眞濟が天皇の御旨を體して惟喬親王のために祕法を修し奉つたと傳へられてゐる。

東宮爭ひ

眞雅と藤原良房

また眞雅は空海の俗弟で、淸和天皇降誕以來聖躬を擁護し奉り、良房の爲めに專念祈禱せしことが江談抄などに見えて居る、ついで天皇卽位の後、御歸依甚だ深く、遂に僧正に上り法印大和尙位を授けられた。東寺の長者は空海以後實慧・眞濟・眞雅を經て眞然に至つたのであるが、眞然は空海の甥で、また更に眞雅の灌頂をも受けた人であり、專ら高野山の經營に當つてゐた。

源仁

益信と聖寶

その後眞雅の弟子に源仁あり、彼は早く法相宗を學び、また實慧について密教を受け、眞雅・宗叡に從つてその蘊奧を極めた、そして弟子に益信・聖寶の二傑を出すに及んで、眞言宗の勢大に振ひ、こゝに廣澤・小野の二流が起つた、卽

智證大師圓珍

はれる程、叡山の諸堂塔も具はつた。圓珍は後に智證大師と諡號を賜はつた人で、俗姓は和氣氏(その系圖が園城寺に傳はつてゐる、總說補助學の章「系譜學」の條參考)空海の妹の子である、年十五歲にして叡山に上り、義眞に從つて天台宗を修め、その學業一山に高く、遂に奏して入唐の勅許を蒙り、天台山に上つて智者大師の跡を訪ね、長安に遊んで金剛胎藏兩界曼荼羅の祕旨を學び、天安二年歸朝した(その著行歷抄參考)。彼は叡山にあつて天台座主たること凡そ二十四年の久しきに及んだ、その間園城寺(三井寺ともいふ)を開いて大に南部の大法を宣布し、頻りに皇室の恩寵に浴し、且つ藤原氏の眷遇を受けた。

山門と寺門

後ち圓仁圓珍二師の徒互に相爭つたが、攝關榮華時代に入り、圓珍の法流を承けた慶祚に至り、その徒遂に叡山を離れて園城寺に移つた、これより圓仁の流を汲む者を山門と稱し、圓珍の法系を繼ぐものを寺門と稱し、山門寺門相對立し、その爭鬪は所謂惡僧を出すこととなつた。元より最澄の開いた叡山は、所謂天台四敎の圓密禪戒を兼修するところであつたが、圓仁・圓珍以來、特に密敎的色彩を加へ、しかも圓仁の理同事別に對し、圓珍が理同事勝の主張者たりしことは

天台眞言二宗の發展

天台座主

大乘戒壇設立の勅許

慈覺大師圓仁

てゐる。しかも良房・基經の時代に至り、はじめて人臣として、攝政となり、また關白となつて、皇室の外戚またその家に歸し、これより後、藤原氏といへば普通に北家の人々のみを指すことゝなつた。

こゝに暫く天台眞言二宗が如何に發展せしかを考察しよう。弘仁十三年最澄入滅の後(傳敎大師の諡號を賜はつたのは淸和天皇の貞觀八年である)義眞その後を承けて天台座主となつたが、前にも述べた通り、淳和天皇の天長四年に初めて勅許を蒙り大乘戒壇を設立してから、全く南都佛敎より離れ、相繼いで俊髦の輩出を見たのは天台の宗風をして大に揚らしめた所以であり、義眞の次に圓澄、圓澄の次に圓仁が天台座主となり、更に安慧、圓珍と相承けて、叡山の勢力は一時眞言宗を凌駕する概があつたといへよう。圓仁は後ち慈覺大師の諡號を賜はつた人で、下野國に生れ、若年叡山に上つて最澄に謁した、後入唐請益の官命を受け、遣唐大使藤原常嗣に從つて入唐し、天台山に上つて敎法を傳はり、在唐前後十年にして承和十四年に歸朝した、その著入唐求法巡禮行記はその折のものである、そして最澄の遺業は圓仁に至つて完成したと云

いといつてよい。

光孝天皇

光孝天皇は小松天皇とも申し奉る、仁明天皇の御子であらせられ、元慶八年御受禪の折、御齡既に五十五に及ばれてゐた。基經は迎立の功を以て特に優遇せられ、萬機の政先づ基經に諮稟せよ、朕は垂拱して成を仰がんとの優詔が下つた、これが關白の初例であつて、文書を內覽し、然る後天皇に奏上するのである。後には天皇御幼冲の間攝政に任じ、御元服後に關白に任せらるゝ常例となり、同時に藤原氏の氏長者であり、殿下と呼ばれた、そして前攝政、前關白を太閤又は大殿といひ、入道した人を禪閤と稱してゐる。

關白の初例　**太閤**　**禪閤**

藤原氏北家獨り榮ゆ

かくて藤原氏は次第に他族を排斥して勢力を得て來たのである、固より尙ほ大伴氏、佐伯氏、橘氏をはじめ舊來の氏族が全く亡びたのではないが、それらの諸氏は既に殆んど勢力を失墜し、藤原氏獨り繁榮の途を辿り、殊に內麻呂・冬嗣の父子相ついで嵯峨天皇の御信任を得てより、政治的中心たる基礎を築ぎ上げてしまつた、そして北家は南式二家をも壓して遂に藤原氏の本宗となつた。水鏡には冬嗣が一家の繁榮を祈願して興福寺に南圓堂を創建したと傳へ

藤原基經の攝政

養子となつて攝政に任じ、萬機を寄托せられたが、天皇御元服の後も尙ほ攝政を辭することを許されなかつた。然るに天皇御年若くて、宮中の群少に誤られ、御心疾ありし爲め元慶八年二月遂に天位を避りたまふこと丶なり、基經は光孝天皇を策立し奉つた、その事情は大鏡に見えてゐる。

出羽蝦夷の叛亂

坂上田村麻呂・文室綿麻呂の征討以來蝦夷の叛亂は殆んど靜まり、其の後奥羽地方はいよ〳〵皇化に歸服してゐたが、陽成天皇の元慶二年三月突然出羽の夷俘反し、秋田城に迫つて之を燒き、官軍大敗して事態頗る重大となつた。卽ち陸奥出羽の二國に勅してこれを防がしめ、更に上野下野兩國に命じて出兵せしめ、また藤原保則を拔擢して出羽權守となし、その推選によつて小野春風を鎭守府將軍に任じ、且つ東海・東山の諸國に勅して勇敢の士を擇び赴援せしめたまうたが、翌三年春に至つて叛亂漸く鎭定し、保則は正官に轉じて出羽に留まり、意を亂後の民政に注ぎ、蝦夷また大にその政化に服した(群書類從所收藤原保則傳參考)。これが奥羽に於ける蝦夷叛亂の最後といはれてゐる、公家時代に於いて武門ならざるもの丶武勳もまたこののち見ることが出來な

應天門の變

藤原氏機會あるごとに他族を排斥す

陽成天皇

源信等を搆陷し、使を出してその家を圍ましめんとするや、宇治拾遺物語の傳ふるところによれば、この時白川に屛居せし良房が馳せて御前に伺候してゐる、次いで善男の罪發覺して捕はれた後、勅して良房をして萬機を攝行せしめられてゐる。

應天門の變によつて善男は伊豆の國に配せられ、當時良吏の聞高かつた紀夏井の如きもその一味として土佐の國に流罪の身となり、善男に親しかりしもの皆排斥せられた。藤原氏はかくて機會あるごとに他族を政權の外に驅逐し、だん〳〵その勢力を大にすることを得たが、この時代は貞觀の治と稱せられるほど、天下よく治まり、殊に風俗の匡正に力めたまひ、朝廷の儀容また大に整ひ備はつた、貞觀儀式は實にこの後、朝儀の典例となつたものである。

良房は貞觀十四年九月老病を以て薨じ、不比等の先例によつて正一位を贈られ、諡を忠仁公と賜ひ、美濃公に封せられた。貞觀十八年十一月、淸和天皇遽に御脫屣あり、皇太子貞明親王に位を讓りたまうた、卽ち陽成天皇であらせらるゝ。御母は中宮高子、良房の兄長良の女である、そして中宮の兄基經、良房の

を築き上げ、攝關政治はたゞ形式的に發表せらるゝを待つのみとなつた。

攝關政治はたゞ形式的の發表を待つ

文德天皇

嘉祥三年三月仁明天皇崩じ、皇太子道康親王天位に上りたまふ、卽ち文德天皇であらせられる。皇族にして姓を賜はりし左大臣源常廟堂にありしも、天皇の外叔父右大臣藤原良房こそ當時の中心人物であり、その女明子（あきらけいこ）を納れて皇后とし、皇子惟仁親王生れ給ふや、生後僅に九ヶ月にして、第一の皇子惟喬親王（御母は紀名虎の女靜子）を越えて皇太子に定められた。これについて良房は眞雅僧正に依賴して精舍を建て祈禱せしめし程苦心したと傳へられる、眞言宗の盛大になつたのもまた藤原氏の力によつたところが多い。ついで天安元年二月良房太政大臣に任ぜられ、始めて人臣相國の例を開いたが、翌二年八月天皇崩御の後、淸和天皇（惟仁親王）御年僅に九歳にして卽位あり、良房萬機を攝行することゝなり、弟右大臣良相と共に善く政治を行ひ、天皇を輔導し奉つた、これが人臣攝政の初である。

藤原氏と眞言宗

人臣相國の初例

淸和天皇

人臣攝政の初例

貞觀六年天皇元服して政治を親裁あるに至つたが、良房は猶ほ隱然御諮詢に應じてゐた、同八年八月應天門の變に、一時權勢比なかりし伴善男が、左大臣

東國に入り事を擧げんとしたのは、寧ろ突飛であり、信ずべからざることであつて、これも藤原氏が皇室に對する關係に一歩を進め、且つ他族を排斥せんが爲めに仕組まれた政治的疑獄に過ぎないと想はれる。當時藤原冬嗣の子良房朝廷の要路に立つてゐたが、仁明天皇の中宮たりしその妹順子の腹に生れたまひし皇子道康親王を策立せんことは、既に早く彼の胸中に畫きしところであつた、たゞ皇太子恒貞親王の御生母は正子内親王であらせられ、二上皇御在世の間には事を發する機會を得なかつたのであるが、今二上皇相次いで登遐遊ばさるゝに及び、罪を春宮帯刀伴健岑、但馬守橘逸勢等に歸し、皇太子を廢せんとしたのであるまいか。皇太子恒貞親王は後ち出家して恆寂と稱せられ、眞言宗の高僧となられた、その御人格から觀てもかゝることに御同意遊ばさるゝとは考へ得られぬのみか、急に東國に走つて御擧兵にならねばならぬ理由も存在しないのである。かくて、皇太子は藤原氏の爲めに犧牲となつて廢せられ、皇子道康親王十六歳にして東宮に立ちたまふことゝなり、橘氏の如き遂に全く中央から驅逐せられ、藤原氏獨り外戚を以て權力を擅にする基礎

ば、その支那に傳へられたのが宋の時代であることだけは確であるが、さりとて之を空海の年代まで引き上げ得るであらうか。(六)「いろは歌に現れてゐる思想は、必ずしも眞言宗のそれとすべきものでなく、寧ろ今少しく降つて淨土思想の鼓吹せられた時代のものとして差支ないではあるまいか。

大矢透博士は音圖及手習詞歌考に於いて精密な研究を試みられ、大體圓融天皇の天祿前後より永觀前後に至る間に空也上人や千觀の徒の製作であらうとせられてゐる。

第五　攝關新置時代

仁明天皇即位一天皇二上皇あり

天長十年二月淳和天皇位を仁明天皇に讓らせられ、淳和天皇の第二皇子恆貞親王皇太子に立ちたまひて、こゝに一天皇二上皇がましました。承和七年五月淳和上皇崩御あり、同九年七月ついで嵯峨上皇崩御ありしに、その御葬送の翌日伴健岑(こはみね)橘逸勢等の密謀露はれて流罪に處せられたのは、また皇位繼承に關連せる一事變であつた。元來この二人が主謀者となり、皇太子を奉じて

皇位繼承上の一疑獄

して淳和院を設けたといふ舊來の說は全く誤である（史學雜誌第十九編及び國史叢說所收八代國治氏「誤られたる淳和院」參考）。

次に空海の作と傳へられてゐる「いろは」歌は伴信友が旣にその著假字本末（伴信友全集所收）に論じて以來、多くの學者はこの言ひ傳へに贊成しないやうになつた。然らばその創作は何時頃であるかといふに、左の問題を解決すれば大體その年代が推定し得らるゝであらう。

（一）空海は漢文に通じ漢詩に長じて居られたけれど、和歌を詠んだといふ正確なる資料があるであらうか。（二）萬葉調の盛なる時代の直後に、七五調のなだらかな「いろは」歌が作らるべきものであらうか。（三）「いろは」歌の如き郢曲の今樣が當時旣に存在してゐたとすれば、他に同じ類のものが發見されないのは何故であらうか。（四）「いろは」歌は七五調なるに加へて、その初が母音又は半母音に始まり、如何にも優美に和らかに、調子よく出來て居る。寧ろ之を攝關榮華時代ごろのものとするのが穩當ではあるまいか。（五）「いろは」歌は六波羅時代の末に色葉字類抄の編纂せられたころ旣に行はれて居り、書史會要によれ

勸學院弘文院學館院及び奬學院

卷に及んだ書であるが(その原本に近き古寫本が前田侯爵家と德富蘇峰氏とに一卷づゝ所藏されてある)之に引用してある支那の書名を見ても、また當時如何に多數の文籍が舶載せられてゐたかを推知するに足るであらう(內藤虎次郎博士の日本文化史の研究所收「平安朝の漢文學」岡田正之博士の近江奈良朝の漢文學及び日本漢文學史參考)。

こゝに注意したいのは、この文學の隆盛が主に官僚及び僧侶の階級のみであり、令制の大學が朝廷奉仕の人々を學ばしむる所なりし爲め、その間また漸く學閥が起るやうになつて來たことである。藤原冬嗣が大學の傍に勸學院を建て、和氣廣世が弘文院を建て、檀林皇后(嵯峨天皇の皇后、橘嘉智子)が學館院を建て(後ち村上天皇の康保元年に大學寮の別曹となつた)源氏もまた氏人のために奬學院を建てゝ、各その氏人を收容し、子弟の大學に入るものを奬勵保護したことによるも、當時有力なる氏族がその勢力と地位とを保持せんとし、如何に學問詩文を奬勵し、且つ如何に秀才の考試が當時に重んぜられたかを諒解するであらう(平泉澄博士中世に於ける精神生活參照)尤も源氏が學校と

れて居り、萬葉歌人の材料となつたことは、嘗て幸田露伴博士も述べて居られる(露伴全集參照)。しかし平安奠都時代から次の攝關中停時代まで、平安朝時代前期こそ文學の隆盛を極めた時代であり、明經道、紀傳道(後に文章道に合せられた)の學者が輩出し、文選・白氏文集など特に喜ばれて、當時代に於ける詩文の風を成してゐる。空海は文學者としてもこゝに擧ぐべき一人であらう、その著三教指歸にも、文集遍照發揮性靈集にも文才の如何に豐富なりしかゞ觀られる、若し又彼が編せる文鏡祕府論六卷を繙かば、詩文に關して如何に造詣の深かりしかを知る事が出來よう。その他菅原古人、清公父子の如き、また南淵永河、朝野鹿取、小野岑守の如き、皆傳ふべき人々であり、岑守の子篁は白樂天と名を齊うすとさへいはれてゐる。殊に嵯峨天皇は尤も文藝を愛して、慶〻文人を召し詩を賦せしめ給ひ、天皇御親らも亦實に好學の御方であらせられた。それで平安朝時代前期にあつて詩文集の成りしもの、群書類從に收められてゐるだけでも凌雲集小野岑守等撰)文華秀麗集(仲雄王等撰)經國集(滋野貞主等撰)等がある。また滋野貞主が勅を奉じ諸儒と共に編した祕府略は實に一千

六九　後朱雀天皇圓乘寺陵　京都府葛野郡花園村大字谷口　圓墳
　　皇后禎子內親王圓乘寺東陵　京都府葛野郡花園村大字谷口　圓墳
七〇　後冷泉天皇圓敎寺陵　京都府葛野郡花園村大字谷口　圓墳
　　中宮章子內親王菩提樹院陵　京都市左京區吉田神樂岡町　圓墳環溝
七一　後三條天皇圓宗寺陵　京都府葛野郡花園村大字谷口　圓墳
（地名の下に＊を加へてあるのは昭和六年五月京都市に編入せられた處である）

平安奠都時代以前の文學

平安奠都時代の文學については、今一たび奈良朝時代以前から記述を進めよう。初め法興聖憲時代以來改新修制時代まで支那に入つて研究したものは主として制度、政治もしくは佛教等の方面であり、文學の如きは寧ろ第二に置かれた觀があつた。日本書紀にも我が國に於ける詩賦は大津皇子に始まると記され、懷風藻には弘文天皇の詩を最初に載せてある。そして同書に收むるところ凡そ六十四人の詩百二十篇に及んでゐるが、主として奈良朝時代の人々である。從つて奈良朝時代はまた文學の興隆時代であり、吉備眞備・石上宅嗣・石川年足・淡海三船の如き、又は歸朝するに至らずして唐に客死せる安倍仲麿の如き有名なる人を多く出してゐる。遊仙窟など唐の小說が既に讀ま

五七	陽成天皇神樂岡東陵	京都市左京區淨土寺眞如町	八角墳
五八	光孝天皇後田邑陵	京都府葛野郡花園村大字宇多野*	圓墳
五九	宇多天皇大內山陵	京都府葛野郡花園村大字宇多野*	圓墳
	皇妃・贈皇太后胤子小野陵	京都府宇治郡山科町大字勸修寺*	圓墳
六〇	醍醐天皇後山科陵	京都府宇治郡醍醐村大字醍醐*	平墳 環濠
六一	朱雀天皇醍醐陵	京都府宇治郡醍醐村大字醍醐*	平墳
六二	村上天皇村上陵	京都府葛野郡花園村大字宇多野*	圓墳
六三	冷泉天皇櫻本陵	京都市左京區鹿ヶ谷法然院町	圓墳
	皇后昌子內親王岩倉陵	京都府愛宕郡岩倉村大字岩倉	方形
六四	圓融天皇後村上陵	京都府葛野郡花園村大字宇多野*	圓墳
六五	花山天皇紙屋川上陵(カミヤガハノホトリノ)	京都市上京區衣笠北道町	圓墳
六六	一條天皇圓融寺北陵	京都府葛野郡花園村大字谷口*	圓墳
	皇后定子鳥戶野陵	京都市東山區今熊野泉山	圓墳
六七	三條天皇北山陵	京都市上京區衣笠鏡殿町	圓墳
六八	後一條天皇菩提樹院陵	京都市左京區吉田神樂岡町	圓墳 環濠

	崇道天皇八嶋陵	奈良縣添上郡東市村大字八島	圓墳
	他戸親王墓	奈良縣宇智郡南宇智村大字御山	圓墳
五〇	桓武天皇柏原陵	京都府紀伊郡堀内村大字堀内*	圓丘
	皇后乙牟漏高畠陵	京都府乙訓郡向日町大字寺戸	圓墳
	皇妃・贈皇太后旅子宇波多陵	京都府乙訓郡大枝村大字塚原	圓墳
	伊豫親王巨幡墓	京都府紀伊郡堀内村大字六地藏*	圓丘
五一	平城天皇楊梅(ヤマモモノ)陵	奈良縣生駒郡都跡村大字佐紀	圓墳
五二	嵯峨天皇嵯峨山上陵	京都府葛野郡嵯峨町大字上嵯峨*	圓墳
	皇后嘉智子嵯峨陵	京都府葛野郡嵯峨町大字上嵯峨*	圓墳
五三	淳和天皇大原野西嶺上(オホハラノノニシノミネノヘノ)陵	京都府乙訓郡大原野村大字大原野	圓丘
五四	仁明天皇深草陵	京都府紀伊郡深草町大字深草*	方丘
	皇妃・太皇太后順子後山階陵	京都府宇治郡山科町大字御陵*	圓墳
	皇妃・贈皇太后澤子中尾陵	京都市東山區今熊野寶藏町	圓墳
五五	文德天皇田邑陵	京都府葛野郡太秦村大字中野*	圓墳
五六	清和天皇水尾山陵	京都府葛野郡嵯峨町大字水尾*	圓墳

延喜式に淳和天皇の御陵を載せず

御歷代陵墓表の二

葬し、御骨を粉にして大原野西山の嶺上に散せしめられた、これが延喜式に淳和天皇の御陵を載せてない所以である。左に文武天皇以降後三條天皇まで陵墓制の第二期といふべき間の御歷代陵墓表を掲げよう。

御歷代陵墓表(其二)

四二	文武天皇檜隈安古岡上陵	奈良縣高市郡坂合村大字栗原	圓墳
四三	元明天皇奈保山東陵	奈良縣奈良市奈良坂町	平墳
四四	元正天皇奈保山西陵	奈良縣奈良市奈良坂町	圓墳
四五	聖武天皇佐保山南陵	奈良縣奈良市法蓮町	圓墳
	光明皇后佐保山東陵	奈良縣奈良市法蓮町	圓墳
	皇太子那富山墓	奈良縣奈良市法蓮町	圓墳(四隅に彫獸石を存す)
四七	淳仁天皇淡路陵	兵庫縣三原郡賀集村大字賀集	圓丘
四八	稱德天皇高野(タカノノ)陵	奈良縣生駒郡平城村大字山陵	前方後圓 環湟
四九	光仁天皇田原東陵	奈良縣添上郡田原村大字日笠	圓墳
	皇后井上内親王宇智陵	奈良縣宇智郡南宇智村大字御山	圓墳
	皇妃・贈太皇太后新笠大枝(オホエノ)陵	京都府乙訓郡大枝村大字沓掛	圓墳

皇子賜姓と皇室經濟

尤も嵯峨天皇の皇子皇女に賜姓があつたのは、その折の勅にもある通り、皇室の御方が多數になられて多額の供御を要せしため、御經濟の上から機宜の處分に出られたものである（日。本。後。紀。弘仁五年五月八日の條に明文がある）。然るにこれら賜姓の皇子もしくはその子孫は公卿となつて要路に立たれたため、藤原氏の他族排斥は次の時代以後また是等の人々にも及んだ。

御陵葬制の第二期

前に陳べた淳和天皇の御陵が特に散骨式であつたことに因んで、簡單に附け加へて置きたいことは御陵葬制の變遷である。大化改新の前後から、多少佛教の影響が墳墓に現れないでもなかつたが、文武天皇を火葬し奉つてから後はその風廣く用ゐられて、御陵も次第に小さく營まれることになつた。また御陵の所在も奈良朝時代には尙ほ大和國にあつて多少宏壯であつたのが、平安京奠都と共に主として山城國に營まれることゝなり、御葬送の儀式もますます薄葬となり、それがまた後世まで遺詔奏に薄葬の事が載せらるゝ注例を生ずる基をなすに至つた。嵯峨淳和二天皇の御葬儀の如き、極端に近い質素なものであり、殊に淳和天皇崩じたまふや、遺詔によつて乙訓郡物集村に火

路を辿つたものであるまいか。思ふに源平藤橘等の諸氏が地方に下り、また地方の豪族たる武士が中央に出で、中には六衛府に入れるものもあり、その間互に密接なる關係を結ぶに至つて、地方の豪族が源平藤橘等の氏姓を冒すやうになつたのは有り得べきことであらう。それには當時に於ける元服の制なども合せて考察せられねばなるまい。

ついでに述べて置くが、諸地方に同じ氏姓が出來れば、單に源氏、平氏といふだけでは混雜を來すから、出身の地によつて近江源氏、伊賀平氏などゝ區別したり、出自によつて清和源氏、宇多源氏などゝ稱する必要も生じた、そして支流には住所又は官職等によつて苗字の氏が出來、その本氏を以て古い時代に於ける姓と同じやうに取扱ふこととなつたのが攝關榮華時代から上皇實權時代以後のことである。例へば藤原朝臣宗忠を中御門宗忠といひ、その子孫を中御門氏と稱するが、中御門は氏にあらずして苗字であり、たゞその家の通稱に過ぎない、故に公式にはすべて藤原朝臣宗忠といふのである(大日本史氏族志參考)。

源平藤橋の四姓

り、しかも源平藤橋の四朝臣は、中央に於ける公家ばかりでなく、次第に多く地方武士の冒すところとなり、古來續いてゐた氏姓の大部分が亡びてしまひ、遂に殆んど合流したところに、次々の時代に於いて氏姓に對する概念が變遷せるところあるを看取しなければならない。尊卑分脈は實にこの四姓合流時代の諸氏系譜を集大成したるものといふべく、從つてそれらの記載が果してどれだけ承認し得らるべきかゞ問題である、それと同時に天武天皇の定めたまひし八姓が、かく朝臣の一姓に合流し行くことについて研究するは亦た甚だ興味ある問題であらう。

新撰姓氏錄の撰錄

弘仁六年に萬多親王が勅を奉じて新撰姓氏錄を撰錄されたのは、實に幾多古制の氏姓が將に源平藤橋その他の數氏に合流せんとして居た分界線を示すものといつてよい。

多數の氏姓少數の氏姓に合流す

その多數の氏姓が少數の氏姓に合流したのは、先づ中央に於いて舊族が殆んど凋落し、その存せるものも多く勢力を失つたゝめであらうが、地方の豪族が四姓のいづれかになつたのは、恐らく嘗て氏姓時代に於いて國造、縣主等が多く神別又は皇別の氏姓を冒すに至つたのと同樣の徑

また皇子六人に源朝臣の姓を賜ひ、つぎ／＼の御代にも源朝臣もしくは平朝臣の姓を賜うてゐるが、後嵯峨天皇の皇孫惟康親王に源朝臣を賜はつたのはこの種の皇族賜姓の最後であらう(尤も皇家中興時代に所謂北朝に於いて順德天皇の皇孫尊雅王の、御子善成王に源朝臣を賜うたことがある)。中には世々神祇伯となれる花山源氏の白川氏が、伯たる間は王を稱し、未だ伯に任ぜられぬ間、又は之を辭した後に、源朝臣を稱するが如き異例も生じてゐる。

この賜姓について先づ考ふべきは、時代によつて氏姓に對する思想が變遷し來つたことである。天武天皇の御代に八姓を定め給ひしも、奈良朝時代に入つた後は、必ずしもその眞人たり、朝臣たり、將た宿禰たるとによつて、氏の尊卑出自が區別せられず、姓は傳統的に之を存せしのみで、寧ろ譜代を重んじ、家柄の尊卑高下を認むるやうになつて來た。葛城王が上表して母氏の橘宿禰を稱するを許され、智努王がまた文室眞人を賜はり、嵯峨天皇以後となつて、皇子皇女に源朝臣を賜はつたことは、もはや眞人、朝臣もしくは宿禰の間に輕重の存せざりしを知るべきのみならず、橘宿禰も天平寶字四年には橘朝臣とな

准せられたのである。次官を佐といひ、判官を大尉、少尉といひ、大尉は明法博士の人々多く之に補し、少尉は兵衞衞門に任せられた、武士の器量あるものこれに補せられた、また主典を志といひ、罪人追捕の爲めに看督長六十六人その下に屬してゐた。檢非違使廳のことは職原抄、官職祕抄、及び百寮訓要抄などに出でゝ居り、淺井虎夫氏の「併歸使廳考」(史學雜誌第十四編)三浦周行博士の「明法家と檢非違使」(續法制史之研究所收)、谷森饒男氏の檢非違使を中心としたる平安時代の警察狀態など必讀の論著である。

次に皇族の賜姓について略述しよう、養老令には皇族の五世までを王と稱することに規定してあるが、その制の行はれぬやうになつたのは、早くも奈良朝時代に於いて現れて居る。先づ第三世王たる葛城王が母氏の氏姓を賜はつて橘宿禰諸兄と稱じ、臣下の列に入られたのを初見とし、ついで智努王が皇孫を以て文室眞人の姓を賜はり、桓武天皇、平城天皇の御代にも同樣の實例しばしば國史に見えて居るのであるが、皇子皇女に源朝臣の姓を賜はり人臣の列に入れられたことは、實に嵯峨天皇の弘仁五年に始まる。その後仁明天皇

と淳和天皇の御性格を伺ひ奉るに、嵯峨天皇は活潑で豪華の事を好み給ひ淳和天皇は謙遜で質樸な御方であらせられた。嵯峨天皇は大に皇都を修飾して桓武天皇の御遺業を成し給ひ、花の宴或は秋の宴など御催ありしを初め、文藝の興會目を驚かすばかりであつたのに、淳和天皇は固より學問に御心を用ゐ給ひ、詩文などにも上達したまひながら、如何にも質素の御性格であり、遺詔して御陵を立て給はず、たゞ散骨せしめ給ひしが如き、その一般を推し奉るべきであらう。

撿非違使廳の設置

されば淳和天皇の御代は平安朝に於ける最初の風紀振肅時代であつた。二たび勘解由使を置いて國司の奸濫を勘責せしめ、また撿非違使をして京都をはじめ諸國の風紀を取締らせたまひしが、天長十年遂にこの撿非違使を常置の官となし、廳を開いて司法及び警察等の行政を掌らしめられたのは、實に藏人所の新設に匹敵すべき令制の變革であり、これまで行はれてゐた刑部省の裁判、彈正臺の糺彈、京職の訴訟、衛府の追捕等はこゝに纒められた。その長

撿非違使廳の職制

官を別當といひ、中納言の人普通之に兼補し、その下せる廳宣に違へば違勅に

綸旨は藏人の奉書

父子を信頼したまひしかを知るに足るのみならず、北家が相繼いで勢力を扶植し得た所以も略〻諒解せられるであらう。しかも藏人所に朝廷の權勢が移らなかつたのは全くその組織が善く出來てゐたゝめである、或は唐の玄宗の朝に翰林學士が白麻即ち內勅を宣した制を參考して定められたものであらうといはれてゐる、從つて勅又は太政官符が、だん〳〵儀式的の場合にのみ行はれ、勅の代りに宣旨を用ゐ請印の手續なども要じなくなり、政務は大に簡單になつたが、後には攝關家の御教書に倣ひ職事藏人の奉書を以て下さるゝ綸旨も行はるゝやうになつた、今傳はつてゐる綸旨では醍醐三寶院の所藏にかかる後冷泉天皇の綸旨が最も古いものであらう。その用紙は薄墨(うすずみ)といふ反(すき)魂(かへ)紙に書くことになつてゐる。

嵯峨淳和二天皇の御間柄

嵯峨天皇は御治世十四年の後、淳和天皇に位を讓り給ひ、御兄弟の間柄極めて圓滿であつた、淳和天皇の立太子についても嵯峨上皇が天皇の第一皇子恒世親王を立てんとし給ひしに對し、天皇は上表して固辭し、上皇の皇子正良親王を皇太子とし、御自身を皇太弟とし給ひし上皇に答へられた。今嵯峨天皇

藏人所の設置

じめて藏人所を置き、藏人をして殿上に侍せしめ、文書傳宣の事を掌らしめられ、これまで太政官の少納言及び中務省の侍從が行つてゐた職掌はこゝに移された。その設置の理由は前に述べた仲成・藥子の變に機密の洩れんことを恐れ、特に近臣をして取扱はしめたものとなす近藤芳樹の說が今多くの學者に採用せられてゐる、しかし藏人なるものはこの時に始めて置かれたのでなく、もと納殿の物品を出納する近臣を藏人といつてゐた、天皇はその藏人に特に信任し給へる人を用ゐたまひ、この新制を創始せられたのである。

藏人所の職制

藏人所の職制は宇多天皇の御代のころ略〻定まつたといつてよい、職原抄によれば、公卿の中からその長官たる別當を兼ねしめ、頭には四位の殿上人で左右近衞の中將一人(頭の中將)と、左右辨官の一人(頭の辨)とを補し、五位藏人三人、(これを職事といふ)六位藏人四人(これをまた新藏人といふ)、これに非藏人などの役員があり、武勇の侍瀧口二十人を補し、宮中の警衞に從はしめた。

最初の藏人頭

頭及び五位の藏人には多く名家譜第が精選せられた、その最初に頭に補せられた人が內麻呂の子冬嗣及び巨勢野足の二人であつたことは、天皇が如何に內麻呂

參考)。この時親王は既に八十餘歲の御老齡であらせられ、實に我が國人にして印度に入らんとせし最初の御方であつた、その大勇猛心は惰夫をして起たしむるものがある。羅越國は從來老撾であらうといはれて居たが、桑原隲藏博士の研究によれば、親王は廣州から船に乘つて印度に入らんとせられたので、その薨去の地はスマトラと馬來半島との間にある馬拉加海峽の北岸であるらしい(東洋史說苑所收高岳親王の御渡天に就いて參考)。

賀茂齋院の起り

仲成・藥子の變後はじめて賀茂の齋院が置かれた、これは全く嵯峨天皇が平城上皇と融和せんことを祈り給ひし叡願に出でたものである。賀茂神社は平安京奠都の後殊に皇都の產土神として先づ勅使を立てられて御崇敬あり、山城の一ノ宮と稱すべき神社であるが、こゝに至つて伊勢の齋宮に准じ齋院を置かれ、其祭禮の如き後世まで盛であつた。猶は賀茂神社に下さるゝ宣命は特に紅紙に書くことゝなつて居る。

元來律令の制は非常に複雜で且つ餘り形式を重んじ、時に事務の敏活を缺くのみならず、機密の事が外に漏るゝ恐も多かつた。嵯峨天皇は、弘仁元年は

せしめ、且つ田村麻呂の奏により綿麻呂を赦して參議となし、上皇の駕を迎へしめ奉つた。ついで上皇は薙髮したまひ、藥子は藥を仰いで死し、仲成また射殺せられてこの變はさしたる騷亂に至らずして終つたが、これが爲め皇太子高岳親王廢せられて大伴親王(淳和天皇)皇太弟となり給ひ、内麻呂はこの後藤原氏の本宗として、廟堂に立つことゝなつた。

高岳親王及び御弟阿保親王の御子女は後ち在原朝臣の姓を賜はつた。伊勢物語にその說話を傳へてゐる在原業平は阿保親王の子である。弘仁の末高岳親王御出家あり、空海の弟子となつて、眞如と號したまひ、東寺に住せられたが、求法の志厚く、清和天皇の貞觀三年唐に遊んで諸方を御巡歷になつた、從者の筆と思はれる頭陀親王渡唐日記がある。然るに唐は當時懿宗の代であつて、武宗の會昌廢佛の後を承け、求法意の如くならず、親王は更に遠く印度に入らんとし、先づ南の方廣州(今の廣東)に下りたまひしが、貞觀八年從者の到るを待たずして單身出發せられ、羅越國に至り、虎害に遭つて薨去になつたと傳へられる(史學雜誌第三十編橋本進吉氏「高岳親王の御事蹟に關する一二の研究」

られた。そして此の後佐伯氏も多く聞えなくなつてしまつた。

平城天皇

藤原氏北家の擡頭

嵯峨天皇

次の平城天皇の御代には種繼の女藥子尙侍となつて天皇に幸せられ、兄仲成また妹の勢力を恃んで驕暴なる振舞が多かつた。そこに皇太弟神野親王(嵯峨天皇)の後援として引かれた藤原內麻呂(眞楯の子)が右大臣に昇進し、これまで盛なりし式家に代つて、北家の擡頭を見るに至つたことは注意すべきことである。やがて嵯峨天皇位を嗣ぎ、上皇の皇子高岳親王を皇太子に立てたまひしが、內麻呂は天皇の親任を受け、樞機に參して多く前代の施設を改め、天皇と上皇との間漸く阻隔する情勢となつた。また仲成・藥子等はその權勢を維持せんとし、政治に容喙したまはんことを上皇に勸め奉り、上皇を動かして重祚しまゐらする計畫を進めた。そして上皇は遂に平城の舊京に遷りたまひ、文室綿麻呂の如き武臣を寵用せられ、南北の間風雲の急なるものがあつた。

仲成藥子の變

弘仁元年九月、上皇の旨によつて坂上田村麻呂等に造宮使の命下るに及び、天皇は晴天霹靂、舊三關を固め、仲成を捕へ藥子を追はしめたまひ、上皇震怒東國に向はんとせらるゝや、機先を制して先づ田村麻呂の官を進めて軍事に任

皇后平城嵯峨二天皇の御母であり、百川の女旅子はまた桓武天皇の夫人にして淳和天皇の御母であつたのみならず、同じく百川の女帶子は平城天皇の妃となつてゐる。然るに桓武天皇が初め早良親王を皇太弟となされたことは、

藤原種繼

藤原氏の目算に齟齬を來した、しかもこの時良繼百川等既に薨じ、淨成の子種繼大に天皇の信任を得て內外の機務に與かり、長岡遷都の議を立てゝ自ら造宮の任に當つたのであるが、一方に於いては、大伴佐伯二氏が武臣として勳功高き家であるばかりか、大伴家持の如きは萬葉歌人としても歌道に秀でた人であつた、そして橘諸兄、吉備眞備退官の後、藤原氏と拮抗し得るものこの二氏以外にはなかつた。

種繼の横死

延曆四年九月種繼が夜を日に繼いで新宮の造營を進め、自らその工事を督せし折忽ち横死したことは、大伴氏排斥の一大疑獄を羅織するに絕好の機會を與へたといへよう。皇太弟は廢せられて淡路に遷りたまひ(後ち崇道天皇と追諡があつた)、大伴繼人、同竹良等數十人斬流に處せられ、家持は薨じて未だ

大伴佐伯二氏政權を離る

葬られざりしにまた連坐して除名され、こゝに大伴氏は政權の埒外に驅逐せ

といはれてゐるけれど、矢張り彼の法系の人が書いた徵證を認め得るものである。

空海の書についてつい數頁を費した、今は皇位の繼承、藏人所及び撿非違使廳の新設、皇子の賜姓等重要なる事象に急いで進まねばならぬ。いはゞこの時代の政治や制度がこの三者を中心として變遷し、藤原氏の勢力その間に進出して、遂に次の攝關新置時代を現はすと共に武士階級の勃興を見るに至つたのである。先づ皇位繼承の問題に關し、藤原氏の活動について略述すれば、藤原氏四家の中で、武智麻呂の南家は、天平寶字八年惠美押勝誅せらるゝに及んで全く政權を離れ、麻呂の後たる京家また殆んど振はなかつたけれど、北家房前の子に永手・眞楯・魚名あり、式家宇合の子に良繼・淨成・百川及び藏下麻呂あり、二家共に人物に富んでゐた。固より一時道鏡の爲めに雌伏せざるを得なかつたとはいへ、稱德天皇崩じたまふや、永手・良繼・百川等光仁天皇を擁立し、また藤原氏の活動時代に入つた、そして百川等の努力によつて遂に桓武天皇の即位を見ることゝなつた。尊卑分脈によれば、良繼の女乙牟漏は桓武天皇の

家藏であつたが益田男から大師會に寄附せられ、其他三四の手鑑に二三字ぐらゐづゝ散在して居るが、その書風と紙質から推し、或は寧ろ唐人の書に擬定すべきものと思はれる。　また讃岐地藏院所藏の急就章も同寺の傳によれば、空海が請來した急就章を嵯峨天皇に獻上するについて、別に自ら寫して置いたものであるといふことになつて居るが、恐らく空海の請來目錄に載せてある急就章そのものであつて、同じく唐人の筆ではあるまいか。

古來空海の筆蹟と稱するものは非常の多數に上つてゐる、中には奈良朝時代の寫經すら彼の筆とせられる程で、所謂隅寺心經の如きその一例である。それに空海の在世當時から彼れの書風は既に流行し、その徒の之を學んだものの少くなかつたであらう、餘程傳來が正確であり、書風にその特色と精采と善く現れてゐなければ、之を眞筆とすることが出來ない。　高雄神護寺所藏の沙門勝道歷山水瑩玄珠碑幷序の如き、空海の書に酷似してしかも筆力に弱いところがあり、神韻の溢るゝものがない、寧ろこれを門弟の筆寫と推定する方が妥當であらう、また高野山御影堂寶庫にある紙本二十五箇條遺告も空海の筆

は第二十帖、第二十二帖、及び第二十六帖など彼の筆に擬定すべきであらう。逸勢は嵯峨天皇、空海と共に並び稱せられ、世に三筆といはれてゐる程の書家である。嵯峨天皇の宸筆と傳へられるものでは、東山御文庫御物及び近衛公爵家大手鑑の李嶠百二十詠殘闕が最も立派なものであらう。

三筆

空海筆と傳へられる筆蹟

　その他空海の眞蹟と稱せられてゐるものでは、先づ高野山御影堂寶庫に、夢窓國師の奧書ある聾瞽指歸一卷がある、中に空海ならではと思はるゝところもないではないが、よく之を檢すれば、その雙鈎塡墨の摸寫たること明瞭である。次に同じく空海の筆を雙鈎塡墨したものでは、高野山寶壽院の五悔文一卷(嘗て印刷局から出版されてゐる)と米澤市上杉神社にある綜藝種智院式一卷(もと高野山無量光院に傳はつたものが上杉伯爵家の所藏となり、更に同家から寄進されたもので、また玻璃版の複製が世に頒たれてゐる)とが、蓋し晩年の書にかゝり、所謂大師流の源をなしたものといへよう。

　又空海の筆として有名なものに、高野山寶龜院の崔子玉座右銘二句がある、之に連續すべき二句は一たび狩野探幽の有に歸し、近くまで男爵益田孝氏の

像賛、賀茂神光院の金剛經開題などであらう。その中で最も大字で書かれた七祖畫像賛は、彼の得意とせし飛白體を交へ、神彩奕々人に迫る感がある。また上狸毛筆表案は、嘗て後水尾上皇の叡覽に供せられたことが、義演准后の奥書に見えてゐる。

三十帖策子

仁和寺の三十帖策子は空海が唐にあつて眞言宗の要文を寫したもので、現存せる粘葉本として最も古いものであらう。その大部分は唐人に依頼して書かしめたらしく思はれるが、第十四帙に收めてある目錄、及び第二十七帙の如きは空海の自筆たることと疑なく、眞に天下の絶品である。東寶記引く所の延喜御記に、三十帖策子は空海及び橘逸勢の眞蹟なりとあるが、逸勢は空海と同時に入唐留學した人で、遍照發揮性靈集卷五にも空海が逸勢に代つて學資を遣唐使に乞ひし文が載せてある程、互に親密なる間柄であつたから、延喜御記の說必ずしも否定すべきものではない。又これまで逸勢の筆と傳へられてゐる御物伊都内親王願文も何等その眞筆たる證據がないのであるし、この延喜御記を根據として、三十帖策子の一部にもし逸勢の筆蹟ありとすれば、或

空海と橘逸勢

如く來るためであつた、彼のある處は山間寂寞の地忽ち殷賑となり、橋のない處には橋がかゝり、惡い路は忽ち善くなつたのである、後世になつても空海に對する信仰はたゞに一宗の開山としてのみではない。從つて佛畫佛像など彼の作と傳へられて居るもの非常に多いけれど、實は空海自ら手を下したものであるまいと、平子尙氏は論斷されてゐる。

書道に於ける空海の功績

猶ほ空海はこの新佛教を傳へた以外に、我が國の書道にも大なる功績を遺してゐる(歷史地理第八卷及び書苑拙稿參考)。從來我が國では宗教に於ける南都佛教の如く、晉の王羲之をはじめ支那名家の書を摸倣するに過ぎなかつたが、空海は在唐の際古來の筆蹟を集めてその長短を研究し、我が國人にして初めて書法を論じた者で、眞言宗を日本的のものにしたのと同樣に、我が國の書道を支那から獨立せしむる基を開いた、これ實に彼が我が國に於ける入木道の祖として尊崇せらるゝ所以である。

入木道の祖

弘法大師の眞蹟

今彼の眞蹟として疑なきものを擧ぐれば、神護寺の灌頂歷名最初の一部、仁和寺の三十帖策子の一部、醍醐寺の大日經疏要文記(初の一紙は後人の筆)及び上狸毛筆表案、東寺の風信帖に七祖書

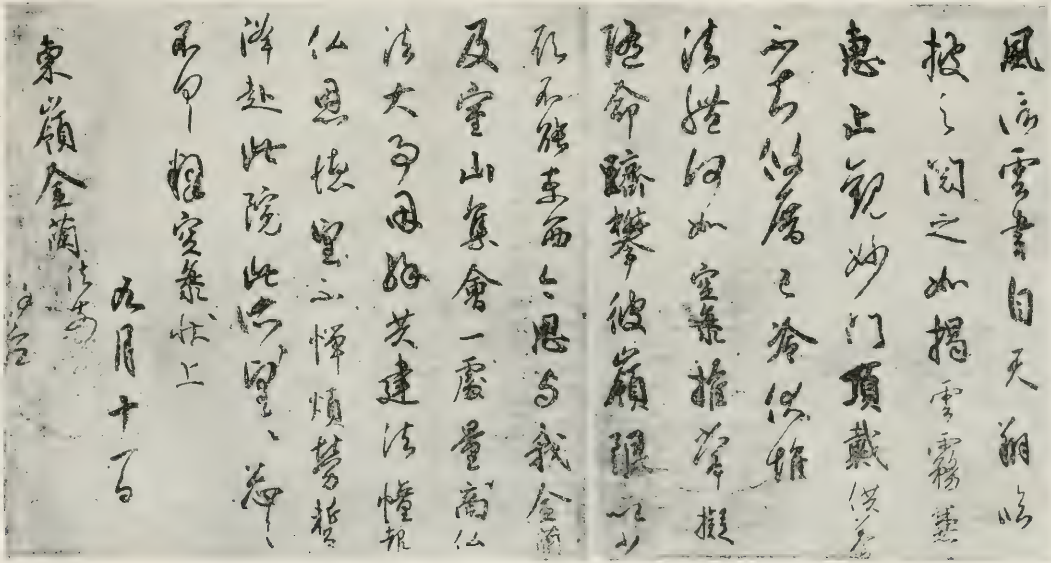
宮中に眞言院を置く

空海の敎化力

原幽地。名曰高野。計當紀伊國伊都郡南。四面高嶺、人蹤絶蹊」とあるによれば、彼は早くからこの地を撰定して置いたことが知られる。ついで弘仁十四年東寺を賜はつて敎王護國寺と稱し、靑龍寺の法式に准じて灌頂院を設け、毎年春秋二季に灌頂を行ふことゝしたが、仁明天皇の御代承和元年に至り、また彼の奏請によつて、唐の內道場に准じ宮中に眞言院を置かれ、勘解由司廳を以て之に充て、東寺の長者をして毎年正月八日から十四日まで後七日御修法を行はしむることゝなつた。

空海は承和二年三月高野山に於いて入定した、彼が一代の間如何に敎化力の大なりしかは、大師行化記といふ書が出來てゐるのでも推測される、こゝにたゞその一例を擧げよう。弘仁十一年讃岐國で有名な萬農池の堤防を修築し、一年を經過しても尙ほ功を遂げ得なかつた時、國司は空海が同國の出身でもあるから、別當として工事を監督せしめたいと言上した、そして彼は沙彌一人童子四人を從へて國に下り、池邊に廬を結ぶこと僅に一ヶ月餘、堤防は全く出來上つた。これは到るところ彼の敎化を受くるもの雲の如く集まり子の

空海が延暦寺の最澄に贈つた自筆書狀の一。他の二通と共に一卷になつてゐる。この書狀に風信雲書と書出せるにより，世にこれを風信帖と稱する。



僧空海書狀
（京都　教王護國寺所藏）

後ち興國の初年であつた)。その灌頂を傳へた歷名は神護寺に藏せられて居り、金剛峯寺の御影堂寶庫にも、その古寫に最澄の書狀寫を併せ收めたものがある。然るに幾くもなく最澄の弟子泰範が去つて空海に附いた事から、二人の間に疎遠を來したやうであるが(辻善之助博士日本佛教史の研究參考)天台眞言の二宗は相對立していよ〳〵互に勢力を加ふることゝなつた。

空海高野山を開く

尤も空海とても何等の反對なく眞言宗を弘め得たのではない、矢張り最澄と同じく南都佛教と戰はねばならなかつた。弘仁四年宮中に召され、始めて諸宗の碩德と對論して卽身成佛の義を主張し、また雨を祈つて守敏僧都と術を爭つたと傳へられてゐる(金剛峯寺に空海の筆と稱せる卽身義一卷がある、平安朝時代前期のものであらう)。その後名望益〻高く、殊に嵯峨天皇の御信任を蒙り、弘仁七年には高野山を開いて入定の所とせんことを請ひ、金剛峯寺を建てゝ修練の處とした。その地點は彼が歸朝の折海上から投げた三鈷の留まつた處であるといふ俗傳もあるが、遍照發揮性靈集卷九高野峯を入定所として請へる表に「空海少年日、好涉覽山水、從吉野南行一日、更向西去兩日程、有平

にも天尊の名が見えてゐるのであつて、我が國に於けるこの種の道教の存在必ずしも否定し去るべきものではない、眞言宗が凡聖不二を至要としたことは之と結びついて、所謂修驗道を生ずるに至つたのであるまいか。空海が儒教を研究し、道教を研究し、後ち佛教に入つて偶々久米道場に於いて密宗に入る機緣を得たのは、彼によつて輸入せられた眞言宗に道教的色彩があり、殊に忠孝主義を高調するところ、最澄の天台宗と共に國家的新佛教として平安奠都時代を意義あらしめて居るのである。

最澄と空海との關係

空海は渡唐後慧果和尙の高弟として、また一人の彼に敵するものなく、眞言宗の正統は彼に傳へられ、遂に眞言宗第八祖と仰がるゝに至つた。その歸朝直後、弘仁三年に神護寺にあつて傳法灌頂を諸人に授くるや、之を受けた最初の僧が最澄であつたことは、この二大宗教家が新佛教の宣傳者として相對立しながら、如何に密接なる關係を有してゐたかゞ推察される。東寺に藏する風信帖空海の書狀三通はみな最澄に充てたもので、最澄を呼んで東嶺の金蘭といつて居る程である(これはもと延暦寺にあつたもので、東寺に入つたのは

澄と同じく遣唐大使藤原葛野麻呂に從ひ、留學生として渡唐し、長安の諸刹を歴訪したが、はじめて靑龍寺の慧果和尙に謁するを得、その瀉瓶を受けて悉く眞言の祕藏を傳はり、經論儀軌等を齎して大同元年歸朝し、その宗旨を流布することを許され、初め和氣淸麻呂の子眞綱の建立にかゝれる高雄神護寺に居つた、その請來目錄は今東寺に傳へてゐる。

空海が大日經を大和久米道場に得たことは彼の二十五箇條遺告にあるのを正傳とするが、その以前既に虛空藏求聞持法を誦したことが、三教指歸の序文に書いてあるから、密宗の經典が奈良朝時代に傳はつて居たことは爭はれぬ。しかし役行者小角を以て直ちに我が國に於ける密宗の先驅者となすは如何であらう。今昔物語集によれば久米寺は久米仙人の造立といはれる、それがどれだけ信用すべき傳であるかは別とし、天空を飛んだ仙人なるものゝ居つたことが既に日本書紀齊明天皇紀などに見えて居り、小角の如きは、道教的色彩を多分に有する山林修行者であつたらしい。尤も支那にあつても早く道教と佛教と結びついて天尊教ともいふべきものが現れてゐる、三教指歸

三戒壇

後五年、淳和天皇の天長四年であつた、そしてそれまで東大寺、下野藥師寺、及び筑前觀世音寺を三戒壇と稱し、小乘の聲聞戒を授けてゐたのが、こゝに延暦寺に於いて大乘菩薩戒を授くる戒壇を加ふることゝなつたのである。　後ち藥師寺は廢絕し、觀世音寺は東大寺の末寺として僅にその餘喘を保つに過ぎなかつたけれど、眞言宗が尙ほ東大寺の戒壇に據つて、天台宗の大乘戒壇に對したのは一大偉觀であつた。

空海が眞言宗に入りし徑路

弘法大師、名は空海、初め京都に遊學し、叔父阿刀大足等に就いて儒學を修めたが、やがて佛門に入つて勤操僧正に師事し（高野山普門院に勤操僧正の畫像がある）後ち大和の久米道場の塔下に大日經を得、はじめて密宗研究に着手した。　その著三敎指歸（また聾瞽指歸ともいふ）は彼が佛敎に向つてその理想とするところを宣言したる處女作といふべく、絢爛の文婉麗の筆を以て儒敎よりも道敎、道敎よりも佛敎が忠孝の大義に合へることを論じて居るものである、またその撰した慧果和尙の碑に先づ筆を「惟忠惟孝彫聲金版」と起せるを觀ても、彼が如何に國家主義の宗敎家であつたかゞ知られる。

空海の入唐

延暦二十三年最

最澄比叡山を開く

山嶽佛教の創始

山家式

最澄の大乘戒壇設立奏請

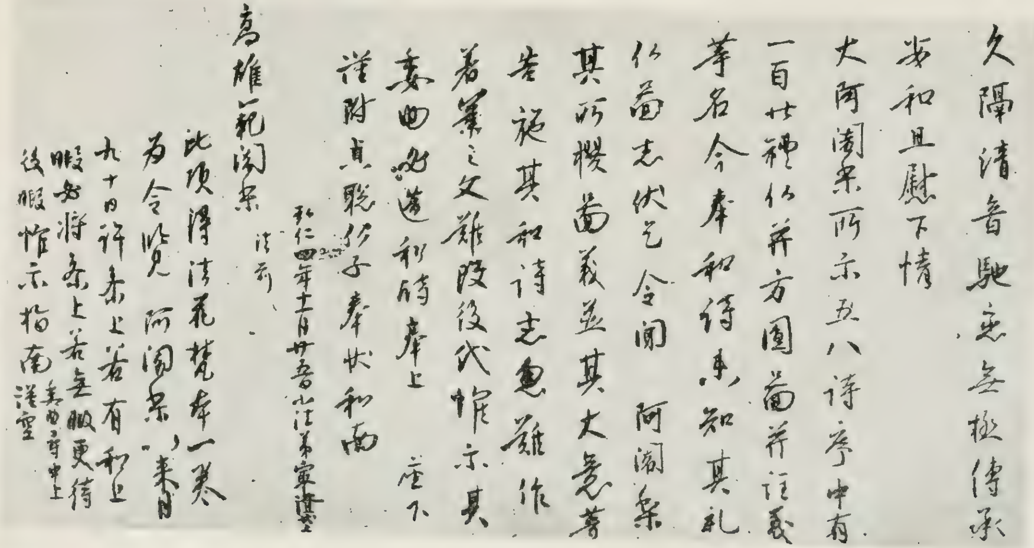
比叡山に延暦寺を開いたのが實に我が山嶽佛教の創始といつてよい。固より山林修行の人々は最澄以前に既に早くからあつたのであるが、都市佛教から全く獨立して山中閑寂の地にその本寺を開き、以て修業の叢林としたことは支那の五臺山や天台山の制に則つたとはいひながら、これを最澄の卓見に歸せねばならない。彼は山家式を制して一紀十二年學生をして山を下らざらしめ、佛教修業の上に一新紀元を開いたのみならず、その宣傳せる天台宗は必ずしも既に支那に行はれてゐた天台宗そのものでなかつたことは我等が留意すべきところである。

延暦寺は天台宗の本山として、朝廷の御修法等に從ふこととなつたが、弘仁十三年に至り最澄上表して圓宗大乘戒壇を立てんことを請ひしに、元興寺の護命僧正は上表を捧げてこれに抗議し、東大寺の景深は迷方示正論を著して天台宗義の二十八失を摘發した。最澄はこれらに對し顯戒論を著して之を反駁せしも(辻善之助博士日本佛教史の研究所收「顯戒論撰述の由來」參照)、南都の側で極力反對したゝめ、その戒壇設立の勅許を得るに至つたのは、最澄の滅

最澄の天台宗傳來

をはじめ多數に收められてゐるが、三浦周行博士編傳教大師傳、牧野信之助氏著弘法大師傳の研究などもまた參考すべきものである。それに又二大師の著述はそれぞれ傳教大師全集、弘法大師全集に收めてあるが、たゞこれ等の全集には後世の僞作も交つてゐることを知らねばならぬ。

傳教大師、名は最澄、はじめ鑑眞和尚の弟子行表について天台宗を學んだが、早くから聖德太子を信仰した人で、奈良朝佛教の腐敗から脱れて、新しい一宗を樹立せんとしたのである。延暦二十三年入唐求法の勅を蒙り、遣唐大使藤原葛野麻呂に隨ひ還學生(短期の視察學生をいふ)として渡唐し、天台山國清寺に道邃法師を師として、一心三觀の旨を受け、菩薩三聚大戒を附せられ、明年秋歸朝して天台宗の諸經論等を奉つた、その請來目錄は今延暦寺に藏せられて居る、彼が持歸つた支那明州の牒など唐人の筆蹟中でもまた貴いもの丶一であらう。朝廷乃ち奈良の七大寺に命じてその將來せる經論を寫さしめ、九月山城高雄山の道場に諸寺の僧を會して灌頂三摩耶戒を受けしめ、こゝに天台法華宗は大乘の一宗として、華嚴宗、法相宗など丶相並ぶに至り、皇城鎭護として



久隔清音馳恋無極傳承
安和且慰下情
大阿闍梨所示五八詩序中有
一百廿禮佛并方圓圖并註義
等名今奉和詩未知其禮
佛圖志伏乞令聞　阿闍梨
其所撰圖義并其大意等
告施其和詩忽難作
著筆之文難改伏惟示其
委曲必造和詩奉上
謹附貞聰佛子奉状和南　座下
弘仁四年十一月廿五日小法弟最澄状上
高雄範闍梨　法前
此頃得法花梵本一巻
為令覽阿闍梨未審
九十日許案上若有和上
暇無將案上若無暇更待
後暇惟示指南委曲申上
謹空

最澄が弟子泰範に贈つた自筆の書狀、泰範は時に空海の許に居たのである。

僧最澄書狀
（橘窗　原富太郎氏所藏）

最澄と空海

出現によつて國家思想又は忠孝主義の上に國民の一大危惧を生ぜしめたために、こゝに國家思想と忠孝主義とに立脚した佛教を以て國民信仰を教導する必要があつた。桓武天皇はそれについて尤も軫念せられ、その人を物色して傳教大師最澄及び弘法大師空海の二人を得られたのである。

神祇崇拜と佛教信仰との調和

また我が國民には神祇崇拜といふことが古來その信仰を支配して居り、一方に佛教を信じても、他方に神祇崇拜を捨てることが出來なかつた。聖德太子が佛教の宣傳者にして同時に敬神の御方であらせられたことは前に述べた通りである、奈良朝時代に入り佛教が如何に隆盛であつても、猶ほ神祇崇拜は根強い力を有つてゐた、そしてこゝに神祇崇拜と佛教信仰との調和を考慮すべき必要が感ぜられてゐたことも認めなければならぬ、しかも我が佛教そのものをして如何に進めしむべきかは、この時代に先づ當面した一大問題であつた、最澄・空海の二大宗教家が各特色を有しながら、その理想とするところは實に佛教の日本化を實現せんとするにあつたのである。二師の傳は群書類從、續群書類從、新訂增補國史大系等に本朝高僧傳、要文抄、扶桑略記、元亨釋書

佛教の新宗派

さりながら桓武天皇に取つて最も重大なる御事業の一は蓋し佛教の新宗を起さんとし給うたことであらう。

都市佛教

奈良朝時代に至るまで、我が佛教は所謂都市佛教であつた、皇都もしくは國府及びその附近に建てられた寺院が主なるものであり、佛教信仰の中心をなしてゐた。國分寺、國分尼寺の如きも、殆んどすべて國府に近く建立せられたことは、今その遺趾を踏査しても明である（辻善之助博士日本佛教史の研究所收「國分寺考」參考）。然るに佛教の隆盛は僧侶の腐敗となり、その戒業次第に弛み、且つ圓頂黑衣となつて租徭を免れんとした奸濫の徒これに加はり、地方の有力者にして寺院と結託し、土地を施入寄進して寺領と號し、以て租税を私するもの少くなかつたのみならず、華嚴、法相、三論、倶舍、成實、及び律の諸宗、所謂南都六宗の佛教は殆んど支那のものをその儘我が國に入れたのであり、國家佛教から遂に佛教國家たらしむるに至つたことは、我が國體の危機といはねばならなかつた。

佛教の新宗出現の必要

どうしても我が國體に合致し、我が國民思想に適應するやうな佛教の新宗が興らなければ、この危機を脱することが出來ないのである。いひ換ふれば奈良朝時代の佛教は道鏡の

蝦夷懷柔について歷朝の苦心

すべきであらう。前にも述べたやうに、氏姓時代に朝鮮への征討軍は屢〻東國から徴發せられたのであるが、それらの軍兵は蝦夷に對して屯田的に武を練つて居たもので、その早く東國に武力の發達したことが推測される。又東人(あづまびと)が禁衞の兵として天皇の信頼を得たことは稱德天皇の詔に(續日本紀神護景雲三年十月の條)に出て居るのであつて、東國武士の强かつたのもその淵源するところ實に異民族と長い間の接觸があつたゝめといへるであらう。

蝦夷の懷柔については歷朝非常に苦心の跡が存じてゐる。夷俘といひ、俘四といひ、或はまた之を神賤とし、中には諸國に配置して土地を開發せしめ、もし少しでも善行あれば之を表賞するなど、類聚國史の俘四部に載せてあるだけでもその一般が窺はれる。これらについては內田銀藏博士の「日本古代に於ける人民の移住に就きて」(日本經濟史の研究下所收)喜田博士の「夷俘俘囚の考」(歷史地理第二十三卷)同じく「蝦夷の馴服と奧羽の拓殖」(奧羽沿革史論所收)、又は菊池仁齡氏の奈良平安時代の奧羽經營、丸山二郎氏の「內地移住の蝦夷族に就いての一二の問題」(史學雜誌第四十編)等の論著を參考せられたい。

膽澤志波の二城を築く

文室綿麻呂

東國に於ける武力の發達

敍しその功を賞せられたが、やがてまた三たび田村麻呂を陸奧國に遣し延暦二十一年には膽澤城を築ぎ、二十二年には志波城を築いで蝦夷に備へしめ給うた。田村麻呂は惠美押勝の亂に功績のあつた苅田麻呂の子であつて、後漢靈帝の子孫と稱して居た歸化人の子孫である(田村麻呂傳や新撰姓氏錄に出てゐる)。喜田貞吉博士は嘗て陸奧話記の記事によつて田村麻呂を以て蝦夷の歸化したものゝ後であらうといふ新説を出されてゐるが(歴史地理第二十一卷「坂上田村麻呂は夷人なりとの説」)、陸奧話記の記事は苅田麻呂、田村麻呂など陸奧の郡名に因んだ名であることから、恐らく攝關榮華時代の頃に於いて蝦夷の間に行はれた傳説であるまいか。

嵯峨天皇の弘仁二年蝦夷また叛し、文室綿麻呂を遣してこれを平定した。その後、陽成天皇の元慶年間出羽方面に蝦夷の叛亂もあるが、先づ我が大八洲國全部が朝廷の下に支配されることゝなつたといつてよい。この長い間隼人や蝦夷との關係が續いたことは、我が國史に於いていろ／＼の方面に影響して居るのであつて、武士の起原、武士道の源流なども夫れらの關係から研究

の隱謀に坐して、その子弟も流罪に處せられなどしたことを見れば、恐らく何等の功績をも擧げ得なかつたであらう。同じく五年更に使を東海東山兩道に遣して軍兵を簡閱し、多賀城に兵粮を集めしめ、且つ命じて五萬以上の兵を陸奥に送らしむることゝし、また常陸鹿島神宮の神賤が特に武勇の聞えありしより、之を徵發するなど、その準備全く成り、參議紀古佐美を征東大使として發遣せられたけれど、用兵宜しきを得ずして、また失敗に終つたのが同八年のことであつた。

坂上田村麻呂の凱旋

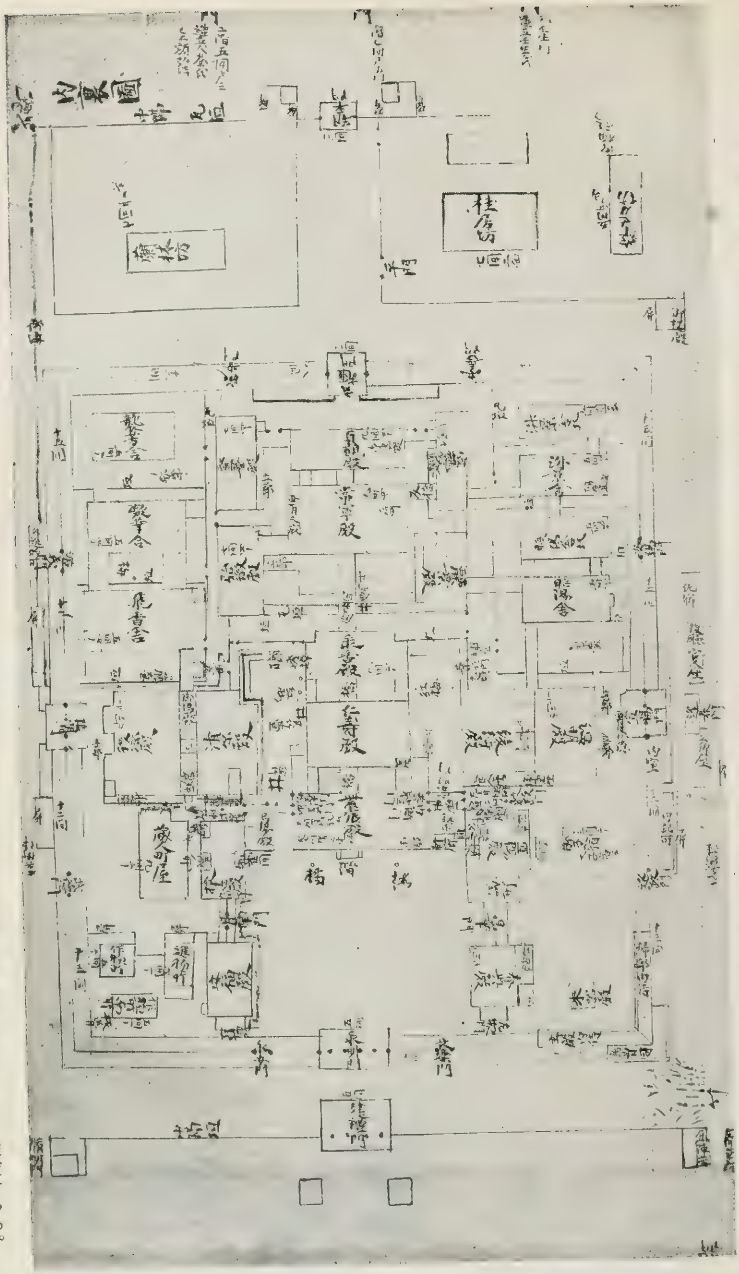
されど天皇はこの失敗によつて征討を中止したまはず、ます〳〵兵備を修めしめたまひ、延曆十年には大伴弟麻呂を征東大使に、百濟俊哲、坂上田村麻呂等を副使に任せられた。田村麻呂は十二年二月、弟麿は十三年正月に出發した、そして翌十四年の正月には捷を奏して凱旋したが、更に進んで蝦夷の巢窟を覆さしめんとし、十九年十一月田村麻呂を征夷大將軍として陸奥國に遣はされ、田村麻呂は翌年二月京都を出發して、また大に蝦夷を破り、こゝに東北地方ははじめて確實に皇化に霑ふことゝなつた。ついで田村麻呂を從三位に

まだ僅に一部の竣功を見たばかりで、大極殿の朝堂が出來上つたのも延暦十五年であつた、そしてその全く造宮使を廢し給ひしは御代の末延暦二十五年であり、御一代の大部分を新都の經營に終始したまうたといつて差支ない。諸宮殿の額などは嵯峨天皇の御代に至つて出來上つたらしい、空海も應天門や朱雀門の額を書いたと傳へられて居る。猶ほこの宮城のことについては平安通志などを參考するがよい。

次に桓武天皇の御事業は蝦夷征伐であつた。氏姓時代から引きつゞき皇化に服しなかつた異民族の一たる隼人は元正天皇の養老四年から五年にかけて大伴旅人の爲めに平定せられたけれど、東北に盤踞してゐた蝦夷は奈良朝時代に於いても猶ほ强大なもので、屢追討の軍を興されたけれど、寶龜年間の如き未曾有の大敗を蒙つて桓武天皇の御代に入つた。天皇は延暦二年四月に勅を下して、坂東八國の將吏を戒飭し、且つ兵役の爲めに凋弊せる百姓を優恤したまふと同時に、また出兵の準備に着手せられた。初め大伴家持を持節征東將軍に任ぜられたが、延暦四年に家持薨去の後、間もなく藤原種繼暗殺

平安京大内裏圖

東京　九條公爵家所藏



本圖は延喜式附收のもので、上皇實權時代當時のものと推定せらる。

平安京の撰定

奠都と風水思想

種繼の横死は東宮早良親王の廢立となり、同時に、長岡京の經營に頓挫を來した、そして莫大の費用を投じつゝあつた工事を中止し、更に葛野郡宇太野の地を相して奠都することになつた。この奠都の議を上つたものは實に和氣清麻呂であつた、群書類從所收和氣清麻呂傳には平安京が四神相應の地であることを明記してゐる、風水思想がこの奠都の場合にも大なる力を有つてゐたことが推測される。平安京はかくて萬世不易の皇都と定められた。

兎に角奠都についての奠都であり、國用の多端なりしことは、續日本紀、日本紀略、日本後紀などの國史にも散見して居る、そして是等の書に據りて工事の如何に進行したかの一斑をも知ることが出來よう。その規模は、拾芥抄に出でゝ居る圖によつて大體推すことを得るが、九條公爵家所藏の延喜式(上皇實權時代のものと思はれる古寫本)に書き加へられた古圖は最も善いものである。續群書類從所收の世繼物語に載せてあるやうに、天皇は親しく行幸ありて工事を督し給うた程、新都の經營については叡慮をかけさせられた、延暦十二年三月宮殿の造營が始まり、翌十三年十月いよ〳〵奠都にはなつたけれど、

遷都の獻策者藤原種繼

る地點に新都を經營せんとする獻策を容れ給うた所以であつたらう、しかも一方に於いては後に平城天皇嗣位の折、その遷都し給はざる所以を天下に宣ひし詔を下された程、歷代遷都の風を因襲的に棄て難かつたことも考慮に加へて置かねばならぬ。この新都經營の議を獻じたものは百川薨去の後を承け、少壯氣鋭大に天皇に信任せられし藤原種繼であつた。喜田貞吉博士は歷史地理第十二卷やその著帝都にこれを詳論し、この遷都を以て舊族の反抗から離れんとして、種繼と山城北部地方に繁衍せる秦氏との關係が長岡遷都の事を決行するに至つたといはれてゐるが、その根據は秦氏が造營に貢獻し、位を授けられたことにある。よし造宮貢獻者の中に秦氏があつたからといつて、直ちに種繼が秦氏と結託したとなすのは餘りに巧利的解釋であらう、想ふに奈良朝時代に於いて繰反された新舊豪族の爭は必ずしも遷都によつて解決せらるべきものでなく、新舊豪族の存ずる間は常に繰反さるべきものであつた、佐伯大伴二氏を中心とせる人々のために、遷都の獻策者たる種繼が暗殺せられたとて、遷都の動機を直ちにこれに結びつくるは如何であらうか。

いへよう。また後に述べんとするやうに、舊佛敎の地たる奈良京を離れんとせられたことも或は一の理由であつたらう。

皇都として平城京の闕點

それに平城京の規模は市民の數に比して如何にも大き過ぎた、恐らく尙ほ全市街が出來上るに至らなかつたらしい、また實際のところだん／＼住民が多くなつて來ると、飲料水などにも困難を來したではあるまいか、今の奈良市でさへ上水道が出來るまでは飲料水の良くないのに困つてゐたところである。既に聖武天皇の御代に遷都の計畫があつたことも、續日本紀に載せられてゐる、天皇が難波に行幸があつたり、近江の紫香樂宮や山城の恭仁宮を造られたのも、遷都の叡慮があつたからで、或は歴代遷都の風猶ほ力ありしを想はしむる。その後淳仁天皇の御代一たび近江の保良宮に遷りたまひし外、光仁天皇の御代にも遷都のことがなかつたのは、その奈良朝の淸算時代であり緊縮時代であつたためであらう。或は又大佛鑄造等の爲め新都の經營に要する國帑の缺乏などもまたその理由の一であつたらうが、光仁天皇の緊縮政治によつて多少財力に餘裕を生じたことは、桓武天皇が、皇都として更に適當な

皇の皇太子として之を策立することの出來ない事情があり、最初に皇太子となられた方は皇后井上內親王の御腹に生れたまひし他戶親王であつた。百川等は百方口實を設けて遂に皇后と共に皇太子を廢し奉つたが、山部親王を東宮に立て奉るについて、百川の苦心は非常なものであつた、そしてその苦心の甲斐あつて、親王は立坊せられ、光仁天皇の崩後皇位に卽きたまふことゝなつたのである、中興の英主と仰ぎまつる桓武天皇であらせられる。

桓武天皇の御事業は先づ延曆三年長岡新京の經營に始まる。その平城京を去つて山城の新都に遷らんとせられし動機についていろ〳〵の說はあるが、これまで普通にいはれてゐるやうに、風氣を一新して面目を改め、且つ萬代不易の皇都として更に新京を經營せしめられたまうたのであらうといふ說が最も妥當のやうに思はれる。具體的にいへば、これまでも瀨戶內海を控へてゐる難波は中央集權制を布かれた後いよ〳〵重要の港津となり、攝津職が置かれてゐた程であるが、この難波から淀川の水流を利用し、交通の便利なる地點に皇都を奠めんとせられたことも山城の地に遷都せられた理由の一と

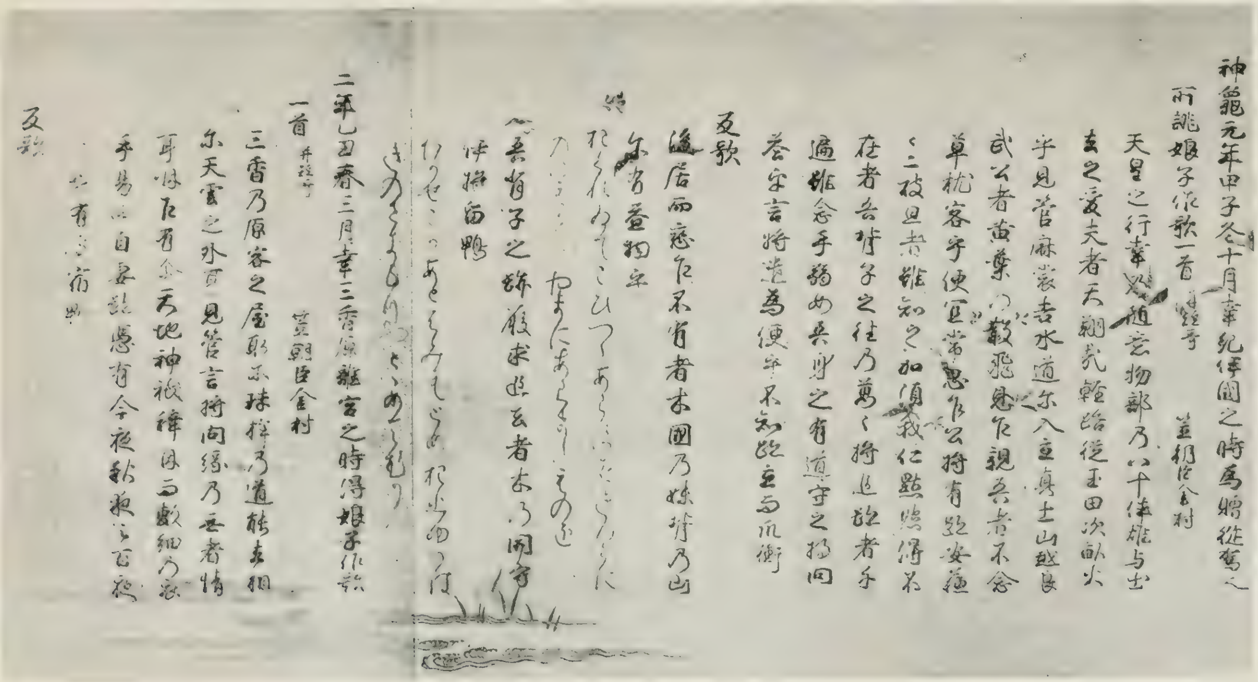
第四章　公家時代の二

第四　平安奠都時代

桓武天皇と藤原百川

、奈良朝時代に於ける弊政の刷新が行はれたり、兵農二つに分れて、軍團制度こゝに一變するに至つたことから言へば、光仁天皇の御代は既に新らしい時代に入つたとしても差支ないやうであるが、一歩退いて考察すれば、この御代は寧ろ新時代に入らんとする準備期よりも、前時代の淸算期であり、その改革も猶ほ未だ消極的態度を脱し得なかつた、且つ先きに稱德天皇崩御の後に光仁天皇が即立し給うたのは、素より天皇の英明なる御方にましますによることであるが、藤原百川の心底には早くから山部親王に望みを嘱し奉つて居たらしく思はれる。山部親王は天平九年の御誕生で寶龜元年には既に三十四歳にならせられて居た、しかしその御母系貴からざりしため、直ちに光仁天

今翻つて奈良朝時代を通觀するに、此の時代は實に支那の影響を受けたる我が文化の高潮に達した時代といつてよい。大佛殿の如き宏壯なる建築、それは單に唐の摸倣のみでなく、唐と同樣の文明を有し得るといふ自信と抱負との國民的表現であつた。從つて詩文に於いても懷風藻に見るが如き詩人漢文學者を出し、石上宅嗣が芸亭を立てたのは我が國に於ける圖書館の嚆矢である。また、歌聖柿本人麿、山邊赤人の二人をはじめ、山上憶良、大伴旅人、大伴家持の如き、我が國固有の和歌殊に長歌を善くするものが輩出した。萬葉集は實にこの時代を主とし、雄略天皇の御製に起つて歷代朝野の長歌短歌を編集したもので、その思藻の如何に富贍なりしかを觀るに足るのみならず、我が國民性情の如何なりしかをも考察するに絕好の資料であり闕國史の闕を補ふに足るべきものがある。


神龜元年甲子冬十月幸紀伊國之時爲贈從駕之
所誂娘子作歌一首
笠朝臣金村
天皇之行幸乃随意物部乃八十伴雄与出
去之愛夫者天翔哉輕路從玉田次畝火
乎見管麻裳吉木道尓入立眞土山越良
武公者黄葉乃散飛見乍親吾者不念
草枕客乎便宜常思乍公將有跡安蘇
々二破且者雖知之加須我仁黙然得不
在者吾背子之往乃萬々將追者千
遍雖念手弱女吾身之有者道守之將問
答乎言將遣爲便乎不知跡立而爪衝
反歌
後居而戀乍不有者木國乃妹背乃山
尓有益物乎
おくれゐてこひつゝあらすはきのくにの
いもせのやまにあらましものを
吾背子之跡履求追去者木乃關守
伊將留鴨
わかせこかあとふみもとめおひゆかは
きのせきもりいとゝめてむかも
二年乙丑春三月幸三香原離宮之時得娘子作歌
一首
笠朝臣金村
三香乃原客之屋取尓珠桙乃道能去相
尓天雲之外耳見管言將問縁乃無者情
耳咽乍有尓天地神祇辭因而敷細乃衣
手易而自妻跡憑有今夜秋夜之百夜
反歌

桂本萬葉集
(御　物)

鏡皇胤論」(史林第六卷)までも公にされたが、その皇胤說は七大寺年表ぐらゐに據つて居るのであり、これによつて淸麻呂等の誠忠を疑ふことは出來ぬ。

光仁天皇の御治政

幾くもなく稱德天皇崩ぜらるゝや、光仁天皇は藤原永手、良繼等に迎へられて大統を繼ぎたまうた。天皇は天智天皇の皇胤であらせられ、天武天皇の皇統こゝに絶えた。この御代は奈良朝時代の淸算期といつてよい。先づ兒奸を黜陟したまひし後、冗官を淘汰して、殊に員外國司を整理し、常平倉を設けて百姓の困難を救はるゝなど、すべて緊縮政治が實現した。しかも東大寺を中心とし引き續き行はれてゐた勅願の寫經事業の如きは大凡この御代に完成した。又

武藏國を東海道に編入す

地方行政や交通などの點を考慮され、寶龜元年武藏國を東山道より離して東海道に編入されてゐる。そして同十一年東國邊要の地及び三關國(美濃・伊勢・越前)の外は軍團の必要なしとし、弓馬に慣れたるものを兵士となし、羸弱のものは農に歸らしめ、兵農二分の端こゝに開かれたことは、實に軍團制が奈良朝時代を經過して破綻を來した末、我が兵制に一大變革の端を開いたものであつて、後の武士階級の勃興と關連して見逃すべからざる事象である。

兵農二分の端を開く

ど我が國史に類例のない變態政治であり、心あるものゝ默過し得るところでなかつた、藤原良繼、同百川、同永手等はこゝに蹶起した。これには固より藤原氏が當時失意の境遇にあつて、家聲を回復しようとしたことも爭はれない、しかし良繼等の計畫を、單にその爲めとなすは當を得た推測であらうか。

思ふに奈良朝時代の末に近づいて、佛教國家の出現は我が國體の危機であつた。當時支那に於ける狀態は權臣の跋扈が國家を危くするものたるを如實に示して居た、道鏡の暴狀を觀て、國家を憂ふるものが之を看過し得ようか、藤原氏をはじめ路眞人豐永、和氣清麻呂の如き人物が忽ち道鏡の非望を挫いたのは、實に我が國の幸であつた。尤も道鏡の天位を覬覦したことに就いては積極的に計畫した何等の證據がない、また此の事件に於いて良繼、百川等が太宰主神習宜阿曾麻呂を傀儡にした資料もあるのではない、たゞ阿曾麻呂が後に太宰主神から多褹島の守になり、またやがて大隅守に任ぜられたことを榮達なりとして、百川等との間に何等か關係があつたであらうと推測し、且つ清麻呂等の昇進甚だ遲々たることの不可解なるため、喜田貞吉博士の如き「道

羽の蝦夷に對し、陸奥の國に桃生城を、出羽の國に雄勝城を經營して大に進出せんことを計畫した。たゞ新羅の征討遂に實行に入らず、蝦夷の追伐また功を奏せざりしは押勝の勢力が忽ち失墜するに至つた所以でもあつた。

多賀城碑

多賀城碑はこの間に建てられたものとなつてゐるが、嘗て田中義成博士は史學雜誌第三編第四編にその眞僞について評論し、後世の僞作なる事を指摘され、大槻文彥博士反對意見を陳べられたが、中村不折氏も法帖から集字したものと主張されて居り、今は多くの學者が之を僞作とするに一致してゐる。

僧道鏡の進出

こゝに仲麻呂の恐るべき敵として現れたのが、僧道鏡である。道鏡が內道場の禪師となり孝謙上皇の寵を得るや、押勝は上皇の信任忽ち去らんとするを見て、天平寶字八年道鏡を除くべく兵を擧げしも却つて失敗に歸し、近江に走つて殺された、天皇も亦淡路に遷りたまふ事となり、孝謙上皇は重祚せられた、稱德天皇と申し奉る。

稱德天皇

佛教國家の出現

ついで道鏡は昇進して太政大臣禪師となり、やがて法王の位に上り、その部下の僧も法參議または法臣となつて、こゝに一種の僧侶政治が行はれ、これまでの國家佛教から佛教國家が出現した。これは殆ん

橘奈良麻呂等の變

淳仁天皇

惠美押勝

太政官以下官名の唐制模倣

か、天平勝寶八歲五月崩御になるまでは、仲麻呂も多少雌伏してゐたが、その後遂に鋒鋩を現し、皇太子道祖王を廢し奉つて、亡男眞從の寡婦を娶られてゐた大炊王を皇太子とし、やがて彼は紫微內相に任せられ、內外諸兵事の事を掌ることになつた、そしてこゝに仲麻呂に對し、諸兄の子橘奈良麻呂を中心とした反抗運動が起り、大伴、佐伯、小野の諸氏之に參加したが、事未だ發せざるに、謀漏れて奈良麻呂等の失敗となり、道祖王をはじめ皇族の方々も連坐せられ、仲麿の兄右大臣豐成また官を罷められた。

孝謙天皇位を大炊王に讓りたまひ、淳仁天皇の御代となるや、仲麻呂はいよいよ思ふまゝに振舞ふやうになり、惠美の姓を賜はり名を押勝と改めしめられたが、ついで太政官を乾政官と改めて自ら大師といひ、大納言を御史大夫とし、八省の名をもそれ／＼唐風とするなど、一時朝廷の儀容は殆んど支那化した有樣となり、しかも彼は如何にも積極的に行動した。 その一二の例をいへば、彼は新羅に對し、東海、南海、西海の節度使を置いて、水軍の出師準備をなし(史學雜誌第三十五編和田軍一氏「淳仁朝に於ける新羅征討計畫について」參考)、奥

となり、遂に正一位に進んでゐるが、玄昉は十七年十一月筑前の觀世音寺に遷されて翌年その地に死し、孝謙天皇の儒學の師であつた眞備も、藤原仲麻呂（惠美押勝）勢力を得るに及んで退けられた。

四字の年號

こゝに一言したいのは、これまで二字づゝであつた年號を四字の年號とせられたことである。續日本紀には天平二十一年四月一日天平感寶元年と改元され、同年七月二日孝謙天皇即位の日天平勝寶と改元されたとあるが、同書にもこの年閏五月癸丑の條の勅に、既に太上天皇沙彌勝滿とあり、遠江國平田寺に藏せられてゐる勅書の原本また同樣になつてゐて、聖武天皇が既に上皇であらせられたのであるから、孝謙天皇の御即位は恐らく天平勝寶改元の日でなく、天平感寶元年と改元された四月一日に溯らしむべく、これ恐らく唐の則天武后の四字年號に倣ひ、孝謙天皇が女性天皇として範を取られたものゝ一ではあるまいか。

孝謙天皇即位の年月

藤原仲麿の擡勢

孝謙天皇の御代は武智麻呂の第二子仲麻呂の勢力が次第に大になつて來た時代である。尤も聖武太上天皇は御在世の間猶ほ政を聽かせられたため

史上に遺して居るけれど、彼の學德は天平十九年に弟子唐僧善意が玄昉の追福を祈りし願經の奥書によつても推測される（京都山田永年氏及び津市西來寺所藏大般若波羅密多經參考）。皇太夫人宮子が聖武天皇を御生みになつて以來、憂鬱に沈んで居られたところ、法師一看して惠然開悟したまうたと續日本紀にあるので、皇太夫人と玄昉との關係に就き後の學者は多く彼を非議したが、これは當時の僧侶に病を看護する一の務があり、「法師一看」の看は看護の意味であると、佐藤誠實博士が指摘されて以來彼の寃は雪がれた。

藤原廣嗣の亂

天平九年武智麻呂等兄弟の薨卒後、藤原氏の勢力やゝ振はなかつた時、橘諸兄が右大臣となり、眞備・玄昉が天皇の御信任を得たゝめ、藤原氏にして反感を抱き事を起すに至つたではないかと推測せられるのが、天平十二年藤原廣嗣の亂である。廣嗣は上表して眞備、玄昉を除かん事を乞ひて容れられず、君側の姦を除くを名として兵を擧げたが遂に失敗した。此の時不比等によつて完成された平城京から、一時ながらも恭仁京の遷都が企てられたが、やがて紫香樂宮の遷都となり、遂に二たび平城京に還御せられた、そして諸兄は左大臣

吉備眞備

僧玄昉

の當時春宮少屬に池上君大歳の如き工藝家を任命された程であるが(寧樂第十二卷正倉院史論所載拙稿參考)、その登庸せられた代表的人材としてこゝに吉備眞備を擧げよう。眞備はもと備中の一郡司の子で(吉備氏の墓はその本郷小田郡東三成村にあり、眞備の祖母の銅製骨壺が發見されてゐる)、唐に留學し、歸朝の後遂に右大臣にまで上つた、たゞに文學に秀でたのみならず禮儀・曆學・音樂等に通じ、且つ武事にも精しく支那式築城法を輸入したことは、彼が天平六年唐から將來したものゝ品目と筑前怡土城の營築を督したことによつても知られる(重野安繹博士編右大臣吉備公史纂釋及び史學雜誌第四十一編瀧川政次郎氏「私教類聚の構成とその思想」參考)。

また天皇が萬機の餘暇佛典を披覽し、寫經司を置きて勅願經を書寫せしめたまひしことは根津嘉一郎氏の所藏にかゝる天平六年書寫觀世音菩薩受記經の奧書に見えて居る。彼の宮中に出入して勢力あつた興福寺の僧玄昉(もと義淵僧正の弟子)がはじめて頭角を露はしたのは天平八年である、眞備と同じく入唐した學問僧で、唐にあること十八年に及んだ、その末路は失敗の跡を

と、武智麻呂の長子豐成は大伴・多治比・石上の諸氏と共に廟堂に立ち、皇族の御方もまた政治に參與して居られた。前に擧げた橘犬養宿禰三千代が不比等に嫁する以前に、美努王との間に生んだ葛城王の如きは、人臣に降つて生母の後を繼ぎ、橘宿禰と稱じて名を諸兄と改め、遂に左大臣に上られた。

橘氏の起り

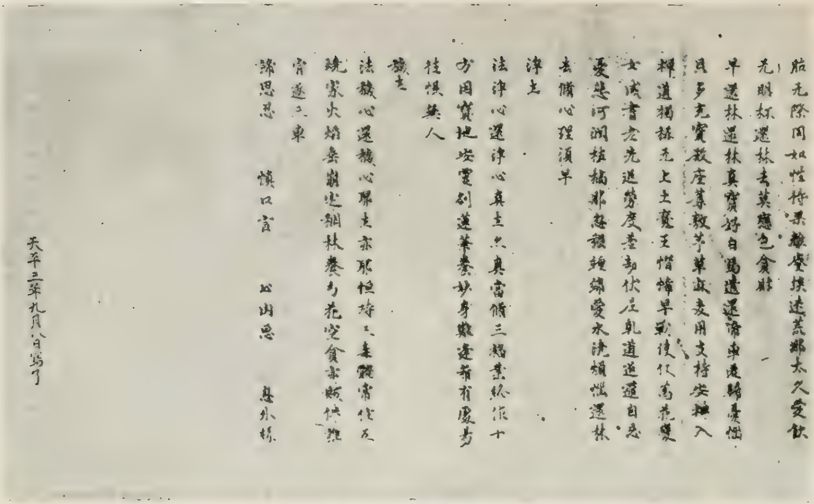
聖武天皇の初政

聖武天皇の初政は天武天皇の皇子舍人・新田部二親王御輔佐あつて、如何にもきび〳〵とした天平時代を出現せしめた、天平三年八月參議の任命が諸司主典以上三百九十六人の推擧によれるが如き、翌四年東海、東山、山陰及び西海の四道に節度使を任じて、蝦夷を伐ち新羅に備へしめしが如きはその一二の實例である。

渤海國の使聘

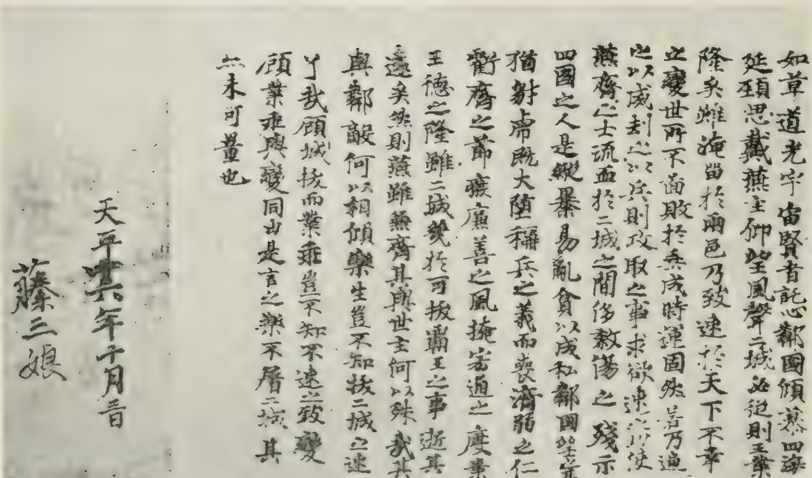
又神龜四年はじめて高麗の後と稱せし渤海國の使高仁義が來朝したのを許し、我が國と遠ざかつた新羅に代つて、この後ち醍醐天皇の御代まで彼我の交通絶えず、以て日支交通の闕陷を補はれたのも特筆すべきことである。想ふに天皇が前に述べたやうに思ふまゝに國家佛教の時代をつくり出されたのは天平七年二親王相ついで薨去したまひし後であつた。

天皇は非常に學問藝術の愛好者であり、保護者であらせられた、既に皇太子



聖武天皇宸筆雜集

（正倉院御物）



光明皇后御筆樂毅論　（後半）

（正倉院御物）

代のものと思はるゝ古寫本がある)光も假名五十音圖はその配列順序殆んど悉曇と同樣であり、俗傳に吉備眞備(まきび)の作といはれてゐるが、大矢透博士の音圖及手習詞歌考によれば、恐らく平安朝時代前期に入つてからの作であらう。

藤原不比等

さて大寶元年に制定せられた律令が養老二年に修正せられ、中央集權政治の法典が立派に出來上つたが、それは實に藤原鎌足の子不比等を中心として編纂されたのであり、彼の人望は一世に重きをなしてゐた。そして大化改新以來天智天皇の下に鎌足が造り上げた藤原氏の基礎は、奈良朝時代に入り、不比等によつて牢乎動かすべからざるものとなつた。殊に不比等の夫人橘犬養宿禰三千代は宮中に於いて勢力を有し、遂に不比等の女光明子が皇后に册立せらるゝに至つて、こゝに人臣立后入内の例が開かれた(續日本紀天平元年八月二十四日の勅參考)。それに不比等の子四人皆英材であり、武智麻呂(南家)、房前(北家)、宇合(式家)、麻呂(京家)皆廟堂に列して重用せられ、藤原氏四家の祖となつた。然るに不比等の薨後、藤原氏は一時その中心を失ひ、更に天平九年疱瘡大に流行し、武智麻呂等をはじめ兄弟四人相次いで病死し、勢力頓に挫けたけれ

人臣の立后入内

藤原氏の四家

じ意味が現れて居るのであつて、東大寺に寫經所を置いて天皇の勅願經や光明皇后の御願經をはじめ、一切經の經論章疏等を書寫せられたことは正倉院文書によつて知られるところである。その寫經類は今正倉院境內の聖語藏や、石山寺、知恩院などにその大部分が傳へられて居る(和田維四郎氏編訪書餘錄及び石田茂作氏著寫經より見たる奈良朝佛敎の硏究等參考)。

佛敎の興隆とともに外國の僧侶で我が國に渡來するものも多かつた、奈良朝時代の文化がまた彼等にも負ふところありしはこゝに留意しなければならない。初め大安寺に住し、また東大寺開基の一人といはれる婆羅門僧正菩提(群書類從にその傳が收めてある)が我が國に渡來したとき、伏見の翁なるものと對話したと傳へられてゐるから、菩提僧正以前に彼の同國人が來て居たかも知れない。また同じく渡來した林邑國の佛哲の如きは同時に音樂家であり、林邑八樂を傳へて居る(史學雜誌第十八編高楠順次郞博士「奈良朝の音樂殊に林邑八樂に就いて」參照)。從つて印度の悉曇が既に我が國に入れるも爭はれないことで、梵字千字文なども早く請來されたであらう(岩崎文庫に當時

あつた。總説「補助學」の章考古學の條に同寺の正倉院について敍べて置いたが、猶ほ少しくこゝに加へて置かう。

正倉院は今皇室の御保管になつて居る寶庫で三倉に分れてゐる。これに收めてある貴珍の御物が天平勝寶八載六月大佛に獻納され、聖武天皇の御左右品がその中心をなせるは、獻物帳にある光明皇后御製の序文によつて明である。建立の當時から明治維新まで北倉と中倉とは共に勅封であつて、南倉のみ東大寺三綱の封であつたが、それも今は同じく勅封となり、勅使が立てられて開閉封をなされることになつてゐる。それで正倉院は東大寺の寶庫といはんよりも、寧ろ東大寺の境内に特に大佛の爲めに建てられた皇室の寶庫と稱すべく、東大寺が自由に之を開閉し得たものでない、全く皇室の御稜威によつてよく今日に保存されてゐるのである。これは一面に於いて奈良朝時代に於ける國家佛教の特性を示して居るのであり、正倉院の建築及び内容そのもの以外に文化史的價値の甚だ大なるを思はしめる（史學雜誌第二十三編拙稿「人文史上より見たる正倉院」參考）。この事はまた當時の寫經事業にも同

大佛殿の建立と國家佛敎の完成

金光明四天王護國之寺

日本紀に見えて居るから、天平十三年の詔では恐らく國分寺國分尼寺が併置せられたのであらう(萩野由之博士の史學雜誌第三十三編國分寺建立發願の詔について參考)。猶ほ天皇は天平十二年河内の知識寺に行幸せられて、盧舍那佛を拜し給ひしことから御發願あり、全國民の知識信仰によつて喜捨する同志)を結んで大佛を鑄造せんとし、初め紫香樂宮に於いて經營したまひしも、この宮廢せらるゝに及び、國分寺の一たる東大寺の境内に大佛殿を建立し、盧舍那佛を本尊とし奉られたことは、國家佛敎がはじめて我が國に完成したといふべきであつた、この時活動した佛敎界の一人者は行基菩薩と傳へられてゐる、續日本紀の聖武天皇紀後半から孝謙天皇紀まで、及び東大寺大佛記、東大寺要錄等を參考すれば、略〻事情を詳にし得られる。元來東大寺はもと金鐘寺といふ寺を國分寺とせられたもので、金、光、明、四、天、王、護、國、之、寺、とある西大門額も今に東大寺に傳來して居るのであるが、その境内に大佛殿が建立せらるゝことになり、大佛の東大寺たる觀を呈するに至つた、いはゞ盧舍那大佛は天皇の御本尊で、朝廷の御持佛であり、また全國民の喜捨によつて出來た本尊でも

日記に散見してゐる、東大寺三月堂の如く、鎌倉時代の初に所謂禮堂なるものが前面に附け加へられたことは建築史上注意すべきであらう。

南都七大寺

佛教はこの時代に入りかく隆盛になつて來たが、さきに飛鳥地方に建てられた諸大寺また平城京に移され、法興寺(後に奈良に移されて元興寺といふ)、大官大寺(後ち奈良に移されて大安寺といふ)など皆更に輪奐の美を極めた、それに天武天皇の御願に成つた藥師寺、藤原氏の氏寺たる山階寺(興福寺)もまた移建せられ、所謂南都の七大寺または十大寺、十二大寺等の名を生ずるやうになつた。

國分寺國分尼寺の創建

しかし聖武天皇は中央にのみ佛教を弘通されたのでない、天平十三年にはすべて諸國に國分寺、國分尼寺を置かれ、やがて大佛殿を東大寺に建立されることになり、東大寺は朝廷の氏寺として最高の地位を占むるに至つた。蓋し國分寺、國分尼寺は聖德太子の四天王寺建立の理想を全國的のものとされたともいへよう、そして四天王信仰が最勝王經及び金光明經によつて次第に高潮に達して來たことは先づ諒解せられねばならぬ。その御發願の詔は續日本紀及び類聚三代格にあるが、國分寺といふ名稱は既に天平十年から續

後の如く教團的諸宗でなく、寺院に宗旨の別なく、一人にして數宗を兼學した、次の時代天台眞言二宗新に加はるに及んで八宗兼學の僧も現れてゐる。要するにこの時代の諸大寺は天下泰平國家安穩の爲めに設けられた官寺が主であり、神祇の祭祀など必ずしもこれが爲めに衰えなかつたのみならず、現世信仰の色彩は猶ほ當時の佛教界に濃厚であつた、そして氏神の神社に倣つて氏寺が起つた、藤原氏の氏寺は初め山背の山階にあつて山階寺といつたのが、養老年中平城京に移されて興福寺と改め、所謂七大寺の一となるに至つた。

東大寺の戒壇

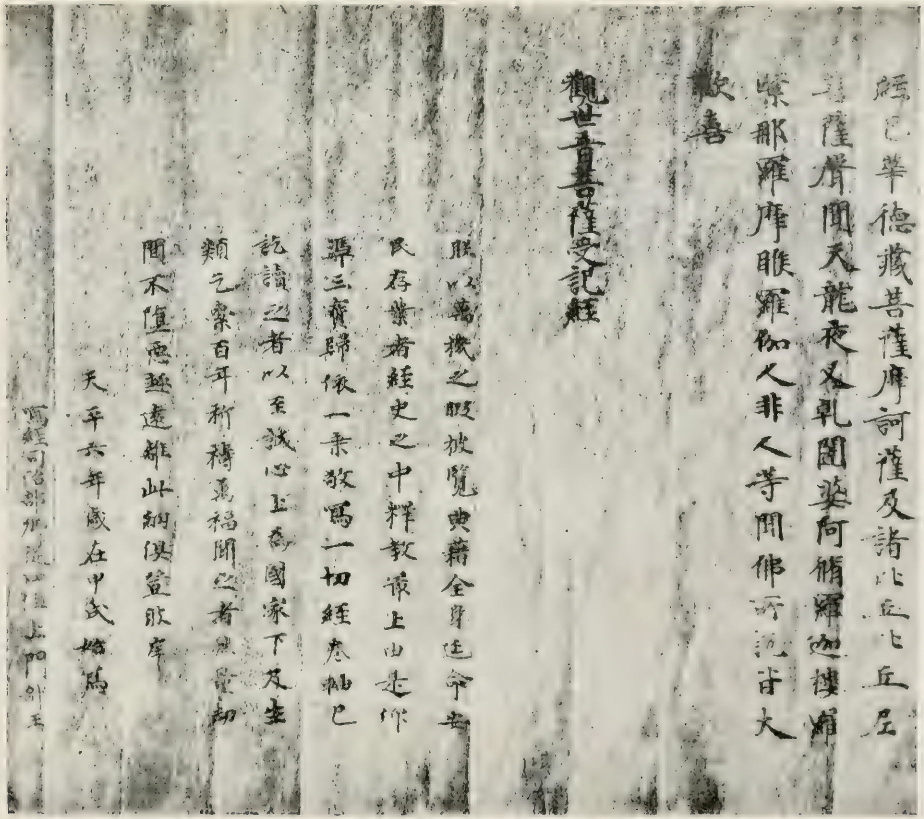
鑑眞和上が東大寺に戒壇を設けたのは僧侶制度が新たに出來上つたことを示すものであり、得度受戒して度牒と戒牒とを得なければ、僧侶になれないことになつた、聖武天皇は實に天皇として最初に登壇受戒したまひし御方である。又この時代に於いて、佛堂は主として佛像を安置する神聖なる殿堂である、佛教の儀式は專ら寺院の庭上で行はれ、すべて立禮であつた、そして萬一

雨儀と晴儀

雨天の場合は廻廊に人々の座位が定められた、之を雨儀といひ、晴儀或は庭儀に對して居るのは、朝廷の諸宮殿に於ける儀式も同樣であつたことが後々の

観世音菩薩受記經

東京　根津嘉一郎氏所藏



勅命によつて奉寫した佛經、所謂勅旨經の中で現存せる最古のものである。聖武天皇が萬機の暇典籍を披覽したまひ、特に佛教に歸依して寫經司を置き一切經を書寫せしめられたことが之によつて拜せられる。



木像藥師如來
（大和　唐招提寺金堂）



木像藥師如來
（大和　室生寺金堂）

奈良朝時代の佛敎

奈良朝時代の諸宗は敎團でない

半期となれば唐招提寺の盧舍那佛・藥師如來及び千手觀世音菩薩など、近く唐から渡來した鑑眞和上に隨從せる支那名工によつて作られたか、或は少くとも監督者が渡來僧であつたゝめに、上に擧げた諸佛像とは多少趣を異にした新味が加はつて居り、大和室生寺の本尊藥師如來の如き、平安朝前期に於ける佛像に見らるゝ樣式の前驅が既に認められる、そしてその全然日本的になり負うせた攝關榮華時代前後へ進んで行くのである(內藤虎次郎博士增訂日本文化史研究所收「唐代の文化と天平文化」參考)。

當時代の佛敎はまた唐佛敎といつて可いほど、唐の佛敎が多く輸入せられて居る、しかもその間に行基の如き僧を出せるは異數であつた。僧綱の制も完備した、そして道昭、義淵等の名僧によつて傳へられた法相、三論、華嚴、俱舍、成實の諸宗と、唐僧鑑眞によつて傳へられた律宗とを總稱して南都六宗といひ、こゝに佛敎の叢林が出來上つた。しかしそれらの諸宗は佛敎宗學とも云ふべきもので、東大寺、大安寺、法隆寺などすべて諸宗の衆僧が居たのである(大安法隆二寺の天平十九年緣起流記資財帳參考)。即ち當時の諸宗は鎌倉時代以

國史の修撰

奈良朝時代の文化

我が國人の好尙と唐代藝術

國史の修撰については和銅四年に太安萬侶が稗田阿禮の口授により古事記を筆錄して上つり、養老四年に舍人親王によつて日本書紀が撰進された。既に總說「國史の編纂著述」の章に述べて置いたからこゝには省略する。

何といつても、奈良朝時代では聖武天皇の御代が中心であり、佛敎の隆興と盛唐文化の輸入、そして之による美術工藝の發達は奈良朝時代を標徵するものといつて可い。元來佛師は初め多く朝鮮の歸化人であつて、それらの作風が露骨に現れ居り、必ずしも日本人の趣味と調和し得なかつた、推古天皇の御代に鞍作止利の靈腕に成つた法隆寺の本尊藥師如來及び釋迦如來の金銅像は固より崇高の感に打たるゝものがあるにしても、どこか日本的趣味を缺いでゐた。その歸化人の子孫が數代を經て奈良朝時代に入つたのであり、我が國人の好尙に合ふものを作ることになつた、しかもまた相貌より彩色に至るまで絢爛たる唐代美術の影響を受けて居り、東大寺三月堂の本尊不空羂索觀世音及び祕佛執金剛神、同寺戒壇院の四天王もしくは新藥師寺の藥師十二神將の如き莊嚴と靈妙との極致に近づいた心地がする。然るにこの時代の後

國郡郷名に好字をつく

り、それらを集めたものが栗田寛博士の古風土記逸文考證である。猶ほ朝野群載延長三年十二月風土記勘進の太政官符をも參考して貰ひたい。

國郡郷の名稱に好字を著けしめられたり、國郡郷の名を二字と定められたのもこの風土記撰進の時からであつたと仙覺の萬葉集抄に見えてある、その二三としてこゝに、

國　木—紀伊　三野—美濃
郡　島—志摩(筑前)　椽—基肄(肥前)
郷　上—賀美　中—那珂　下—資母(以上、大同字符考)

を擧ぐるに止めやう、又この時代の末より避諱の事が行はれ、天皇の御諱に觸るゝ地名氏名など之を改められたが、これらは皆同じく唐風の影響であつた、

白壁(光仁天皇の御諱)　白壁郡—眞壁郡(常陸)
安殿(平城天皇の御諱)　安諦郡—在田郡(紀伊)
神野(嵯峨天皇の御諱)　神野郡—新居郡(伊豫)
大伴(淳和天皇の御諱)　大伴氏—伴氏(續日本紀には大伴を皆トモと訓んである)

の如き即ちその實例である。

ド、ウ、カ、イ、チ、ン、と訓まれて居るが、聖武天皇の御代に鑄られた神、功、開、寶に准じて、珎もまたハウと訓むべきであらう(中。央。史。壇。第十一卷入田整三氏「本邦最初の錢貨と皇朝十二錢」參考)。元來寶字の異體は寳であるから、その冠と袴とを脫いで珎としたのであらう、銅を同、と書くのも古い時代から行はれてゐる(總說「補助學」の章古文書學の條に挿入した畫象鏡の銘帶參考)。

次に風土記の撰進は總說「補助學」の章歷史地理學の條にも述べて置いた、和銅六年五月畿內七道の諸國に郡內生ずるところの銀銅彩色草木禽獸魚蟲等の色目を具錄し、且つ土地の沃堉、山川原野の名號所由及び古老の相傳へたる舊聞異事を載せて言上せしめられたことを指すのである、それが漸次撰錄せられ、今に傳へられたもので年代の明なるものは天平五年に出來た出雲風土記(完本)のみでそれより以前のものに播磨風土記(殘闕本)と常陸風土記(略本とがある、猶ほ肥前、豐後の二風土記は共に略本で靈龜以後養老以前の撰であらうと井上通泰博士はいつて居られる(歷。史。地。理。第五十八卷、肥前風土記に就いて」參考)、その他の逸文は釋。日。本。紀。及び僧仙覺の萬。葉。集。抄。等に多く散見して居

以上を蓄へたものに位階を進むる法が定められ、その冬十二月また更に蓄錢敍位の法を設け、無位の者で錢七貫、白丁で錢十貫を蓄ふるときは初位に入れられることに規定された。また田を賣買するには錢貨を以て價を定めしめ、若し他物を以て田價としたらば其物と共に田を沒收した。それで人民も次第に錢貨の使用に慣れて來て、皇都をはじめ畿內諸國は割合によく流通したやうであるが、

私鑄錢を禁ず

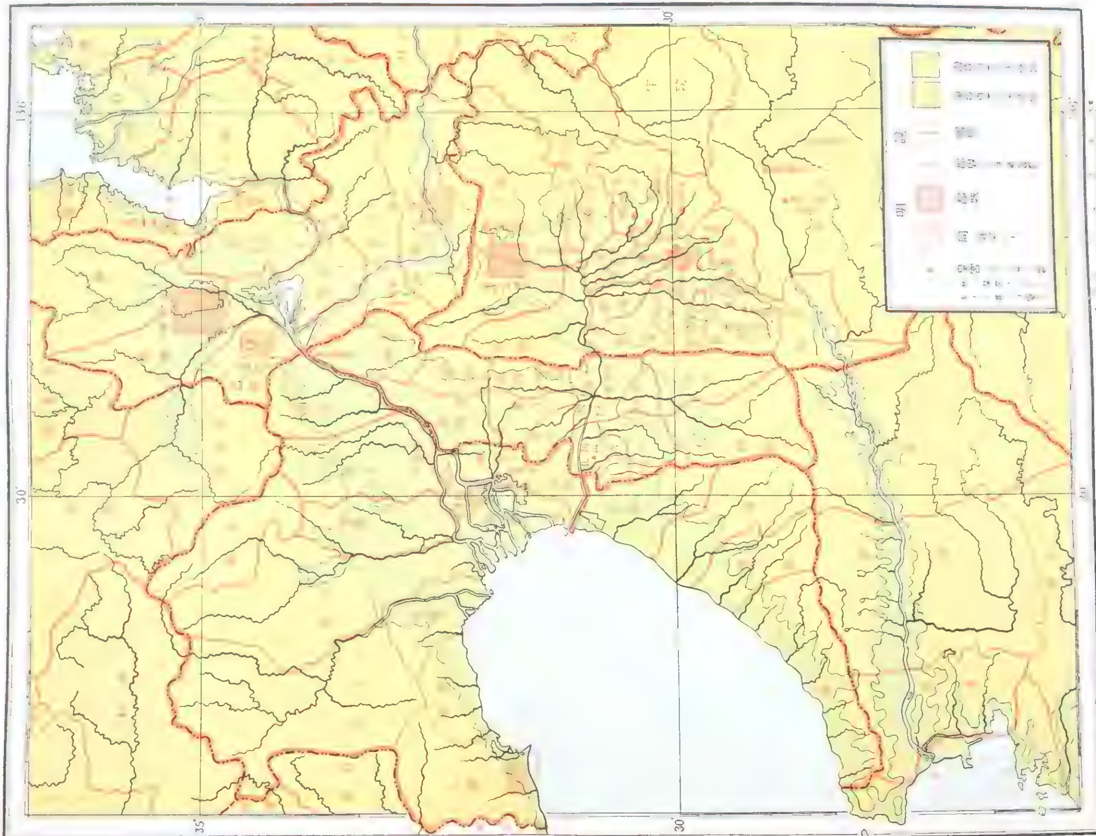
その間私鑄の錢貨も現れ、淳仁天皇の天平寶字四年に之を禁せんがため、勅を下して新たに萬年通寶といふ銅錢が鑄られ、開基勝寶といふ金錢や、太平元寶といふ銀錢も鑄られた。その後天平神護元年の神功開寶をはじめ、殆んど御代ごとに新鑄錢が行はれ、村上天皇天德二年の乾元大寶まで皇朝十二錢と呼ばれてゐる。

皇朝十二錢

この間新錢が發行せられると、必ず舊錢十を以て新錢一に換へしめることを通則としたのは、恐らく新錢の流通を活潑にし、且つ舊錢の回收を速かならしめんがためであつたらう。錢貨に關して一ト通りの事は大日本貨幣史や日本貨幣史に載せてあり、泉志など古錢研究の書がいろ〳〵出來てゐる。序にいつて置くが、かの和同開珎はこれまで普通にワ

明天皇の元年武藏國より和銅を獻じたので、和銅と改元し、催鑄錢司を置いて鑄造せられた銅錢及び銀錢が和同開珎である、割合に多く今日に傳はつて居る。尤も銀錢は二年八月に至り廢せられ、その後は專ら銅錢のみが行はれたのであるが、たゞ我が國の鑛業未だ發達せず、その原料も少かつた、近江、播磨、太宰府等で鑄られたことがあり、ついでまた長門に鑄錢所が置かれてゐる。今も鑄錢司に因んだ地名が山城(相樂郡加茂村錢司)周防(吉敷郡鑄錢司村)及び長門(豐浦郡長府町修禪寺)などに存じ、錢貨及び錢型等が發見される。

この鑄錢は亦支那制度を採用したものゝ一である。商業や交通に必要なる貨幣がこの時代まで行はれなかつたことを、或は怪しむ人もあらうが、古代から行はれてゐた物々交換は、その方法も割合によく發達し、既に媒介物として稻、布、帛、絁などが物價の標準となつてゐた、しかもそれが後の時代まで續いてゐる。想ふに鑄錢の事は大化の改新にも、注意に上つたのであらうが、實はこの時代に及んでも尚ほ國民の多數は錢貨の要用なるを知らずして、之を重んずる風がなかつた。和銅四年八月の勅によれば、從六位已下の人で錢十貫



30'
35'
136
1：500000

後村上天皇 長慶天皇 後龜山天皇	觀心寺（行宮）	河內南河內郡川上村
	〃〃住吉（行宮）	〃〃〃〃攝津住吉神社神主館
	〃〃男山（行宮）	〃〃〃〃山城綴喜郡石清水八幡宮別當田中館
	〃〃榮山（行宮）	〃〃〃〃大和宇智郡榮山寺（？）

榮山行宮は、宮內省圖書寮所藏の朱孟及び雲州往來の奥書に據って天授五年弘和三年の頃行宮となつたことを明かにすることが出來る。

元明天皇の御代に於ける重要なる事象として平城京奠都の外に、錢貨鑄造及び風土記の撰進を擧げよう。錢貨の鑄造については既に日本書紀顯宗天皇紀に銀錢の記事が見えて居るが、それは全く後漢書明帝永平二年紀によつて文を成したもので、たゞ天下の太平を形容した文飾に過ぎないと先輩も說いてゐる。次に同書天武天皇紀十二年四月の條に銅錢を用ゐて銀錢を用ゐるなかれと詔あり、數日の後また銀錢を用ゐることを許せし詔ありしことが見えて居り、又持統天皇紀の八年、文武天皇紀の三年の條にも鑄錢司を置かれたことがあるので、當時既に錢貨の行はれてゐたことが推測せられるけれど、鑄錢については何等の記載がなく、實物もまだ發見されない。然るに元

桓武天皇

- 平城宮　大和生駒郡都跡村
- 長岡宮　山城乙訓郡向日町鷄冠井
- 平安宮　山城京都市聚樂廻附近

桓武天皇以後明治維新に至るまでの内裏は主に京都の内にありて只その地點を異にせり、龜山天皇以後後桃園天皇までの内裏は續史愚抄の毎卷々首に掲げてある。その中、一時京都の外にありしものを掲げて置く。

安德天皇

- 福原　攝津神戸市福原
- 太宰府(行宮)　筑前筑紫郡太宰府町
- 屋島(行宮)　讃岐香川郡屋島村
- 一の谷(行宮)　攝津武庫郡須磨

後醍醐天皇 1)

- 笠置山(行宮)　山城相樂郡笠置村
- 國分寺(行宮)　隱岐周吉郡國分寺村
- 船上山(行宮)　伯耆東伯郡以西村

後醍醐天皇 (2)

- 吉野(行宮)　大和吉野郡吉野町吉野山
- 賀名生(行宮)　大和吉野郡賀名生村賀名生
- 金剛寺(行宮)　河内南河内郡天野村

天武天皇	飛鳥浄御原宮(飛鳥)	大和高市郡高市村上居
持統天皇	飛鳥浄御原宮(飛鳥)	大和高市郡高市村上居
	藤原宮	大和高市郡鴨公村高殿
文武天皇	藤原宮	大和高市郡鴨公村高殿
元明天皇	藤原宮	大和高市郡鴨公村高殿
	平城宮	大和生駒郡都跡村
元正天皇	平城宮	大和生駒郡都跡村
聖武天皇	平城宮	大和生駒郡都跡村
	恭仁宮	山城相楽郡瓶原村例幣
	紫香楽宮	近江甲賀郡雲井村黄瀬
	難波宮	摂津西成郡豊崎村長柄
孝謙天皇	平城宮	大和生駒郡都跡村
淳仁天皇	平城宮	大和生駒郡都跡村
	保良宮	近江滋賀郡石山村
稱徳天皇	平城宮	大和生駒郡都跡村
光仁天皇	平城宮	大和生駒郡都跡村

欽明天皇	磯城島金刺宮(磯城)	大和磯城郡三輪町金屋
敏達天皇	他田幸玉宮(纒向)	大和磯城郡纒向村太田
用明天皇	池邊双槻宮(磐余)	大和磯城郡安倍村阿部
崇峻天皇	倉梯柴垣宮	大和十市郡多武峰村倉橋
推古天皇	豐浦宮(飛鳥)	大和高市郡飛鳥村豐浦
	小墾田宮(飛鳥)	大和高市郡高市村岡?(大和志に豐浦とあり)
舒明天皇	飛鳥岡本宮(飛鳥)	大和高市郡高市村岡
	田中宮	大和高市郡白橿村田中
	百濟宮	大和北葛城郡百濟村
皇極天皇	小治田宮(飛鳥)	大和高市郡高市村岡?(大和志に豐浦とあり)
	飛鳥板蓋宮(飛鳥)	大和高市郡高市村岡
孝德天皇	長柄豐埼宮	攝津西成郡豐崎村長柄
齊明天皇	後飛鳥岡本宮(飛鳥)	大和高市郡高市村岡?
	朝倉橘廣庭宮(行宮)	筑前朝倉郡宮野村須川
天智天皇	大津宮	近江大津市附近?
弘文天皇	大津宮	近江大津市附近?

履中天皇	磐余若櫻宮（磐余）	大和磯城郡安倍村池ノ内
反正天皇	丹比柴籬宮（丹比）	河内中河内郡松原村上田
允恭天皇	遠飛鳥宮（飛鳥）	大和高市郡飛鳥村飛鳥
安康天皇	石上穴穗宮	大和山邊郡丹波市町田村
雄略天皇	泊瀨朝倉宮（初瀨）	大和磯城郡朝倉村黒崎
清寧天皇	磐余甕栗宮（磐余）	大和磯城郡安倍村池ノ内
飯豐青尊	忍海角刺宮	大和南葛城郡忍海村忍海
顯宗天皇	近飛鳥八釣宮（飛鳥）	大和高市郡飛鳥村八釣
仁賢天皇	石上廣高宮	大和山邊郡二階堂村嘉幡
武烈天皇	泊瀨列城宮（初瀨）	大和磯城郡初瀨町出雲
繼體天皇	磐余玉穗宮（磐余）	大和磯城郡安倍村池ノ内
	樟葉宮	河内北河内郡樟葉村楠葉
	筒城宮	山城綴喜郡普賢寺村多々羅
	弟國宮	山城乙訓郡大原野村？
安閑天皇	勾金箸宮	大和高市郡金橋村曲川
宣化天皇	檜隈廬入野宮（檜前）	大和高市郡坂合村檜前

崇神天皇	磯城瑞籬宮（磯城）	大和磯城郡三輪町金屋
	大和志に三輪村の東南志紀郷縣神社の西にありと云ふ。	
垂仁天皇	纒向珠城宮（纒向）	大和磯城郡纒向村穴師
	大和志に穴師の西にありと云ふ。	
景行天皇	纒向日代宮（纒向）	大和磯城郡纒向村穴師
	大和志に穴師の北にありと云ふ。	
	志賀高穴穂宮	近江滋賀郡坂本村穴太
成務天皇	志賀高穴穂宮	近江滋賀郡坂本村穴太
仲哀天皇	志賀高穴穂宮	近江滋賀郡坂本村穴太
	角鹿笥飯宮（行宮）	越前敦賀市氣比神宮の邊
	徳勒津宮（行宮）	紀伊海草郡四箇郷村大字新在家
	穴門豐浦宮（行宮）	長門豐浦郡長府町豐浦
	筑紫香椎宮（行宮）	筑前糟屋郡香椎村香椎
神功皇后	磐余若櫻宮（磐余）	大和磯城郡安倍村池ノ内
應神天皇	輕島豐明宮（輕）	大和高市郡白橿村大輕
	難波大隅宮	攝津西成郡大道村の邊？
仁徳天皇	難波高津宮	攝津大阪市大阪城の地

點を附したのは原表を改め、もしくは増補したもので、宮名の下に括弧を加へて注記した地名はこゝに挿入してある京阪地方皇都沿革圖(歴史地理第十卷所載)と對照の便宜のためである。

神武天皇　畝傍橿原宮(畝傍)　大和高市郡白橿村畝傍

日本書紀に畝傍山の東南といふ、現今橿原神宮所在の附近なるべし。

綏靖天皇　葛城高岡宮　大和南葛城郡吐田郷村森脇

安寧天皇　片鹽浮穴宮　大和北葛城郡浮穴村三倉堂

古事記傳以下の書に之を河内に擬するは毫も據なし、今舊說に從ひて大和葛城とす、詳細は歴史地理第九卷片鹽浮穴宮址に關する喜田博士の文を見よ。

懿德天皇　輕曲峽宮(輕)　大和高市郡白橿村大輕

孝昭天皇　掖上池心宮　大和南葛城郡掖上村玉手

孝安天皇　室秋津島宮　大和南葛城郡秋津村室

大和志に、池内・御所二村の間にありといふ。

孝靈天皇　黑田廬戸宮　大和磯城郡都村黑田

大和志に、都・黑田二村の間都杜にありと云ふ。

孝元天皇　輕境原宮(輕)　大和高市郡白橿村大輕

開化天皇　春日率川宮　大和奈良市率川の邊

たび都城制が實現した以上、寺院の關係事情等が最早之を許さなくなり、七代の間主としてこゝに都せられるに至つたのであらう。

平城京の四至については北浦定政早く之を調査し、平城京圖等を作つて置いたが、關野貞博士また實地調査に從ひ、平城京及び宮殿の考證を發表し、喜田博士歷史地理第八卷に之に對して反對説を述べられたが、關野博士は更に研究を加へて「平城京及大内裏考」（東京工科大學紀要）を公にし、喜田博士の「平城京及大内裏考評論」また歷史地理第十三卷に載せてある。その後平城宮址は史蹟に指定せられて保存工事を行ひ、大正十二年その完成を見たが、その際地中より溝渠、基壇、礎石、古瓦等、宮殿の跡を徴すべき遺物多く發見せられ、同宮址の研究に一大光明を投じた、そして關野博士が平安京の制より逆推して考定せられたる諸點、たとへば龍尾壇の存在説などもこれによつて覆へされねばならぬことになつた（内務省史蹟精査報告第二參考）。

歷代皇都名稱所在表

この表は前版に掲げた喜田貞吉博士の「帝都名稱表」を基礎として作製した。右傍に、、

風水思想と都城制の完成

黨の勢力家となつた藤原氏の政略で、飛鳥附近を根據とせる舊族の勢力を驅逐せんとしたゝめであらうといはれてゐる。これも一の見方であらうが、元來天武天皇に既に奠都の御思召があり、信濃國にまでその地を求めしめられたのであつた。それが持統天皇によつて藤原京の經營となり、文武天皇の御代を經て、この奠都となつたもので、元明天皇の詔に四禽叶圖三山作鎭とある風水思想と、唐にも劣らない都城制を完成するにあつたと觀るのが妥當であらう。しかも平城京奠都の後、遷都の風全く止んだのでなく、聖武天皇も或は難波京に、或は恭仁宮に、或は紫香樂宮に遷りたまひしのみならず、遷都の可否について諸寺や京民の意見を徴せられたことがあつたのは、まだ歷代遷都の風に左右せられたものであらうと思はれる。いひ換ふれば唐風により大規模の都城を經營しても、長い歳月の習慣から急に脱出することを得なかつたのみならず、平城京の規模が餘りに廣大に過ぎ、皇宮諸官衙及び住宅市廓を以て容易にその地域を充實し得なかつたことも、尙ほ歷代遷都の風を存せしめ、紫香樂宮や恭仁宮に遷りたまひて差支なかつた所以であつたらう。たゞ一

り、崇福寺址そのもの、研究が先づ問題となるのである、又もし之を志賀村の地に擬定せば、何故に大津宮と稱したかの問題から解決しなければならない（滋賀縣調査報告參考）。

平城京奠都の理由

次に平城京奠都について喜田博士は、それを以て舊族の跋扈を避けんがための政策に出でたものとし、恐らく之に反對せしものは舊勢力の人々なりしならんといつて居られる。成るほど天武天皇が淨御原宮に都せられ、持統天皇また引きつゞいて同じく飛鳥の地に藤原京を經營せられたは、壬申の亂に多く大和の舊族の力に依つて勝利を得られたためであるとしても、それら舊族が必ずしも南大和の人々のみであつたとはいへない、平城京奠都を彼等の跋扈から脱れんためとのみ解釋するは如何であらう。この奠都は規模の大なる點から觀ても、寧ろ風水思想に左右せられ且つ都城制を更に完備した當時代の一事象となすべきであるまいか。

喜田博士は、また藤原京がその地勢から見ても猶ほ擴張の餘地あつたのに拘はらず、元明天皇が大和の北部奈良附近に遷都せられたことは、これ全く新

であつて毫も差支がなかつた。從つて都に住んでゐる人々が遷都ごとに舊都を去らねばならぬ必要はなかつたのである、聖徳太子の如きは攝政でありながら、飛鳥京から數里も離れた斑鳩宮に御住居になつてゐた。然るに大化改新以後中央集權政治が行はれるやうになると、商業の中心地が政治の中心地に併合せらるゝのは自然の趨勢である、そこに恰も唐の都城制が輸入せられて、政治と商業との中心地が一となり、市場も皇都の内に設けらるゝことゝなつて、はじめて大きな都城が經營せらるゝに至つた。勿論之がため舊來の市が全く滅びてしまふものではないが、唐制の都城を摸し、立派な皇宮が建てらるれば、住民も多く集まつて來たのであつて、從來所謂遷都なるものに沒交渉であつた人々も、こゝに利害關係が緊切になつて來た。

大津宮

しかし天智天皇が遷りたまひし近江の大津宮が既に果して唐の都城制を摸せし大規模のものであつたかは疑問であり、その地點についても猶ほ考究すべきものがある。喜田博士はこの大津宮を以て滋賀郡志賀村の地に擬せられて居るが、それは後の時代に出來た崇福寺緣起から逆推せられたのであ

に天下知しめすといふ文例を用ゐたることが、寧ろ實際に當るにしても、新天皇の新宮經營は第一說を必ずしも破壞し去るものとはいへない。また從來住みたまひし邸宅を直に皇居とせられたといふ第二說が、實例に乏しい爲めこれを證明し易からずとするも、全然これを否定することは出來ぬ、且つ喜田博士の說は舊說と正面衝突を爲すものでない、しかも仁德天皇の高津宮に遷りましゝ如き、他の理由に出でたるを、誰かまた異論を挾むものがあらう。大體から觀て、この遷都問題は猶ほ進んで民俗學的研究の必要があるのみならず、恐らく第一說、第二說は互に衝突せず、喜田博士の造替說と相待つて考察せらるべく、この時代に至るまで新天皇が殆んど皆新宮を建てらるゝところに、また上代文化の單純さが觀られるであらう。

氏姓時代の商業中心は市であつた、海柘榴市の如きその有名なるものゝ一である。當時の遷都が名は假りに遷都としても、三國の外は、大概大和にあつて近距離の間を彼方此方と遷られたに過ぎないのであり、且つ物々交換の市場商業で何等生活に不便がないから、政治の中心地と商業の中心地とが別々

御一代ごとの遷都に關する諸說

に遷されたこののち光仁天皇まで凡そ七代この地に都し給ひし間を奈良朝時代と稱する。そしてこゝに歷代遷都の風殆んど一變したが、さきの藤原京奠都は實にその先驅をなしたといつてよい。今溯つて歷代遷都に關する從來の諸說を撿するに、第一、觸穢說、先皇崩ずればその皇居は穢に觸れたとして、次の天皇他處に遷らるゝといふ考、第二、世嗣宮殿說、皇太子は多くその母方の家に成長したまひ、卽位の後もその地に都せられたといふ考が普通に行はれてゐる。然るに喜田貞吉博士はその著帝都にこの第一說、第二說を共に根據なきものとなし、御一代一宮號にして遷都と稱すべきものにあらず、且つ伊勢皇太神宮の二十年造替の實例に徵するも、建築の法尙ほ發達せざりし時代にあつてはその久しきを保つ能はざりしより、新宮を經營せられしに過ぎず、若し遷都といふべきものを求めば、景行天皇の高穴穗宮と仁德天皇の高津宮及び孝德天皇の長柄豐埼宮など三四に止まるといふ說を出されてゐる。しかし喜田博士の論述には多少遷都といふ言葉に拘泥し過ぎた趣がある。日本書紀が支那風に遷都の文字を用ゐたることは固より誇大に失し、古事記に某の宮

の文物制度を模倣するに止まらなかつたことを如實に示すと共に、また令の草案者が法典編纂の能力を有し、よく意を加へて取捨選擇したことに歸せねばならない（唐令との比較に就いては内藤虎次郎博士の日本文化史の研究所收「唐代の文化と天平の文化」及び中田薫博士の法制史論集所收「唐令と日本令との比較研究」參照）。この後時勢の變遷に伴ひ遂に實際に行はれなくなつたけれど、兎に角令制の官職は明治維新まで形式的になりとも朝廷に存在して居た、そして鎌倉時代に定められた武家法制の如き、固より武家特有のものなりとはいへ、また律令に基づいたものがあり、矢張りもと律令などにも通じてゐた幕府の役人の手に成つたのである。

第三　奈良朝時代

文武天皇崩御の後、皇子（聖武天皇）尚ほ幼冲にましまし、先皇の御母阿閉皇女（元明天皇）遺詔によつて萬機を攝し、やがて御即位あり、武藏國秩父郡から和銅を獻じたことによつて年號を和銅と改め、その三年に藤原京より都を平城京

令制必ずしも唐の模倣にあらず

が、その代りには布を出すことになつてゐた、調はその鄕土の所出たる絹、絁、綿、布等を納めるものであるが、またその土地の調の副物といつて貢せしむるものもあつた。

最後に猶ほ大體について云ふならば、我が令制は一見唐の模倣であるやうであるも、法興肇憲時代からいろ〳〵の改修を重ねて來た經驗と、我が國古來の習慣とに鑑み、日本的に規定せられたものが少くなかつた事を知らねばならない。その最も著しいもの丶二三を擧ぐれば、第一、前にいつたやうに神祇官を太政官の前（必ずしも太政官の上ではない）に獨立させたこと、第二、太政官以下の職制名が唐制その儘でないこと、第三、詔の詞を古來の宣命體と定められたこと、尤もこれは漢文の流行につれ段々支那風の文體を用ゐることになつたが、後世も即位、立后、立太子等の大禮や、神社、山陵の告文など必ず宣命體を用ゐられた。また公式令なる公文の書式の中には唐朝以前我が國に於いて既に使用に慣れたものがあれば之を採用したのであつて、解、即ち被管から所管へ言上する文書の如きその一例である。これらは我等の祖先がたゞ外國

ずして、すべてカミ（長官）、スケ（次官）と呼んでゐたことである。支那の文字は使つても、國語で訓んだことは、當時の文章と同樣であつた、それは既に聖德太子の制定された冠位にも現れて居るのであつて、大德は末卑騰吉寐（眞人公）を漢字にしたものである（史學雜誌第二十編和田英松博士「翰苑に見えたる冠位十二階の稱呼」參照）。

田制

その他田制税法等について今大體を述ぶれば田は方五尺を一步とし長さ三十步、廣さ十二步、卽ち三百六十步を一段（二百四十步を大、百八十步を半、百廿步を小と呼んでゐたことは古文書等に實例が多い）、十段を一町といひ、人生れて六歲になれば、男子には田二段、女子にはその三分の二を授ける、それは六年ごとに戸籍を作つて、すべて六歲以上のものに授け、死者の分は沒收するから、

班田收授の法

これを班田收授の法と稱する、二段の獲稻は百束であるから、租及種稻を控除して今の量に換算すれば、一石一斗三升四合となるのである（澤田吾一氏の奈良朝時代民政經濟の數的研究に據る）。また税には租・庸・調の三種あつて、租は

租庸調

稻百束について四束四把、庸は正丁一年に十日は宮の力役に服するのである

役としては大少外記と大少史とあり、外記は少納言局に、史官は辨官局に分隷してゐた。

地方官制の概略

地方官では京都に左右京職があり、その被管に東西の市司があつた。今の大阪の前身たる難波は殊に港津として要所であつたから、桓武天皇の御代に普通の國となりしまで、攝津職を置いて津の國を兼攝せしめてゐた。又奈良朝時代には離宮の所在地たる吉野と和泉とに監(げん)を置かれた事もあるが、後に廢せられて吉野は大和國の所管に歸し、和泉は普通の國となつた。西海道は外交上特殊の地位にあるので太宰府を置いて九國二島を管せしめ、その長官を帥といひ、次官に大貳、少貳があつた、そして筑前國司を置かず、太宰府で之を兼ねた。すべて諸國に大國、上國、中國、下國の四等があつて、國司たる守・介・目・掾の員數に差等があり、郡は大上中下小の五等に分れ、大領、少領、主政、主帳などの員數を異にしてゐる。

官職の稱呼

こゝに注意すべきは伯といひ副といひ、卿と云ひ輔と云ひ、守、介と云ひ、尹といひ弼と云ひ、寮の頭・助、府の督・佐など皆文字が異なつて居ても、文字に拘泥せ

一の上　喉舌の官　上卿

ある、初めは皇族の御方々のみであつたが、後には藤原氏、村上源氏の人々も任せられることになつた、その他の氏では平清盛・足利義滿・豐臣秀吉の三人ぐらゐがこれに任せられてゐるに過ぎない。太政大臣の次に左大臣、右大臣があり、實際の最高官として、左大臣をまた一の上と云つて居る。太政官には後に内大臣（令外官）があるが、大臣の下に大納言があり、百官の事を上に奏し、上の事を下に傳へるのであるから、喉舌の官ともいはれて居る、大納言は當番を定めて太政官廳に出勤してゐた、これを其日の上卿と云ふのである。その下に新に中納言が置かれたことは前にも述べたが、大中納言にはまた後に權官が出來た。又ついで參議も常置の官となり、八省の卿などを兼ねしめられ、場合によつては大中納言に代つて上卿たることがあつた。公卿といふのはこれら大臣以下參議以上と、散位でも從三位以上の人々を稱するのであつて、その補任を編年に記載したものが公卿補任である。次に左右辨官があり各大辨、中辨、少辨があつて、前にもいつたやうにそれ〴〵八省の事を分掌する、そして驛鈴や内印（天皇御璽）外印（太政官印）などを預つてゐるものに少納言が居り、書き

省の樣なもので、天皇の左右に侍して獻替し、宮中の諸禮、詔勅の願下、國史の監修及び天文占筮造暦などを司り、式部省は文官の選敍考課、大學國學及び考試などを掌り、治部省は五位以上の相續結婚、及び祥瑞、喪葬、國忌、寺院僧侶、外蕃の事項を掌り、民部省は戸籍及び民政等を管掌する、これ等が左辨官に屬してゐた。また兵部省は武官の考課選敍、兵士以上の名帳、兵士の差發、兵器儀仗等を掌り、刑部省は今の司法省の事を行ひ、大藏省は國々から出る調貢、度量衡及び諸方貢獻の雜物などを管し、宮内省は同じく貢物中の雜物官田などの事や宮の工業等を司る、これ等が右辨官に屬してゐた。その外に彈正臺は風俗を肅清し非違を彈奏する事を掌り、その長官を尹と云つてゐた。また軍制には衞門府、左右衞士府、左右兵衞府の五府があつたが、後に左右の近衞、衞門、兵衞の所謂六衞府となり、近衞は宮掖、衞門は宮門、兵衞は閤門を分ち守つたのであるが、諸國には凡そ六郡ごとに軍團を置き、正丁三人から兵士一人を徵發した。

これら省臺及び府等を統轄するのが太政官であつて、太政大臣は最高位に立つてゐるが、これを則闕の官とも云つて、殊に有德の人が任ぜられたもので

彈正臺

太政大臣

則闕の官

方の官制及び田制税法等について略述しよう。

位勳の制

先づ位勳の制は一品より四品までを親王の位とし、正一位より從三位までを正從六階、正四位上より從五位下までを正從上下合せて八階、以上を勅授の位として諸王及び諸臣に賜ひ、更に正六位上より從八位下までの十二階を奏授の位とし、外八位及び大小初位の上下等を判授の位と定め、勳は一等より十二等までゝある。

中央官制の概略

神祇官

中央政府は上に神祇官及び太政官二官があつた、神祇官は神祇の祭祀に關する一切の事を管する所で、その長官を伯といひ、次官を大副小副に分ちその下に大小の佑、史等があつた、職員令にこの神祇官を太政官の前に載せてあるのは、實に我が國體に出でたのであり、一般の政治を行ふ前に先づ神祇を祭らるゝことを示せるものといふべく、新年の政事始にもそれが行はれてゐる。

太政官及び八省

次に太政官は一般の政治を總管する所で、その中に左右辨及び少納言の三局があつた、八省は左辨官と右辨官とに分屬し、その長官を卿といひ、次官を大少輔に分ち、その下に大少の丞錄などが屬してゐた。先づ中務省は今の宮內

中央政府と地方官

が、政治の組織及び運用に至つては決して唐制そのまゝの模倣でなく、愼重に意を用ゐて制定せられてゐる。先づ中央政府の組織が唐の尚書門下二省の制を取捨して統一を計つてあり、地方官は國司を中央から派遣されるのみで、郡司鄕官等には譜代の人を任じ、地方政治は主として郡司が中心となつたもので、國司はその監督者たる位置にあつて之を制御する組織であつた、例へば正稅の如き、各郡に設けられてゐる正倉に收納し、郡司が保管の任に當つたけれど、その鎖鑰は國司が預つて居り、國司も郡司も自由に正稅を處分する事が出來ない樣になつてゐた、そして國司は毎年大帳使、正稅帳使、貢調使、及び朝集使等所謂四度の使を中央政府に出し、部內の政績を上申するのであつた（史學雜誌。第九編重田定一博士「四度使考」參考）。

四度の使

令は官位令、職員令、後宮職員令、東宮職員令、家令職員令、神祇令、僧尼令、戶令、田令、賦役令、學令、選敍令、繼嗣令、考課令、祿令、宮衞令、軍防令、儀制令、衣服令、營繕令、公式令、倉庫令、廐牧令、醫疾令、假寧令、喪葬令、關市令、捕亡令、獄令及び雜令の二十五令より成り、すべての方面のことを網羅してゐる、今その中位勳の制と中央地

延喜式

交替式

で、施行に當つて必要なる事などを記したものである、先づ神祇祭祀の種類をはじめ之に要する器具までも一々規定してあり、祝詞の文言はどんなものであるか、伊勢皇太神宮への供物は如何なる種類と數量であるか、又國々より貢上する調庸の品、目數量は何程であり、國司が交替する場合には如何なる手續によるべきか等の細則などすべて之を規定してある、その大成したものは實に延喜式であり、實に一千年前に於ける政治の運用、社會の狀態等を研究するに重要なる資料である。又弘仁貞觀の二式は政事要略や令集解などに殘つて居る位であつたが、幸に弘仁式の一部が最近九條公爵家から發見されて古簡集影に收められ、既に學界に公にされて居る。交替式は延暦交替式(石山本)、貞觀交替式、延喜交替式(共に前田侯爵家所藏本)の三式とも幸に備はつて居る。

尙律令は養老以後嵯峨天皇の御代まで二たび三たび刪定せられたけれど大體に於いて養老律令が行はれてゐる。固より多く唐の制度に據つたもので、律の如きは刑期などが我が國に於いて寬大になつて居るぐらゐの外、その刑の種類(斬・流・徒・杖)をはじめ殆んど文章に至るまで同樣であるといつて可い

令外官

格

類聚三代格

式

博士、瀧川政次郎氏等の大寶律と養老律とに就いての論文も參考とすべく、又瀧川氏の律令の研究、中田薫博士の「養老令の施行期に就いて」（法制史論集所收）を併せ見る可きであらう。

尤も此の律令は支那の法典によつた一種の通文體で書いてあり、一般の人には解し難い處が多かつたので、頒下になつた後六日既に明法博士を西海道以外の諸道に遣して之を講ぜしめられてゐる。しかも之を實施するに及んで、幾くもなく改補すべきものを發見した、例へばその翌年五月に大伴宿禰安麿等五人をして朝政に參議せしめたのが、天平三年八月以後參議が常置になつた起原であり、慶雲二年四月には大納言四人を半減して更に中納言三人を置いたことをはじめ、官職の改廢職員の増減等が屢行はれてゐる。この令制以外に置かれた官職や、令制にある官職の權官等をすべて令外官といふのであるが、その他すべて令制を部分的に改補する詔・勅・官符等を總稱して格と稱した、類聚三代格はもと弘仁、貞觀、延喜と三たびにこの格を輯集せられたものを類聚したのである。また式は官吏の服務方をはじめ、帳簿の法式に至るま

大寶律令の頒布

じ更に律令の修撰を行はるゝことゝなつて、刑部親王、藤原不比等、下毛野古麻呂、伊吉博徳及び伊余部馬養等その任に當り、文武天皇大寶元年八月に至つていよ〳〵天下に頒布されたものが實に大寶律令である、大略天武天皇の御代に定められたものに准據したと續日本紀に述べてゐる。今傳はるところの律令は後ち十七年を經て元正天皇の養老二年また之を修正せられたもので

養老の修正

之を養老律令と稱する、大體に於いて大寶律令と異なるところが少い。その詳細は令義解并に令集解及び律殘編、律逸等に就いて研究すべきであるが、唐には永徽令既に亡び、近年佛國ペリオ氏の力によつて公式令の一部が發見せられた外、纔に六典等によつてその一般を推すに過ぎざるに、我が國には幸に養老令が殆んど全部今日に傳はつて居る、之に反して我が國では律の文多く亡びたるに、支那に唐律の保存せられてゐるのは不思議な對照である。大要は法制類纂の中にも説明してある。その頒布及び修正については、皇典講究所講演に増田于信氏の説があり、高橋萬次郎氏の「律令に關する研究」も參考すべき論文である。最近のものとしては、史學雜誌第三十九編にある三浦周行

を稗田阿禮に勅語し給ひしものが、後に古事記となつて現れたのであり、九年（日本書紀の十年紀）三月、川島皇子以下十二人に詔して帝紀及び上古の諸事を記し定め、中臣連大島・平群臣子首をして之を筆錄せしめられたが、また歌男歌女、笛吹きなどの家にては子孫に傳へて歌吹を習はしめ給ひしが如き、一方に於いて新政の進展に力めたまふと共に、他方に於いては舊慣古事について注意したまひしことの如何に大なりしかを推察し奉る。

神祇官の設置

後の令制に於いて我が國に特有の官たる神祇官の如きは、既に日本書紀持統天皇三年紀に見えてあるのに據るも、その設置が晩くとも天武天皇の御代に定まつてゐたことゝ想はれる。また支那輸入の漢字の外に、新字四十四卷を撰ばしめたまうたのもこの朝であつた（總說「補助學」の章古文書學の條參考）。

持統天皇の稱制

天武天皇崩御の後、皇后持統天皇三年の間稱制したまひて卽位あり、その稱制の三年に令二十二卷を諸司に頒たれたところ、不便なるものも發見せられ、漸次之を改正したまひしことが日本書紀に見えて居る。

藤原京遷都

又天皇は八年十二月、藤原宮を經營せられて遷都したまひ、令の都城制など更定すべきものを生

風俗禮儀の制

伊勢神宮造替及び大嘗會の初め

在家佛教の初め

教化僧

古傳保存と國史の編纂

やうなものである。

第三には風俗禮儀等に關しても、天皇は大御心を注がれた、即ち正月の節に兄姉以上の親若しくは氏長以外を拜することを止め、僧尼等の威儀、法服の色などの制を定め、且つ禁戒を立てゝ親王以下の服裝を一定し、また男女なして悉く結髮せしめ、跪禮、匍匐禮を止めて立禮とせられた。これは後ちに制定された大寶令にも關聯してゐる。又位階を改めて諸王十二階、諸臣四十八階と定められた。

第四には伊勢皇太神宮の御造替を二十年ごとゝし、はじめて大嘗會を御即位の始に行はれた。また家ごとに佛舍を作つて佛像佛經等を安置せしめ、家族主義と佛教とを密接なるものとしたまひ、且つこの御代には民間に教化僧といふものもあつて(小川睦之輔氏所藏の金剛場陀羅尼經の奥書に見えてゐる、總說「補助學」の章參照)、佛教が國家的宗教として進展した間に國民的宗教としても發達して行つた。

第五には我が國の古傳の保存及び國史の編纂に心を注がれ、天皇親ら稗辟

八姓の制

ゐる通り、臣連伴造國造父子姓を易へ、兄弟宗を異にし、一家五分六割してゐる情態を見て、天智天皇が氏上を定められた以上に、根本的の氏姓整理を實行したまうた、しかも氏族を重んずるは肇國以來のことである、そこにまた天皇の大御心が拜せられるのであつて、考選すべきものは能く族姓と景迹(成績)とを撿べた後とし、若し景迹行能の灼然たるものも、族姓の定かならぬものは考選の色に入れてはならぬと定められた位に、古來の氏姓制を如何に時勢に適應せしむべきかを考慮せられ、こゝに新制を下して、眞人(應神天皇以後皇室から分れた家)、朝臣(景行天皇以前の皇裔)、宿禰(もと連姓の家)、忌寸(もと造又は直と稱せし家)、道師、臣、連(もと臣連にして朝臣又は宿禰を賜はらぬ家)及び稻置(村々の長の家)の八姓を定めて天下の萬姓を纒められた、この中に道師とあるのは山背畫師、黄文書師などの類である。これは恰も明治維新の後全國民をすべて華族、士族、及び平民とせられたやうなものといへよう。

第二に民部は一たび大化改新に廢せられたのを、天智天皇の稱制三年に氏上と共に復活された、それを天皇はまた廢して家部を置かれた、家部は家人の

倭姫稱制の私案

位說が成立つものでない、余は非卽位說に於いて喜田博士に贊成する一人であるが、その倭姫卽位說には贊成出來ない。余は倭姫がたゞ制を稱せられたものと推定する、これには物部守屋追討の折敏達天皇の皇后炊屋姫命(推古天皇)の先例と、天智天皇の初世六年、持統天皇の初世三年が稱制であつたことが最もよく之を證する、日本書紀が官撰の國史として、神功皇后を攝政とし、飯豐靑尊を臨朝秉政とした用意は、蓋し稱制天皇たる倭姫を御一代にしなかつた所以であらう。大安寺緣起流記資財帳に倭姫を中天皇と稱してゐるのは、稱制と卽位とを嚴密に區別しなかつたに過ぎないのであつて、この資財帳が天武天皇以來五朝を經過した聖武天皇時代の文獻であることをも考慮に入れねばならない。日本書紀を以て直ちに曲筆とする大日本史の說は妥當であるといへぬ。

天武天皇の御事業

天武天皇はまた大和に歸られ、飛鳥淨御原宮にまし〳〵た、天皇の御人格は新舊の兩思想を併せて之を調和せられたところにその偉大さがあり、天智天皇の後を承けて修制せられたものが多い。第一に大化改新の詔にも見えて

中天皇

倭姫の或は即位せられたるならんことを推論し、藝文（第六年）誌上にも「中天皇考」を出し、更に「後淡海宮御宇天皇論」（史林第七卷）に於いて皇后倭姫の即位説を強調された。この中天皇説は推古天皇以後元正天皇に至る女帝即位の實例や大安寺縁起流記資財帳にある文によれば、一見尤もな説のやうであるが、併しながら大友皇子が即位せられなかつたからといつて、倭姫の即位が必ず實現したとは考へられない。日本書紀には皇太弟大海人皇子（天武天皇）が天位を辭讓し給へるときの奏言にのみ、たゞ洪業を皇后に付屬し奉り大友皇子をして諸政を宣せしめ奉らんとあるのみで、その後一言も皇后倭姫に關する記事が見えてゐない、また大友皇子や大臣たちが盟誓をするところでも、みな大友皇子を奉じたのであつて、倭姫を奉じては居ない、それのみならず、近江朝廷の側が失敗に終つた條にも倭姫の記事が少しも見えて居らず、何等倭姫の即位説を確むべき資料がない。それだからといつて、扶桑略記や水鏡に何か本づける資料があり、また既に西宮左大臣の頃同じ説が存在した事が明瞭であるにしても（和田英松博士史學雜誌第三十一編「西宮記考」）、必ずしも大友皇子即

の即位説は、第一日本書紀の曲筆にあらざるかを疑ひ、第二壬申の亂の間天下に主なき筈なしと疑ひ、第三に即位の事を記されたる水鏡や立坊次第に據れば即位せられたことが明であるといふのである。尤も大友皇子の即位せられた事は、この外大鏡、扶桑略記、年中行事祕抄及び西宮記等にも出て居るが、大日本史に御歴代に加へた後は、學者大抵之に加擔し、明治三年七月弘文天皇と追謚せらるゝに至つたが、平出氏も猶ほ即位について多少疑を存し、天智天皇崩御の日即位せられたことの餘りに急に過ぎてその先例なきこと、弘文天皇の後なる淡海三船の編と傳へられる懷風藻に即位の事を載せてないことが、即位説に多少研究すべき餘地があるであらうと結論されてゐる。

これについて即位反對説は、喜田貞吉博士によつて公にせられ、(歴史地理第七卷)「女帝皇位繼承の先例について」といふ論文に、天智天皇の次に即位されたのは皇太子大友皇子にあらずして、皇后倭姬ならんと推定されたところ、那珂通世博士は之を駁して、その然らざるを論せられ、喜田博士また之に答へて、同誌上に「倭姬は果して即位し給ひしか」と題し、大安寺緣起流記資財帳を引いて

任じ、藤原の姓を賜はつたが、享年五十六にして遂に薨じ、後ち大和の多武峯に葬られた、今の談山神社はその神靈を祭る處である、藤原氏興隆の基礎は全く鎌足によつて築き上げられたといつてよい(群書類從所收家傳上參考)。ついで佐伯子麻呂をはじめ有功の諸臣殆んど皆この御代に薨じ、天皇崩御の後、大友皇子を輔佐する器量の人物がなかつたため、壬申の亂を生ずるに至り、皇子は遂に秦の二世皇帝の運命に遭遇せられ、天武天皇は漢の高祖に比し奉るべきお方となられた。

大友皇子の即位非即位論

さて大友皇子は果して御即位になつたであらうか、日本書紀に御一代としてないのは果して曲筆であらうか、古事記を勅撰したまひし程の天武天皇がもし御即位になつた大友皇子に弓を彎かれたとすれば、國體の上からも議すべきことになるであらう、それについて古來二説に分れてある。德川時代の初め那波活所は帝王曆數圖に大友皇子の即位説を主張したが、平出鏗次郎氏これを史學雜誌第八編に紹介し、この説或は藤原惺窩に基くならんと推し、その大日本史によつて解決せられたるものなるを述べられて居るが、大日本史

近江令

鎌足に藤原の姓を賜ふ

有する人々を生じたのは當然である、明治の初年に一時盛であつた西洋崇拜の裏面に、國粹保存の聲がだん〳〵起つて來たと同じ有樣であつたらう。この時代に現れて來た反動的勢力を代表したお方が實に皇太弟大海人皇子(天武天皇)であらせられた、そして天智天皇と大海人皇子との御間柄が多少善くなかつた事情も、額田女王に關した萬葉集の御歌で拜察される。それらが大海人皇子の皇太弟を辭せらるゝもとゝなり、大友皇子が代つて皇太子となりたまひし事情に推し進んで行き、時の人は大海人皇子の吉野に入りたまへるを評して、虎を野に放つが如しといつた。かくて壬申の亂が起つたのは遺憾である(史海田口卯吉博士の諸篇及び久米邦武博士の奈良朝史參考)。

天智天皇はその御治世の初め六年の間猶ほ制を稱して卽位したまはず、七年はじめて大津の宮に御卽位あり、やがて鎌足等に命じて令二十二卷を撰修せしめられた、これが所謂近江朝廷の令である、今傳はつてゐないけれど、日本書紀によつて多少推知することができる。八年鎌足病にかゝるや、天皇その邸に行幸せられて親しく病を問ひたまひ、ついで大織冠の位を授け、内大臣に

新の意義が十分人々に徹底し得ないところもあつたであらう。特に臣連などの人々には、その所屬であつた部曲の民を悉く公民とせられた如き、感情の上からも快くなかつたか知れない、中には竊に反對する者があつたと見え、その當時皇太子の宮に放火するものすらあつた。しかし皇太子は大化の改新を行ふに當り、先づ神祇を祭つて後着手せられ、氏上などをも定めたまひし程の御方であらせられ、決して單なる外國崇拜者ではなかつた。然るに齊明天皇が崩御になつた後、都を近江の大津に遷されたところ、久しい間皇都が殆んど大和にあつたのであるから、舊都の人々にして之を悅ばないものも多かつた、童謠が起り、日々夜々失火が絕えなかつたと、日本書紀に見えて居る。そこに時勢の反動が次第に釀成せられてゐた。大化改新が新時代精神によつて成功したとはいへ、舊時代精神が全く撲滅されてしまふべきものではない、また舊文化が弊害を生じて打破せらるべき運命となつて居ても、その中に一も取るべきものがなかつたとはいへぬ、殊に我が國民性情に合はぬものもあつた支那文化の色彩が、大化改新には多く加はつた觀があり、改新の結果不平を

後にその軍はまた百濟救援に用ゐられてゐるのである。

一言にいへば、蝦夷との衝突は勢であつた、我が内治が大化改新以後だんだん整理されると、既に接觸してゐた治外の民を如何にすべきかの問題が、また同じく解決せられなければならぬことは當然である。これに就いては史學雜誌第五編に吉田東伍博士の「東北邊土の沿革」及び奥羽沿革史論所載の喜田貞吉博士の「蝦夷の馴服と奥羽の拓殖」、藤原相之助氏の日本先住民族史等を通讀すれば、その蝦夷馴服と東北開拓とが進展した大様が知り得られる。日本書紀に引用されてゐる伊吉博徳の書に當時都加留蝦夷、麁蝦夷及び熟蝦夷といふ、三種の蝦夷があつて、熟蝦夷のみ本朝に入貢してゐるとあるが、我が朝廷の方針は現に臺灣に於いて生蕃を懐柔しつゝあるのと略ゝ同様であり、拓殖事業が進むにつれて、懐柔された蝦夷の部落が次第に多くなり、何としても懐柔し得ないものを已むなく驅逐して行つたのみで、懐柔された蝦夷にして内地に移され、佐伯部となつたものに、忠實なる舍人など國史に名を留めてゐる。

前にも一寸いつたやうに、大化改新は多少急激に過ぎた情勢であり、或は改

阿倍比羅夫の蝦夷追討

野より、海道は常陸より、また北陸方面は越の國から次第に進出し、だん／＼蝦夷を奥羽の北部に壓迫したのであるが、氏姓時代にあつては尚ほ多く進捗し得なかつた。しかも蝦夷の騷擾したことが、屢國史に見え、奥羽地方に繁衍してゐた蝦夷が時に境を侵したことすらあつたが、齊明天皇の四年に先づ阿倍比羅夫をして海上から今の秋田邊に於ける出羽の蝦夷を討たしめられ、翌年のころ肅愼人と衝突したことが傳へられてゐる。奥羽の拓殖事業はまた新しい時期に入つたのである。肅愼人と衝突した地を或は今の樺太に擬する人もあるが、それは如何であらう、また北海道まで比羅夫が軍を進めたにしても、拓殖上にはあまり效果がなく、一時的の進出に過ぎないのであつた（史學雜誌第二十一編白鳥庫吉博士「肅愼考」參考）。又この齊明天皇の御代に於ける比羅夫の北伐と朝鮮の離叛とを混雜して、西の方に朝鮮を失ひたるが爲めに、東の方に奥羽の拓殖が行はるゝに至つたと論ずるものもあるが、朝鮮の離叛は支那に關係したことであり、東北拓殖の事あるがために我が軍を旋された譯ではない。日本書紀によれば比羅夫の出征は朝鮮への出兵以前のことであつて、

光仁天皇　寶龜九年十一月、使等唐使と共に歸る、副使石根、唐使趙寶英等溺沒す。
桓武天皇　延曆二十年八月、藤原朝臣葛野麿を遣唐大使とし、石川道益を副使とす、判官錄事各四人
同　延曆廿三年三月、遣唐使拜朝す。
同　延曆廿四年六月、葛野麿來歸し、七月、節刀を進む。 副使道益唐の明州に卒す。
仁明天皇　承和元年正月、藤原朝臣常嗣を遣唐大使とし、小野朝臣篁を副使とす、判官四人、錄事三人。
同　承和三年四月、使等拜朝す。 五月解纜。 七月、暴風に遇ひて太宰府に歸る。
同　承和四年三月、使等また節刀を賜ひ京を發す。
同　承和五年七月、第一舶第四舶進發す、ついで第二舶また發す、小野篁船の事により、病と稱して留まる。 十二月篁を隱岐に配す。
同　承和六年九月、常嗣歸朝し節刀を進む。
宇多天皇　寛平六年八月、菅原朝臣道眞を遣唐大使とし、紀朝臣長谷雄を副使とす。 ついで道眞上奏して遣唐使を止めんことを請ひ、この後遣唐使の事止む。

次に蝦夷克服の問題について述ぶれば、景行天皇の御代日本武尊の東征には主として利根川流域であつたやうに國史に傳へて居るが、その後山道は下

船難波津より進發す。

聖武天皇　天平七年三月、廣成等歸朝して節刀を進む。

孝謙天皇　天平勝寶二年九月、藤原朝臣清河を遣唐大使とし、大伴宿禰古麿を副使とす、判官主典各四人。

同　天平勝寶三年十一月、吉備眞備を入唐副使とす。

同　天平勝寶四年三月、遣唐使等拜朝す。　閏三月、節刀を賜ふ。

同　天平勝寶六年正月、副使大伴宿禰古麿、吉備眞備歸朝す。

淳仁天皇　天平寶字五年十月、仲眞人石伴を遣唐大使とし、石上朝臣宅嗣を副使とす。

同　天平寶字六年三月、遣唐副使石上朝臣宅嗣罷む、藤原朝臣田麿を副使とす。　四月、遣唐使の船を二艘とし、判官中臣朝臣鷹主を使となし節刀を賜ひ、高麗朝臣廣山を副使とす、風波によりて罷む。

光仁天皇　寶龜六年六月、佐伯宿禰今毛人を遣唐大使とし、大伴宿禰益立を副使とす。

同　寶龜七年四月、遣唐使に節刀を賜ふ、閏八月、信風を得ずして博多に歸る。　十一月、大使佐伯今毛人歸京す。　十二月、益立を罷め、小野朝臣石根、大神朝臣末足を並に副使とす。

同　寶龜八年六月、大使今毛人病むを以て、副使に勅して進發せしむ。

□　白雉五年二月、押使高向史玄理、大使河邊臣麿、副使薬師惠日、判官書直麻呂、宮首阿彌陀、岡君宜、置始連大伯、中臣間人連老、田邊史鳥等二船に分乘し唐に遣さる。
玄理唐に卒す

孝德天皇　同年七月、吉士長丹等歸つて筑紫に至る。

齊明天皇　元年八月、河邊臣麿等歸朝す。

齊明天皇　五年七月、坂合部連石布、津守連吉祥を唐に使せしむ、大使石布等南海の島に殺され、副使使命を果す。

天智天皇　四年、守君大石等を唐に遣す。

同　八年、河内直鯨を唐に遣す。

同　大寶元年正月、粟田朝臣眞人を遣唐執節使とし、高橋朝臣笠間を大使とし、坂合部宿禰大分を副使とす。

文武天皇　慶雲元年七月、粟田朝臣眞人唐より歸朝す。

元正天皇　靈龜二年八月、多治比眞人縣守を遣唐押使とし、阿倍朝臣安麿を大使とし、藤原朝臣馬養を副使とす。　九月、大伴宿禰山守をして代つて大使たらしむ。

同　養老二年十二月、多治比眞人縣守歸朝す、前年の使坂合部大分また從つて至る。

聖武天皇　天平五年三月、遣唐大使多治比眞人廣成、副使中臣朝臣名代等拜朝す、四月遣唐四

遣隋使幷遣唐使表

集。覧。に收めてある。最近の著書では木宮泰彦氏の日。支。交。通。史、或は筑波藤麿氏の日。唐。通。交。と。そ。の。影。響。などがある。また奈良朝時代の遣唐使の歌は萬。葉。集。に載せられてあり、鑑。眞。和。尙。東。征。傳。も參考に資すべく（群。書。類。從。に收めてあるが影本として世に出でた古典保存會の東寺傳來本が最も善本である）遣唐使に關せる制度は延。喜。式。などにも見えてゐる。

遣隋使幷遣唐使表

推古天皇	十五年七月、小野妹子を隋に遣し、鞍作福利を通事となす。
同	十六年四月、妹子隋より至る。隋の大使裴世淸、副使遍光高共に來朝す。
同	同年九月、裴世淸等歸る。また妹子を大使とし、吉士雄成を小使とし、福利を通事として之を送らしむ。
同	十七年九月、妹子歸朝す。
舒明天皇	二年八月、犬上君三田耜、藥師惠日を唐に遣す。
同	四年八月、唐高表仁をして三田耜を送らしむ。
孝德天皇	白雉四年五月、大使吉士長丹、副使吉士駒等一船に乘り、大使高田首根麿、副使掃守連小麿一船に乘り唐に遣さる。七月、根麿等薩摩の附近の海に沒死す。

支那に對する國民の意氣

入唐せし折、大使に代つて福州觀察使に與へた書がある、その中に、明かに此の事を述べて、「我國淳樸已降、常事好隣、所獻信物不用印書、所遣使人無有姦僞、相襲其風、于今無盡」といつて居る。想ふに支那からは、我が國に對して、自ら中國たる誇を失ふまいとし、我が國からは對等の使聘を以て通交し、支那に向つて一步も讓らない意氣を示してゐたのである。從つて我が遣唐使にして同時に支那に朝貢せる諸國の使と席次を爭つたこともあり、使人や留學生、學問僧など彼の國の學者文人と交際して大に重んぜられたものが少くない。次の奈良朝時代に入つて、安倍仲麿の如きは風浪の爲めに我が國に歸れなくなり、遂に留まつて安南都督となつた程彼の朝廷でも重用された、遣唐大使藤原淸河もまた同じく歸朝することが出來ず、祕書監といふ官に任せられ、唐土に薨じた。

日支通交關係の參考書

支那との國交關係については、僧周鳳の善隣國寶記及び續善隣國寶記に室町幕府專橫時代までのものを一ト通り載せてゐる、また松下見林の異稱日本傳は支那の史籍に散見して居る日本關係の資料を編集したもので、改定史籍

と共に、對馬、壹岐の二島及び讃岐屋島、大和高安山などに城を搆へ、殊に筑紫には太宰府を置き、椽城を左にし大野城を右にし、水城を前に築いで防備を嚴重にせられた。そして唐と復交の事について間もなく着手したまひしと見え、百濟の亡びた翌年既に唐の百濟鎭將劉仁願は郭務悰等を我が國に遣し、表を進め物を獻らしめて居り、翌々年には郭務悰が唐使劉德高を案内して我が國に來朝して居る。こゝに唐との國交再び舊に復した。朝廷では、今ならば觀兵式ともいふべき事をなされて我が陸軍の威容を示され、大に唐使を饗應せられた。その歸國の時には、返禮かたがた守君大石等を唐に遣されてゐる。

唐使劉德高來る

遣唐使

こゝに遣唐使のことを一ト通り述べて置きたい。既に推古天皇の朝に國書の問題が解決したとはいへ、支那の朝廷には猶ほ我が國を東夷として待遇する思想があつた。唐朝との通交は舒明天皇の御代に始まつたのであるが、かく兩國の關係に微妙な點が存してゐたゝめ、これを紛糾せしめないやう、遣唐使はこの後國書を持つて行かなかつたと推測される。僧空海の文集遍照發揮性靈集に彼が桓武天皇の延曆二十三年遣唐大使藤原葛野麻呂に從つて

國書の交換なし

我が勢力の下に置くべき必要が、支那との通交に於いてその沿岸航海の安全といふことにあるならば(この南朝鮮の沿岸航路が遣唐使の往復して居た所謂北路であつて、推古天皇の御代以來この航路を取つてゐたのである、後ち新羅統一時代に入ると、多くこの航路を取ることを得ず、平戸値嘉島附近から直ちに支那海を渡るの已むなきに至つたのが所謂南路であつて、その危險なりしことは幾多の實例がある)、今や百濟亡びて支那の鎭將がその故地に置かれてゐる以上、先づこの鎭將との間に平和が囘復されてこそ、二たび支那と通交を開くにも、その航路の安全が期せられるのである、それに一方には改新の事業僅に緒に就いたのみであり、猶ほその事業を完成するには、律令の頒布をはじめ施設すべきものの多かつたことに想ひ到れば、久しく外征に勞する譯に行かぬとしたまひし皇太子の英斷は、最も機宜を得たものであつたらう。

たゞ自主的外交には相手國の壓迫を被らぬ準備が必要である、また唐は近く朝鮮半島にまで版圖を擴張してゐるのであるから、大陸の風雲が直ちに我が國に及ばないやうにして置かねばならぬ。皇太子は韓土を拋棄したまふ

中大兄皇太子の英斷

く我が國に歸化せしめ、諸國に住して有力なる人々も少くなかつた(歷。史。地。理。第五卷松本愛重博士「三韓歸化人の分布について」參考)。

皇太子が白村江の一敗後、直ちに我が軍を引き旋されたのは非常の英斷といはねばならない。これは皇太子が蘇我氏を滅して大化改新を斷行せられたと同じ筆法であつたかと推察し奉る。神功皇后の新羅克服以來、久しく我に服屬してゐた朝鮮が、どうして皇太子に惜くないことがあらう、殊に齊明天皇を奉じて西下せられた皇太子の意氣込は、一度の敗戰ぐらゐで朝鮮を見捨て得らるべきものでなかつた。併し飜つて我が國と朝鮮との關係を見れば、百濟は既に我が厄介物でもあつた、長い年月の間文物を我が國に輸入して呉れたとはいへ、聖德太子によつて支那と對等の通交が開けてから、百濟を我が勢力範圍としてこれを援けねばならなかつた所以は、主として從來の因緣と日支航路の安全との爲めであつた、且つ唐の勢力如何を考ふれば、唐と衝突することが決して我が利益でなかつたのみならず、今後ます〳〵彼土の文物を輸入するには、圓滿に日支衝突の局を結ばねばならなかつた。もし百濟地方を

百濟滅ぶ

我が援軍白村江に敗る

朝鮮全く我國に離る

ことを慮り、欽明天皇以來の國是に從ひて、百濟を救援せんとしたまひ、南朝鮮はこゝに日支衝突の衢となるに至つた。當時新羅王金春秋（太宗武烈王）は金庾信を用ゐて、ます／＼國勢を振興し、遂に百濟を滅した、百濟の遺臣等乃ち我が國に援兵を請ひしに、皇太子直ちに百濟再興の軍を發し、且つ齊明天皇を奉じて筑紫に下り、海外の師を督せられた、そして唐また兵を出して百濟の地に入り、我が軍は唐兵と白村江（錦江の下流ならん）に戰つたが、遂に敗績し、百濟の兵も唐將に降つた。偶々天皇朝倉の行宮に崩じ、皇太子は二たび兵を出すことを止めて筑紫を引揚げられたが、ついで新羅は唐と共に高麗を攻めてまた之を亡ぼし、朝鮮半島は全く我が國から離れてしまつた。その後新羅の朝貢は聖武天皇の御代まで時々行はれて居たが、固より親密なる關係からではなく、天平四年に山陰、西海二道に節度使を置かれたのも、新羅に對する防備のためであり、淳仁天皇の天平寶字四年にまた東海、南海、西海の節度使を置かれたのも、新羅征討のためであつた、そして新羅人の來朝は遂に仁明天皇の御代一切禁せられてしまつた。この百濟高麗二國の滅亡は、その遺民をしてまた多

天皇重祚の初例

齊明天皇と申し上げる、天皇の重祚したまひし初例である。かく中大兄皇子が猶ほ皇太子として政を執られたことは聖德太子の先例を遵はれたのであらうが、想ふに天皇の位にまし〳〵ては祭祀その他の儀式など多くして、政治外交等に專念せられることが出來ない事情のあつたためであり、寧ろ改新事業の遂行に都合がよかつたからであらう。

朝鮮の形勢

さて欽明天皇の御代、我が任那日本府が滅びてからは、屢々恢復の軍を發せられたけれど、捗々しきこともなく、聖德太子の征新羅計畫も來目皇子の薨去によつて停頓し、その儘になつてゐた。支那に於いては隋は全國統一の餘威を以て朝鮮に迫り、高麗、百濟の二國連合して之に抗せんとし、新羅は遠交近攻の策を立て、隋に通じて百濟を取らんとしてゐたが、隋の大軍高麗を討つて敗績し、新羅また却つて高麗に攻められ、一時その勢力を失つた。然るに隋は幾くもなくして亡び、唐之に代つて新興の勢凄まじく、また北の方高麗を壓迫せんとするや、新羅は唐に通じて、近く百濟に兵を出した、この時が恰も我が齊明天皇の御代に當つてゐたのである。皇太子中大兄皇子は唇破れて齒の寒からん

改新に對する貴族階級の不安

皇極天皇の重祚

にして冠位官職を有するものには位祿職封があり、新に公民となつた部族や部曲の民には口分田が與へられて、寧ろ生活の安定を得たとも推測せられる、且つ班田收授の如きも漸次實行の途に上つたのであり、その改新事業は割合に支障なく進んだであらう。たゞこゝに考ふべきは如何にも大袈裟で、又餘りに急激に行はれた觀があり、勢力ありし貴族階級などに不安があつたのも已むを得なかつたであらう、或は秦の始皇帝がその臣李斯を參謀として封建制を郡縣制に變更したのと多少同じやうな情勢があつたらしい、既に孝德天皇すら幾分心よからぬ御氣色があらせられたことが日本書紀白雉四年の條などにほの見えて居る。尤も上に述べたやうに改新事業のすべてが必ずしも直に實行せられたのではない、また徹底的に實行する能はざるものもあつた、例へば田莊を罷むる詔があつても、天智天皇紀、持統天皇紀等に猶ほその存在してゐたことが見えて居るのを見れば、天下均一に遂行されたとはいへない、これは明治四年版籍奉還の場合と對照して考察すべきものであらう。

中大兄皇子は孝德天皇崩じ給ひて後も即位し給はず、皇極天皇御重祚あり、

社會的に大なる變動なし

詔を下したまひ、第一、御子代、屯倉及び部曲の民及び處々の田莊を罷め、第二、都を修め畿內に國司、郡司等を置き、且つ驛馬、傳馬等の制を定め、第三、戸籍計帳及び班田收授の法を定め、第四、賦役を罷めて田調とせられてゐる。そして三月には更に詔を下して東國の國司、朝集使等を戒諭せられし後、皇太子は可使萬民只天皇耳と、僅にその仕丁を留めて入部五百廿四口、屯倉百八十一所を獻りたまひて範を示され、また詔して厚葬を禁止し葬制を定め殉死を禁じ、且つ品部を罷めて公民とし、新に百官を設け位階を授けられた。

これらの改新事業が割合に圓滑に實行されたことはこゝに先づ注意しなければならない。固より制度上には大化改新が如何にも重大なる出來事であつた、しかし實際に大なる變動が直ちに社會的に起つたであらうか、郡司の如き、多くは以前から國造であつた人々であり、その他譜第を以て任じた官職も少くなかつた。また氏姓制度の時代にあつても、國司など既に早く或る地方には置かれてゐた（顯宗天皇紀に播磨國司の事が見えてゐる）この改新の國司制は氏姓時代のそれを全國的に擴張したともいへよう。又有力なる氏人

のとして、從來の史家多く之に注意し、その意見を發表した人も少くないのであるが、その中で久米邦武博士の「大化改革を論ず」(史學雜誌第三編)、三浦周行博士の「大化改新論」(同上第七編)及び朝河貫一氏の英文「大化改新に就て」はその白眉と稱すべきものであらう。最近に津田左右吉博士もその研究を雜誌史苑に發表されて居る。

孝德天皇が御卽位になり中大兄皇子を皇太子としたまうたのは入鹿が誅せられた日から、僅に二日の後であつた、そしてこの日左大臣、右大臣及び內臣を任じ、後また五日にして群臣を集め、君無二政臣無貳朝の意を盟はしめ、年號を立てゝ大化元年と稱せられたことを觀れば、中大兄皇子の胸中旣に早くこれらの計畫が定まつて居たのであつて、卓厲風發之を實行せられたと拜察する。その第一次の改新の詔は日本書紀孝德天皇紀に載せてあるが、まづ戶籍を造り、田畝を校することより始めて、訴訟の法及び良人奴婢の法を定め、十師を置いて僧尼を監督敎導せしめ、且つ僧尼の奴婢田畝を驗せしめられんとしたのである。やがてまた改革の準備成るや、大化二年正月元日二たび改新の

大化改新と明治維新

父子の專横に、蘇我氏の信望全く地に落ちたのを見たまひて、中臣鎌子(藤原鎌足)と密に議して三韓朝貢の日入鹿を誅せられ、ついでその父蝦夷を襲ひて蘇我氏の本宗を滅し、こゝに孝德天皇の卽位となり、年號を大化と稱し、改新の事業がいよ〳〵實行された、これが所謂大化改新である。その聖德太子を師としたまひしは、孝德天皇齊明天皇御二代の間、皇太子として改新の衝に當られたことが之を證明して居る。前にもいつたやうに、この以後大化改新と比較するに値する史的事象はたゞ明治維新あるのみといつてよい。明治維新は國民の自覺によつて武家制度が打破せらるべき運命となつてゐたとき、外交難に遭遇した德川幕府が瓦解して實現したものであるが、この蘇我氏の滅亡と共に出來た大化改新と一千二百餘年を隔てゝ面白い對照をなしてゐる。固より兩者の間、その時勢に大なる相異があつて、社會の進步發達をはじめ四圍の事情に單純と複雜との差があるとはいへ、一は西洋文化によつて、一は支那文化によつて二大改革が制度の上にも根本的に行はれたところ、いろ〳〵類似があるのである。それで大化改新は我が國史に於ける一大劃期的のも

の頃に出來たもので（藤原猶雪氏の復原聖德太子傳曆參考）御生年すら誤まつて居る。塙保己一が之を群書類從に採らずして續群書類從に收めたのは彼の識見の高きを偲ばしめる。なほ久米邦武博士の上宮太子實錄、平安考古會の聖德太子論纂、及び聖德太子奉讚會から公にしてゐる拙著聖德太子御傳及び聖德太子小觀を一讀して貰ひたい。

かくて聖德太子の御事業は實に我が國史に於ける偉大なるものとして遺されて居る。それが太子の御一族に禍して太子の薨後は蘇我氏の專横その極に達し、遂に山背大兄王をはじめ御一族皆亡ぼされ給ふに至つた。しかしやがて太子の御再生とも申すべき中大兄皇子が太子の精神を繼承して蘇我氏を亡ぼしたまふや、太子によつて支那に派遣された學者たちを顧問として大化改新の事業がこゝに實現した。

第二　改新修制時代

中大兄皇子は舒明天皇の皇子で、天資英明の御方であらせられた。蝦夷入鹿

隆寺縁起流記資財帳等によりて、現在の金堂が必ず推古天皇時代のものなるべしと論ぜらるゝなど、一時は甚だ賑やかなことであつた（木村貞吉氏編輯の法隆寺論抄參考）。この論戰はまだ今日に殘されて居り、近年五重塔下に發見された空洞の調査から、この問題が再燃したけれど、また同じく解決を見るに至らなかつた。

太子の社會事業

太子はまた四天王寺に施薬院、悲田院などを設けて社會事業にも大に力を盡された、そして曩きに支那に遣された留學生の歸朝を待つて氏姓制度の革新、政治組織の改造等をはじめ、改新の御事業に手を着けたまふ御考であつたところ、天壽を假さず、推古天皇三十年正月二十二日御病に罹られ、一ケ月の後二月二十二日（太陽暦に換算すれば四月十一日）御年四十九歳にして薨去になつた。

太子の御傳

太子の御傳は日本書紀以外では法王帝説が最も信用すべきもので、その古寫本が京都の知恩院に藏せられ、それに狩谷棭齋が注釋をつけ、更に平子尚氏の補注したものが活版になつて居る。またこれまで最も普通に行はれて居り、爲めに却つて太子の御事蹟を誤まり傳へてゐる聖徳太子傳暦は延喜

論」を公にして、唐尺と高麗尺との相異に及び、尺度上よりその非再建說を立證せんとし、平子尙氏更に歷史地理第七卷に「法隆寺草創考」を寄せ、記錄等によつてまた推古天皇時代のものなるを論ずるや、喜田貞吉博士は同誌上に「法隆寺の再建を立證して一部の藝術史家の研究方法を疑ふ」と題し、盛に關野博士の說を駁し、且つ史學雜誌にも「關野平子二氏の法隆寺非再建論を駁す」なる論文を載せ、歷史地理の如き一時殆んど全誌を法隆寺建築論で埋めてゐた程である。併し歸する所は日本書紀の天智天皇九年夏四月癸卯朔壬申、夜半之後、災法隆寺、一屋無餘、大雨雷震の記事が錯簡なりや否や、又現今の法隆寺建築が果して推古式なりや否やといふにあり、喜田博士はこの記事は錯簡にあらず、又藝術史家の所謂何々式と稱するものが、必ずしも十分に研究された結果でない、獨り法隆寺の建築のみならず、他にも少しづゝ時代を後らせねばならぬものがあると、その傍證を舉げて再建論を主張せしに(史學雜誌第十六編同博士「記錄上より藥師寺金堂三尊の年代を論ず」參考)平子氏は日本書紀の文を錯簡なりと斷じ(史學雜誌第十六編同氏「繼體以下三皇紀の錯簡を辨ず」參考)且つ法



西方南側の一部阿彌陀如來の挾侍である。

法隆寺金堂壁畫

法隆寺の佛教藝術

寺であるといつてゐる。しかし當時のものが多く今日に保存されてゐるのは獨り法隆寺だけであつて、前に擧げた藥師如來、釋迦如來の尊像をはじめ、夢殿の秘佛救世觀音、又は玉蟲厨子の如き、太子當時の貴重なる遺物である。また次の時代のものではあるが、四天王像も木造の佛像にして銘記を有せる最古の作であり、我が國に於ける佛教初期の大切なる資料と稱せれる(法隆寺大鏡には太子の御影、法華經義疏、四十八體佛等をはじめ獻納の御物をも收めてある)。その樣式に支那北魏の佛像と同じものがあることなども高麗佛教との關係を想はしめる。天平十九年に上つた法隆寺流記緣起資財帳の寫本が同寺に傳はつてゐて、これらの傳來等を知ることが出來るのは幸である。

法隆寺の再建非再建論

法隆寺は世界に於ける最古の木造建築であり、大陸建築に日本精神を吹き込んで出來た偉大なる藝術である。その建築年代については嘗て伊東忠太博士が「法隆寺建築論」(東京帝國大學紀要)を著し、その推古天皇時代の樣式を有せるものたるを論斷せしに止まつてゐたが、再建非再建の議論やがて八釜しく、關野貞博士は史學雜誌第十六編に於いて「法隆寺金堂塔婆及び中門非再建

外國から輸入されたに過ぎなかつた。從つて支那の文物が偶々直接に傳へられたものもあつたけれど、多くは朝鮮殊に百濟を經て我が國に入つて來た、それが又我が國で百濟を保護された理由の一でもあつたらう。然るに太子は留學生を派遣して直接に、そして積極的に支那の文物を輸入し、自主的見地の上に之を日本化せしめんとせられたところに、太子が日本文化の父母であらせられる所以が見られる。太子は天文地理(古星風水の學)まで研究されたと傳へられるほど博學であらせられ、美術工藝の方面にも深い御趣味があり、鞍作鳥の靈腕を認めて之を任用したまうた、前章に述べた法隆寺の金銅釋迦如來像の外に、同寺の金銅藥師如來像(太子が推古天皇と共に用明天皇の爲めに作らしめられたもの)もまた同人の作に成つたのであらう。

太子建立の寺塔

　太子の造立になつた寺塔は四十六院あつたと傳へられてゐるけれど、法王帝說には四天王寺、法隆寺、中宮寺、橘寺、蜂岡寺(今の太秦廣隆寺、平子尙氏佛敎藝術之研究「太秦廣隆寺の草創及びその舊地について」參考)、池後寺(今の法起寺、考古界第五篇平子尙氏「法輪寺法起寺建立年代の考證」參考)、葛城寺(今廢絶す)の七

神武天皇以來の年紀

ある、その天皇記を第一に、國記を第二に置かれて居るところに太子が天皇を以てわが國體の中心としたまふ御精神が窺はれる。尙ほ總說で述べたやうに、推古天皇八年が神武天皇卽位紀元一千二百六十年に相當して、それが讖緯說から割り出されたものであると那珂博士は說かれてゐるが、もしこの說を是とするならば、それは、日本書紀編纂の際にとするよりも、更に溯つて却つて或は太子の國史編纂の際とすべきでなからうか、當時讖緯說の行はれてゐて、恰も推古天皇九年に當つてゐた辛酉の年を同じく人皇第一世天皇卽位の年と定められたとも考へられるかも知れない。併しそれも那珂博士の說が至當である場合であるが、その說は未だ遽に從ふことが出來ない。却つて辛酉の年神武天皇御卽位といふ所傳があつて、この辛酉の年に際會された太子が神武天皇御卽位の昔に思ひ及ばれて、こゝに一大改革を行はんとしたまふ太子の御理想を最も多く力づけたものといふべきでなからうか。

太子の積極的態度

　太子の外國文化攝取の態度は留學生の派遣にもよく現れてゐる。太子以前にあつては、我が國の學問、美術、音樂、工藝等すべて歸化人によつて消極的に

興といふ年號の建元であり、二は初めて肇國以來の國史編纂である。年號の事に關しては既に總說「補助學」の章年代學の條に縷述して置いたが、この支那に行はれてゐた年號制を採用せられたのは普通には法興といふ年號がたゞ法興寺を建てられたことを記念するものであり、私年號に過ぎないといはれてゐるけれど、總說にも述べたやうにこれを私年號でないとすれば、法興元年が推古天皇卽位太子攝政の年とするのが妥當である。然るに、崇峻天皇の末年に當つてゐることはこれ或は日。本。書。紀。の紀年に誤あるためであるかも知れない、もしこの當時日。本。書。紀。の紀年を正しとしても、この年號制定は少くとも崇峻天皇の御發案でなく、太子の御意見に出でたものでなからうか。

次に我が國史の編纂が太子によつて始められたことにも太子の御理想が窺はれる。その國史は、蘇我氏滅亡の折燒かれてしまひ、內容を詳にする事が出來ないけれど、目錄だけは幸に日。本。書。紀。に天皇記及び國記、臣連伴造國造百八十部幷に公民等の本記と載せられてゐる。思ふに國史の編纂はわが肇國の古に復る國民思想の鼓吹であり、自國に對する完全なる內的自覺の現れで

得て、正使裴世淸、副使遍光高(副使の名は元興寺緣起に出でゝある)と共に彼の國を出發して歸朝する事となつた。太子は大に裴世淸等を歡迎せられ、やがて一行を引見したまひ、こゝに日隋の間に對等國交が結ばれた。翌十六年妹子は裴世淸の歸國を送り、第二回の使節としてまた隋に遣されたが、その時の國書は東天皇敬白西皇帝と書き出されて居り、最早我が天皇を倭王などゝ稱しないことゝなつて、我が國は立派に國家の體面を維持する事を得た、そしてこゝに永く外國に對する皇國の態度は定まり、神聖なる國家を繼續することを得たのである。

留學生派遣

この第二回の遣隋使派遣に就いて注意すべきことは、留學生の派遣である。彼等は多く太子に發見せられた英材俊髦であり、皆文物制度の研究者として入隋せしめられた人々であつた、中には後ち大化改新の功勞者たる南淵請安、旻法師及び高向玄理などが選に入つて居る、卽ち太子は一大改革實現の準備として彼等を派遣せられながら、不幸にして早く薨去せられたため、彼等は中大兄皇子の下に大化改新の事業に貢獻したのである。

二

法興の建元

次に太子の御事業について更に述べなければならない事の一は初めて法

第十二條は君と臣と民との大義を明かにし、以て閥族政治を打破すべき改新の宣言であり、第十七條は明治天皇の五箇條御誓文の一なる「廣く會議を興し萬機公論に決すべし」と同一の御精神が現れてゐる。

さて來目皇子一たび九州に下りたまへば二萬五千人の大兵衆立ろに集まつた、皇子薨去せられ我が軍遂に海を渡るに及ばなかつたけれど、威容を示すには十分であつた。今や冠位は制定せられ、憲法もまた肇作せられた、太子はいよ／＼支那と對等の國交を開かんとし、十五年七月(隋煬帝大業三年)小野妹子を隋に遣したまひ、これまで我が天皇を倭王と稱してゐたのを改めて、日出處天子致書日沒處天子無恙と書き出せる國書を贈られた。これは寧ろ大膽に過ぎた冒險であつたらう、恐らく太子もこの國書が支障なく直ちに隋の朝廷に受け入れられようとは豫期されなかつたであらう、たゞ妹子の手腕に信頼して派遣されたのであり、妹子は太子の知遇と我が國の名譽との爲め死を決して門出したに相違ない。果せるかな煬帝は蠻夷の書無禮なりと怒つて之を却けた併し妹子はオメ／＼と退却する人でなかつた、遂に隋朝の諒解を

二曰。篤敬三寶。三寶者佛法僧也。則四生之終歸。萬國之極宗。何世何人非貴是法。人鮮尤惡。能敎從之。其不歸三寶何以直枉。

三曰。承詔必謹。君則天之。臣則地之。天覆地載。四時順行。万氣得通。地欲覆天。則致壞耳。是以君言臣承。上行下靡。故承詔必愼。不謹自敗。

第一條に先づ平和主義を高調し、閥族の鬪爭に對する一大鐵槌となすと共に、特に君父に順はざるものあるを擧げ、上和下睦、君臣父子の道を說き、第二條に佛敎に對する國家の態度を明かにし、必信といはずして、篤敬といはれたところに信仰の自由を重んぜられて居り、第三條は天皇の神聖を力說し、詔を承けては必ず謹み愼めと繰反されて居る。　次に大切なる條文は第十二條、第十七條の二條である。

十二曰。國司國造。勿斂百姓。國非二君。民無兩主。率土兆民。以王爲主。所任官司。皆是王臣。何敢與公賦斂百姓。

十七曰。夫事不可獨斷。必與衆宜論。少事是輕。不可必衆。唯逮論大事。若疑有失。故與衆相辨。辭則得理。

憲法十七條の大精神

舊來多くの學者はたゞ諸臣に下された訓誡もしくは官吏の服務章程に過ぎないと考へて居たが、それはすべて古代の法律が宗教道德などを交へてある事に氣づかなかつた爲めであつて、今は憲法學者が、これを明治天皇の欽定憲法と同じく、最も大切なる典憲とするに一致してゐる。固より太子以前にも、我が國體の尊嚴なるは國民の心裏に染み込んで居たであらうが、何等成文になつて居なかつたために蘇我馬子の如き不軌の行動をなすものも出たのであるから、天皇中心主義の下に肇國以來の國體を明徵にすると共に、政治の要道を述べて臣民として如何に國家に奉仕すべきかを規定せられたものが、實に憲法十七條であり、庶政改新の實行に首途の一大旗幟として、太子の御理想がまた最もよく現れて居るのである、しかも閥族を前に控へて發布された大膽と苦心とは推測するに餘りあるであらう。この憲法は漢魏時代の風を帶びた如何にも立派なる文章であり、その大精神は初めの三ヶ條に存する。

一曰。以和爲貴。無忤爲宗。人皆有黨。亦少達者。是以或不順君父。乍違于隣里。然上和下睦。諧於論事。則事理自通。何事不成。

らるゝに至れば、彼は當然我が國に對する從來の國際關係を改めねばならないのであるから、太子が新羅征討の軍を起されたのも、南朝鮮に於ける勢力を確固にすると共に、如實に我が國力を支那に示さんが爲めでもあつた。

冠位の制定

それにはまた我が國の内容を充實し、氏姓制度によつて沈滯し切つた空氣を一掃しなければならなかつた、それについて太子がまづ實行せられたのは冠位の制定である。これは從來世官世職、その家々によつて身分が一定して居たのを、氏姓の如何に關せず、人によつて冠位を授けたまひ、こゝに人材登庸の途を開く制度を設けられたのであつて、歸化人の子孫たる鞍作鳥（くらつくりのとり）にさへ、大仁といふ高い冠位を授けられて居る。冠位はすべて十二階、大德・小德・大仁・小仁・大禮・小禮・大信・小信・大義・小義・大智・小智に分たれ、仁禮信義智を總括するに德を以てし、儒教の精神を本として百官の綱紀を正す可きを明らかにして居られる、そしてこの仁禮信義智の順序が憲法十七條の順序と非常に類似して居るところに、太子の政治上に於ける御理想がまた拜せられる。

憲法十七條の擧作

憲法十七條は、推古天皇の十二年に太子親ら御擧作になつたものである。

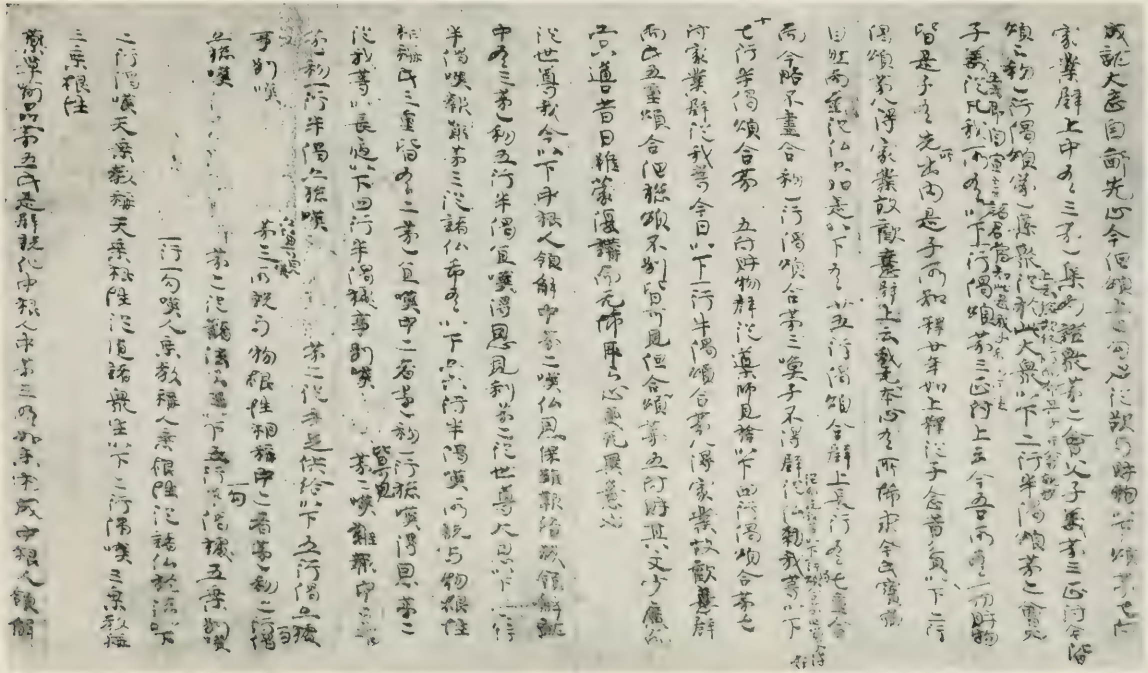
新羅征討の中止

太子の對外政策

太子以前の通譯外交

地位を鞏固にせんと計畫せられ、推古天皇の十年に同母弟來目皇子を將軍として新羅征討の軍を起したまうた。皇室のお方が將軍として外征の途に上られたのは神功皇后以來初めての事である、以て太子の御決心が窺はれるであらう。來目皇子は筑前に下られ、兵二萬五千人を率ゐて出發し給はんとするに當り、不幸にして病に罹らせられて遂に薨去したまひ、太子の目的が實現しなかつたことは千秋の遺恨であつた。しかし太子の對外政策は、單に任那を復興して南朝鮮に於ける我が勢力を回復せんが爲めのみでなく、その任那の復興によつて我が國の地位を固くし、以て支那と對等たらしめんとするのが、實に太子の御理想であつた。これまでは支那との外交が、歸化人若しくはその子孫によつて行はれた一種の通譯外交であつて、歷代の天皇を倭王と稱して國書が送られてゐた。本居宣長は九州あたりの土豪が天皇の號を僭稱したのであらうといつてゐるが、それは國學者としての説に過ぎない。元來支那は自ら中華、中國と稱して外國を夷狄視し、我が國をも東夷の一とし、百濟などゝ同樣に扱つてゐたのである。さりながら我が國の實力が支那に認め

太子の撰せられた法華義疏の第二稿と拝せられる。御作見るが如き御手訂、随々加筆削除等の跡あり。以てこの書を著したまふに太子の御苦心の大なるものありしを想ひ奉る。現存せる本邦の墨書紙本中最古のものにかゝる。



聖德太子御筆法華經義疏

（御　物）

太子と國民道德

ばならない。太子は佛教の信仰が我が國固有の國民道德と背馳しないのみならず、この國民道德の上に佛教が作りあげられねばならぬとせられたことは、推古天皇二年に三寶興隆の詔を下されたるに、諸臣が天皇及び父母の恩を奉謝せんがために佛寺を建てたと日。本。書。紀。に明記せるを見ても推測されるであらう。

太子と神祇祭祀

またたゞに國民道德のみならず、古來作りあげられた古信仰たる神祇祭祀が必ずしも佛教の信仰と衝突するものでなく、神祇祭祀は一層盛にすべきものなりとせられ、推古天皇十五年に君臣共に心を竭して神祇を祭祀すべき詔が下されて居るのは、我々が佛教國民といはれてゐながら、今日に至るまで伊勢皇太神宮をはじめ奉り、大小無數の神社を全國津々浦々にまで祀つて居る所以であり、大嘗祭その他多くの祭祀が國家的にも社會的にも嚴かに行はれて居る所以である。

太子の對外政策

此の時代に於いて支那南北の爭亂が遂に隋によつて統一せられ、隋の勢力は朝鮮半島を壓せんとする形勢を呈し、我が國にも大なる脅威であつた。太子は任那を復興して南朝鮮に於ける我が勢力の回復を圖ると共に、我が國の

世教として信仰されてゐたに過ぎなかつた、そこに佛教渡來後に於いて神祇祭祀と佛教との爭が展開して居るのである。現世虛假唯佛是眞と云ふ事が、太子によつて言ひ現され、初めて未來信仰がこゝに作り上げられたのは、我が國の佛教信仰に一時期を劃したるものといへる。しかも太子は、印度より支那に傳へられ、支那人によつて解釋せられた佛教の教義に滿足されなかつた、日本の宗教としての佛教は、また我が國民の思想に調和した佛教そのものでなければならないと云ふのが、太子の佛教に對する態度であり、既に幾多の注疏が支那に出來て居たにもかゝはらず、法華經、勝鬘經及び維摩經等三經の義疏を著され（正倉院文書に據れば別に觀音經疏を御製作になつてゐる）こゝに大乘佛教は初めて我が國にその根を植ゑつけた、そして我が國に於ける淨土思想の如き、亦太子にその源を發したと云つてよいのである。やがて奈良朝時代に支那から輸入した佛教が一時盛にはなつたけれど、平安奠都時代に入つて天台宗を傳へた最澄の如き、如何に多く太子を崇拜せし人なるかを思へば、我が國の佛教が日本化せられるに至つた源委は實に太子にあるといはね

偉大なる聖徳太子

聖徳太子は一時に十人の訴をよく聽き分けられたと傳へられ、豐聰耳皇子の御名もあつた程聰明なる御方であつたが、太子の偉大さは實に我が國體に對する徹底したる御自覺の上に、大日本建設といふ理想を以て精進せられし

大日本の建設の御理想

一大政治家であつたと同時に、その聰明を更に學問の修養によつて洗練し、また一大哲人として我が國文化の父母となりたまうたことに存する。精神的

我が國文化の父母

方面に於いても物質的方面に於いても、大日本建設と云ふことが、實に太子の目標であり、それがまた我が國文化の確立となつた所以といはねばならぬ。

太子と慧慈法師

太子の儒學の師は博士覺哥といふ人であつたが、佛教の師としてこゝに特筆すべき傑僧は高麗の慧慈法師であつた、太子以前の佛教は百濟佛教であつたが、太子に至つてはじめて高麗佛教が我が國に傳はつた、そして高麗との國際關係は大日本建設についても必ずや慧慈が太子に教ふるところ多かつたであらう。それに聖徳太子以前に於ける我が國の佛教は未だよく宗教として國民に理解せられてゐなかつた、古來の神祇祭祀、又は支那、朝鮮から傳へられた道教、若しくは神祇祭祀と道教との相合したものと同じやうに、たゞ現

第一　法興壁憲時代

これまで、聖德太子を中心としたる時代を、大化改新の前驅と視て居たものが多かつたが、實は大化改新の準備が既に太子によつて或點まで爲し遂げられたのであり、大化改新は太子の御事業を繼承して實現せられたものと見るのが、寧ろ妥當であることは前にいつた通りである。この觀方から既に聖德太子の攝政時代を新時代に入れてゐる人もあるが、しかし一面に於いてこの時代は氏姓時代の舊制度が猶ほ多く續いて居るのであつて、長い年月の間に出來上つた古い殼を打破するには未だ力が十分でなかつた。いひ換ふれば氏姓制度を打破し、舊時代精神を勢力なからしむるはよく一朝一夕にして成し遂げ得べきものでなく、太子の如き偉人が出られても、直ちに之を完成する事は困難であつた、それだけ又太子の御事業には大なる意義があるともいへるであらう。前章に氏姓時代の終末期としてこの時代を簡單に敍述して置いたが、更に公家時代の初發期として二たび太子の鴻業を鑽仰したい。

駿河　久能寺

武藏　慈光寺

下總　香取神宮

常陸　鹿島神宮

近江　都久夫須麻神社　延暦寺　園城寺　石山寺
　　　桑實寺　太平寺

下野　日光輪王寺

陸中　中尊寺

越前　西福寺

備後　淨土寺

紀伊　王子神社　金剛峯寺　高野山龍光院

豐前　久菩提八幡社

この外近衞公爵家、前田侯爵家をはじめ貴族舊家等に藏せらるゝものまた多きのみならず、蒐集家の架藏に歸してゐるものも少くない。

蹟、金石文の類を保存せる大社舊寺の主なるものを列擧すれば、

山城	石淸水八幡宮	北野天滿宮	東寺	醍醐寺
	小野隨心院	仁和寺	大覺寺	廬山寺
	太秦廣隆寺	高雄神護寺	栂尾高山寺	聖護院
	知恩院	本能寺	加茂神光院	宇治平等院
	西本願寺	勸修寺	毘沙門堂	
大和	春日神社	大神神社	談山神社	東大寺
	興福寺	藥師寺	西大寺	唐招提寺
	法隆寺	正暦寺	長谷寺	吉野藏王堂
	榮山寺			
河内	叡福寺	觀心寺	金剛寺	妙見寺
攝津	住吉神社	四天王寺	中山寺	
伊勢	神宮文庫	多度神社	四天王寺	西來寺
尾張	熱田神宮	眞福寺寶生院	笠寺	
遠江	平田寺			

へて新説を出したものが木村正辭博士の萬葉集美夫君志である。校訂本としては近く佐佐木・武田二博士及び橋本・千田・久松三氏の手に成れる校本萬葉集が完璧といつてよい。萬葉集に次いでは古今和歌集以下の勅撰集（第四章攝關中停時代にその表が掲げてある）をはじめ、正續群書類從所收の家集、歌合せ等の類など多數に上つてゐる。また竹取物語をはじめ假名文體國文は日本文學全書その他に收めてあるから、今一々こゝに列擧せぬ。

大社舊寺の神佛像繪畫類及び古文書記錄類

奈良、京都をはじめ、畿内及びその附近の大社舊寺には、神像、佛像、繪畫及び古文書記錄等を藏し、當時の建築も多くこの地方を中心として存して居り、それらの建築及び繪畫彫刻等は殆んどすべてが國寶に指定せられて居るといつてよい（拙編特建國寶目錄參考）。殊に奈良正倉院は勅封の力を以て最も完全に奈良朝時代及びその前後のものを今日に傳へ、古文書の如き、大寶二年の戸籍をはじめ、計帳、税帳、大帳、賑給帳の類より、寫經に關せる書類中にも當時の社會狀態、經濟事情を窺ふべき史料が甚だ豐富である（總説「補助學」の章考古學の條參考）。猶左に公家時代の史料となるべき古文書記錄、古寫經、古典籍及び筆

詩文集

和歌集

萬葉集の注釋書及び校訂本

詩文としては淡海三船の編と傳へられてゐる懷風藻（その篇首に各作者の小傳を載せてある）を初出とし、凌雲集、文華秀麗集、經國集、扶桑集、本朝麗藻、本朝無題詩及び遍照發揮性靈集（空海）、都氏文集（都良香）、田氏家集（島田忠臣）、菅家文草、菅家後草（共に菅原道眞）、紀家集（紀長谷雄）、江吏部集（大江匡衡）、江都督納言願文集（大江匡房）などの集その他詩合せの類があり（岡田正之博士日本漢文學史參考）、本朝文粹、續本朝文粹また文集としても重要なるものといふべく、大江匡房の遊女記、藤原明衡の新猿樂記、雲州消息などは文體の變遷と社會の有樣とを知るにもよい資料である。また和歌集としては先づ萬葉集を擧げねばならない、これはまた思想史や社會史に於ける貴重なる史料であり、その間また個人間の關係消息等をも明にすべきものである。その注釋本は非常に多く凡そ七八十種に上るであらう、鎌倉時代に出でたる仙覺の萬葉集抄は今日に傳はれるこの種の最古のものなるべく、徳川時代に於いては契沖阿闍梨の萬葉代匠記、賀茂眞淵の萬葉集考、橘千蔭の萬葉集略解など世に公にせられたが、これを大成したのは實に鹿持雅澄の萬葉集古義百五十一卷であり、更に研究を加

の傳教弘法二大師の傳や幾多の往生傳の類（往生傳の古寫本は名古屋市眞福寺寶生院に藏されてゐるもの多數に上つてゐる）もまた必讀の書である。

法制史料

次に新撰姓氏錄は主に姓氏の出自を記したものであるが、またこの時代前半の史料とすべく、法制史料としては、文武天皇の大寶元年に頒布された大寶令を刪修せし養老令に、淳和天皇の朝清原夏野等がその義を注した令義解（りやうのぎげ）及び之について法曹諸家の説などをも集めた令集解（りやうのしふげ）、律では律殘編及び律逸、格符宣の類では類聚三代格、壬生官務家で編纂した類聚符宣抄、及びその續編たる續左丞抄、それに新抄格勅符抄、式では弘仁式殘闕、延喜式、及び延暦、貞觀、延喜の三交替式があり、且つ此等によつて編纂し實例等を擧げたる惟宗允亮の政事要略がある、その他詔勅表奏などを集めたものには朝野群載、本朝文粹、續本朝文粹を推すべく、律令の參考としては、法曹類林殘闕、及び法曹至要抄の如き必讀のものである。

有職史料

また有職に關しては小野宮年中行事や九條年中行事、年中行事祕抄、西宮記、北山抄及び江次第をはじめとし、日記によつて編纂した部類記なども多く存してゐる。

軍記類

佛敎史料

做つたものといつてよい、殊に第一編、第二編は初めこの塙史料を修正して出版するに止めようといふ議があつた位である。大日本史料は今までに第一編六冊（宇多天皇仁和三年八月より朱雀天皇承平五年十二月まで）第二編一冊（一條天皇寛和六年六月より正曆四年六月まで）第三編三冊（堀河天皇應保三年十一月より嘉保二年十一月まで）だけ發行されてゐる、その綱文は史料綜覽卷一より卷三の前半までに宇多天皇以後保元平治時代までを收めてある。

又軍記物では將門記、陸奧話記の類、或は保元平治物語、平家物語、源平盛衰記（史學雜誌第九編星野博士「平家物語、源平盛衰記には誤謬多し」參考）の類、佛敎關係の物では平安奠都時代に出來た藥師寺僧景戒の日本國現報善惡靈異記（普通には日本靈異記といはれて居る）を初めとし、空海の文集遍照發揮性靈集（これは弘法大師全集に收めてある）、東大寺宗性の日本高僧傳指示抄及び日本高僧傳要文抄、それに東大寺凝然の三國佛法傳通緣起や師錬の元亨釋書はいはずもがな（いづれも大日本佛敎全書に、そして日本高僧傳要文抄及び元亨釋書だけは新訂增補國史大系第三十一卷に收めてある）、群書類從、續群書類從所收

本逸史、それに日本紀略によつて宇多天皇以下後一條天皇までを調べ、更に本朝世紀、百錬抄を以てこの時代の末に及ぼし、且つ扶桑略記、大鏡、榮花物語、今鏡、愚管抄をはじめとし、江談抄、古事談、續古事談、今昔物語集、宇治拾遺物語、古今著聞集や十訓抄など一ト通り讀んで置き、公家の榮華、武家の勃興、及び地方政治の有樣などを當時の記錄文書の類と參照して研究せねばならない。

記錄類

次に記錄類では、平安奠都時代までの金石文が狩谷棭齋の古京遺文に收めてある。

日記

日記は智證大師圓珍の行歷抄、慈覺大師圓仁の入唐求法巡禮行記、僧成尋の參天台五臺山記等（いづれも大日本佛教全書所收）支那との關係を研究するに必要なものであるが、宇多天皇の宸記をはじめ、公家の日記類こそ、實に逸すべからざる根本史料といはねばならない。その書目は伴信友の史籍年表や、小泉安次郎氏の日本史籍年表によつて調べるのが最も便である（總說「補助學」の章古文書學并記錄の研究の項參考）。

塙史料

塙史料は宇多天皇以後、後一條天皇の萬壽元年まで、主に日記その他の史料を年月順に排列した浩瀚な編纂物で、

大日本史料

東京帝國大學の大日本史料はその體に

代凡そ十一年間である。僅に十一年の歲月を一時代とするのは、餘りに細々しいやうに見えるが、この間に於ける源平二氏の飛躍はこの時代をして公家時代の終末期たると共にまた古武家時代の初發期たらしめてゐる。第七、第八の二時代と併せて平安朝時代後期といつてもよい。

公家時代の根本史料及び參考書

根本史料及び參考書は公家時代に入つて遽に多く存じて居る。氏姓時代には、古事記、日本書紀二書以外に十數種の資料を有するに過ぎなかつたが、それらは皆この時代に入つて編著されたものであり、殊に推古天皇以下持統天皇までの御代〱については、日本書紀が史料の主要なるものといつて可い。尤も最初から根本史料に取りかゝることは望まれまいから、先づ大日本史、本朝通鑑及び讀史餘論などを讀み、そしてまた最近に於ける研究の成果を收めてゐる多くの時代史などを通讀して後、いろ〱の資料に就いて研究を進むべきであらう。

編纂著述

第一に前にいつた日本書紀の後半から續日本紀、日本後紀、續日本後紀、日本文德天皇實錄、日本三代實錄、その闕脫を補ふべき日本紀略、類聚國史、または日

れには延暦といふ重要なる年代が含まれてゐないやうに見えて妥當なる時代稱呼と思はれない。

攝關中停時代

第六は藤原氏を抑へたまはんとし、やがて基經薨去の後攝政關白を置かれなかつた宇多天皇から醍醐天皇の御代、それに朱雀村上の二朝、藤原忠平が攝政または關白となつたけれど、その薨じた後また攝政關白を置かれず、まだ藤原氏の本宗が必ず攝政關白たるべきものと定まつてゐなかつた時代、凡そ八十一年をいふ。第四、第五とこの第六とを合せて平安朝時代前期と呼んでもよい。

攝關榮華時代

第七は藤原氏の本宗が必ず攝政關白たることに定まり、天皇の外戚として實權を有し、榮華に耽つてゐた時代で、冷泉天皇の御代から後冷泉天皇の御代まで凡そ一百二年をいふ。これまで多く藤原時代と稱せられた時代である。

上皇實權時代

第八は記錄所を置かれた後三條天皇の御代から、白河上皇以後政治の實權が院廳に歸した近衛天皇の御代まで凡そ八十八年をいふ。

保元平治時代

第九は保元平治の合戰を中心とし、武士の勢力、公家を壓せんとして來た時

ないが、殆んど平城京に皇都があつたのであるから、從來のやうに奈良朝時代と稱する。文化史的考察を主とすれば、光仁天皇の御代は次の時代に入るべきものであるか知れないが、猶ほ平城京に都せられたのみならず、奈良朝時代の風氣未だ一新せらるゝに至らず、寫經事業の如きも、前代に引き續いて盛であつたことなどに徵すれば、亦奈良朝時代とすべきであらう。

平安奠都時代

第四は皇都を平城京から、初め長岡京に、次いで平安京に遷された桓武天皇の御代から淳和天皇の御代まで凡そ五十三年をいふ。蝦夷が克復せられた時代であり、藏人所及び撿非違使廳の新置時代であり、また天台眞言二宗の我が國に興隆した時代であつて、また實に引きつゞき平安京が經營せられたのであるから、これを平安奠都時代と稱する。

攝關新置時代

第五は藤原氏の勢力が大きくなつて來て、新たに人臣の攝政關白が置かれることになつた時代である。仁明天皇の御代から光孝天皇の御代まで凡そ五十五年、從來藤原氏興隆時代とも呼ばれた時代である。また第四平安奠都時代とこの時代とを併せて弘仁時代もしくは貞觀時代といふ人があるが、そ

しきを見たけれど、遂に中大兄皇子によつて大化改新となるに至るまで凡そ五十三年、法興といふ年號と憲法十七條の御肇作とに因んで今これを法興肇憲時代と稱する。この時代から次の時代にかけては主に大和飛鳥地方に皇都があつたので、又合せて飛鳥朝時代といふ人もあるが、それは美術史などの時代稱呼としてよいかも知れぬが、一般史としては、その間に大化改新といふ劃時代的史實があるので、これを一時代とすることが出來ない。

改新修制時代

第二は大化改新から、律令を頒下された文武天皇の御代に至るまで、改新事業を承けて制度などを修定せられた間凡そ六十三年をいふ。文武天皇大寶元年に頒下せられた律令は、幾たびか修定の末に纏められて、成文になつたものであるが、その間主として天智天皇と天武天皇との御努力によつて大化改新の事業が出來上つてゐる、或は續日本紀に見えてゐる天武天皇の年號に因んで白鳳時代といつて居る人もあるがまた必ずしも妥當でない。

奈良朝時代

第三は平城京に奠都せられた元明天皇から、光仁天皇に至る御七代凡そ七十五年を指すのである、この間一時他に皇都を經營せられたこともないでは

法興肇憲時代

この公家時代は凡そ五百七十餘年の久しきに亙つてゐる、その間に起つてゐる史的事象によつてこれを九時代に分つ（總說「時代史と特別史」の章參考）。

第一　法興肇憲時代（推古天皇―皇極天皇）
第二　改新修制時代（孝德天皇―文武天皇）
第三　奈良朝時代（元明天皇―光仁天皇）
第四　平安奠都時代（桓武天皇―淳和天皇）
第五　攝關新置時代（仁明天皇―光孝天皇）
第六　攝關中停時代（宇多天皇―村上天皇）
第七　攝關榮華時代（冷泉天皇―後冷泉天皇）
第八　上皇實權時代（後三條天皇―近衞天皇）
第九　保元平治時代（後白河天皇―二條天皇）

第一は推古天皇の御代聖德太子の攝政（皇紀一二五三年）に始まり、皇極天皇の四年に終る、氏姓時代の終末期であり、また公家時代の初發期たる時代で、聖德太子はその革新事業の結實を待たずに薨ぜられ、一時また蘇我氏の專橫甚

公家時代の呼稱

ざるを得ないことは前に述べた通りである。想ふに大化の改新は或る點まで聖德太子によつてその準備が出來上つて居たのであり、中大兄皇子がはじめてこれに着手せられたのではない。故に今聖德太子の攝政に始めて、保元平治の合戰に終るまでを公家時代と稱する。或はこの時代を漠然と王朝時代などゝいつてゐる人もあるが、この王朝といふ言葉が天皇によつて統治せらるゝ我が國の歷史には妥當なる名稱と思へない、又或はこれを上代もしくは上世と稱して居る人もあるけれど、それは氏姓時代と混同する恐があり、明確なる時代概念が得られない。

公家といふ名稱

公家といふ名稱は武家に對して用ゐられる言葉であるが、もとはオホヤケと訓んで朝廷を指したのである。從つて公卿をはじめ朝廷に奉仕する人々をも、また時には皇室をも合せて共に公家と稱してゐる。この時代は政權の中心こそ後には藤原氏に移り、また上皇に移つたといへ、又律令の內容も時の經過に伴つて變遷したところが多いといへ、すべて朝廷を中心としたのであるから、これを公家時代と稱するには相當の理由があると思ふ。

一

公家時代と武家時代との分界

までとは、これを區別して考察することが、我が國史の上に緊切なることであり、學者の多く一致してゐるところである。その移り變りの分界をいづれの時代に置くべきかについては、いろ〳〵の意見があるけれども、今これを保元平治の間とするのが尤も妥當であらうと思はれる。保元平治の時代は律令制度に認められなかつた武家が中央に進出し、武力によつて政治問題を解決し、政界を左右するに至つた事象がはじめて演ぜられた時代である。尤もこれまで保元平治時代の後に現れた六波羅時代、即ち平氏全盛時代及び諸源勃興時代に、平氏一門が朝廷の要路に立つて居たのは、一見舊勢力たる藤原氏と異ならぬやうであるから、武家時代を源頼朝が鎌倉幕府を開いたときに始むるのが普通であつた。しかし本質に於いて平氏は何といつても武家であり、源氏と少しも擇ぶところがない、よしや政治の形式が藤原氏のそれと似てゐても、その本質が武家たる以上は、これを武家時代に入れねばならない。

氏姓時代と公家時代との分界

　また從來大化改新前までを氏姓時代とした人が多かつた、しかし法興聖德時代は氏姓時代の終末期たると同時に、またこの新時代の初發期として認め

第三章　公家時代の一

推古天皇の御代聖德太子の攝政によつて新しい時代の黎明が來た、そして遂に閥族蘇我氏の滅亡と共に、大化の改新となり、肇國以來續いた氏姓制度を打破するに至つたことは、實に我が國史に於ける一大變革であり、之と對比し得べきものはたゞ明治維新あるのみといつてよい。極端にいはゞこの大化改新に基づいて修定せられた律令制度は、よし單に形式的に過ぎずとするも、明治維新前まで引續いてゐたのである。併しながらこれが爲めにそれまでを一の大きな時代として國史を研究するのは餘りに無意義であらう、それで、この律令制度がだん〳〵變改せられても、猶ほ如實に律令の效力があり、公家が政治的に實力を有してゐた時代と、初め地方的勢力に過ぎなかつた武家階級が中央に肉薄して政治の舞臺に活躍することゝなり、公家武家二勢力の對抗となつてから、最後に武家が公家を政治圈外に驅逐するに至つた德川時代

の十七條憲法にもその事が載せられて居るのであるが、暴逆なる入鹿をしてまたこの言あらしむる、亦以て我が國民の皇室に對し奉る信念の如何なりしかを觀るに足るであらう。又前に擧げた山背大兄王の御言葉、この時の中大兄皇子の御言葉には、同じく皇室の尊嚴冒すべからざることが示されて居ると共に、また皇室を危くするものが必ず誅伐せられねばならぬことを明にされて居る。後ち奈良朝時代に至り稱德天皇の御代、僧道鏡の天位を覬覦せし時に、かの精忠なる和氣清麿が宇佐八幡宮の神託をその儘奏上して道鏡の非望を挫いたのも、實にまたこの國體觀念の發露といはねばならない。

ひ、天無二日、地無二王、何由任意悉役封民と宣はれた。入鹿は太子以來の人望が大兄王に歸し、皇極天皇の次には何としても天位に即け奉らねばならないのを見て、もし大兄王が即位になつたら、蘇我氏は忽ち滅亡の運命に遇ふべきを想ひ、皇極天皇の二年冬斑鳩宮に大兄王を襲ひ、御一家を全滅してしまつたのは、如何にも悲慘であつた。

中大兄皇子蘇我氏を滅したまふ

併しこれが蘇我氏をしてますます人望を失はしめた所以でもあり、中大兄皇子は之を默過すべからずとして、中臣鎌子(藤原鎌足)及び蘇我氏の一族倉山田石川麻呂と謀りたまひ、四年六月三韓進貢の日、大極殿上に入鹿を殺し、また人を遣して蝦夷をその邸に誅せしめられ、專權を振つた蘇我氏の本宗はこゝに滅びた。肇國以來の氏姓制度を一變せしめた大化改新は、かくて中大兄皇子によつて實現せらるゝに至つたのである。

國體觀念の發露

この入鹿誅伐のとき、入鹿が中大兄皇子に傷けらるゝや、當居嗣位、天之子也、臣不知罪と伏奏したるに對し、中大兄皇子は鞍作(入鹿の異名)盡滅天宗、將傾日位、豈以天孫代鞍作耶といはれて居る。我が天皇の神聖にましますことは固より天照太神の神勅以來變ることなく、次章に述べんとするやうに、聖徳太子

太子薨後に於ける蘇我氏の暴慢

蘇我氏の專横極まる

賜はりたいと天皇に強要し奉つた。天皇は斷然これを御拒絶になり、天皇の御代は遂に何事もなかつたけれど、やがて馬子の死後その子蝦夷、孫入鹿は共に馬子以上に專横であつた。山背大兄王は聖德太子の御子として次の天皇に即位せらる可き御方であり、王の御母が蘇我氏の出たるに拘はらず、蘇我氏は舒明天皇を立て奉つた。舒明天皇崩御の後は大兄王の外に奉戴すべき御方がなかつたのに、また叔姪從兄弟たる大兄王を排斥して、舒明天皇の皇后を天皇とし奉つた、即ち皇極天皇であらせられる。これは太子に對する蘇我氏の報復であらねばならぬ、蘇我氏が太子に對し奉り含んでゐたものゝ如何に大なりしかゞ察せられる、しかもその報復はこれに止まらなかつた。

蝦夷入鹿父子の專横は皇極天皇の御代に至つて更にその極に達した、そして入鹿は國政を執つて威權父に過ぎたといはれてゐる。蝦夷はその祖廟を葛城の高宮に築き、また壬生部の民をして雙墓を今來に作らしめ、一を大陵と云つてその墓とし、他を小陵と呼んで入鹿の墓としたと日本書紀に記されて居る、此の壬生部の民を使役した時に、山背大兄王はその不軌の態度を見たま

げられた御事業は、實に劃時代的のものであつた。

聖德太子の薨去

この間馬子はたゞ猫の如く太子の前に雌伏して居たのであり、太子も遂に手を下したまふに及ばずして、推古天皇の三十年二月二十二日(法隆寺本尊釋迦如來造像銘に據る、日本書紀の二十九年二月五日は誤である)薨去せられたのは我が國の一大不幸であつた。天皇をはじめ奉り、諸王諸臣より全國民に至るまで「日月輝を失ひ天地既に崩れぬべし、自今また誰をか恃まんや」と悲み歎いたのは、明治天皇崩御の際と同樣に拜せられる。

高麗僧慧慈の殉死的入寂

嘗て太子が師事された高麗の慧慈法師はこの時既に本國に歸つて居た、太子薨去の報を得て供養をなし、最早生き甲斐がない、太子の御一周忌に必ず死なんと誓つて、遂にその日に入寂した、この一外國僧の殉死的入寂によつても太子の偉大なる御人格が偲ばれる。

天壽國曼荼羅繡帳

御一族の方々は鞍作鳥をして釋迦如來の金銅像を造らしめ法隆寺金堂に安置したまうた、また夫人橘女王は天皇に奏して宮女等に天壽國曼荼羅の繡帳を作らしめられた、その斷片がいま中宮寺に保存されてゐる。

太子薨去の後、馬子は急にその野心を現し、出身地たる大和の葛城縣(かつらきのあがた)の地を

政によつてその鋒を挫かれた、そして表面には如何にも恭順の態度を裝ひ、その女を聖徳太子に納れ奉つた程親密さを示してゐた。

故に太子は攝政として何處々々までも公明正大なる態度に出で、馬子に啄を容るゝ餘地なからしめて閥族から政權を收めたまふと同時に、根本的に政治を改革せんとし、しかも任那を復興して欽明天皇以來失墜せる國威の回復を企て、先づ朝鮮問題の解決に着手された。推古天皇の八年境部臣等を遣し、新羅を討つて之を破りたまひしが、更にまた同母弟來目皇子を撃新羅將軍に任じたまひしに、不幸にして皇子が筑前に薨ぜられた爲め、遂に新羅征討の事が實現しなかつたのは、太子の御心中如何なりしぞ。太子はこの後鋭意內政の改革に從ひたまひ、冠位を制定し、十七條の憲法を肇作せられて後、我が國威の發展と新興文化の輸入とのために、小野妹子を隋に遣さるゝこと二たび、はじめて支那と對等の國際的關係が結ばれ、留學生を派遣して彼の制度文物を學ばしめ氏姓制度改革の調査に從事せしめられたが、また神祇祭祀の詔諭を下したまひしをはじめ、佛教の興隆、產業の奬勵、すべて攝政三十年間に爲し遂



紙本淡彩、百濟阿佐太子筆と傳へらる。
法隆寺獻納御物の一である。

聖德太子御畫像
（御　物）

厩戸皇子を皇太子とし政を攝せしめらる

皇の御卽位までの間、一時同樣の事をなされて居たことは、守屋追討の際に馬子等が皇后の命を奉じて居たのでも推測せられる。かくて先例のない女性天皇の卽位となつたのである、實を言へば此の場合、厩戸皇子は用明天皇の皇子で御年齡既に十九才に達せられ、守屋追討にも軍功を立てたまうた御方であり、天皇として申分なき皇子であつたのに、馬子は厩戸皇子を擁立する事が恐らく彼に取つて大なる脅威であつたために、妹の腹に御生れになつた推古天皇を立て奉る事としたのである、また閥族擅權の一事象といへよう。

然るに推古天皇は蘇我氏の出であらせられたにかゝはらず、男まさりの御氣象であり、外戚に私する樣な御方でなかつた、そして英明なる厩戸皇子の御人格をお見込になり、皇太子とせられて政を攝せしめたまうた、卽ち聖德太子であらせられる、これは必ずや馬子の意外とした所であつたらう。太子は不軌の臣馬子を滅さんと潛に苦心せられたと想はれる、しかし蘇我氏の勢力は全盛時代に入つて居るのであり、太子も何等の口實なしには之を滅される事が出來なかつた。又馬子も外戚として政權を擅にせんとした事が、太子の攝

物部氏滅ぶ

馬子の大逆

を討ち奉り、次に諸皇子及び群臣と共に兵を率ゐて守屋の河內澁河の家を圍み、守屋戰死して物部氏こゝに滅び、蘇我氏獨り政を專にすることになつた。やがて崇峻天皇卽位ありしが、天皇は馬子の擅權を抑へんとして餘りに功を急がれしために、却つて馬子に弑せられたまうた、これは實に我が國體の上に由々しい事件であり、皇室の一大危機であつた。

第五　法興肇憲時代

推古天皇の卽位

女性天皇の初例

崇峻天皇の次に御卽位になつたのが推古天皇であらせられる。我が國に於ける女性天皇の初であり、こゝに男子の天皇が御繼承になる事と定まつて居た皇位に新例が開かれた。尤も前に神功皇后の攝政があり、また飯豐青尊の聽政もあつたが、それらは次に御立ちになるべき天皇が未だ幼冲であらせられるので、御成長になるまで政を視られたか、若しくは御卽位になる可き御方が定まらなかつた場合に、一時政を聽かれたに過ぎなかつたのである。

推古天皇は敏達天皇の皇后であらせられ、用明天皇の崩ぜられた後、崇峻天

大伴氏衰へ物部蘇我二氏の對立

必ずしも二氏をして相爭はしめた所以ではなかつた。寧ろ氏姓時代の終末期に近づいて、閥族が各政權を專にせんとしたことが、たま／＼この佛教採否問題と結びついて、その爭を激烈ならしめたといふべきであらう。

尤も大臣大連の擅權は既に數代の前に生じて居た。繼體天皇の御代に大連大伴金村が韓土の事によつて失脚し、政權の外に逐はれた後、之に代つたものは物部氏であつたが、蘇我氏も滿智宿禰以來次第に勢力を養つてゐた。そして稻目はその女堅鹽媛を欽明天皇に納れ奉り、物部氏と相並んで政權を執つた。しかもこの二氏は佛教の採否について互に意見を異にしたに拘はらず、この御代の間は猶ほその軋轢甚しきに至らなかつたが、敏達天皇の御代に至り、物部大連守屋の妹が蘇我大臣馬子の妻であり、二氏の間姻戚の關係を有しながら、遂に政權の爭奪戰となつて、何事も相反目するに至り、用明天皇崩御せられ、皇儲の問題生ずるに及び、守屋は穴穗部皇子を奉じ、馬子はその妹の腹に生れ給へる崇峻天皇を位に即け奉らんとし、遂に平和は破裂した。馬子は敏達天皇の皇后(後に推古天皇と申し奉る)の命を奉じ、機先を制してまづ穴穗部皇子

佛教が我が文化に加へた影響

こゝに注意すべきは佛教がこの後いろ〳〵の方面に於いて、我が國民文化に多大の影響を與へたことである。佛教渡來以前にあつては、我が史的事象は多く原始的で單純であつた(史學雜誌第八編重野博士の「神道」參考)。すべての事に單刀直入といふ風があり、古事記や日本書紀にある神話傳說にも極めて赤裸々に思想や感情などが露はれて居る。神社の建築も所謂神明造り、大社造り、千木、鰹魚木を上げた萱葺の如何にも質素なるところに、我々祖先の趣味や生活が窺はれる。いはゞ社會生活の事象多く然らざるはないのであり、總に支那朝鮮から輸入せられた文物によつて進展を見たに過ぎなかつたが、佛教渡來以後になると、瓦師などが渡來して寺院の屋根がまづ瓦で葺かれるやうになり、壁畫なども繪かれ、佛像も檀像の外に金銅の鑄像や彩色の木像か多く刻まれ、古來の單純なる風情は少くなつて來た。そして佛教の次第に盛になるに伴つて、すべてのものに佛教的色彩が加はり、神社の建築まで次第に佛教の影響を受くるに至つた。

蘇我物部二氏の軋轢

かくて佛教の採否は蘇我物部二氏の爭となつて現れた。しかしそれのみが

崇佛排佛の爭

も社會的にも中心となつてゐた、その時代に、佛教が輸入されたのである、古來の神々を祭るか、新來の佛像を禮拜するかといふ問題が國家的にも國民的にも一大動搖を生じたのは當然であらう。

この時勢力ありし蘇我氏が佛教の興隆に努めたことは、佛教の將來をして好望ならしめたものであるが、蘇我氏と相並んでゐた物部氏がこれに反對したのであり、しかも長い年月の間に發達して來た神祇崇拜が佛教によつて直ちにその力を失ふべきものでないから、寧ろ抗爭を激發せしめ、この後幾くもなく疫病流行するや、尾輿、鎌子等は之を崇佛の罪に歸し、天皇に奏して佛像を燒き棄つる行動に出でた。次の敏達天皇の御代に至り、稻目の子馬子は佛殿を經營し僧尼を招き寺塔を建てゝ大會を設けなどしたが、またも疫病が流行したので、尾輿の子守屋及び鎌子の子勝海は寺塔佛像を燒いて、その殘片を難波の堀江に投じ、尼の三衣を奪つて禁錮した。然るにその後瘡が流行した、これは、佛像を燒いた罰だといつて、特に馬子だけに三衣を還され精舍を營んで佛法を信ずるを許されたのに當時の信仰狀態が觀られる。

の崇佛排佛の爭は聖德太子の攝政せらるゝまで解決せずに續いた。

佛教渡來以前の道教的信仰と陰陽五行說

當時の人々の佛教に對する知識が如何にも淺薄幼稚であつて、たゞ現世の利益に重きを置いたことは、同じく現世利益を目的とせる神祇祭祀と衝突する所以でもあつた。今翻つてわが神祇祭祀が如何に進んで來たかを考ふるに、支那朝鮮との交通によつてわが國に輸入せられた大陸文化には、必ずや道教的信仰及び陰陽五行說などが、加はつてゐなければならない。日本書紀の日本武尊御墓に關する記事をはじめ、延喜式に載せてある東西(やまとかふちの)文忌寸が六月十二月の大祓に横刀を獻ずる時の呪文にもそれが現れて居り、これまで古墳から發見されてゐる鏡鑑背面の文樣や銘帶などにも多く觀られるのであつて(史林第八卷拙稿「我が上代に於ける道家思想及び道教について」參照)、道家思想が早く我が國に入つてゐたのみならず、或は道教が行はれてゐたとも推測される、從つて我が固有の神祇祭祀が亦その色彩を有するに至つたことは爭へないであらう。日本書紀の用明天皇や孝德天皇の紀に見ゆる神道はこの二者の結び合つたものではあるまいか。併し固より猶ほ神祇祭祀は政治的に

佛像を蘇我稻目に賜ふ

やにつき、群臣に歴問し意見を徴せられたところに、如何にも公平にそして愼重に大事に當りたまうた天皇の御態度が窺はれる。蘇我大臣稻目は、西蕃の諸國既にこれを禮拜して居る以上、豐秋日本（とよあきつやまと）豈に獨り背かむや、我が國に於いてもその例に洩るべきではないといひ、物部大連尾輿や中臣連鎌子は、我が天皇が君臨したまふは天神地祇を春夏秋冬に祭らるゝのが重なる事である、今之を改めて蕃神を拜したまはゞ、恐らく神々の怒に觸れるであらうと爭ひ、その議遂に決しなかつた。中臣氏は世々神祇祭祀を掌る家であつた、その佛教に反對したのは當然のことである、また物部氏は代々武將であり、寧ろ朴訥な昔氣質の家柄であつたから、同じく古來の信仰を固持したのであらう、然るに蘇我氏は武内宿禰以來韓土に關係を有した家で、海外の事情等にも通じて居たらしく想像される、從つて佛教についても既に多少知るところがあり、或は既に私かに信じてゐたかも知れなかつた。天皇は、然らば情願の人に付して試みに禮拜せしめんと、佛像を稻目に賜ひしに、稻目は大に悦んで之を受け、その小墾田（をはりだ）の家に安置した（歴史地理第七卷平子鐸嶺氏「豐浦寺考」參考）、そしてこ

通し之を禮拜することの功德を述べ、遠く天竺から三韓まで奉持して尊敬せぬものはないから、之を我が國に傳へて佛の記し置かれた「我法東流」といふことを果し申すと言上した、普通にこの記事を以て佛教が我が國に渡來した初として居るのである。

佛教渡來年代の異說

もとより公然百濟王から我が朝廷に佛像經典等を上つたのはこの時としてよいであらうが、繼體天皇の御代に渡來せる梁の人司馬達等(たちと)が既に佛像を持ち來つたといふ傳へもまた考慮に入れねばならない、且つ欽明天皇十三年壬申說に就いても、元興寺緣起や傳教大師の顯戒論に引用してある護命僧正の上表文、または三國佛法傳通緣起等によれば、これより溯つて十五年以前の戊午の年となつて居る。日本書紀の示す紀年に從へば、この戊午の年は宣化天皇の御代であつて、欽明天皇の御代でないことゝなるが、日本書紀の紀年には研究を要するものがあるから、宣化天皇の御代と定むることも出來ない。こゝには暫く佛教渡來を欽明天皇の御代として敍述を進めよう。

佛を禮拜すべきや否やの議論

この時天皇は御自ら事を決したまはず、朝廷に於いて佛を禮拜すべきや否

輕しく之を討つべからざるを奏した、これがために金村は自ら屏居するの止むを得ざるに至り、遂に政權の外に驅逐されてしまつた。かくて物部氏は蘇我氏と相並んで、朝政を執ることゝなつたが、韓土の統御は、新羅、高麗の二國ますます強盛なるに反し、百濟の疲弊いよ〳〵甚しく、旣に我が勢力の及ぶところでなくなつた、そして屢々軍を起し給ひしにかゝはらず、天皇の二十三年に至り、安羅にありし任那日本府は遂に新羅に滅ぼされ、南朝鮮がこゝに我が國から離るゝことゝなつたのは、宸衷さぞや殘念に思召されたことであらう。天皇は如何にもして之を回復せんとし給ひ、先づ大伴狹手彥をして高麗を討ち、新羅を征せんとして果したまはず、崩御に臨んで、皇太子に遺詔し、必ず新羅を討ち再び任那を建つべきを以てせられた。

任那日本府亡ぶ

欽明天皇の御代には、かく任那日本府の滅亡といふ大事件があつたが、また我が國史上重要なる史的事象の一としてこゝに述べねばならぬことは佛教の渡來である。日本書紀によれば天皇の十三年十月百濟の聖明王使を遣して釋迦佛の金銅像一軀、幡蓋若干、經論若干卷を獻じ、別に表を上つて佛教を流

佛教の渡來

物部氏の擡頭

大伴金村の失脚

力によつて僅に之を擧げたのであり、韓土に於いては大加羅王すら新羅と結び、婚を通ずるやうになり、新羅征討の將軍近江臣毛野また任那に於ける失政を彈劾せらるゝに及び、忽ち反心を生じて新羅に通ぜんとすれば、却つて新羅百濟の二國連合して毛野臣を攻め、韓土の風雲ます〱險惡となつて、任那日本府殆んど危く、毛野臣に二たび召還の命を下したまひ、毛野臣對馬に到つて病死したことは恐らく日本府を安羅に移された所以であつたらう。それで策立の功を負うた金村は元老として繼體天皇の御代に猶ほ朝廷に立つてゐたけれど、先きに國造磐井を討つて大功ありし物部大連麁鹿火の人望次第に加はり、子尾輿に至つて、その勢望は金村を壓するに至つた。

繼體天皇崩じたまひて後、安閑、宣化二天皇の御代を經て次に即位したまひし欽明天皇は繼體天皇の嫡子であらせられた。天皇は任那回復の御志強く、御即位の元年難波の祝津宮に行幸せられ、金村以下の群臣に向つて幾許の軍を以て新羅を討つべきかを議せしめ給ひたるに、尾輿等先づ金村を彈劾して、前代に金村が處置を誤つたゝめに新羅の怨を結べることの深きを以てし、屢

るは何かの誤謬でなければならない。齋藤彦麿はその隨筆片廂に、武烈天皇御撰名と題し、内山眞龍の說に據つて、これは同じ時代の百濟末太王の事蹟が誤つて日本書紀の本文に入つたものであらうといつて居る。日本書紀に引用してある百濟新撰に、末太王無道百姓を暴虐して廢せられたことが記してあるのと對照して、眞龍、彦麿等の說は如何にも尤な考である。

第四　臣連擅權時代

繼體天皇の迎立

大伴金村の韓土に對する失政

大連大伴金村は當時最も有勢なる人であつた。武烈天皇の崩後、近親の方もおはしまさず、皇儲殆んど絕えたまうたので、金村群臣と議して應神天皇五世の御孫彦主人王の御子男大迹王を迎へて天皇に立て奉つた。卽ち繼體天皇であらせられる。御治世の初めはまた金村の擅權に任せられざるを得なかつたが、金村百濟の賄賂を納れて任那の上哆唎以下の四縣及び己汶、帶沙等を百濟に與ふるに及び、人望忽ち地に墜ち、且つ新羅征討の軍を發せしも功を奏せざるのみならず、筑紫國造磐井が、新羅に通じて兵を擧げた折も、物部麁鹿火の

武烈天皇についての誤つた傳へ

れてゐたことは、またこゝに注意しなければならない。

雄略天皇崩じて清寧天皇御卽位ありしも、皇子ましまさず、漸く履中天皇の皇子市邊押磐(いちのべのおしはの)皇子の遺子億計(おけ)王・弘計(をけ)王を播磨國に求め得て皇儲と定められた、これが顯宗(弘計)・仁賢(億計)の二天皇であらせられる。然るに仁賢天皇の御子武烈天皇に至つて皇胤こゝに絶えんとしたが、その崩後、越前國から應神天皇六世の孫繼體天皇を迎へ奉るを得たことは實に我が國の幸であつた。

日本書紀には武烈天皇の御行跡について、暴虐無道と評し奉るべき事を多く載せてゐる。我が列聖はよく國民を慈み給ひ、前後未だ曾て暴虐なる天皇がない、それに御父仁賢天皇は御歷代の中で殊に謙讓仁慈の御方であつた、又武烈天皇は幼冲にして立ちたまひ、その初世には大臣平群眞鳥が國政を專にして臣節なく、眞鳥父子亡びて後も大連大伴金村の擅權に任せられて、天皇はたゞ拱手傍觀の御態度であらせられた、且つ古事記にも何等暴虐の記事なきのみならず、その載するところの御歌によれば、天皇は寧ろ優しい御性格であらせられた、殷の紂王にも比すべき御行跡の御方として日本書紀に記載した

日本支那の直接交通

金海から咸安に退却したのは、やがて任那の大部分を放棄したことを示すのであつて、南朝鮮に於ける我が根據地は餘ほど危くなつて來た。その間閥族の人々がたゞ自家の權勢を得るにのみ汲々たりしは、ます／＼我が國威の失墜を來した所以である。しかし雄略天皇の御代には猶ほ我が國威は盛であり、天皇が進取的の御方で、直接支那に使を出してその文物を我が國に入れんとされたことなど、また或は聖德太子の先驅者と申し上げてよいであらう。日本書紀に載せてある天皇の遺詔は大御心を拜するに足るものである。

尤も我が國から支那に使を出したことは古く支那の史書に見えてゐるのであつて、六朝時代に入つては、我が仁德天皇、履中天皇の御代や、允恭天皇の御代にも交通したといはれてゐる（日本書紀に應神天皇の御代吳國に使を出されたとあるが、確ではない）。その日本と支那との交通は恐らく百濟を介して行はれたらしい、百濟は南支那と早くから交通してゐた、それがまた我が國をして支那に使を遣さしめた所以であり、吳國とは南支那地方を指したのである。支那の文化が推古天皇以前にあつて直接に或る點まで我が國に輸入さ

南朝鮮の風雲漸く急なり

破綻は既に雄略天皇の御代に起つて來た。

日本書紀によれば、雄略天皇の御代任那國司に拜せられた吉備田狹が任所にあつて反し、新羅と通じ、新羅また朝貢を怠つたため、天皇赫怒、親征せんとせらるゝに至つたが果したまはず、紀小弓(をゆみ)宿禰、蘇我韓子(からこ)宿禰、大伴談(かたり)連、物部小鹿(をか)火(ひ)宿禰、紀大磐(おほいは)宿禰等を將として大兵を派遣せられたけれど、諸將互に相和せず、大磐宿禰は韓子宿禰を射殺しなどして、我が軍遂に退却した、この間高麗また百濟を侵し、南朝鮮の風雲漸く急を告ぐるに至つた。

金海と咸安

任那日本府が遂に金海から退いて安羅(今の慶尚南道咸安)の地に移らねばならなかつたのは、蓋し繼體天皇の御代であつたらう(日本書紀には欽明天皇紀にはじめて安羅日本府と記してある)。金海と咸安とは何れも鎭海灣を後にし、洛東江を前にしてゐる要地であつて、馬山か熊川かに上陸して右へ行けば金海に達すべく、又鎭海に上陸すれば直路咸安に至り、近く洛東江に出づるのである。

鎭海灣と洛東江

實に當時の日本と半島諸國との關係に於いて、鎭海灣は我が軍の後方連絡に、洛東江は前方防禦に、最も重大なる要地であつた、從つて日本府が

を過ぎんとし、韓土が將に離叛せんとする色を現し、しかも皇族の御方多く絕えたまひ、皇室の孤立からこゝに臣連擅權の時代に近づいて來た。

我が國と朝鮮三國との關係

當時新羅は南朝鮮に於いて、次第にその勢力を大にし、一方に任那を壓しながら、また百濟に迫つてゐた、そして任那日本府は屢〻新羅を討つて洛東江を渡らしめぬやうに力めてゐた。また高麗は平壤に都し、遠く鴨綠江沿岸にかけて北方に虎踞して次第に南方に力を展し、新羅と同じく百濟を壓迫したのみならず、固より我が國にも心服してゐなかつた。百濟が常に我が國に歡心を求めた所以も、全く高麗、新羅の侵略から免かれんがためであつて、我が國の文化がそれだけ多く百濟に負ふところ大なりしは、當時の外來文化を檢討するに於いて注意しなければならない。

百濟文化の輸入

一トロに朝鮮文化が我が國に輸入されたといつても、その大部分は百濟から渡來したのであつたことは、古事記や日本書紀を調ぶれば直に知られるであらう、從つて我が國はいつも百濟を庇護する立場にあつたゞけに、新羅や高麗の制御には歷朝の苦心頗る大なるものがあつた。それも任那日本府が盛なる間はさほど困難でなかつたけれども、

められ、齋部氏が掌つてゐたが、この韓土服屬時代に入り、初めて内藏が建てられ、阿知使主と王仁とが管掌してゐたと傳へられる。その後更にまた大藏を置かれることになつたのは、皇室をはじめ朝廷の經濟が大に豐富になつたことを示すのであるが、この三藏を檢校したものが、實に武内宿禰の後たる蘇我宿禰滿智であつた、そして代々その子孫がこれを掌つたことは、恐らくまた蘇我氏をして富强を致さしめた所以であらう。

大臣と大連

かく皇威が朝鮮に及べる間に、蘇我氏をはじめ、物部氏、大伴氏などの人々は大臣又は大連といひ、朝廷に立つことゝなり、漸く閥族の跋扈を見るに至つたことは、實に純職業的であつた氏姓制度が次第に階級的のものとなつたのである。

次第に閥族の跋扈を生ず

從つて大臣や大連の人々が權勢を專にせんが爲めには騷動も行はれた、皇太子が殪せられたり、皇子御兄弟の間に不和を生ずることも起つた。安康天皇の如きは、眉輪王の爲めに父の仇として刺されたまひ、眉輪王は物部大連圓の家に馳け込まれた、幸に次に立ち給ひし雄略天皇が剛決果斷の天資であらせられ、さしたる事もなく濟んだが、雄略天皇の御代はこの時代の極盛期

三四舒明天皇押坂内陵	奈良縣磯城郡城島村大字忍阪	前方後圓墳(四二)
三六孝徳天皇大坂磯長陵	大阪府南河内郡山田村大字山田	圓墳(一七)
皇后間人皇女越智崗上陵	奈良縣高市郡越智岡村大字車木	圓墳(二七)
三七齊明天皇越智崗上陵	奈良縣高市郡越智岡村大字車木	(間人皇女と合葬)
三八天智天皇山科陵	京都市東山區山科町大字御陵	上圓下方墳(四六)
春日宮天皇(志貴皇子)田原西陵	奈良縣添上郡田原村大字矢田原	圓墳(三一)
妃贈皇太后橡姫吉隱陵(ツルバミヒメノヨナバリノ)	奈良縣磯城郡初瀬町大字角柄	圓墳(二〇)
三九弘文天皇長等山前陵(ナガラノヤマサキノ)	滋賀縣大津市大字別所	圓墳(一九)
四〇天武天皇檜隈大内陵	奈良縣高市郡高市村大字野口	圓墳(二七)
岡宮天皇(草壁皇子)眞弓丘陵	奈良縣高市郡越智岡村大字森	圓墳(二九)
大津皇子二上山墓	奈良縣北葛城郡當麻村大字染野	圓墳
舍人親王妃贈大夫人山背淡路墓	兵庫縣三原郡賀集村大字賀集鍛冶屋組	圓丘
皇孫長屋王墓	奈良縣生駒郡平群村大字梨本	圓墳
長屋王妃吉備内親王墓	奈良縣生駒郡平群村大字梨本	圓墳
四一持統天皇檜隈大内陵	奈良縣高市郡高市村大字野口	(天武天皇と合葬)

齋藏内藏及び大藏

古語拾遺によれば、皇室にはもと齋藏といふものがあつて、内外の官物が納

皇后手白香皇女衾田(フスマダノ)陵	奈良縣山邊郡朝和村大字中山	前方後圓墳（九〇）
二七安閑天皇古市高屋丘陵	大阪府南河内郡古市町大字古市	前方後圓墳（六四）環湟
皇后春日山田皇女古市高屋陵	大阪府南河内郡古市町大字古市	圓墳（二九）
二八宣化天皇身狹(ムサノ)桃花鳥(ツキ)坂(サカノウヘノ)上陵	奈良縣高市郡畝傍町大字鳥屋	前方後圓墳（九〇）環湟
皇后橘仲姫皇女身狹桃花鳥坂上陵	奈良縣高市郡畝傍町大字鳥屋	（宣化天皇と合葬）
二九欽明天皇檜隈坂合(ヒノクマノサカアヒノ)陵	奈良縣高市郡阪合村大字平田	前方後圓墳（六六）環湟
皇后石姫皇女磯長(シナガ)原(ハラノ)陵	大阪府南河内郡磯長村大字太子	前方後圓墳（六二）環湟
三〇敏達天皇河内磯長中尾陵	大阪府南河内郡磯長村大字太子	（欽明天皇皇后と合葬）
皇后廣姫息長(オキナガノ)陵	滋賀縣坂田郡大原村大字村居田	圓墳（改葬）
糠手姫皇女押坂(オサカノ)墓	奈良縣磯城郡城島村大字忍阪	（舒明天皇と合葬）
皇孫茅渟王妃吉備姫王檜隈墓	奈良縣高市郡阪合村大字平田	圓墳（四・五）石人四軀
三一用明天皇河内磯長原陵	大阪府南河内郡磯長村大字春日	方墳（三六×三〇）環湟
聖德太子磯長墓	大阪府南河内郡磯長村大字太子	圓墳（三九）
來目皇子埴生崗上陵	大阪府南河内郡埴生村大字埴生野	上圓下方墳（三〇）環湟
三二崇峻天皇倉梯岡(クラハシノヲカノ)陵	奈良縣磯城郡多武峯村大字倉橋	圓丘
三三推古天皇磯長山田陵	大阪府南河内郡山田村大字山田	方墳（三二）環湟

皇后仲姫命仲津山陵	大阪府南河内郡道明寺村大字澤田	前方後圓墳（一五八）環湟・陪冢
菟道稚郎子皇子宇治墓	京都府宇治郡宇治村大字菟道	前方後圓墳（四二）環湟
一六仁德天皇百舌鳥耳原中陵（モズノミミハラノナカノ）	大阪府堺市舳松村	前方後圓墳（二六一）三重環湟・陪冢
皇后磐之媛命平城坂上陵（ナラサカノウヘノ）	奈良縣生駒郡都跡村大字佐紀	前方後圓墳（八五）二重環湟・陪冢
一七履中天皇百舌鳥耳原南陵	大阪府泉北郡神石村大字上石津	前方後圓墳（一八六）環湟・陪冢
磐坂市邊押磐皇子墓（イハサカノイチノベノオシハノ）	滋賀縣蒲生郡市邊村大字市ノ邊	圓墳
皇孫飯豐青尊埴口墓	奈良縣北葛城郡新庄町大字北花内	前方後圓墳（四五）環湟
一八反正天皇百舌鳥耳原北陵	大阪府堺市三國丘町字田出井	前方後圓墳（七一）環湟・陪冢
一九允恭天皇惠我長野北陵	大阪府南河内郡道明寺村大字國府	前方後圓墳（一二〇）二重環湟・陪冢
二〇安康天皇菅原伏見西陵	奈良縣生駒郡伏見村大字寶來	圓墳　環湟
二一雄略天皇丹比高鷲原陵（タヂヒノタカワシノハラノ）	大阪府南河内郡高鷲村大字島泉	圓墳（四二）環湟
二二清寧天皇河内坂門原陵（カフチノサカトノハラノ）	大阪府南河内郡西浦村大字西浦	前方後圓墳（六二）環湟・陪冢
二三顯宗天皇傍丘磐坏丘南陵（カタヲカノイハツキノヲカノミナミノ）	奈良縣北葛城郡下田村大字北今市	前方後圓墳（三七）陪冢
二四仁賢天皇埴生坂本陵	大阪府南河内郡藤井寺町大字野中	前方後圓墳（六六）環湟・陪冢
二五武烈天皇傍丘磐坏丘北陵	奈良縣北葛城郡志都美村大字今泉	圓丘
二六繼體天皇三島藍野陵	大阪府三島郡三島村大字太田	前方後圓墳（一三一）環湟・陪冢

八 孝元天皇劒池嶋上陵	奈良縣高市郡畝傍町大字石川	前方後圓墳(三〇)
九 開化天皇春日率川坂上陵(カスガノイサカハノサカノウヘノ)	奈良縣奈良市油阪町	前方後圓墳(五〇)環湟
日子坐命墓	岐阜縣稲葉郡岩村大字岩田	石積
一〇崇神天皇山邊道勾岡上陵	奈良縣磯城郡柳本町大字柳本	前方後圓墳(一三四)環湟・陪冢
一一垂仁天皇菅原伏見東陵	奈良縣生駒郡都跡村大字尼辻	前方後圓墳(一一七)環湟・陪冢
皇后日葉酢媛命狭木之寺間陵(サキノテラマノ)	奈良縣生駒郡平城村大字山陵	前方後圓墳(八八)環湟
五十瓊敷入彦命(イニシキイリヒコ)宇度墓	大阪府南和泉郡淡輪村字東陵	前方後圓墳(九一)環湟・陪冢
一二景行天皇山邊道上陵	奈良縣磯城郡柳本町大字澁谷	前方後圓墳(一六四)環湟・陪冢
皇后播磨稲日太郎姫命日岡陵	兵庫縣加古郡氷丘村大字大野	前方後圓墳(四七)
日本武尊能褒野墓	三重縣鈴鹿郡川崎村大字田村	前方後圓墳(四八)環湟・陪冢
(白鳥陵)	奈良縣南葛城郡秋津村大字富田	方丘
(白鳥陵)	大阪府南河内郡古市町大字軽墓	前方後圓墳(一〇三)環湟
一三成務天皇狭城盾列池後陵(サキノタタナミノイケジリノ)	奈良縣生駒郡平城村大字山陵	前方後圓墳(九四)環湟・陪冢
一四仲哀天皇惠我長野西陵	大阪府南河内郡藤井寺町大字岡	前方後圓墳(一五五)環湟・陪冢
神功皇后狭城盾列池上陵	奈良縣生駒郡平城村大字山陵	前方後圓墳(一二〇)環湟・陪冢
一五應神天皇惠我藻伏崗陵(エガノモフシノヲカノ)	大阪府南河内郡古市町大字譽田	前方後圓墳(二二五)二重環湟・陪冢

直徑、前方後圓墳には長徑を示し、方墳、上圓下方墳には基底一邊の長さを示し(間を以て單位とする)、また環湟陪冢の有無を注して置いたが、猶ほ合葬のものにもその旨を注することにした。敏達天皇皇后の陵に特に改葬と注記したのは同陵が德川時代に特別なる改葬があつたからである。

	瓊々杵尊可愛(エノヤマノ)山陵	鹿兒島縣薩摩郡川内町大字宮内	
	彦火々出見尊高屋山上陵	鹿兒島縣姶良郡溝邊村大字麓	
	鸕鷀草葺不合尊吾平山上(アヒラノヤマノウヘノ)陵	鹿兒島縣肝屬郡姶良村大字上名	
	彦五瀨命竈山墓	和歌山縣海草郡三田村大字和田	
一	神武天皇畝傍山東北(ウネビヤマノウシトラノ)陵	奈良縣高市郡畝傍町大字洞	圓墳
二	綏靖天皇桃花鳥田丘上(ツキタノヲカノウヘノ)陵	奈良縣高市郡畝傍町大字四條	圓墳
三	安寧天皇畝傍山西南御陰井上(ウネビヤマノヒツジサルノミホトノヰノウヘノ)陵	奈良縣高市郡畝傍町大字吉田	圓墳
四	懿德天皇畝傍山南纖沙溪上(ウネビヤマノミナミノマサゴノタニノウヘノ)陵	奈良縣高市郡畝傍町大字池尻	圓墳
五	孝昭天皇掖上博多山上(ワキノカミノハカタノヤマノウヘノ)陵	奈良縣南葛城郡大正村大字三室	圓墳
六	孝安天皇玉手丘上陵	奈良縣南葛城郡掖上村大字玉手	圓墳
七	孝靈天皇片丘馬坂陵	奈良縣北葛城郡王寺町大字王寺	方丘
	大吉備津彦命墓	岡山縣御津郡一宮村大字尾上	前方後圓墳(五二)
	倭迹々日百襲姫(ヤマトトトヒモモソヒメノ)命大市墓	奈良縣磯城郡纒向村大字箸中	前方後圓墳(一六五)

墓制に對する佛教の影響

御歷代陵墓名稱所在表其一

ひ、方墳といひ、或はもと支那に淵源するものであつて、前方後圓墳はこの圓墳と方墳とを結び合せたものであるかも知れない、そして副葬品に神獸鏡など多く藏せるは、恐らく道教の影響があるかと推測される。然るに佛教が渡來したのは晩くも欽明天皇の御代であつたのに、初めその影響は割合に少いやうである、強ゐていへば用明天皇以後の御陵が前代に比して小さくなつてゐる外は、蘇我入鹿の墓と傳へられてゐる大和今來の蓮花塚の石棺に蓮華が彫刻してあるくらゐが、まづ佛教の影響といつてよいであらう。大化の改新にも墓制に制限を加へられたが、佛教が之に一大影響を與へたのは文武天皇のころ火葬が行はるゝに至つた以後である。

歷代陵墓名稱所在表（其一）

○○延喜式に神代以來御陵の名稱が揭げてあるが、その所在地等は載せてない、この表は德川時代以來、屢ゝ調査を經て、今宮內省で定められてゐる所である。

先づ第一期として持統天皇に至るまでをこゝに揭出する。第二期である文武天皇以後後三條天皇までのものは平安奠都時代に挿み、第三期白河天皇陵から仁孝天皇陵まで、第四期孝明天皇以後、及び親王家御墓等の表は合せて群雄爭覇時代に挿入して置く。御陵は全部これを揭出し、御墓は特にその主なるものに止めた、且つ所在の外、現狀等を附記し、圓墳には

環湟を繞らせるものもあつた、筑後國三潴郡大善寺村にある御塚が圓墳で二重の環湟を有し、それと並んでゐる權現塚がまた同じく圓墳で三重の環湟を有して居るなど、地方に於ける珍しい實例である。然るに、用明天皇以後になれば、歷代の御陵は圓墳若しくは方墳、上圓下方墳となり、その大さも幾分小さくなつて來たが、されぱとて前方後圓墳が全く亡びたのではなく、前方後方墳の如き特種のものも現れてゐる、その實例は下野の那須野や出雲の松江附近大庭村などに見ることが出來る。

方墳
上圓下方墳
前方後方型古墳

　これら古墳墓には生前に使用されたる遺物が副葬品として埋藏されて居るので、考古學的調査の結果、當時の貴族社會の生活狀態は或る點まで知る事が出來る、高橋健自博士の古墳と上代文化は簡單ではあるが一寸纏まつたものである。　それが大化改新に至つて、これ等の墓に金銀錦綾五綵等を藏する事を禁じ、皇族以下の墓制を定められ、皇族の御墓でさへ、內の長さ九尺、濶さ五尺、外域は方九尋、高さ五尋と限られることになつた。

古墳墓の副葬品

　氏姓時代の陵墓制に就いては、その起原に關し未だ定說がない。圓墳とい

墓制に對する道教の影響

三十五間、廣い處は六十四間、敷地總面積は實に十四萬坪といふ廣大なもので、殆んど天然の山のやうに遠くから望まれる。

世界第一の廣大なる山陵

世界に於いて一番高い帝王陵は埃及のピラミッドであらうが、境域の廣大な點ではこの應神仁德二天皇の御陵が世界第一といはねばならない、そこに當時わが皇室の御威望と、國民の抱負とが如何に大きかつたかを窺ふ事が出來よう。日本書紀には仁德天皇の御陵は既に御治世の間に築がれたと傳へられてゐる、聖帝と稱せられ給ひし天皇に對し奉り、國民が御陵營築のために出來る限りの力を盡した事が偲ばれるのであるが、それが他の山陵にも同樣であつたと推測し得るならば、當時代の御陵が高大なる所以も半ば解せられるであらう。

前方後圓型古墳

此の前方後圓型の御陵は先づ欽明天皇の御陵まで續いて居り、環湟も同天皇のものあたりから半ば形式的になつてゐる。恰も皇化發展時代と韓土服屬時代とに於ける御陵が前方後圓型といつてよいのであつて、地位の高い有力なる豪族もまたこれに倣つたことは今諸地方に遺つてゐるものでも證明される。

圓墳型古墳

勿論この時代にも所謂圓墳もまた存在して居り、また一體に雄大なる規模を有し、中には

京については大阪市史、喜田貞吉博士著帝都、及び大阪毎日新聞社發行大阪文化史論等參考)。尤も安康天皇の御代の頃には少し下り坂となつたが、猶ほ南朝鮮の統治がよく行はれてゐた、それが雄略天皇の御代から少しく離叛の色が見えて來た、そして欽明天皇の御代に入つて、日本府は遂に亡んでしまつた。この間に於ける皇室の隆盛を表徴してゐるものゝ一は御陵墓である。

御陵墓の調査については蒲生君平の山陵志などをはじめ、日本歴史地理學會から出た皇陵もある。神武天皇以來孝靈天皇までのものはその形式も正確に傳はらず、規模亦小さい樣であるが、その後所謂前方後圓墳となり、墳域も廣大であり、御陵の周圍には環湟を繞らし、殊に應神天皇、仁德天皇の御陵は最も雄大を極めてゐる。應神天皇御陵は二重の環湟、封土三段に築がれたる前方後圓墳であつて、前後の徑二百二十五間、後圓の徑百三十三間、前方の幅百六十間、高さ前方四十二尺、後圓六十四尺に及び、仁德天皇御陵は三重の環湟、封土三段に築がれたる前方後圓墳で、前後の徑二百六十九間、後圓の徑百三十間、前方の幅百六十八間、高さ前方後圓共に百十餘尺、環湟の內湟は幅の狹い處でも

に年長にもましまししのみならず、その妃は武内宿禰の子葛城襲津彦の女であつたから、また武内宿禰一族の後援があり、父天皇すら、尊には一目を置いて居たまひしことは、日向諸縣君の女髪長比賣との物語でも推知せられる（日本書紀應神天皇十三年紀及び古事記參考）伴信友がその隨筆比古婆衣（伴信友全集所收）に、武内宿禰が敦賀より歸りでの答歌は、大鷦鷯尊の將來を祝つたものであると論じて居るのは一顧の價があるであらう。大鷦鷯尊がかく菟道稚郎子皇子の上に出でたまうたとすれば、父天皇の御寵愛がたとひ菟道稚郎子皇子にあつたとしても、皇子が大鷦鷯尊に位を讓りたまふに至つたのは、或は已むを得ない事情もあつたかと想はれる。

菟道稚郎子皇子が推稱したまひしやうに、大鷦鷯尊は御歷代の天皇の中で傑出された御方で、聖帝と申し上げ、後に仁德天皇と諡號を奉つてゐるほどである。氏姓時代の最も盛なる時代は蓋しこの御代より履中天皇、反正天皇、允恭天皇、安康天皇を經て雄略天皇に至る數代であつた、それは先づ天皇が難波に都を遷し、積極的の態度に出で給ひしことにも現れてゐるといへよう（難波

ゐる事なども傍證とすべしといひ、最後に「古今集時代には既にこの歌を難波朝の天皇を祝し奉つたものだと信じて居り、古今集の編者も、景樹のいつたやうに、或は王仁と信じて居たらしく、兎に角淺香山の歌と相並べて和歌の父母とまで立てらるゝには、多少の縁由がなくてはならぬ、卽ち後人の附注したやうな歴史的事實は、當時の人の腦中に反映してゐたのであり、一は以て聖代の初を頌し、一は以て人和を助けた國風の美、これにしくはないと思つたためではあるまいか」と結んであるのは蓋しこれに解決を與へたものであらう。

大鷦鷯尊と菟道稚郎子皇子

ついで應神天皇崩御になり、大鷦鷯尊と菟道稚郎子皇子と互に位を御讓り遊ばされて三年に及んだといふ。これを儒教輸入の影響に歸する人が多いけれど、よしやこの說話に儒教の分子が多く加はつてゐるにせよ、猶ほ政治的にも背後に隱れたる事情があつたのではあるまいか。古事記によれば、應神天皇が近江に行幸の途、山背の木幡村で一人の美女を見たまひ、之を幸せられてお生れになつたのが菟道稚郎子皇子であつて、皇子は有力なる後援を有せられなかつたらしい、之に反して大鷦鷯尊の御母は品陀眞若王の女であり、旣

難波津の歌

高きやにの歌

發見せられてゐる(東京帝國大學考古學研究室編樂浪參考)。樂浪の郡治が衰へた後、南下して百濟に居つた王氏の一人が恐らく王仁であつたらう、その子孫の一人、船史の祖王辰爾の如きは烏の羽に書いた高麗の國書を讀んだことで有名ある。河内の松岡山にはこの王辰爾の子王後の墓がある、寛永年間に發掘され、その折古鏡と共に出土した墓志は今三井源右衛門氏の所藏に歸してゐる。また王仁は「難波津にさくや此花冬ごもり今をはるべとさくや此花」なる歌を詠んだと傳へられてゐるが、この歌は古今集の序文に載せられたのが最も古い。その古注や清輔の殘異抄など作者を王仁と定めてあるが、後世の學者は賀茂眞淵をはじめ之を疑ひ出した、國學院雜誌第十三卷に烏野幸次氏がまづ「正史を表に、格調を裏に、二面から考へつめて、一、難波朝のものにあらず、二、隨つて王仁の作に非ず、三、奈良朝の末ごろ古を思うてよんだのであらう」と斷じ、加藤宇萬伎の竟宴説なども大に傾聽すべきものであつて、これには彼の同じく日本紀竟宴に、仁德天皇を詠じ奉つた「高きやに云々」の歌が扶桑略記、水鏡または古今序注などに天皇の御製として誤傳され、大に後世を迷はして

支那文學の輸入

土地を給せられた、彼の史の職の如き、我が國に支那文學を輸入した阿直岐及び王仁の一族に占められ、それが東西文部の祖となつてゐる。共に百濟から歸化して來た人で、菟道稚郎子皇子はこの二人を師とし學ばれたと傳へられてゐる。古事記には王仁が來朝せしとき論語及び千字文を上つたと記してある、この論語については史學雜誌第六編に島田重禮博士の「百濟所獻論語考」があり、別に異つた說もないが、千字文に就いては、新井白石がその著同文通考に於いて、天地玄黃と書き出してある梁の周興嗣の千字文でなく、凡將篇、太甲篇、急就章等の小學の書を誤り傳へたのであらうと說き、島田博士も帝國學士會院雜誌第十六篇にまた殆んど同說を述べられてゐる。これは日本書紀紀年の誤謬を考慮に入れなかつたために生じたのであつて、矢張り周興嗣の千字文としてよいのであり、恐らく古事記の記載は文學傳來の一說話に儒書と手本との代表的書名を擧げたに過ぎないであらう。

王仁の一族

王仁の家はもと支那から朝鮮に移つて來て、初めは樂浪郡に榮えてゐたらしい、平壤の附近なる樂浪時代の古墳にも王平、王旴、王雲などいふ人々の墓が

壓迫せんとしてゐた。之に反して百濟は高麗の壓迫から免かれんが爲めに我が國に倚賴し、我が國はまた百濟によつて高麗の南下を妨げんとし、能ふだけ百濟を庇護した、そして百濟王はその女を我か皇室に納れ、王子を質として我が國に留まらしむるほど恭順であつた。それで筑紫は韓土に對する要地として應神天皇の御代に武内宿禰に命じて之を監察せしめられたこともあつたくらゐで、後ち任那日本府が廢せられてから、筑紫の都督府を置き、やがてまた之を太宰府と改めて、九國二島を管せしむることになつた。またこの後、朝鮮に出した我が軍に、多く蝦夷平定に關係した東國の人々などが用ゐられてゐたことも注意すべきであらう。

日韓關係と筑紫

如上の日韓關係は、朝鮮から我が國に渡來し且つ歸化するものをして遽かに增加せしめ、中には朝鮮にありし支那系統の人々にして歸化するものも多かつた。是等の歸化人は秦氏の如く多人數の部族を率ゐて移住し來たので、我が國の工藝文物が長足の進歩を爲したのは多く彼等の力であつた。朝廷でも氏族制度の下にこれ等の歸化人を優遇し、各その職によつて氏姓を賜ひ、

歸化人の優遇

に着いたのである。從つてこの後儺津と難波津とは我が國の二大要港として次第に繁昌し、北陸の要港敦賀はこゝに衰へ、後ち聖武天皇の御代渤海國の使が來朝するまで殆んど聞ゆるところがなかつた。

百濟の服屬

日本書紀には、神功皇后新羅を克服し給ひしとき、百濟、高麗も共に營外に來り降つた趣を載せてあるが、前にもいつた通り、百濟の服屬したのは恐らく應神天皇の御代(神功皇后攝政時代)であつて神功皇后四十六年紀に、百濟の使の詞に、本聞東有貴國、然未曾有通云々と見え、千熊長彥が百濟王と誓ひしはその三年後である。

我が國と高麗との關係

また高麗は扶餘族を中心として發展した國で、滿洲方面の廣大なる領土を根據とし、朝鮮半島の北部と西部とを占有して勢頗る盛であり、新羅を抑へて百濟を侵してゐたが、その我が國に朝せしも、また應神天皇紀にあるを初見とする。尤もその上表に高麗王敎日本國と我が國を屬國視した無禮の辭ありしため、菟道稚郎子皇子怒つて之を郤けたまひし記事があり、好太王碑にも、我が國と衝突してゐた明文があるから、その我が國に服してゐたかは問題である。寧ろ新羅を藩屛として我が國に當らしめ、その間に百濟を

任那日本府

三韓古地名考　坪井九馬三(第卅五・卅六編)
三韓古代名考補正　前間恭作(第卅六編)
三韓古地名考補正を讀む　鮎貝房之進(第卅六編)

その他、津田左右吉博士の如き、わが古代文獻に對する嚴密なる批判を下して日韓關係を辿らうとして居る學者があり、また考古學の方面から遺物の調査を進め、文化的交渉を研究せんとする學者もあつて、今や日韓の關係は次第に闡明せられつゝあるのである。

我が國はかくて政治的に朝鮮半島に於いて優越なる地位を占むるに至つた、そして任那に日本府を置いて國司を任じ、事あれば將軍を派遣した。この任那日本府が、初め大加羅國即ち今の慶尙南道金海地方にあつたことだけは明であるが、その跡既に亡びて亦たこれを訪ぬるよしもないのは遺憾である。余が實地踏査の結果では、或は金海の邑内から馬山及び熊川に出づる途中、凡そ一里ほど隔たれるあたりらしく推定される。恐らく當時朝鮮から我が國への交通路は洛東江口もしくは鎭海灣から對馬、壹岐の西岸を經て肥前の松浦に出で、筑前儺津(今の博多)に至り、そして瀨戸内海に入つて難波津(今の大阪)

儺津と難波津

韓國古代村邑の稱呼たる啄評、邑勒、檐魯、及須祇の考　中田薫(第十六編)
中田君が韓國古代村邑の稱呼たる啄評、邑勒、檐魯及須祇の考を讀む　白鳥庫吉(第十六編)
韓國古代村邑の稱呼に就いて白鳥博士に答ふ　中田薫(第十六編)
韓國古代城邑の稱呼たる忽(Kol)の原義に就て　白鳥庫吉(第十六―十七編)
可婁根考　中田薫(第十六編)
啄評の原義　宮崎道三郎(第十七編)
日韓兩國語の比較研究　宮崎道三郎(第十七―十八編)
國語に於ける敬稱語の原義に就て　白鳥庫吉(第十七編)
朝鮮古地名の二三について　坪井九馬三(第二十編)
日韓の古地名に就いて　金澤庄三郎(第廿一編)
百濟國都漢山考　今西龍(第廿三編)
高句麗疆域沿革考　箭内亙(第廿四編)
日本百濟交渉志稿　樋口隆二郎(第廿四編)
丸都城及國內城考　白鳥庫吉(第廿五編)
丸都城及國內城の位置に就いて　鳥居龍藏(第廿五編)
國內城及び丸都城の位置　關野貞(第廿五編)
三韓考　坪井九馬三(第卅四編)

朝鮮古史考　那珂通世(第五—七編)
　朝鮮樂浪玄菟帶方考　貊人考　高句麗考　三韓考
　百済考　新羅考　加羅考　三國文化考
朝鮮古史傳説考　白鳥庫吉(第五編)
朝鮮古代諸國名稱考　白鳥庫吉(第五編)
朝鮮古代地名考　白鳥庫吉(第五—六編)
朝鮮古代官名考　白鳥庫吉(第七編)
朝鮮史籍考　林泰輔(第七編)
日本書紀に見えたる韓語の解釋　白鳥庫吉(第八編)
羅馬字索引朝鮮地名字彙略評　幣原坦(第十四編)
朝鮮地名字彙略評に答ふ　金澤庄三郎(第十五編)
「朝鮮地名字彙略評に答ふ」に答ふ　幣原坦(第十五編)
朝鮮地名字彙略評について再び幣原君に問ふ　金澤庄三郎(第十五編)
「朝鮮地名字彙略評につきて再び幣原君に答ふ」に答ふ　幣原坦(第十五編)
郡村の語源を論じて專門大家の御教示を乞ふ　中田薫(第十五編)
中田君の郡村に就いての考を讀む　白鳥庫吉(第十五編)
再び郡村の語源に就て　中田薫(第十五編)
三たび郡村の語源に就て　中田薫(第十六編)

南滿洲奉天省輯安縣通溝を距る一里餘温和堡東崗碑石街にあり、高二丈二尺、帶綠灰色の凝灰岩より成れる巨碑四面に一千八百餘字の銘文が刻されてゐる、好大王の薨後三年に建てられ、王の偉績と建碑守墓の由來等とを錄したものである。此の寫眞はその第一面で、第九行に倭以辛卯年來渡海破百殘□□□羅以爲臣民とあるなど、朝鮮か我か國に服屬してゐた時代に倭(日本)、新羅、百殘(百濟)、任那、加羅等の文字も見えて、史籍の闕を補ふべき資料か少くない。



高句麗開土王(好太王)碑

日韓關係の研究と日本書紀の紀年

史學雜誌の日韓關係論文

ことを指したものであらう、好太王の十四年には我が軍は高麗を討つて平壤にまで迫つたことが、またこの碑文に見えてゐる。その後、高麗は北方に雄視し、新羅は南朝鮮に勢力を振張せんとし、しかも一面に於いて新羅・高麗がまた我が國に朝貢した間に、我が國は任那を統監し、百濟は我が國に依頼してその國を保つたことは、こゝに韓土服屬時代を出現したのである。

日韓の關係を研究するについては、不正確な日本書紀の紀年を正してからこれに入らねばならぬことは、總說「國史の範圍」の章に述べた通りである。左に史學雜誌に載せられてゐる日韓關係の論文を列記して參考とする。

三韓文學原始及歷史考	菅　政友（第二編）
古代半島諸國興廢概考	吉田東伍（第二編）
高麗好太王碑銘考	菅　政友（第二編）
加羅の起源	林　泰輔（第二編）
古朝鮮三國鼎立形勢考	坪井九馬三（第三編）
古朝鮮三國鼎立形勢考を讀む	林　泰輔（第四編）
高句麗古碑考	那珂通世（第四編）
加羅の起源續考	林　泰輔（第五編）

のでなく、我が皇威が大に南朝鮮に擴張せらるゝに至つたことは、神功皇后の新羅克服を中心として考察せらるべきであらう。

尤も神功皇后の新羅克服は朝鮮の史籍には三國史記をはじめ何等の記載がない、併しこの後の日韓關係から觀て、古事記や日本書紀の記事は或點まで確實であらねばならぬ。それに三國史記の王系も當初の數代は少くとも信を措くに足らないのであるから、寧ろ日本書紀に見えてゐる新羅王波沙寐錦を同書の婆娑尼師今に擬定し、この新羅克服を認むべきであらう。また我が國が百濟と關係を生じたのは應神天皇の御代であり、近肖古王の時代に當つてゐる(史學雜誌第八編那珂通世博士「上古紀年考」、那珂通世遺著等參考)そして百濟王は永く我が國に背かざるを誓つたのであるが、それは恐らく高麗の故國原王の時代であつて、恰も高麗百濟互に相攻伐してゐたのであるが、高麗はやがて好太王の下にます〳〵盛になつて來た。南滿洲輯安縣通溝の東一里、東崗にある好太王の碑に、倭以辛卯年來渡海、破百殘□□□羅以爲臣民とある辛卯は、蓋し基督紀元三百九十一年に當り、我が軍が百濟を援け新羅を擊ちし

神功皇后の新羅克服

本書紀にあるのを見ても、大和地方と九州や朝鮮との往復はもと多く敦賀をも出發點として居たのであり、難波津から瀨戶內海による交通の開かるゝ以前に、日本海岸を傳はる航路が旣に存在したことゝ推察される。又前にもいつたやうに日韓の交通は早く開かれてゐたのであるから、仲哀天皇が新羅の國の有無を疑ひ給ひし傳說は、神功皇后が婦女子の御身を以て皇軍を督し給ひしことから、天皇の崩御を神異に托せんとして起つたものといへよう。

日本書紀神功皇后紀四十七年の條に新羅百濟二國の調使が參朝したとき、神功皇后、應神天皇は大に喜びたまひ、先皇の望みたまひし國人來朝せりと宣ひしことが見えて居るので、韓土服屬は仲哀天皇の叡慮に出でたとするのが妥當であらう。日本書紀の記事には、皇后が神の告によつて、金銀眼も耀くばかりの寶の國たるが爲めに、新羅を討たれたやうになつてゐるが、實は我が國と因緣を有してゐた任那諸國を危急存亡の際に新羅から救ひ出さんとした出師であつたと推測される。少くとも任那諸國が我が保護國となり、我が國が日本府を置いて國司(みこともち)を派遣せられたのは、必しも仲哀天皇の御代を溯るも

大伽羅國
三國時代

伽耶國となり、その一が慶尚南道金海地方を據有して勢力ありし大伽耶國即ち大加羅國(伽耶と加羅とは相通じて用ゐられてゐる)であつた、そして朝鮮史ではこの新羅、百濟と後に擧ぐる高麗(高勾麗)とが鼎立して居た時代を三國時代といふのである。大加羅國が我が國に使を遣したのは、恐らく新羅の壓迫に苦しみ、聲援を求めたのであらうが、たゞ大和朝廷の勢力がまだ九州まで及んで居なかつたと思はれる崇神天皇の御代に起つた史的事象としては如何であらう、新撰姓氏錄吉田連(きつたのむらじ)の條に、この時國宰を彼の國に遣はされたとあれど、直ちに信ずる譯には行かない。或は大加羅國をはじめ任那地方が我が保護の下に立つたのは、仲哀天皇の御代若しくは之に近き時代まで降さねばなるまいが、それは上に述べたやうな因緣が早くからあつたからであらう。

敦賀津の位置

大加羅國の使蘇那曷叱知が上陸したと傳へられる越前敦賀の津は北陸道に於ける皇化發展の根據地であつたらしく、氣比神宮もこゝに創建せられてゐた重要なる地である。當時攝津の難波津未だ開けず、仲哀天皇の熊襲征伐にも天皇は紀伊の德勒津(ところ)から、皇后はこの敦賀から九州に向ひたまうたと曰。

任那の國號

皇は父天皇の御名を取りて任那(みまな)の國號を賜うたとあるのを初見とするが、この國號を賜うた事は他に確證がない、或は任那が崇神天皇の御諱御間城(みまき)と國音相近きより、他の地名と同じやうな起原說話を生じたものかも知れない。朝鮮方面の史料に、任那の國號が見えてゐるのは僅に、高麗の好太王碑、三國史記の一節、及び眞證大師の碑に見えて居るぐらゐであるが、元來大加羅あたり、を任那と呼んでゐたにしても、必ずしも大伽羅のみに與へられた國號でなく、時によつて廣狹の差があつたことは日本書紀を通讀すれば分明である。

我が國と三國時代の朝鮮

魏志によれば、早くから弁韓地方殊に大加羅とわが國との間には交通が行はれて居た、そして漢の建安年中に置かれた帶方郡(帶水卽ち今の漢江の下流を中心とする地方であらう)と我が國との交通が開けると、この地が中繼の場所となるに至つたやうである、それが支那の三國時代まで續いたらしい。當時南朝鮮は馬韓、秦韓、弁韓の三韓に分れ、各多くの小國から成り立つて居たのが略〻我が大和開都時代に恰當してゐる。この馬韓の諸國が百濟によつて統一され、秦韓の國々が新羅によつて統一されたのに、弁韓だけはその國々が六

の御代に置かれた國造が最も多いのは注意すべきことであらう(栗田寛博士の國造本紀考及び栗里先生雜著所收「國造族類考」參考)。

第三 韓土服屬時代

氏姓時代に於ける日韓の關係について、纒まつて早く世に出でたものは吉田東伍博士の日韓古史斷であつたが、その後の研究も後に表示するが如く、多數に上つて居る。しかもこれは氏姓時代史の重要なる半面を語るものであつて、この時代に於いて我が國家社會を一大進展せしめた所以は日韓の關係を外にして說明することが出來ないといふも敢て過言でない。固より日韓の間に行はれた交通は早く神代以來といつてもよいが、國際的關係が具體化し、我が國家社會に著しく大陸文化の要素を加へしむることゝなつたのは、この時代に入つてからといつて可い。

日本書紀では、崇神天皇の御代の末、大伽羅國から朝貢の使が穴門(今の長門)に來り、更に越前敦賀に出で都に入つたところ、既に崩御後なりしため、垂仁天

たらしい。されば景行天皇紀に、日本武尊の薨去せられた後、彦狹島王を東山道十五國の都督に拜し給うた後、更に御子御諸別王を遣して東國を治めしめられたところ、蝦夷また騷動を起したので、之を擊たれたと見えて居る、東山道筋の綏撫が猶ほ續行されたことが察せらるゝ。その治所は後に上野下野の二國となつた毛野國である、そして次第に白河關以北に蝦夷を驅逐し、東北の拓植が進んだけれど、坂上田村麻呂の征討まで屈服せしむることが出來なかつた。後に常陸と上野とがその國守を太守と稱し親王の任國と定められたのも、國として久しく重要なる位置を占めたためだといはれてゐる。

後世常陸上野は太守の任國となる

國造と稻置

古事記や日本書紀では景行天皇の頃に一ト通り東西の異民族を平定驅逐せられたことゝなつて居り、次の御代成務天皇の朝には、國郡に造長を立て、縣邑に稻置を置くことになつて、神武天皇以來國造、縣主等を置き來つた地方制を整頓し、國縣邑里等を定めたまうたと傳へられる。舊事本紀の國造本紀には、諸國に國造の置かれた時代が記載されてゐて、神武天皇以來雄略天皇の御代までその次第に增加して行つた情勢を觀ることが出來る、そして成務天皇

らう。

日本武尊東征の奥地

日本武尊の東征された奥地は日高見國と日本書紀に見えて居る、蓋し常陸の北部附近であらう、後に景行天皇が巡幸せられたと稱する道筋に比定して見れば、多少見當がつくやうである。大體からいへば、日本武尊の巡撫克服されたのは東海道方面の蝦夷民族であつた。尊は歸路美濃に至りて病を得たまひ、遂に伊勢の能褒野に薨ぜられたと傳へられてゐるが、その御墓から白鳥が飛び出したといふ說話には道敎的色彩が存してゐるのである。又日本武尊の御病氣は重野博士の史學雜誌第一編「日本武尊の事について史家の心得」に今の脚氣なるべしと推定してあるが、それは日本書紀の文に膽吹山中で山神の毒氣に遇ひ失意して醉へるが如しとあるのに出た說で、かゝる記載を直ちに實際あつたことゝし、病名を判斷するは甚だ危險である。富士川游博士によれば、脚氣は近代に至りはじめて我が國に生じた病である。

日本武尊の御墓說話と御病名

東山道筋の蝦夷綏撫

日本武尊によつて克服せられた蝦夷は、重に上總下總邊から常陸に居つた蝦夷、卽ち東海道方面の蝦夷であつて、東山道筋の蝦夷はまだ中々强盛であつ

か。聞くところによれば、迎火なるものは今も亞米利加印度人が行つてゐることで、亞米利加大平原で野火が起ると、それが非常な勢で進んで來る、そこで彼等は自ら立てるところに、別に火をつけ、此方より逆に野を燒き拂つて野火の危險から脫出するさうである。

橘姫入海物語と吾妻傳說

また弟橘姫が相摸の馳水(はしりみづ)の海に身を投じて海神を慰め風波を靜め給へる說話も、近世に至るまで行はれて居る迷信の一で、吾妻傳說の一部として日本武尊の物語に加はつてゐるのであらう。

日本武尊東征の地理的考證

日本武尊の東征については、從來その經過したまへる地方の考證がまた問題となつて居る。史學雜誌第二編に中山再次郎氏の「日本武尊東征地理考」あり、又た同誌第五編に久米邦武博士の「吾妻國考」あり、重野安繹博士も同誌第一編に「日本武尊の事について史家の心得」を公にされたが、中にも久米博士は碓井峠を相摸足柄に擬し、上野碓井說を否定された。されど之とても恐らく吾妻の語原を說明せんがために出來たものに過ぎないのであつて、日本武尊の御道筋の如き、固より的確に之を考證し得べき性質のものでない、古事記に足柄山とし、日本書紀に上野碓井峠となす、必ずしも之を決定する要はないであ

は必ずしも蝦夷の居住地のみを指した語でなく、東方の或る地名から變じて蝦夷の住地の名となつたものか、又はもと蝦夷の言葉で一つの意義を有する語ではあるまいか。日本書紀日本武尊東夷征討の條、及び景行天皇東國巡視の條や、風土記逸文に收めたる常陸風土記(仙覺萬葉抄所引)によれば、まづ常陸の北部あたりを指してゐるらしい、そして其名稱が少しく訛つて今の北上川の名に殘つてゐるのであらうとはまた喜田博士等の説である。

日本武尊が蝦夷征討の爲め出發せらるゝや、先づ伊勢皇太神宮に詣で、倭姫命から神劍を賜はつたといふ説話には、蝦夷征伐が如何に重大性を有せしかが察せられ、また蝦夷が如何に凶暴であつたかをも想像するに足るであらう。日本書紀には日本武尊が、蝦夷征伐の途上まづ駿河に於いて凶賊を平定されたと云ひ、かの野焼物語が殘つて居る。それは凶賊が火を野に放ちて尊を燒かんとしたとき、尊が迎火を以て却つて賊を燒き殺されたといふ説話であつて、草薙の神劍の名稱を説明する爲めに出來たものとも見られるが、また東國地方に於いて行はれてゐた野焼もこの物語が作り出された要素であるまい

日高見國

とが出來ず、平安奠都時代に至つても猶ほ化外の民となつて朝廷に抗してゐるものもあつた。景行天皇の御代にこの强暴にして繁衍せる蝦夷民族と衝突するに至りしは、一方に於いて我が朝廷の勢力がます〳〵發展したことを示すもので、日本武尊はこゝに東征の途に上られた。日本書紀ではその前に武内宿禰（たけしうち）を蝦夷の視察に巡廻せしめられたことになつて居るが、それが傳說であるにせよ、その報告の記事には蝦夷の狀態が簡單に善く寫されて居る。卽ち「東夷の中に日高見國あり、その國人男女並びに椎結文身、人と爲り勇悍なり、是を總て蝦夷といふ、また土地沃壤にして曠し」云々とあつて、當時蝦夷の根據地は日高見國といはれてゐる、その日高見國が如何なる地點であるかはまだ學者の間に定說がない。尤もこの日高見國といふ語に就いては釋日本紀以來いろ〳〵の說があるが、近く喜田貞吉博士の如きは鄙の棲處の意にして蝦夷の住地を指すといふ說を出され（東北文化研究第一編）、延喜式祝詞にある大倭日高見國を「大和なる蝦夷の住地」の義に解かれ、津田左右吉博士の如きは東方日に關する一の精神上の名稱であらうといつて居られる。思ふに本來

熊襲征伐

代景行天皇の御代であつた。先づ熊襲は恐らく九州の南部からその勢力を擴げて來たものであつたらうから、我が皇化の發展によつて次第にその據有地と接近し、こゝに衝突を見るに至つたと思はれる。日本書紀によれば、初度は景行天皇の親征(肥前風土記及び豐後風土記參考)、二度目は皇子小碓尊の征服となつて居るが、古事記には最初から小碓尊の御征伐と記してある。

日本武尊

小碓尊が女裝して梟帥を斃し、梟帥その武勇に感じて日本武尊(やまとたけるのみこと)の尊稱を奉つた說話は小碓尊の如何に武勇におはせしかを證すべき英雄傳說となすべく、こゝに八十梟帥時代は日本武時代となつて、我が朝廷の統一事業は更に一層進展したのである。併しこの御代に熊襲が必ずしも全く服從したのでなく、復た後に仲哀天皇の親征となつたと傳へられてゐる。

蝦夷征伐

　蝦夷民族は古くから東國に蟠居し、遠く奥羽まで擴がつてゐた、しかも中心があつて一つに纏められるまでに文化が進んで居らず、まだ漁獵時代であつて、石器を使用してゐた、そして如何にも兇暴なる習性を有し、容易に我が皇化に服しなかつた。且つその勢力の强大なりしために、容易に服從せしむるこ

であつて、一重、二重或は三重となり、普通には圓筒のみであるが、また鳥、馬、人物又は家形などを配したものもある。　恐らくこの傳説は埴輪を作る職業を世襲せる土師氏の古傳で、支那に起原を有し後ち我が國に入り來れる殉死に埴輪の起原を附會し、その祖先たる野見宿禰の事蹟に織り込んだ物語であらう。

日本式殉死

殉死が大化改新直前に行はれて居たことは孝德天皇紀に明證がある、しかし我が日本民族の國民性から觀て、元來殉死のやうな無慈悲な習慣があつたとは考へられぬ、どうしても支那もしくは朝鮮から輸入されたものである。若し我が國に最初からあつたとすれば、强迫的のものにあらずして自由意思より起れる殉死、卽ち乃木大將の明治天皇に殉死せられたやうな武士道的のものであつたに相違ない。　垂仁天皇が崩せらるゝや、常世國に使せし田道間守が、天皇の御生前に復命し得なかつたことを悲しみ、御陵に參り自ら死んだといふことが日本書紀に見えてゐる、それこそ立派な日本式の殉死である。

かくて朝廷の勢威は益々發展して、次第に熊襲及び蝦夷の二異民族と接觸することゝなり、遂に之を掃討しなければならない時運に入つたのが、第十二

のは無理もない。尤も當時に於ける狀態などから推せば、九州より山陰を經て敦賀あたりへの交通が既に開けて居り、大和地方との交通も進んでゐたらしいから、倭人傳の記載は割合に廣い地方と考へられ得よう、さればとてまた言語學的もしくは考古學的の考察のみで闡明し得られるかも問題である。

殉死の禁

埴輪

この御代の出來事として次に問題になるものは殉死の禁である。日本書紀によれば、從來皇族など薨去せらるれば近習のものを集め、生きながら陵域に埋め立てゝ居たが、天皇の三十二年に皇后日葉酢媛命(ひばすひめのみこと)薨じたまふや、野見宿禰の議を用ゐ、出雲國から土師を喚し上げ、人、馬及び種々の物の形を作らしめ生きた人に換へて御墓に樹て殉死を止められた、之が所謂埴輪であつて、また立物(たてもの)ともいふものである、そしてこの後は殉死がなくなり、陵墓に埴輪を立つることゝなつたと記してある。されば埴輪の發見せらるゝ陵墓を垂仁天皇以後とし、埴輪のないものをその以前などと速斷するものもあつたが、今は學界にこの說を有するものがなくなつた。考古學的研究によれば、埴輪若しくは立物と稱せらるゝものは陵墓の周圍に繞らせる御垣といつてもよいもの

耶馬臺國の九州說と大和說

魏志倭人傳の研究

本國號考」と題し、これを筑後國山門郡に擬せられたのを擧ぐるに止める。然るに明治四十三年白鳥庫吉博士が、「東亞之光」第五卷に「倭女王卑彌呼考」を發表して耶馬臺國を肥後國に推定せらるゝや、偶〻時を同じくして內藤博士の論文が出で、それ以來殊に考古學者の注意する所となり、畿內地方に發見されて居る遺跡遺物の類に後漢のもの若しくはその倣製品又は影響を受けたものなど、却つて九州地方よりも多い事を明かにし、耶馬臺國を以て大和となす說が富岡謙藏氏、梅原末治氏、高橋健自博士等によつて相次いで唱へられて來た。これに對してまた九州說を主張される坪井九馬三博士、白鳥庫吉博士、喜田貞吉博士、或は橋本增吉氏等の人々が重ねてこれに論駁せらるゝあり、山田孝雄博士、三宅米吉博士は別に文獻の方面から大和說に贊成せられるなど、この問題は猶ほ未決のまゝに今日に及んでゐるが、孰れにしても魏志倭人傳に擧げられてゐる諸國の名は日本に來た支那人の報告によつたものであり、今日の地名に擬定するのは大に困難である、且つ報告された時代と魏志の編纂された時代とにも時間的距離があるであらうから、學者の說が容易に一致しない

魏志倭人傳の卑彌呼及び耶馬臺國

族とは既に早く何等かの因縁を有して居り、皇太神宮を伊勢に奉祀せられたことの必ずしも偶然でないことが推測される。猶ほ雄略天皇の御代に至つて豐受太神宮を山田原に奉祭して後、皇太神宮を內宮と稱し、豐受太神宮を外宮と稱じて朝廷の尊崇特に重く、天武天皇以後二十年一度の御造替が行はれることゝなつた。

倭姬命を以て魏志の倭人傳に見えてゐる耶馬臺國の女王卑彌呼に擬定したのは內藤虎次郎博士の「卑彌呼考」(藝文第一卷)である。日本書紀神功皇后紀に魏志の文を分注としてあるのを見れば、日本書紀の編者は卑彌呼を神功皇后に擬したのであらうが、時代が前後するので、今日問題とするものがない。元來この耶馬臺國問題の研究は德川時代に本居宣長が馭戎慨言に、耶馬臺は筑紫の南方熊襲のあたりであるといひ、卑彌呼を以て「からくにまで高くかゞやきませる」神功皇后の御名を借つた酋帥といつたのに初まり、明治時代に入つてからもまた多く耶馬臺國を九州の一地方に推定し、卑彌呼を以てその女酋とするのであつた、その一としてこゝに星野恒博士が史學雜誌第三編に、日

伊勢皇太神宮の鎭座

海幸の漁獵時代の名殘が猶ほ存じて居るのであつて、古語拾遺にまた「神祇を祭るに熊皮鹿皮角布等を用ゐるはこの緣なり」と記してある。尤も調が何時代に始まりしや固より定め難いといへ、これら古典の記事が皆崇神天皇の御代とするに一致してゐることは注意すべきであらう。

第十一代垂仁天皇はよく父天皇の後を受けたまひて、大に祭祀を重んぜられ、伊勢皇太神宮の鎭座ありしも實にこの御代であつた。皇女倭姫命は豐鍬入姫命に代りて鏡劍に奉侍したまひしが日本書紀及び倭姫命世紀によれば、倭姫命鏡劍を奉じて更に宮地を求め、近江、美濃、伊賀等の國々を經て伊勢に入りたまひ、神託によつて五十鈴川上に遷し奉り、神鏡を天照太神の御靈代として奉齋せられた。後ち日本武尊の東征に神劍を授け給ひ、尊は之を尾張の熱田社に奉祭された（倭姫命世紀は國史大系に收められてゐる、伴信友の倭姫命世紀古文考證及び御巫清直の倭姫命世紀歸正抄を參考してそのよいところだけを採るべきである）。また前にいへる如く、天孫降臨の神話に現れてゐる猿田彥命の子孫と稱する宇治土君が伊勢にあることを思へば、伊勢と天孫民

弓弭の調と手末の調

けれど、古事記にこの事が傳へられないのが或は信ずべきであらう。尤も同時に四道將軍を派遣せられたと云ふ說話には、支那思想の影響も加はつてゐるであらうが、地方の敎化が次第に行はれ、我が皇化の發展したる道程として見るべき中央より地方への大動脈がこの說話に示されて居り、後の七道制が必ずしも支那の摸倣でなく、この四道たる東海、北陸、吉備、丹波に起原することが知らるゝのみならず、當時の交通が如何に進んだかゞ考へ得られる(史學雜誌第三編藤岡作太郎博士の「四道將軍派遣の結果」參考)。又但馬の出石にあつた天日槍族の歸服も、出雲人が全く歸服したのも、略ゞこの御代の頃であつて、一は垂仁天皇紀三年に、一は崇神天皇紀六十年に、同じく神寶を奉つたことが日本書紀に載せてある。いづれの土豪も我が皇室と同じく神寶や神器を持つて居た、その神寶や神器を奉るのが歸服する意味を表するのである。

次にこの御代に人民を校へ、調役を課し、男に弓弭の調、女に手末の調を出さしめたと、古事記、日本書紀、古語拾遺等に見えて居るのは、內政の漸く整つて來た史的事象と解釋することが出來よう、そして弓弭の調といふ語に所謂山幸

天社國社と神地神戸

なく天社國社及び神地神戸を定めたまひ、はじめて積極的に我が國の神社制を確立された。これは天照太神以來祭祀を本として政化を敷きたまひし宏謨を永く後世に傳へんが爲めであつた、その特に神地神戸を定めて、經濟方面からも神社を保護せられたところにまた大御心が存するのである。

皇化發展の標路

さて皇化發展の大勢を考察するに、大和に中心を置いた皇室は、東方に向つては伊勢灣附近の國々を、北陸方面では敦賀灣を中心とし、發展の地歩を占めて行つたものであらう。尾張の熱田神宮や越前の氣比神宮の如き、後世まで神宮と稱せられてゐる大社が、それ等の地に早くから鎭座ましませし理由はこゝにあると思はれる。東國についていへば、伊勢灣から次第に海邊を傳つて伊豆を經(伊豆國の南部に式內社の多い事も注意すべきことである)、相摸に入り、總の國に渡り、常陸に進んで利根川口の平野にまた第二の中心地が置かれたやうである、香取神宮や、鹿島神宮がまた常總の地に鎭座ましますのもこれが爲めではあるまいか。

四道將軍の派遣

崇神天皇の御代同時に四道將軍を派遣せられたと、日本書紀に見えてゐる

神鏡神劍を笠縫邑に祭る

祭政一致

開化天皇についで即位したまひし崇神天皇は、神武天皇と同じく、御肇國天皇と稱せられ給ふ聖天子であらせられる。この御代に朝廷の勢力大に四方に展び、古事記、日本書紀等の記事も遽に增加した。

天照太神が皇孫に附屬したまひし三種の神器は歷代の天皇同殿共床之を齋きたまひしが、崇神天皇は神威を瀆さんことを畏れて、模造の鏡劍を造らせたまひ、神鏡及び神劍を皇女豐鍬入姬命に託けて大和の笠縫邑に祭らしめられた。從來この事を以て神代以來の祭政一致がこゝに止んだのであるといひ、この以前を祭政一致時代などゝ稱する人もあるが、天皇が祭政二ながら掌りたまふことは今日と雖も變つて居ない、たゞ國家や社會の出來事が複雜になつて來たため、朝廷に奉仕する人々が祭事と政治とに別れるやうになつたに過ぎない。天皇は八尺瓊の勾玉及び摸造の鏡劍を宮中に奉安し、次ぎ〳〵の天皇に傳へ給ひ、矢張り三種の神器と申されて、皇位と離るべからざるものとなり今日に及んでゐる。後に御鏡を內侍所と申すのは、內侍が奉仕せることから起つて居る。又崇神天皇は神鏡神劍を宮外に奉齋せられた後、幾くも

歌の如き皇室の儀式に歌はれる歌謠が神武天皇に關係ある物語の中に收められてゐる。

八十梟帥時代

さて神武天皇大和開都の後、綏靖天皇より開化天皇に至る八代の間、何等出來事を知ること能はぬとはいへ、大和を中心とし、その附近の地方が、東は伊勢尾張邊まで、西は播磨あたりまでだん／＼皇化に浴して來たのは略、推測せられる。いはゞ皇室が一歩／＼その基礎を固め、大に發展せんとする準備をなされた時代であるが、その他の地方は土豪が據有して居たので、また八十梟帥(やそたける)時代とも稱すべき時代であつた。魏志倭人傳に倭は百餘國とあり、支那では前後漢の時代に當つて居る、九州その他から發見せられる銅鉾や銅劍は恐らくこの時代のものであり、また本島中部を主として發見せられる銅鐸の時代でもあつたであらう。恰も南朝鮮が三韓時代といはれてゐた頃で、馬韓秦韓弁韓の三韓地方にまた各數十ヶ國が分立してゐた時代である。

第二　皇化發展時代

神武天皇紀の記事と大和風土記

的理由で、一は外部的理由といへよう。一たび皇孫に從ひ奉つて日向に住んでゐた民族が、その地を出づることゝなつたのも、この二つの理由か又はそのいづれかのためであつたらう。古傳に日向は膂宍（そしし）の空（むな）し國といはれて居り、現今でも九州に於いて最も開けてゐない地方である。天孫民族が漸次繁衍するに及んで、食物の缺乏を見るに至つたと推測されぬことはない。若しこの場合、他の民族と衝突することがあつたとせば、必ずしもその地に戀々たらずして好地を他に求めるのは、民族の發展上寧ろ取るべき方針でなかつたであらうか。これが或は天孫民族の東遷となり、遂に大和に我が朝廷が移された所以と推測される。神武天皇が始馭天下之天皇といふ尊稱を奉られたまひしことにはその理由がなければならない。

神武天皇の御代に關せる日本書紀の記事には、半ば地名や歌謠の起原を說明するためのものがある。或は和銅撰進の大和風土記に據つたかと思れる。そしてその風土記に載せられたものは大和に都せられてゐた御代々の間に傳へられた說話であつたらう。その一部はまた古事記にも記されて居り、久米

東征東遷否定說

述べたやうに大なる障礙があり、東遷說の根據たる日本書紀にも何等皇都恢復の說話は載せてない。また白鳥庫吉博士は東征東遷兩說を否定し、古事記や日本書紀の說話は大和に都されてゐた皇室が後に日向を克服されたことを、形を變へて言ひ傳へたのであるといはれてゐるが、後の日向克復がどれだけの重要さを有つてゐるかを考へて見て、この說の成立もまた困難であり、津田左右吉博士が、太陽神の後裔と考へられるわが皇室の御祖先が此國土に君臨する事を意味づけるために、天から降臨されたと云ふ神話に日向と云ふ言葉から來る思想上の所產が日向降臨說話に過ぎないと云つて居らるゝのもまた如何なものであらうか。要するに宣長の說が今日にあつては先づ妥當の說であらう、想ふに當時の社會は猶ほ蒙昧の域を脫しなかつた、且つ大和と日向と互に連絡があつたと考ふるのは、少しく無理である、寧ろ民族の移轉が如何にして起るものなるかを說明して之を考察したい。

凡て民族の移轉には、第一に食物の缺乏、卽ち土地の生產力が人口の增殖に伴はなかつた場合と、第二に他民族との關係を生じた場合とがある、一は內部

か好い國があるであらうと仰せられて御出發になつたことになつて居る、これが東遷說の根據である。

本居宣長の東征說反對論、

之について本居宣長はその著古事記傳に日本書紀の東征說を否定し、天皇が日向におはしましゝところに遠隔の地たる大和に入らんと考へ給うたとは推測し得られぬ、矢張り古事記のやうに何處とも定めず、東の方に向つてお出かけになつたので、第二の天孫降臨とも申すべきものである、從つて安藝の國に七年、吉備の國に八年といふ風に、久しく御滯留になつたと古事記に傳へられてゐるのは、最もよく事實に合した傳說であるといつてゐる。然るにこの

皇都恢復說

宣長の說には大分反對說がある、それは所謂皇都恢復說で、宣長以前にあつても既に鴨祐之、玉木葦齋や谷川士清があり、青山延光、齋藤馨の如きも、また高天原恢復の學なり、東征なりといひ、細川潤次郎博士の考古日本にも遷都論を主張し、兵力を以て目的を達し給うたのであると述べてある。是等の反對說は、大和の國を以て高天原とし、既に天孫降臨以前の都たる以上、大和の事を神武天皇が御存知ない筈はないといふのであるが、大和を高天原とするには、前に

句に據つたのである。第二代綏靖天皇から第九代開化天皇までは古事記や日本書紀にもたゞ御系譜の記事ぐらゐで、多少委しい記載があるのは僅に神武天皇紀に過ぎない、いはゞ我が皇室の養正時代であり、地方は猶ほ多く土豪の支配に屬して居つた。

神武天皇の東征說と東遷說

神武天皇は大和に入つて、橿原に宮居を建てさせられ、出雲人の血統なる媛蹈鞴五十鈴姫命を皇后としたまへる、人皇第一代の天皇であらせられ、こゝに我が皇室の御稜威は大和を中心として發展することゝなつた。今神武天皇の東征說と東遷說とについて少しく述ぶるであらう。

神武天皇が日向から大和に向つて御出發になつた言ひ傳へについては、古事記と日本書紀と記事が全く異なつて居る。日本書紀では「東に美しき地あり、青山四周せり、彼地必ず以て天業を恢弘し、天下に光宅するに足るべし」と宣ひ、諸皇子と共に御東征になつた、これが東征說の根據である。それを古事記には「何れの地にまさばか天の下の政を平けく聞しめさん、猶ほ東のかたにこそ行でまさめ」と宣りたまひて、日向より發向したまうたとあつて、たゞ何處に

も、遂に大化改新となつて、氏姓時代こゝに終を告げたのである。

この時代に關する參考書は、總說「補助學」の章に於いて、殊に言語學、考古學及び系譜學の條、及び「時代史と特別史」の章法制史の條、及び「國史の編纂著述」の章等に載せて置いたからこゝに省略する。今この時代を左の五時代に分けて敍述しよう。

第一　大和開都時代（神武天皇―開化天皇）
第二　皇化發展時代（崇神天皇―成務天皇）
第三　韓土服屬時代（仲哀天皇―武烈天皇）
第四　臣連擅權時代（繼體天皇―崇峻天皇）
第五　法興肇憲時代（推古天皇―皇極天皇）

第一　大和開都時代

神武天皇より開化天皇の御代に至るまで凡そ九代の間を大和開都時代と稱する。開都の二字は神武天皇即位前紀己未年の詔文なる兼六合而開都の

氏族の人々は臣、連、國造、縣主、稻置、村主などの姓をそれぞれ稱せしめられ、それらの人々にして一氏族を統率するものを氏上といつた。姓はまた骨とも書き、朝鮮の古代にもほゞ同じやうな制度があつた、併し臣と連とに上下があるのでなく、臣は皇別、連は神別たりし系統的差別に過ぎない。いはゞ姓は家格又は氏格であつて、各その系統によりかく臣又は連と稱せしめられたと同時に、職業によつて首、直、造などの姓を有せるものを總稱して伴造といひ、地方の豪族はその支配せる土地により國造、縣主、稻置、村主などの姓を有してゐた。この氏姓によつて國家の體制と社會の組織とを調整したものが氏姓制度である、從つて後には朝廷から姓を賜はらねば、之を稱することが出來ず、若し罪があれば之を褫がれた。いふまでもなく皇室には御領があり、屯倉、御名代、御子代なども設けられ、臣連伴造國造等皆土地を領し、部民部曲を有して居た。然るに外國から歸化するものが多くなつて、その間氏姓の制が混亂し來り、閥族の跋扈を見ることゝなつて、一大改革を必要とするに及び、聖德太子は出現せられ、新時代の曙光は現れた、そして太子の薨後ふたゝび閥族は橫暴を極めし

皇室を中心とせる氏姓制度の時代

い、卽ち地方の國造縣主が世襲的に土地人民を支配したるのみならず、朝廷に奉仕せるものも部曲土地を有してゐたから、皇室の直轄地以外は皆私領地であり、公民の外に私民といふべきものもあつたことは、一種の封建といつて差支ないであらう。さりながらこの間の制度政治その他文化の諸相を考察すれば、大化以前は實に皇室を中心とせる氏姓制度の時代であり、之を簡單に氏姓時代と稱するのが最も妥當であらうと思ふ。固より氏姓制度の本源は、既に肇國當時から現れて居たもので、高天原から天孫瓊々杵尊に扈從して高千穗峯に降つたと傳へられる五部神はその一例であり、神武天皇以後、その制度が大に整頓して來たのである。

氏姓制度の槪說

官職はすべて世襲であつた、家によつてその職業が定まつて居り、皆朝廷に仕へてその家業を墜さじといそしんだのである。中臣氏や齋部氏は皇室の祭祀を掌り、物部氏、大伴氏は兵事に當つたが、その氏上(うじのかみ)といふべき人は同時に朝廷の重臣として政治に與つてゐた。また氏族繁衍するに從ひ、大氏小氏の別を生じ、その本宗より分れたる支族は氏名に地名などを冠してゐた、そして

第二章　氏姓時代

古代又は上代

神武天皇は人皇の第一代にましく〳〵、始馭天下之天皇（はつくにしらすすめらみこと）と稱せられ給ふ御方である。神武天皇以降第三十六代孝德天皇大化改新以前は、或はこれを古代と稱して居るものがあり、上代といつてゐる人があり、また大和朝時代といつてゐる人もあるが、必ずしも適切なる時代稱呼とはいへない。また大化以後初めて全國に國郡制度を布かれたことから大化以前を封建時代と稱して居たことに對し、學士會院雜誌第十四編及び史學雜誌第三編に重野安繹博士が「日本に封建の制なし」といふ論文を公にせられてから、史家の注意に上り、今は封建時代と呼ぶものの殆どなくなつたが、それは封建といふ語の解釋如何によりて決せらるべきもので、嚴密なる意味で、周代に於ける封建制度を指すとすれば、勿論重野博士の說に從はねばならないけれど、之を國郡制度に對するものと廣義に解釋すれば、必ずしも大化以前の時代に適用し得られぬことはな

封建時代

に任せしより得たる名であると傳へられてゐる。

以上述べたゞけでも古事記及び日本書紀に現れた神話傳說に對して史的研究の困難なるを略〻諒解し得たであらう。固よりこれらの神代卷には、この他にも太古の信仰風俗習慣など、國史の研究に必要なものが少くない、例へば伊弉冉尊の火神を生みて後ち神去りましゝ說話、黃泉國物語等には我々祖先の死又は穢に關する思想或は祓禊の思想を知る事が出來、素戔嗚尊の荒振物語には古代人の罪惡觀を知る事が出來よう。また天照太神の天石窟に籠りたまひし記載には或は葬送の風や古墳の狀を說いたものもありはしないかといふ說もあるが、また同時に或は日蝕に對する古代人の一の呪術がその中に現れてはゐないかといふ說もある。更に素戔嗚尊の根國左遷、大國主尊の國土平定等の物語を始め、述ぶべきことが多いけれど、神代史の研究に對する余の態度は如上の敍述で知られ得るであらう、猶ほ拙著國體新論を參考して貰ひたい。

山幸海幸説話
豐玉姫物語

天孫瓊々杵尊の御子彦火々出見尊、火闌降命、御兄弟の山幸海幸の説話は我が國に漁獵を主とした時代ありしことを示すものであり、豐玉姫物語は所謂龍宮神話ともいふべきものであつて、後には浦島子傳説にも現れ、必ずしも彦火々出見尊のみに關係した説話でないのみならず、支那にも南洋にも類似の物語がある（松本信廣氏日。本。神。話。の。研。究。所收「豐玉姫傳説の一考察」參考）。又隼人民族が火闌降命の後であり、朝廷の御垣守となつて犬吠えの眞似をなすのも、御兄弟の關係から起つたことのやうに傳へられて居るが、隼人民族の全く朝廷に服從したのは奈良朝時代に入つた後であるのに、この異民族を以て火闌降命の後とし、御兄弟の物語に結びつけたことは、我々の祖先が異民族に對せし態度を伺ふにも一の資料として考察せらるべきであらう。

隼人の犬吠

産屋傳説

この外天孫降臨後の神代にあつて研究すべきことには土俗學などに關連したことが多い。例へば鸕鷀草葺不合尊の産屋傳説、今も海濱に産屋を立つる風俗は越前敦賀の對岸常宮附近に三ヶ所ほど遺つて居り、紀伊にも駿河にも其の名殘があるといふことである。また掃部をもと蟹守（かにもり）といつたのは海濱

沖島の地位

海北道中

は大島（蓋し大八洲生成の條に見えて居る島の一）にあり、瀛津宮は遠く離れて沖島に鎭座せられ、三社一直線に連つて北の方對馬南朝鮮を指して居る。沖島は、對馬からも壹岐からも、大島からも、また長門からも、殆んど同じ距離の海中にある孤島で、島の中央に聳ゆる九百七十尺の峻嶺は航海者の好い目標である、日本書紀にこの島を海北道中（うみのなかみち）といへるを觀れば、太古に於ける日韓交通に重要なる地點であつたことが推測される。それに潮流は西方濟州島から出雲石見地方へ流れて居り、海底電信の如き島根縣を起點としてこの島に通じ、山陰方面との交通も便利であるから、西日本海に於いてはこの島を中心として東の方は出雲へ、南の方は筑前へ、或は壹岐對馬へと航路が存してゐたであらう、嘗て石斧など同島から發見せられたことも注意すべきである。たゞ沖島には良い船つきの港灣がなく、纔に小舟を碇泊し得るに止まり、しかも風波を避くるにはその舟を陸上に引き揚げて置かねばならなかつた。やがて肥前の松浦より壹岐對馬の西海岸を經て南朝鮮にいたる航路の開かれたことは、魏志の倭人傳や、日本書紀の神功皇后紀等に見えてゐる。

日本と朝鮮との交通

宗像三神

悉く首肯すべくもあらぬとはいへ、また面白い研究である、卽ち出雲あたりから備前石見等には今も砂鐵を產する處が多い、砂鐵は鋼鐵となすのに最も簡單であるから、既に早く武器などに利用せられたかも知れぬ、從つてこの地方に居た出雲人が附近を平定し得た理由も說明し得ようといふのであるが、民族が優勝の地位を贏ち得るには、當時進んでゐた外國文明に近隣の民族よりも早く接觸することがまた必要條件である。固より久米博士の說の如く(史學雜誌第一編「日本幅員の沿革」及び古代史參考)神代に於ける日韓兩國が一になつて居たなどゝは、社會の發達上から承認し得べきことでないが、素戔嗚尊が日韓の間を往來せられたといふ神話は、出雲風土記の國引の條と共に蓋し出雲人の間に傳はつたもので、出雲地方と朝鮮との交通が、潮流の關係上割合に早く頻繁であつたことを推測すべき資料である。且つ九州の北部に於いて宗像三神の鎭座神話に日韓の交通を觀るべきものがあり、この三神鎭座の地點はまた太古に於ける兩國間の交通路と推定せらるべき重要なものであるのは注意すべきであらう。その邊津宮は筑前の宗像郡田島にあり、中津宮

に分れようとして居た折に據有せし土地と局限し、且つ我が國語が附近の外國語と全く系統を異にして居る點から、天孫民族が我が國に移住したのは蓋し非常に太古であつたらうといはれる白鳥博士の說を或點まで認むると同時に、總說にも述べたやうに、考古學的にもこの說を支持し得るならば、高天原國內說は餘程有力となつて來るであらう。尤も本居宣長も既に古事記傳大八洲生成の條に「すべて神代の故事は多く西になんありける」といつて居り、或は暗に九州の一部に高天原を擬して居たやうに思はれる。日本書紀の景行天皇紀十二年、仲哀天皇紀八年の條に九州の土豪が、三種の神器と同樣の鏡劍玉の三種の神寶を船中の榊枝に取掛けて、天皇を奉迎したことがある。神寶が主權者としての標徵であり、三種の神器が天孫民族に特有なるものであつたとすれば、これらの土豪も或は高天原から分れた天孫民族の一部であつて、景行天皇や仲哀天皇の御代のころまで、猶ほ九州の北部に存在してゐたものではあるまいか。

中國の鐵山と武器

山田新一郎氏の「神代史と中國鐵山」(歷史地理第二十九卷及び第三十卷)に、言

高天原に關する考說

貴神と或る關係を有せることも明であるに、古事記、日本書紀がたゞ瓊々杵尊の日向降臨のみを傳へて、共に大和降臨の皇孫ありしことを載せず、僅に日本書紀の神武天皇紀に饒速日命のことあるに過ぎないのは、恐らくその傳を遺したのであつて、天孫の御一族が大和と日向とに分れて降臨せられたとする說も成立しないではない。

天孫民族が大和や日向に入る以前、卽ち未だ相分れざりし時の地が所謂高天原であるともいへよう、それについては總說「國史の範圍」の章に述べて置いたやうに本居宣長がこれを天であると解釋して居るのは古事記の出來た頃我が國民が左樣に考へて居たとする意味に於いて妥當であるが、もし天孫民族の祖國と之を解すべくば、地上の何處かに之を擬すべきである。然るに上に述べた大和降臨說話の存在は、少くとも高天原を以て大和とする說(萩野由之博士編日本歷史評林參考)に大なる打擊といはねばならない。それで高天原を以て、海外に擬しても差支ないといふ說が出て來たのであるが、こゝに高天原を以て、天孫民族が大和や日向に移轉せんとして將に二つ或は二つ以上

饒速日命大和降臨傳說

伊勢、志摩の地方に在住せられた古傳が存するところに、恐らく神話傳說の神話傳說たる所以があり、却つてこれによつて幾つかの神話傳說が或る年代を經過せる間に於いて相結びついた神話傳說を生ずることになつたり、或はまた九州と伊勢、志摩と相離れた地點でありながら、その間に、何等かの關係交涉があつたことを示せるものではあるまいか。

天孫降臨そのものについてまた他に一の古傳がある。舊事本紀の天孫本紀は學者がその古傳たるに一致してゐるものであるが、それには天孫饒速日命が高天原から大和に降臨せられたと記載されて居る。これは後に神武天皇が大和に入られた際に、物部氏の祖饒速日命が天皇と同族たる證據を示されたといふ日本書紀の記事とも一致するものである。また延喜式卷八の出雲國造神賀詞に「大穴持命の申給はく、皇御孫命の靜まりまさむ大倭國と申て己れ命の和魂を八咫鏡に取つけて倭の大物主櫛𤭖玉の命と名を稱へて大御和の神奈備に坐せ……皇孫命の近き守神と貢り置て」とある皇孫命は、神武天皇以前に大和に降臨したまへる皇孫を指しゝものであり、それが出雲の大己

考)。たゞ襲の高千穗の襲が曾縣の曾で、卽ち霧島山の南に贈於郡として名を存してゐるとも考へられる。久米博士の古代史には天孫降臨の地を薩摩の加世田と推定してあるが、また素より推測に過ぎない。

武甕槌神と經津主神

こゝに天孫降臨に關連して猶ほ一二の問題がある。一は出雲に下つて大己貴神に讓國を迫り、使命を全うしたと傳へられる武甕槌神、經津主神が天孫に扈從せず、當時蝦夷民族の巢窟本據たるべき常陸の鹿島や下總の香取に齋ひ祭られて居られることである。延喜式によるに鹿島神宮の御子神が多く陸奧國に散在せらるゝは如何に解釋すべきであらうか、津田左右吉博士や太田亮氏其他の說があるけれど、未だ首肯するに足るものがない。

猿田彥命

天鈿女命

また、天八達之衢に居り天孫を迎へて先導し奉つたと傳へらるゝ猿田彥命は、天孫の降臨ありし日向から離れた伊勢に祭られ、その子孫と稱する宇治土君が同地に榮えてゐたことがあり、古事記にも猿田彥命に配されたといふ天鈿女命に關する說話が伊勢に隣せる志摩國に於ける出來事となつて居るが、九州の南部に降臨したまうたと傳へられる天孫に奉仕せし神々にして、かく何等關係なき

天孫降臨說話

高千穗峯に關する兩說

ことに、天照大神の御代よりも多少神話の雰圍氣を脱した感がするが、吉田東伍博士がその著日韓古史斷に海神國を筑前國とせられてゐるが如きは寧ろ危險なる論斷である。また天孫降臨說話にどれだけ史實が伴つてゐるかが問題としても、瓊々杵尊が何處とも知られない高天原から、大八洲國內の一地點たる日向の襲の高千穗峯に降臨し給ひしといふ傳があるだけに、人代に近づいたことを示すものであらう。高千穗峯については從來兩說がある、第一說は今の霧島山となすもので、後世天の逆鉾と稱するものなど立てられ(書紀通證によれば島津義久時代の製作)、薩藩編纂の地誌はいふに及ばず、本居宣長もこの說を取つて居る(史學雜誌第八編吳秀三博士「高千穗二上嶽は今の霧島山なりといふ說」參考)第二說は肥後阿蘇郡と界せる西臼杵郡高千穗村を中心とする地方となすものであるが、續日本後紀や文德實錄に高千穗皇神と霧島峯神社とを書き分けてあつて、同一の神社と見ることが出來ず、從つて高千穗峯が霧島山でないことも徵證せられるから、近ごろ第二說を主張する人も多い(歷史地理第廿九卷喜田博士「古傳說上の高千穗峯」及び同博士の日向國史參

たるべき御方は天照太神より外にないのである(明治聖徳紀念學會紀要第三十四巻、神社協會雜誌第二十八年十號掲稿參照)。

史話と神話とを分界するに困難

元來史話なるものは直ちに截然と神話に代るものでなく、その境界互に入り交つて、明かに兩者を劃限することが六ヶしい、これが天照太神の半ば神話の神、半ば實在の御方として古典に現れ給ふ所以でもある。たゞ、天照太神に關せる記載に、どれだけが神話であり、どれだけが史話であるかを區別することは頗る困難であつて、神話が餘程よく史的事象を包んで居り、史的事象が餘程よく神話化せられて居る。從つて月讀尊や素戔嗚尊に關せる古典の記載も同様であるが、天照太神の御代に皇室の基礎が定まり、我が國は天照太神の神德によつて肇まつたことは朧氣ながら認められなければならない。

神代の御陵

かくて總説の部に述べたやうに、國史の出發點たる肇國の時代を天照太神の御代に置くのであるが、天孫降臨以後になつても、猶ほまだ古典の記載が神話と史話とを混淆した説話から成り立つてゐる時代であることを知らねばならない。尤も傳説的にせよ瓊々杵尊以後所謂神代の御陵が存在してゐる

として神話に現れ給うたためであつて、元より實在の御方としてゞなかつたからであるまいか。いひ換ふれば天照太神をはじめ奉り、國土山野河海等の出現を説明せんが爲めに先づ諸冉二尊が現れたまひ、更に陰陽説などが加はつて、他の獨化神、耦生神が現れたまひ、今日に傳はるやうな開闢神話が出來上つたのではあるまいか。思ふに天照太神は最初から皇祖として仰がれたまふ御方であらせられてこそ、三種の神器の一なる八咫鏡を御靈代となし、やがて伊勢に奉齋されたまひ、今日まで引き續き皇室の太廟として特に厚く崇祀せられたまふ所以があるといはねばならぬ。畢竟するに、天照太神以前に現れたまうたと傳へらるる神々を古事記や日本書紀に載せてあるにしても、皇室がそれらの神々を皇祖神として御崇祀にならないのは、よしや古典に天照太神の御父母または祖先になつてゐられても、天照太神が皇祖神として仰がれたまひし後に出現せられたものとしなければならない。尤も古事記によつて考ふれば天御中主神が或は天照太神と異名同神であらせられるのではないかといふ説も、考へ得られないではないが、いづれにしても皇室の御祖先

大八洲神話の理想化

天照太神が皇祖と仰がれ給ふ所以

觀にあらずして樂觀であつた、一日に一千人を縊り殺さんとの伊弉冉尊の言に對し、一日に千五百人を產まんと伊弉諾尊が宣ひしところに、子孫繁榮主義がよく現はれて居る、彼の天照太神が皇孫に宣ひたる神勅に「葦原の千五百秋の瑞穗國は是れ吾が子孫の王たるべき地なり、宜しく爾皇孫就て治しめせ、行く矣寶祚の隆えまさんこと、當に天壤と窮まり無かるべし」とあるのは、實に我が國體の尊嚴無比なるを示せるものなるのみならず、大八洲生成神話の精神が理想化されたものといへよう。これを西洋諸國の世界創造說などゝ比較すれば、我が國の肇國が如何なる特異點を有するかゞ先づこの大八洲生成神話によつて說明せられ得るであらう。

天照太神は御名を大日孁貴と稱し奉り、皇祖として仰がれ給ふと同時に、また神話の中心となつても古傳に現れ給ふ御方である。然るに天照太神より以前に天御中主神をはじめ、諾冉二尊に至るまで、多くの神々が傳へられ給ふに拘はらず、いづれの御方も皇室の御祖先として奉齋せられたまはざるは果して何故であらう。これは天御中主神已下の諸神が恐らく最初からたゞ神

にも今日の常識では尤のやうでもあるが、まだ文化の極めて低かつた程度の時代に出來たこの神話はその時代に信じてゐたまゝのものであつて、國土の生成を我々人類と同樣に胎生として說明したに過ぎないのであり、大八洲といふ國土を、二尊が生み給ひしところに、我が國のものがすべて皇室から出でてゐるといふ國民の信念が觀られるのであつて、この皇室中心主義の國土觀念こそ、この神話を作り上げたと考へられ得ないであらうか。無論大八洲生成の神話は、同時に太古に於ける我が國民の地理的知識を窺ふべきものであり、この神話の出來上つた時代に於いて我等の祖先の知つてゐた地理的範圍が大八洲の外に出でなかつたことを示して居るのみならず、またこの大八洲が早くから我等の祖先の安住地となり、既にその祖國の何處なるかゞ忘れられてしまつたことをも暗示するのであつて、こゝに大八洲國は遂に我が國號ともなつた、そして我等の祖先はこの大八洲國といふ國號に、如何に多く希望をかけて將來を祝福したことであらう。殊に諾冉二尊の神話は生々、成々といふことで殆んど全部を占めて居る、この生成は、回顧にあらずして前進であり、悲

と、國常立尊の系統を受けさせられた神と同時におはしまし、言ひ傳へがあつたともいへるのであり、しかも皇孫瓊々杵尊に至つてこの二つの系統が合一したものと推測せられないでもない。即ち天照太神の御子天忍穗耳尊が高皇產靈神の御女栲幡千々姬命を娶り給ひ、こゝに瓊々杵尊が御誕生になつたと傳へられて居り、たとひ天御中主神や國常立尊から諸冉二尊までは全く神話の神々であらせらるゝとしても、また天照太神に關せる記事が全く神話であるにしても、それらの神話には我が國史の曙光將に上らんとするところがほの見えてゐるではあるまいか。

國史の曙光

諸冉二尊の大八洲及び諸神生成の神話には、我が肇國の體制や皇室の尊嚴及び國民の信念等を考察するにも大切なものがあり、皇室の祖先についても或る暗示が與へられて居る。この諸冉二尊の大八洲生成神話については、新井白石や久米博士の如く、これを人事的に解釋して、二尊が我が國土を經營せられたことであるとか、或は島々を支配し給ふ神を生みたまうたのであるとかいふ說もあるが、これ果して神話を學術的に取扱つたものであらうか、如何

大八洲生成神話に對する考察

に向つて試みられてゐる研究は總說「國號と民族」の章に於いても述べて置いた通りであつて、今日までの神代研究にして定說となつて居るものがまだ多く出でゝ居ない。どの說にしてもよくいへば卓見、惡くいへば臆說であり、卓見と臆說との間にどれ程の隔りがあるかは疑問である。

先づこゝに論ずべきは、國史としての出發點ともいふべき我が肇國に關する問題である。それは古事記、日本書紀の記事に見えてゐる天地開闢、諾冉二尊の大八洲及び諸神の生成や、高天原の所在など既に屢〻論議せられてゐるものに亙るのであるが、その中で日本書紀の天地開闢の條は淮南子鴻列傳と殆んど同文であり、少くとも支那の陰陽說などによつて作り上げられた說話の痕跡を諾冉二尊以前の記事に認められる。なほ古事記には高天原に成りませる神を天御中主神としてゐるが、日本書紀には、本文に國常立尊を第一に置いてゐる、そして古事記に於いて天御中主神の次にまします高皇産靈尊、神皇産靈尊の二神が諾冉二神の御子たる天照太神の御代に生存せられ、天照太神を輔けたまひし說話から推測すれば、天御中主神の系統を受けさせられた神

神代の神話學的研究

に中田薫博士が神代に於ける神名をアイヌ語を以て解釋せんとせる論文を發表せられ、喜田貞吉博士、安藤正次氏、小林庄次郎氏等の反對があつて、論戰一時酣なるものがあつた。更に嘗て日本建國史を著したる木村鷹太郎氏が日本太古史を公にし、希臘語などゝ我が國語を比較して、その發音の類似により我が天孫民族が亞弗利加や地中海沿岸から東方に遷つて來たやうに論せられしをはじめ、これに類する説をなすものの尚ほ絶えないけれど、要するに多くは時間と空間とを超越した議論で、神代史の研究に益するところがないのみならず、却つて世人を迷はすものも少くない。また神話學としては、我が國の神話と他國のそれとの比較研究すら未だ多く試みられて居らぬ。嘗て帝國文學第八巻の五に出でた高木敏雄氏の「日本神話學の歴史的概觀」及び第九巻の十なる「日本古史神話學概論」及び史學雜誌第廿五編なる「素戔嗚尊神話に現はれたる高天原要素と出雲要素」などまづ白眉のものといつて可いが（高木敏雄氏著日本神話傳説の研究にも收めてある）我が神代史に光明を與ふるもの稀なるは遺憾である。その他言語學、人類學、土俗學及び考古學の方面から神代

見ねばならないとなし、且つ神代史の分解、構成を論じて、皇室の由來と、家々に對するその位置とを說明せるもの卽ち神代史なりと述べ、それに時代によつて變化と潤飾とがあり、次第に異分子が附加せられて、日本書紀や古事記に載せらるゝことになつたのであると論じ、終りに上代に於ける國體に關する思想、人生觀、世界觀、支那思想の影響などを說いてある(尙ほ同博士の古事記及日本書紀の研究及び上代史の研究等參考)。併し神話傳說といふものが、特に或る時代に或る目的を以て作られたやうに觀るのは、民族心理學的若しくは比較神話學的の考察を一蹴した樣な、餘りに獨斷に過ぎる嫌がある、寧ろ長い年月の間にだん／＼それらの說話が作られて來たとする方妥當ではあるまいか。始めは一の罌粟粒であつても、遂に金平糖になるやうなもので、その次第に立派な神話となり、傳說となり來れるところに、矢張り歷史が存在するのではあるまいか。兎に角津田博士の著書は最も忌憚なく神代のことを論せられたものとして、神代史の研究者に必ず一讀することを薦める。

諸雜誌に現れた言語學的研究で神代に關したものでは、史學雜誌第十七編

津田博士の新研究、

例言を卷頭に掲げて前說を高調し、大體に於いてその考察は舊版に異なつて居らぬ、その論旨は何事も人間の常理に逸するを許さずとし、神代の傳說をも單に之を神怪不思議とせずして、その眞相を會得せしむべく、すべて人事を以て之を解釋したところ大に新井白石に似て居る。從つてその史論の長所はまた同時にその短所たるも已むを得ない次第であつて、諾冉二尊の大八洲生成說話についても、二尊が大八洲を鎭定してその君長を定められたことゝし、山幸海幸の神話を以て所領の爭となし、また日韓閩の三土聯合を說きたるが如き、到底我等の首肯し能はざるところである。

其の後神代史の研究に獨自の見解を發表せられた津田左右吉博士はその神代史の新らしい研究及び神代史の研究なる著書に於いて、記紀の神代卷をば或る時代の人の作爲の物語と考へた大膽なる前提から研究を起して居られる。その說によれば、或る物語を作るのは餘程知識の發達した後のことであらうから、應神天皇仁德天皇の二朝より多少の年月を經た後、即ちいかに早くも雄略天皇の頃から、繼體天皇若しくは欽明天皇の前後に作られたものと

重野博士の國史綜覽稿

久米博士の古代史

研究に新天地を開いた功績は之を沒することが出來ない。しかも「神道は祭天の古俗」一たび田口卯吉博士の主宰せし史海に轉載せらるゝや、世論囂々、遂に之を掲載せし史學雜誌及び史海の發賣禁止となり、久米博士は大學の講壇を退かざるを得ざるに至り、神代に關する研究この後暫く聲を潛めた姿であつたが、既に一たび自覺した我が學界がそのまゝ屏息すべきものではなく、幾くもなく少壯の學者によつて、或は人類學、考古學等の方面から、或は神話學、言語學等の方面から新たに研究が試みらるゝやうになつた。

如上の次第であつたから、明治時代には纏まつた神代史の研究は、殆んど出來なかつた、かの重野安繹博士監修の下に河田羆氏等の緝集に係れる國史綜覽稿の如き、中には新研究など二三挿入せられ、重野博士の卓見も間々窺はるるところありとはいへ、古來世に公にせられし著述論文等を取捨撰擇してこれを綜合編纂したものに過ぎないといつてよい。また早稻田大學出版部から出た大日本時代史の一部なる久米邦武博士の古代史にも博士獨特の研究が發表されて居り、大正四年版には餘ほど增補訂正を加へられたけれど、校訂

我が學者の神代史研究

を英譯した王堂チェームバレーン氏、日本書紀を英譯し且つ神道といふ書を著せるアストン氏、さては同じく日本書紀を獨譯したフロレンツ博士を始め、アイヌ研究家たるバチェラー氏、ベルツ博士の如き、我が國の學者を啓發せしめたものが甚だ多い、いはゞ我が神代の研究は外國人に刺激せられて新しい發展を見るに至つたものとすべきであらう。なほ外國の學者が如何に研究上の自由を有して居つても、我が古典を十分咀嚼するには多大の困難が横はつて居た。然るに、明治二十三、四年ごろ我が學界に史學研究新たに勃興するや、神代史の研究を必要として學者の注意を喚起せし論文なども公にせられ(史學雜誌第二編高津鍬三郎氏「神代史に就て」參考)、ついでその意見を發表した人々に、星野恒博士(史學雜誌第一編「本邦の人種言語に就て鄙見を述べ世の眞心愛國家に糺す」)久米邦武博士(同第一編「日本幅員の沿革」及び同第二編「住吉社は委奴國の祖神」同第二編「神道は祭天の古俗」)幷に菅政友氏(同第四編「宇佐島考」)等があり、國學者に對して戰を挑んだやうな觀を呈した。今日から觀ればそれらの論說必ずしも學術的にあらず、或は獨斷に陷りしものもあれど、神代の

に一時代を劃するものであつた。その考證論斷が多く妥當を得てゐるのみならず、間々今日に於いて我々の言はんと欲するところを筆鋒に藏したところもある。

平田篤胤の古史徴

宣長に次いで神代の研究に從つた國學者は平田篤胤であるが、その著古史徴の附錄ともいふべき開題記は我が國の本源や、神代文字に關せる意見を別とし、神代以來氏姓時代まで國史の研究者に善い手引きともなるべき解題書である。しかし彼が古神道の主張に熱烈なりし爲めに、餘りに尙古的思想であり、研究的態度を超越したるところありしため、古史徴が學術的價値に於いて宣長の古事記傳に一籌を輸するは學界の定評となつてゐる。然るに二大人の後に出でたる國學者は大抵この二大人の說を祖述するに止まり、それ以上に進んだ研究の觀るべきものがないのみならず、史的研究を神代に加ふることは、日本國民として爲すべからざるもの丶やうに誤解せられ、明治時代に入つては神代の自由討究は遺憾ながら我が國の學者に行はる丶こと能はず、その間外國の學者に先鞭を着けられた觀がある。

外國人の神代研究

それら外國人の研究は多く亞細亞協會（アジヤチクソサイテイー）の報告に出で丶居るが、就中古事記

徳川時代の神代研究

新井白石の古史通

本居宣長の古事記傳

をしたものではない。徳川時代に入つて林道春は神代系圖を編し、その羅山文集にも多少神代について研究を試みんとした態度が見えて居り、山崎派の學者にも高天原の所在を大和となし、神代について說を出したものがないではないが、神代の研究に關して新生面を開いたものは實に新井白石を初とせねばならぬ。これについては既に總說「國史の編纂著述」の章にも述べて置いたが、白石はその著古史通に於いて神代の記事を神業とせず、凡べて人事として解釋し、神の國と云ふ想像世界に起つた說話でなく、みな大八洲に起つた史的事象となし、主として舊事本紀により大膽なる新解釋を加へた。その細目に至つては多く臆斷に陷り、今日より見れば如何にも首肯すべからざるものがあるが、それまで神の世界としてのみ考察された神代の扉を開いて、史的考察を進めたのは白石にして始めて出來たことであらう。いはゞ神代が多少なりとも歷史として研究の範圍に入れられたのは、この以後の事であつて、その後復古思想が盛になり、國學者に阿闍梨契沖、賀茂眞淵等を出した後、本居宣長に至り、その畢生の大著古事記傳が公にせられたのは、實にまた神代の研究

神代研究の困難

第一代の天皇であらせられる古傳說に從ひて、或は神武天皇から我が國史の發展を說明するに止めようといふ人があるかは知れないが、我が肇國の如何なりしかを、幾分にても知ることが可能であるとすれば、從來神代といはれてゐる時代に研究を進めるのは、また緊要なることゝいはねばならぬ。

神代研究の資料としては前に擧げた古事記、日本書紀の神代卷の外に舊事本紀の天孫本紀、または和銅撰進の風土記や古語拾遺、新撰姓氏錄など、すべて奈良朝時代から平安奠都時代に編纂されたものから神代の記事を拾ひ蒐むる外に出でない。たゞそれ等の中には支那や朝鮮の神話傳說も混入し、又我が國の神話が語り繼いで來た長い間に、いろ〳〵結び合つて潤色せられたものが多いであらうから、神代の事に關せる神話傳說といつても、どれだけ原態が抽出せられ得るか甚だ覺束ないのである。それに日本書紀神代卷の注釋書たる忌部正通の神代紀口訣や、一條兼良の日本紀纂疏、淸原宣賢の日本紀神代抄などにしても、また北畠親房の神皇正統記にしても、多くは佛典、儒書或は陰陽五行說等により說明してゐるのであり、必ずしも神代について史的研究

たる區別をなしたのであつて、所謂神代を史前時代と考定したためである。

史前時代と有史時代

しかし、神武天皇の以前と以後とによつてどれだけ史料の正確さに相異があるであらうか。史前時代と有史時代との分界が明瞭に區別し難きは、世界に於ける古い國々皆然らざるはなしといつてよいのであり、その太古に於ける物語は、多く靈異神怪にあらざれば荒唐無稽の談に富んで居つて、神話や傳說等に歷史が包まれて居るともいへる。無論神話も傳說も歷史の資料ではあらうが、それ等の中から神武天皇以後に於いてのみ史的事象が抜き出されるならば、或は神代と人皇の御代とに、史前時代と有史時代との分界を發見し得るかも知れないけれど、

神話と傳說

神話傳說の研究が次第に進んで來た今日に於いても、寧ろこれを否定するに傾かざるを得ないのである。而かもこれらの神話傳說の中から、もし我が肇國に關せる事柄を朧氣ながらも之を知ることが出來るならば、我々は國史の出發點を所謂神代まで溯らしめ得るのであつて、神代史の研究がまた重要なる意義を占むることになるであらう。尤も神武天皇が始馭天下之天皇といふ尊稱を有せられ、大和に皇都を開きたまひし人皇

各說 上卷

第一章 神代

神代は國史として取扱はるべきか

これまで神代と稱せられてゐる時代が國史として取扱はるべきものなりや否やは先づ問題となるであらう。さきに總說に於いても述べたやうに、日本書紀の初め二卷が「神代上」「神代下」となつて居り、古事記がその上卷を以て之に充てゝゐるのを見ても、奈良朝時代には、肇國以來、神武天皇以前を神代と稱し、神武天皇以後を以て人皇の御代といひ、天皇の御代數をも神武天皇から數へ奉ることになつてゐるのであるが、それは恐らく既に神武天皇の御卽位を辛酉の年に定めたと考へられる推古天皇の御代に始まるであらう(總說上代紀年論參考)。類聚國史に日本書紀神代卷をそのまゝ神祇部の初に收め、後ち大日本史の如き、また本紀を神武天皇に始めて居るのも神と人との間に截然

源頼朝畫像　京都　神護寺所藏
源義經書狀　高野山　金剛峯寺所藏
後鳥羽天皇宸影　横濱　原富太郎氏所藏
僧榮西筆觀普賢經　筑前　大泉坊所藏
僧道元筆普勸坐禪儀　越前　永平寺所藏
僧親鸞畫像　京都　西本願寺所藏
僧日蓮畫像　伊豆　妙法華寺所藏
蒙古襲來繪卷　御物
北條時宗書狀　鎌倉　圓覺寺所藏
香取神宮奉納釋迦如來銅像光背銘拓本　下總　觀福寺所藏

御堂關白日記　東京　近衞公爵家所藏
枕草紙繪卷　東京　淺野侯爵家所藏
小野道風筆智證大師謚號勅書　北白川宮御所藏
藤原佐理筆詩懷紙　讃岐　松平伯爵家所藏
一條行成筆白氏文集奥書　高松宮御所藏
西行法師消息　高野山　金剛峯寺所藏
京都醍醐寺五重塔柱繪
阿彌陀如來二十五菩薩來迎圖　高野山　滿寺八幡講所藏
僧藏俊及藤原賴長因明論疏奥書　久原文庫所藏
平家奉納法華經　安藝　嚴島神社所藏
過去現在因果經　京都　醍醐寺報恩院所藏
信貴山緣起　大和　朝護孫子寺所藏
平治物語繪卷　ボストン博物館所藏
壇の浦海戰圖
壇の浦潮流速度圖

圖版目次

高句麗廣開土王(好太王)碑	
聖德太子御畫像	御物
聖德太子御筆法華經義疏	御物
法隆寺金堂壁畫	
京阪附近皇都沿革地圖	
木像藥師如來	大和　唐招提寺金堂安置
木像藥師如來	大和　室生寺金堂安置
觀世音菩薩受記經	東京　根津嘉一郎氏所藏
聖武天皇宸筆雜集	正倉院御物
光明皇后御筆樂毅論	正倉院御物
桂本萬葉集	御物
平安京大內裏圖	東京　九條公爵家所藏
僧最澄書狀	橫濱　原富太郎氏所藏
僧空海書狀	京都　教王護國寺所藏

の來朝…元寇の我が國に與へた影響…五〇二　戰後經營の困難…五〇三　恩賞に就いての訴訟打切り…五〇四　永仁五年の德政令…時宗死後の鎌倉…五〇五　蒙古襲來後の京都…持明院統と大覺寺統…五〇六

（ホ）正中元弘時代　後醍醐天皇の親政…北條氏の內訌…五〇七　文保の御和談…正中の變…五〇八　金澤貞顯…金澤實時の好學…稱名寺…五〇九　金澤文庫…幕府の威信失墜…五一〇　後醍醐天皇の御計畫…邦良親王薨去…五一一　吉田定房の密告…天皇笠置に行幸したまふ…北條氏量仁親王を擁立す…五一二　後醍醐天皇隱岐遷幸…勤王軍の再擧…五一三　後醍醐天皇船上山行幸…足利高氏の歸順…六波羅滅ぶ…五一四　北條氏亡ぶ…五一五　北條氏系圖…五一六　鎌倉時代の社會的及經濟的事象…鎌倉の發達…五一七　交通制度…宿制…爲替…五一八　鎌倉以外の都市…九州の政治的中心博多…城下町の搖籃期…五一九　交通商業の都市の發展…港灣都市の發展…五二〇　貨幣の流通狀態…宋錢の渡來…一般的經濟生活の向上…公家時代に於ける土地の收益と生活…五二一　請所制度…五二二　商業の發展及び市場の發達…座の研究…五二三　座の語原…座の起原…五二五　座の發生及びその本質…五二六　鎌倉時代の市と座人との活動…五二七　鎌倉時代の文化…五二八　鎌倉時代の書風…後京極樣…青蓮院流…五二九

皇…四六七　四條天皇崩後の皇位繼承問題…泰時後嵯峨天皇を擁立す…泰時の卒去…四六八　泰時の人物…
北畠親房の泰時評…四六九　將軍と執權との關係…賴經將軍となる…四七〇　賴經追はる…幕府を支持す
る勢力の中心…三浦氏の勢力…四七一　三浦氏の滅亡…四七二　幕府と高野山…四七三　九條道家關東申
次を免ぜらる…後深草天皇…院廳の雜訴評定…院廳評定衆…四七四　九條家の悲運…宮將軍の擁立…五
攝家の分立…五攝家分立に關する本朝通鑑の說…四七五　五攝家系圖…四七六
(二)宮將軍時代　宗尊親王の東下…四七六　引付衆の設置…時賴の質素及び武術奬勵…四七七　時賴の
出家…時賴の廻國說…青砥藤綱…四七八　京都に於ける臨濟禪…鎌倉に於ける臨濟禪…四七九　曹洞禪
…四八〇　新佛教の特徵…日蓮の出現…四八一　立正安國論…四八二　後嵯峨天皇の御讓位…後深草天
皇…龜山天皇…四八三　將軍宗尊親王廢せらる…三歲の新將軍惟康親王…蒙古襲來…蒙古襲來について
の參考書…四八四　蒙古襲來以前の日本支那及び朝鮮との關係…四八五　幕府の海賊にする態度…蒙古の
勃興…四八六　時賴大般若經を伊勢神宮に奉納す…第一回の蒙古使節…蒙古に返牒を與へず…四八七　北
條氏の功罪…東巖慧安の和歌…四八八　時宗の決心…四八九　時宗に對する國民の期待…四九〇　第二回
の蒙古使節…四九一　慧安東巖の和親中止の祈願…第三回の蒙古使節…四九二　第四回の蒙古使節…後嵯
峨上皇の崩御…後宇多天皇…四九三　文永の役…文永の役に於ける我が軍の不用意…四九四　てつはう…
時宗更に防備を嚴にす…時宗元使を斬る…長門國警固番…蒙古人用人番…四九五　北條實政を鎭西探題
とし弟宗賴を長門探題とす…時宗が攻守兩樣の計畫…外征計畫の進捗…四九六　外征計畫の中止…石築
地築造…時宗と無學祖先…四九七　圓覺寺の建立…忽必烈の意志…四九八　元軍の組織…四九九　幕府二
たび元使を斬る…弘安の役…五〇〇　龜山上皇御國殉の祈願…五〇一　元尙ほ侵略の念を止めず…寧一山

人…幕府の朝廷に對する威壓…四三五　九條兼實の榮達…頼朝京都守護を措く…義經の潛行…四三六　頼朝の奥州征伐…四三七　義經の最後…頼朝朝廷の命を待たずして發す…四三八　頼朝の上洛…四三九　頼朝の薨去…武人政治家としての頼朝…四四〇　源通親の出現…土御門天皇…二代將軍頼家…四四一　卿の局高倉兼子…比企能員誅せらる…三代將軍…四四二　時政牧の方の密謀…幕府に於ける宿臣老將の凋落…義時政所別當と共に侍所別當を兼ぬ…尼將軍…將軍實朝虚位を擁す…四四三　實朝殺さる…實朝薨後の朝幕關係…順德天皇…四四四　後鳥羽上皇の御計畫…官打…討幕の御計畫…四四五　承久の變…四四六　官軍利を失ふ…四四七　北條氏後堀河天皇を擁立す…三上皇遠島に遷り給ふ…四四八　後高倉院の院政…禪宗…榮西の臨濟禪…四四九　道元の曹洞禪…源空の淨土宗…四五〇　選擇本願念佛集…空也念佛と融通念佛…四五一　親鸞の一向眞宗…教行信證…四五二　時宗…舊宗派の復興…俊芿…明惠上人…武家主義…四五三　鎌倉の京都化…京都鎌倉の文化的交渉と復古…四五四　大佛師運慶…陳和卿と天竺樣…四五五　藤原定家…明月記…四五六

第八章　古武家時代の三　四五七

第四　鎌倉時代下　四五七

(八)藤氏將軍時代　兩六波羅の設置…關東御教書と六波羅御教書…四五八　六波羅探題…本補地頭と新補地頭…四五九　新補地頭得分の率法…義時の卒去…四六〇　泰時の執權…泰時の經綸…四六一　貞永式目…四六二　貞永式目の內容…四六三　式目の追加…四六四　寺院の衆議法…幕府の評定衆…四六五　承久の變後の朝廷の情勢…羽振よき九條西園寺二家…九條道家の榮華…四六六　西園寺公經の豪奢…四條天

…四〇四　平氏の都落…後鳥羽天皇…神器なくして踐祚の初例…四〇五　太宰府の行宮…平氏の東上…義仲の狼狽…四〇六　三勢力の平衡を破つた義經…義仲亡ぶ…一の谷合戰…四〇七　義經賴朝の不興を蒙る…屋島合戰…四〇八　壇の浦合戰…四〇九　海戰の新戰法…四一〇　安德天皇御入水…平氏一門の花々しい最後…寶劔海に沈む…四一一

第七章　古武家時代の二

四一三

第三　鎌倉時代上

四一三

平家は驕りに不用意なりき…四一二　平治合戰後二十年…四一三　鎌倉時代始まる…鎌倉幕府の特色…四一四

武士道精華の時代…義經時宗及び正成…四一五

(イ)諸源勃興時代　諸源の勃興…淸盛の憤慨…四一六　賴朝は武人よりも政治家…四一七　賴朝鎌倉に館す…義經賴朝を訪ふ…賴朝義經二人の態度…四一八　諸國騷然…淸盛薨ず…四一九　義仲兵を擧ぐ…義仲叡山に至る…平家の都落…四二〇　後鳥羽天皇立ちたまふ…義仲の人望失墜…四二一　義仲平家と結んで賴朝を討たんとす…天下三分の形勢…範賴義經の上洛…四二二　義經の苦心…宇治川合戰…四二三　義仲戰死す…一の谷合戰…四二四　屋島合戰…壇の浦合戰…四二五

(ロ)源氏將軍時代　公文所門注所及び侍所…四二五　賴朝の猜疑…義經の心情…後白河法皇の恩寵…四二六　腰越狀…四二七　源行家…院廳一味の策動…四二八　兼實の義經評…守護地頭の補任と兵粮米の加徵…四二九　莊園研究の困難…四三〇　守護地頭設置に對する院宮權門領の反對…四三一　六十六國總追捕使…守護の職掌…地頭…四三二　地頭職は官職にあらず…兵粮米徵發…四三三　地頭の任免…非御家

古武家時代の出現…三六七　古武家時代の中心は鎌倉時代…三六八　復古的思想と律令制度…律令制度の崩壊…三六九　武士階級の擡頭…萬葉集研究の復興…三七〇　布教的佛敎の勃興…武士道…國民思想の旺盛…三七一　古武家時代の區分…三七二　鎌倉時代の小分け…古武家時代の研究資料…三七四　古武家時代の古文書…三七五

第一　保元平治時代　三七七

後白河上皇と二條天皇…三七七　清盛の活躍…三七八　三十三間堂の造營…藤原氏の無力…三七九　地方豪族の主從關係…三八〇

第二　六波羅時代　三八〇

平氏の武家政治…三八〇

(イ)平家全盛時代　清盛の昇進及びその勢力の發展…三八二　藤原基實の遺領二分…三八三　後白河法皇と清盛…成親一件…三八四　鹿ケ谷の會合…安德天皇立太子…三八三　清盛上皇の親近三十九人の官職を褫ふ…清盛法皇を鳥羽離宮に移し奉る…三八六　重盛の病名…安德天皇…平家一門の極盛…三八七　意外の榮進に醉へる平家の一門…美術及び貿易…三八八　嚴島奉納の法華經…法華經の書寫…三八九　扇面法華經…繪卷物…三九〇　繪卷物一覽表…三九一　佛畫の新時期…三九七　兵庫港の修築…日宋の貿易…三九八

(ロ)諸源勃興時代　以仁王の擧兵…三九九　清盛と賴政…以仁王の令旨…以仁王園城寺に入りたまふ…四〇〇　賴政園城寺に入る…擧兵の失敗…福原遷都…四〇一　京都還幸…賴朝の擧兵…四〇二　義仲北陸道を徇ふ…山本義經の擧兵…四〇五　重衡東大興福の二寺を燒く…賴朝鎌倉に根據を置く…清盛薨ず

白河天皇…院政の萌芽…三三二　治天の君…三三三　院廳下文と院宣…北面の武士…院政の弊…三三四　仙洞御所一覧表…三三六　白河上皇の院政…六勝寺…三四一　成功…南都北嶺の横暴…三四二　悪僧の起り…三四三　悪僧…延暦寺園城寺の爭と悪僧…山法師と奈良法師…三四四　放氏…多武峯と清水寺…武士をして悪僧の強訴を防がしむ…三四五　後三年の役…三四六　朝廷私闘なりとして追討官符を下さず…三四七　東國武士と源氏との關係いよ〳〵親密となる…奥州藤原氏の富強と中尊寺…金色堂の覆堂…三四八　義家義綱の爭…桓武平氏の沈淪…三四九　平正盛忠盛父子の擡頭…義親の亂暴…三五〇　平家の勢力西國に進展した…源平二氏の對照…三五一　皇室と藤原氏との關係…藤原忠實の擁圖…三五二　鳥羽天皇…白河法皇と忠實…忠實忠通父子の不和…三五三　崇德天皇…上皇の立后…崇德天皇と鳥羽上皇及び關白忠通…忠通頼長兄弟の不和…頼長の性格…三五四　台記…美福門院得子…近衞天皇…三五五　頼長氏長者となる…三五六

第九　保元平治時代

保元の亂と應仁の亂…三五六　保元合戰は武家時代に入る嚆矢…三五七　保元合戰と源平二氏…院政と皇位繼承…三五八　藤原氏の父子兄弟關係…藤原氏の院政化…三五九　後白河天皇…頼長崇德上皇と結ぶ…大家族制の分裂崩壊…三六〇　家に對する思想の變化…北面の武士平清盛等起請文を上る…三六一　崇德上皇武士を募りたまふ…崇德上皇の軍敗る…三六二　嵯峨天皇以後例なき死罪…少納言信西の活動…三六三　二條天皇…後白河上皇の院政…藤原信頼と信西との軋轢…清盛の昇進…義朝の不平…三六四　信頼義朝の結託…平治合戰…三六五　義朝の最後…三六六

三五六

第六章　古武家時代の一

三六七

准三宮…領國知行制…二九四　撿非違使に地方武士を用ふ…地方武士の進出…地方に於ける撿非違使押領使及び總追捕使…二九五　藤原氏の內訌…殿下の渡領…二九六　皇室と藤原氏との關係系圖…二九七　圓融天皇…兼通兼家兄弟の爭…二九八　頼忠兼家の女の入內…花山天皇…二九九　花山天皇の遜位…兼家の專權と榮華…三〇〇　道隆の攝關…宮中の淫蕩…三〇一　道隆道兼兄弟の不和…七日關白…道長伊周の不和…伊周隆家の貶謫…三〇二　道長の全盛時代となる…三條天皇…三〇三　道長攝政を子頼通に讓る…廢太子一件…望月の歌…三〇四　道長の榮華…三〇五　御堂關白記…後朱雀天皇の御英明…三〇六　支那との關係…三〇七　朝鮮との關係…刀伊の賊…三〇八　武士の勃興と寺院勢力の發展…三〇九　源氏と諸國の武士…武士道…三一〇　地方政治の紊亂…尾張國郡司百姓等國守を彈劾す…三一一　社寺の莊園及び國衙領の武士…平忠常の亂…三一二　忠常頼信に降る…坂東八平氏…三一三　前九年の役…三一四　安倍頼時の反復…頼義淸原武則の來援により安倍氏を滅す…三一五　武士の勃興と地理的環境…東國の馬と西國の船…三一六　源平二氏の勢力東西に相對す…三一七　攝關榮華時代の國文…漢文體國文と假名文體國文…三一八　攝關政治と婦人…源氏物語と枕の草紙…三二〇　閨秀歌人…男子の婦人化…小野道風…上代様…三二一　菅原道眞及び紀貫之の書…高野切…小野道風の眞蹟…三二二　三蹟…世尊寺流…三二三　上皇實權時代以後の上代様…三二四　攝關榮華時代の繪畫彫刻及び建築…宇治平等院と陸奥中尊寺…三二五

第八　上皇實權時代　三二六

政權の推移…藤原氏立后外戚政策の頓挫…三二六　後冷泉天皇…尊仁親王の立太子に頼通の望絶ゆ…三二七　後三條天皇…新立莊園の停止…記錄莊園券契所の設置…三二八　關白の實權を收めらる…莊園の整理…三二九　藤原能信の補導…人物の登庸…前の三房…三三〇　後三房…宣旨斗…後三條天皇の御讓位…院政の始…三三一

往…二五八　渤海との通交…二五九　延喜の御代…聖代の一不祥事…二六〇　菅原道眞貶謫せらる…二六一
道眞神として祭らる…二六三　北野天滿宮…班田收授制の復活と莊園の整理…班田收授制の實行難…二六四
墾田三世一身法…土地の永久私有…二六五　莊園の起原…不輸租の莊園…二六六　莊園整理の先驅…二六七
國史編纂の最後…新國史…萬葉調の和歌廢る…六歌仙…勅撰和歌集の初…二六八　勅撰和歌集一覽…三代
集…八代集…十代集…二六九　十三代集…二十一代集…勅撰和歌の索引…二七〇　作者部類…假名文體の國
文…當時の文學者…延喜格式…二七一　公家時代の衰微期に入らんとする分水嶺…三善清行の意見封事…
二七二　朱雀天皇卽位藤原忠平攝政…群盜京畿に出沒す…二七三　承平天慶の亂…將門の叛亂の起因…二七四
藤原純友また叛す…二七六　將門純友の亂平ぐ…村上天皇…二七七　天曆の治…率分堂の庭に草を生ず…禁
中歌合の始まり…和歌所…梨壺五人…二七八

第五章　公家時代の三　二七九

第七　攝關榮華時代　二七九

藤原氏の榮華一百年…隋唐文化の爛熟時代…二七九　源高明…西宮記…藤原氏と源氏…二八〇　淸和源氏の
系統についての異說…陽成源氏說…二八一　名族の地方に於ける勢力…二八二　攝津源氏と河內源氏…二八三
安和の變…源高明太宰權帥に貶せらる…二八四　院號の初…支那風の諡號廢す…二八五　宣旨と御敎書…
二八六　消息宣下…攝政家又は關白家の政所政治…二八七　政所政治は公私混淆政治…官職の世襲化…二八八
家格の一定…公事の先例を重んず…日記の流行…二八九　部類記…年中行事…家傳秘說…二九〇　有職故實
…國司の遙任盛に行はる…二九一　留守所…二九二　成功…地方制の莊園化…領國知行制…年官年爵制…二九三

藏人の奉書…嵯峨淳和二天皇の御間柄…二二四　撿非違使廳の設置…撿非違使廳の職制…二二五　皇族の賜姓…二二六　氏姓に對する思想の變遷…二二七　源平藤橘の四姓…新撰姓氏錄の撰錄…多數の氏姓少數の氏姓に合流す…二二八　苗字の起り…二二九　皇子賜姓と皇室經濟…御陵墓制の第二期…二三〇　延喜式に淳和天皇の御陵を載せず…御歷代陵墓表の二…二三一　平安奠都時代以前の文學…二三四　平安朝前期の文學…二三五　勸學院弘文院學館院及び奬學院…二三六　いろは歌の製作年代…二三七

第五　攝關新置時代　二三八

仁明天皇御卽位一天皇二上皇あり…皇位繼承上の一疑獄…二三八　攝關政治はたゞ形式的の發表を待つ…文德天皇…藤原氏と眞言宗…人臣相國の初例…清和天皇…人臣攝政の初例…二四〇　應天門の變…藤原氏機會あるごとに他族を排斥す…陽成天皇…二四一　藤原基經の攝政…出羽蝦夷の叛亂…二四二　光孝天皇…關白の初例…大閤…禪閤…藤原氏北家獨り榮ゆ…二四三　天台眞言二宗の發展…天台座主…大乘戒壇設立の勅許…慈覺大師圓仁…二四四　智證大師圓珍…山門と寺門…二四五　東密と台密…空海門下の英材…東寺爭ひ…眞雅と藤原良房…源仁…益信と聖寶…二四六　野澤十二流…南都六宗衰ふ…本地垂迹說の實現に至る徑路…二四七　神佛の相互關係…平安朝前期の藝術…二五〇

第六　攝關中停時代　二五〇

宇多天皇…賀茂臨時祭の初…光孝天皇と基經…二五一　宇多天皇の御英明…橘廣相の任用…二五二　阿衡一件…二五三　基經薨去の後關白を置かず…菅原道眞の登庸…二五四　醍醐天皇…寛平御遺誡…二五五　遣唐使の廢止…藤原常嗣と小野篁…二五六　勸發遣唐使…二五七　菅原道眞上表して遣唐使を止む…支那商船の來

僧玄昉…一八八　藤原廣嗣の亂…一八九　四字の年號…孝謙天皇御位の年月…藤原仲麻呂の專橫…一九〇　橘奈良麻呂等の變…淳仁天皇…惠美押勝…太政官以下官名の唐制模倣…一九一　多賀城碑…僧道鏡の專恣…稱德天皇…佛教國家の出現…一九二　路眞人と和氣淸麻呂…一九三　光仁天皇の緊縮政…武藏國を東海道に編入す…兵農二分の端を開く…一九四　奈良朝時代の文學…一九五

第四章　公家時代の一　一九六

第四　平安奠都時代　一九六

桓武天皇と藤原百川…一九六　長岡京遷都…一九七　皇都として平城京の闕點…一九八　遷都の獻策者藤原種繼…一九九　平安京の撰定…奠都と風水思想…二〇〇　蝦夷征伐…二〇一　坂上田村麻呂の凱旋…二〇二　膽澤志波の二城を築く…文室綿麻呂…東國に於ける武力の養成…二〇三　蝦夷襲來について歷代の苦心…二〇四　佛教の新宗派…都市佛教…佛教の新宗出現の必要…二〇五　最澄と空海…神祇崇拜と佛教信仰との調和…二〇六　最澄の天台宗傳來…二〇七　最澄比叡山を開く…山嶽佛教の創始…山家式…最澄の大乘戒壇設立奏請…二〇八　三戒壇…空海が眞言宗に入りし徑路…空海の入唐…二〇九　密宗と道教…二一〇　最澄と空海との關係…二一一　空海高野山を開く…二一二　宮中に眞言院を設く…空海の敎化力…二一三　書道に於ける空海の功績…入木道の祖…弘法大師の眞蹟…二一四　三十帖策子…空海と橘逸勢…二一五　三筆…空海と傳へられる筆蹟…二一六　皇位繼承の問題と藤原氏…二一八　藤原種繼…種繼の横死…大伴佐伯二氏政權を離る…二一九　平城天皇…藤原氏北家の擡頭…嵯峨天皇…仲成藥子の變…二二〇　高岳親王の御出家及び入唐渡天…二二一　賀茂齋院の起り…二二二　藏人所の設置…藏人所の職制…最初の藏人頭…二二三　綸旨は

一三五　遣隋使并遣唐使表…一三六　蝦夷の問題…一三九　阿倍比羅夫の蝦夷追討…一四〇　蝦夷の懷柔…改新と反動…一四一　近江令…鎌足に藤原の姓を賜ふ…一四三　大友皇子の即位非即位說…一四四　中天皇…一四六　倭姫稱制の私案…天武天皇の御事業…一四七　八姓の制…一四八　風俗禮儀の制…伊勢神宮造替及び大嘗會の初め…在家佛教の初め…教化僧…古傳保存と國史の編纂…一四九　神祇官の設置…持統天皇の稱制…藤原京遷都…一五〇　大寶律令の頒布…養老の修正…一五一　令外官…格…類聚三代格…式…一五二　延喜式…交替式…一五三　中央政府と地方官…四度の使…一五四　位勳の制…中央官制の概略…神祇官…太政官及び八省…一五五　彈正臺…太政大臣…則闕の官…一五六　一の上…喉舌の官…上卿…一五七　地方官制の概略…官職の稱呼…一五八　田制…班田收授の法…租庸調…一五九　令制必ずしも唐の模倣にあらず…一六〇

第三　奈良朝時代　一六一

平城京の奠都…一六二　御一代ごとの遷都に關する諸說…一六三　歷朝遷都について社會的觀察…一六三　大津宮…一六四　平城京奠都の理由…一六五　風水思想と都城制の完成…一六六　平城京の研究…歷代皇都名稱所在表…一六七　錢貨の鑄造…一七四　和同開珎…蓄錢敍位法…一七五　私鑄錢を禁ず…皇朝十二錢…一七六　風土記の撰進…一七七　國郡鄕名に好字をつく…一七八　國史の修撰…奈良朝時代の文化…我が國人の好尙と唐代藝術…一七九　奈良朝時代の佛教…奈良朝時代の諸宗は教團でない…一八〇　東大寺の戒壇…雨儀と晴儀…一八一　南都七大寺…國分寺國分尼寺の創建…一八二　大佛殿の建立と國家佛教の完成…金光明四天王護國之寺…一八三　正倉院の勅封…寫經事業…一八四　外國僧の渡來…一八五　藤原不比等…人臣の立后入内…藤原氏の四家…一八六　橘氏の起り…聖武天皇の親政…渤海國の使聘…一八七　吉備眞備…

代の稱呼…公家といふ名稱…九六　法興肇憲時代…改新修制時代…奈良朝時代…九八　平安奠都時代…攝關新設時代…九九　攝關中停時代…攝關榮華時代…上皇實權時代…保元平治時代…一〇〇　公家時代の根本史料及び參考書…編纂著述…一〇一　記錄類…日記…墳史料…大日本史料…一〇三　軍記類…佛教史料…一〇三　法制史料…有職史料…一〇四　詩文集…和歌集…萬葉集の注釋書及び校訂本…一〇五　大社寺の神佛像繪畫類及び古文書記錄類…一〇六

第一　法興肇憲時代

一〇九

大化改新は聖德太子の事業の繼承…一〇九　偉大なる聖德太子…大日本の建設の御理想…我が國文化の父母…太子と慧慈法師…一一〇　太子の佛教…一一一　太子と國民道德…太子と神祇祭祀…太子の對外政策…一一二　朝鮮征討の中止…太子の對外政策…太子以前の通譯外交…一一三　冠位の制定…憲法十七條の製作…一一四　憲法十七條の大精神…一一五　隋との國交…一一七　留學生派遣…法興の建元…一一八　國史の編纂…一一九　神武天皇以來の年紀…太子の積極的態度…一二〇　太子建立の寺塔…一二一　法隆寺の佛教藝術…法隆寺の再建非再建論…一二三　太子の社會事業…太子の御傳…一二四　中大兄皇子…一二五

第二　改新修制時代

一二五

大化改新と明治維新…一二六　大化改新…一二七　社會的に大なる變動なし…一二八　改新に對する貴族階級の不安…皇極天皇の重祚…一二九　天皇重祚の初例…朝鮮の形勢…一三〇　百濟滅ぶ…我が援軍白村江に敗る…朝鮮全く我が國に離る…一三一　中大兄皇子の英斷…一三二　北路と南路…國防を嚴にす…一三三　唐使劉德高來る…遣隋使…國書の交換なし…一三四　支那に對する國民の意氣…日支通交關係の參考書…

世界第一の廣大なる山陵…前方後圓型古墳…圓墳型古墳…六五　方墳…上圓下方墳…前方後方型古墳…古墳墓の副葬品…墓制に對する道教の影響…六六　墓制に對する佛敎の影響…御歷代陵墓名稱所在表其一…六七　齋藏內藏及び大藏…七二　大臣と大連…次第に閥族の跋扈を生ず…七三　我が國と朝鮮三國との關係…百濟文化の輸入…七四　南朝鮮の風雲漸く急なり…金海と咸安…鎭海灣と洛東江…七五　日本支那の直接交通…七六　武烈天皇についての誤つた傳へ…七七

第四　臣連擅權時代　七八

繼體天皇の迎立…大伴金村の韓土に對する失政…七八　物部氏の擡頭…大伴金村の失脚…七九　任那日本府亡ぶ…佛敎の渡來…八〇　佛敎渡來年代の異說…佛を禮拜すべきや否やの議論…八一　佛像を蘇我稻目に賜ふ…八二　佛敎渡來以前の道敎的信仰と陰陽五行說…八三　崇佛排佛の爭…八四　佛敎が我が文化に加へた影響…蘇我物部二氏の軋轢…八五　大伴氏衰へ物部蘇我二氏の對立…八六　物部氏亡ぶ…馬子の大逆…八七

第五　法興憲時代　八七

推古天皇の卽位…女性天皇の初例…八七　厩戶皇子を皇太子とし政を攝せしめらる…八八　聖德太子御事業の概要…八九　聖德太子の薨去…高麗僧慧慈の殉死的入寂…天壽國曼荼羅繡帳…九〇　太子薨後に於ける蘇我氏の暴慢…蘇我氏の專權極まる…九一　中大兄皇子蘇我氏を誅したまふ…國體觀念の發露…九二

第三章　公家時代の一　九四

大化改新と明治維新…九四　公家時代と武家時代との分界…氏姓時代と公家時代との分界…九五　公家時

古代又は上代…封建時代…二六　皇室を中心とせる氏姓制度の時代…氏姓制度の概説…二七

第一　大和開都時代　二九

神武天皇の東征說と東遷說…三〇　本居宣長の東征說反對論…皇都恢復說…三一　東征東遷否定說…三二
神武天皇紀の記事と大和風土記…三三　八十梟帥時代…三四

第二　皇化發展時代　三四

神鏡神劍を笠縫邑に祭る…祭政一致…三五　天社國社と神地神戸…皇化發展の徑路…四道將軍の派遣…三六
弓弭の調と手末の調…三七　伊勢皇太神宮の鎭座…三八　魏志倭人傳の卑彌呼及び耶馬臺國…三九　耶馬臺國の九州說と大和說…魏志倭人傳の研究…四〇　殉死の禁…埴輪…四一　日本武殉死…四二　熊襲征伐…日本武尊…蝦夷征伐…四三　日高見國…四四　野燒傳說…四五　橘姬入海物語と吾妻傳說…日本武尊東征の地理的考證…四六　日本武尊東征の奥地…日本武尊の御墓說話と御病名…東山道筋の蝦夷綏撫…四七
後世常陸上野下野は大守の任國となる…國造と稲置…四八

第三　韓土服屬時代　四九

氏姓時代に於ける日韓の關係…四九　任那の國號…我が國と三韓國時代の朝鮮…五〇　大伽羅國…三國時代…敦賀津の位置…五一　神功皇后の新羅克服…五二　好太王の碑…五三　日韓關係の研究と日本書紀の紀年…史學雜誌の日韓關係論文…五四　任那日本府…御津と難波津…五七　百濟の服屬…我が國と高麗との關係…五八　日韓關係と筑紫…歸化人の優遇…五九　支那文學の輸入…王仁の一族…六〇　難波津の歌…高きやにの歌…六一　大鷦鷯尊と菟治稚郎子皇子…六二　大和朝廷の隆盛時代…六三　歴代の御陵…六四

國史の研究

各説 上巻

目次

第一章 神代 一

神代は國史として取扱はるべきか…一 史前時代と有史時代…神話と傳説…二 神代研究の困難…三 徳川時代の神代研究…新井白石の古史通…本居宣長の古事記傳…四 平田篤胤の古史徴…外國人の神代研究…五 我が學者の神代史研究…六 重野博士の國史綜覽稿…久米博士の古代史…七 津田博士の新研究…八 神代の言語學的研究…九 神代の神話學的研究…一〇 肇國に關する問題…一一 國史の曙光…大八洲生成神話に對する考察…一三 大八洲神話の理想化…天照太神が皇祖と仰がれ給ふ所以…一四 史話と神話とを分界するは困難…神代の御陵…一六 天孫降臨説話…高千穂峯に關する兩説…一七 武甕槌神と經津主神…猿田彦命…天鈿女命一八 饒速日命大和降臨傳説…一九 高天原に關する考察…二〇 中國の鐵山と武器…二一 日本と朝鮮との交通…宗像三神…二二 沖島の地位…海北道中…二三 山幸海幸説話…豐玉姫物語…隼人の犬吠…產屋傳説…二四 記紀の神代卷と太古の信仰風俗習慣・二五

第二章 氏姓時代 二六

黑板勝美著

更訂 國史の研究 各說 上

岩波書店刊行